

# 2023年度 第2回明石市社会福祉審議会

日 時：2024年(令和6年)2月15日(木)14:00～

場 所：明石市役所議会棟 2階 大会議室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 報告事項

(1) あかし障害福祉推進計画の策定について

(2) 明石市高齢者いきいき福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定  
について

(3) 明石市第4次地域福祉計画に基づく重点施策の進捗状況について

(4) 各専門分科会の活動報告

### 3 その他

### 4 閉 会

## 明石市社会福祉審議会 委員名簿

2024年2月15日現在

| 団体名等                | 役職名等      | 氏名      |
|---------------------|-----------|---------|
| 明石市連合まちづくり協議会       | 総務        | ☆大野 美代子 |
| 明石市民生児童委員協議会        | 副会長       | 柳瀬 進作   |
|                     | 主任児童委員部会長 | 河田 久美   |
| 明石市高年クラブ連合会         | 会長        | 河村 春喜   |
| 明石市障害当事者等団体連絡協議会    | 会長        | 四方 成之   |
| 明石障がい者地域生活ケアネットワーク  | 理事長       | 飯塚 由美子  |
| 明石市社会福祉法人連絡協議会      | 副会長       | 多田 佳史   |
| 明石市保健福祉施設協会         | 副会長       | 横山 光昭   |
| 明石市医師会              | 消化器内科医    | 吉田 俊一   |
| 明石市歯科医師会            | 理事        | ☆田中 秀幸  |
| 兵庫県精神保健福祉士協会        | 理事        | 佃 正信    |
| 明石市ボランティア連絡会        | 会長        | 坂口 逸子   |
| 西明石サポーターリングファミリー    | 代表        | 松本 茂子   |
| 明石市立小・養護学校長会        | 王子小学校長    | 中井 尚人   |
| 明石市立中学校長会           | 衣川中学校長    | 小和 喜樹   |
| 明石市立幼稚園長会           | 高丘東幼稚園長   | 戒井 真利子  |
| 明石市立保育所長会           | 二見こども園長   | 谷河 敦美   |
| 神戸学院大学総合リハビリテーション学部 | 教授        | ◎阪田 憲二郎 |
| 関西福祉大学              | 名誉教授      | 佐伯 文昭   |
| 甲南女子大学人間科学部総合子ども学科  | 教授        | ○伊藤 篤   |
| 元児童相談所所長            |           | 竹内 良二   |
| 西神戸トラウマカウンセリングルーム   | 理事長       | 大上 律子   |
| 精神科医                | 精神科医      | 藤林 武史   |
| 浜田法律事務所             | 弁護士       | 前田 麻衣   |
| 明石市社会福祉協議会          | 参事        | 吉川 義明   |
|                     | 地域支援課長    | 山形 匡則   |
| こども財団               | 常務理事      | 石角 義行   |
| あかし保健所              | 所長        | 宮村 一雄   |

※◎委員長 ○委員長職務代理

## 次 第 2 報 告 事 項

### ( 1 ) あかし障害福祉推進計画の策定について

|                  |
|------------------|
| 社会福祉審議会資料        |
| 2024年（令和6年）2月15日 |
| 福祉局障害福祉課         |

## あかし障害福祉推進計画の策定について

「あかし障害福祉推進計画（素案）」について、パブリックコメント及び明石市地域自立支援協議会・明石市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会でのご意見を踏まえ、別添のとおり計画をとりまとめましたので、報告いたします。

### 1. 計画の概要

#### （1）基本理念

「みんなでつくる すべての人が自分らしく活躍し、安心して住み続けられるまち」

#### （2）基本目標

基本理念を実現するために、分野ごとに以下の7つの基本目標を設定します。

|       |                              |
|-------|------------------------------|
| 基本目標1 | 安全・安心に暮らせる生活環境の整備            |
| 基本目標2 | 質の高い福祉サービスの提供体制の構築           |
| 基本目標3 | 地域で安心して暮らすことができる保健・医療提供体制の整備 |
| 基本目標4 | ライフステージに応じた療育・保育・教育の充実       |
| 基本目標5 | 自立に向けた就労・雇用環境の整備             |
| 基本目標6 | 社会参加を促進するための支援の充実            |
| 基本目標7 | 共生社会の実現に向けた差別解消・権利擁護の推進      |

#### （3）重点施策

計画期間内に特に対応すべき主要な課題を以下のとおり重点施策と位置づけ、集中的な事業展開を図ります。

|       |                              |
|-------|------------------------------|
| 重点施策1 | 地域生活を支えるための福祉人材の確保・育成（基本目標2） |
| 重点施策2 | 医療的ケアが必要な人への支援の充実（基本目標3）     |
| 重点施策3 | 質の高い児童通所支援の提供体制の構築（基本目標4）    |

### 2. パブリックコメントについて

#### （1）実施期間

2023年（令和5年）12月18日（月）から2024年（令和6年）1月17日（水）

#### （2）結果

①件数：2人9件

## ②主な内容

- ・ユニバーサルデザインを踏まえた施設や歩道等の整備の促進をお願いしたい。
- ・民間事業者における障害理解を進めてほしい。
- ・ヘルパーや支援員等の福祉人材の質の向上に努めていただきたい。
- ・医療的ケアが必要な子どもの小児から成人への移行期医療支援体制の充実に取り組む必要があるのではないか。
- ・教職員への医療的ケアが必要な子どもの理解促進を今まで以上にお願いしたい。

## 3. 計画素案からの主な変更点

- ・基本目標1について、「安心・安全に暮らせる生活環境の整備」を国の障害者基本計画等を踏まえ「安全・安心に暮らせる生活環境の整備」に変更しました。

## 4. 周知について

- ・市ホームページへの掲載
- ・広報あかしへの掲載
- ・公共施設等への設置
- ・障害当事者等団体、障害者相談員、障害福祉サービス等事業所への配付

## 次 第 2 報 告 事 項

### (2) 明石市高齢者いきいき福祉計画及び

#### 第9期介護保険事業計画の策定について

## 高齢者福祉専門分科会

### 明石市高齢者いきいき福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定について

#### 1 計画策定の趣旨

本計画は、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年（令和7年）、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）を見据えて、「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）や福祉分野の上位計画である「明石市第4次地域福祉計画」の基本理念との整合を図り、本市の地域包括ケアシステムを一層推進し、高齢者をはじめあらゆる世代の市民が支え合い、自分らしくともに暮らせる地域共生社会を目指して策定します。

#### 2 計画の概要

##### (1) 計画期間

2024年度（令和6年度）から2026年度（令和8年度）までの3年間

##### (2) 基本理念

「いくつになっても自分らしく

地域で支え合い、安心して暮らせるまち あかし」

##### (3) 基本目標

「支援の必要な人に必要な支援が行き届き、高齢者がいきいき活躍できるまち」

##### (4) 計画の基本方針

- ① 地域ネットワークの充実
- ② 適切な介護保険サービスの確保
- ③ 認知症の人や家族等への支援の充実
- ④ 権利擁護の取組の推進
- ⑤ 支え合い、いきいき暮らせる地域づくり

##### (5) 重点施策

###### ① 地域包括ケアシステムの深化・推進

加齢や障害による心身の機能低下や子育ての不安など、生活上の困難を抱える人が地域において自立した生活を送ることができるよう、介護や介護予防、生活支援、医療、住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムをより一層推進し、切れ目のない支援の実現に向けた地域ネットワークの充実を図ります。あわせて、高齢者の健康づくりや社会参画を促進し、いくつになっても、また、何らかの生活のしづらさがあっても、誰もが家族・地域とのつながりや役割を持って、いきいきと自分らしく暮らせる地域づくりを推進します。

###### ② 適切な介護保険サービスの提供と介護人材の確保・育成

高齢者人口がピークを迎えると見込まれる2040年（令和22年）頃を見据え、中長期的な視点を踏まえた介護ニーズの推計を行い、適切な介護保険サービス基盤の整備を図ります。また、関係機関や介護サービス事業所・施設等と協力し、増大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い介護人材の安定的な確保と定着を図るための取組を推進します。

③ 認知症施策の推進

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の趣旨を踏まえ、「明石市認知症あんしんまちづくり条例」に基づき、「本人の尊厳確保」「本人及び家族への支援」「地域での支え合い」を基本理念として、認知症の人及び家族等の意見や視点を重視しながら、認知症施策の充実を図るとともに、認知症になっても誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

(6) 施設整備計画

|                      | 第8期（実績値）          |                   |                   | 第9期（計画値）          |                   |                   | 中・長期               |                    |
|----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
|                      | 2021年度<br>（令和3年度） | 2022年度<br>（令和4年度） | 2023年度<br>（令和5年度） | 2024年度<br>（令和6年度） | 2025年度<br>（令和7年度） | 2026年度<br>（令和8年度） | 2030年度<br>（令和12年度） | 2035年度<br>（令和17年度） |
| 介護老人福祉施設             | 1,120床            | 1,120床            | 1,155床            | 1,155床            | 1,155床            | 1,155床            | 1,155床             | 1,155床             |
| 地域密着型介護老人福祉施設        | 87床               | 87床               | 87床               | 87床               | 116床              | 145床              | 145床               | 145床               |
| 介護老人保健施設             | 596床              | 596床              | 596床              | 596床              | 596床              | 596床              | 596床               | 596床               |
| 介護医療院                | 0床                | 0床                | 0床                | 0床                | 50床               | 50床               | 100床               | 100床               |
| 認知症対応型共同生活介護         | 375床              | 393床              | 411床              | 411床              | 429床              | 447床              | 483床               | 501床               |
| 特定施設入居者生活介護<br>（混合型） | 574床              | 644床              | 704床              | 704床              | 804床              | 974床              | 1,174床             | 1,374床             |

(7) 第9期計画期間の第1号被保険者の介護保険料基準額

保険料の上昇による第1号被保険者の負担の抑制、第10期以後の将来的な保険料の上昇も見据えた今後の介護保険制度の円滑な運営、県内他市町との保険料の均衡等を考慮し、介護保険給付費準備基金（2023年度（令和5年度）末基金残高約33億円）から約14.9億円繰り入れることとし、第9期計画期間の保険料基準額を、現計画期間中の基準額（月額5,870円）から330円増の月額6,200円（年額74,400円）とします。



## 次 第 2 報 告 事 項

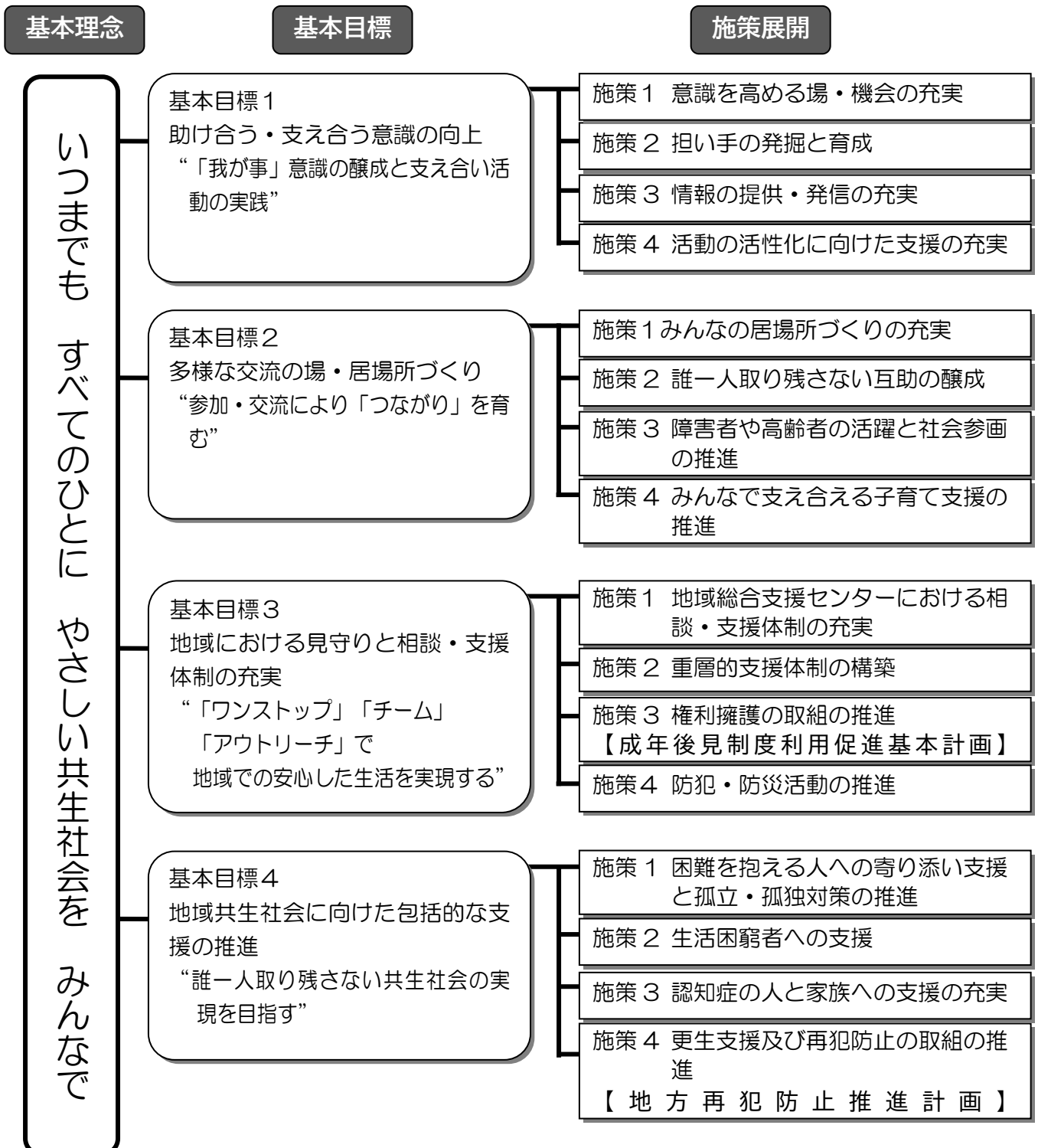
- (3) 明石市第4次地域福祉計画に基づく  
重点施策の進捗状況について

## 明石市第4次地域福祉計画に基づく重点施策の進捗状況について（報告）

### 1 計画の概要

社会福祉法第107条の規定に基づき、令和4年3月に本市が推進する地域福祉の方向性や具体的な取組を示す「明石市第4次地域福祉計画」を策定し、令和4年度から令和7年度までの4年間の計画期間として各種施策を進めているところです。

### ○明石市第4次地域福祉計画の施策体系



## 2 重点施策の進捗状況

本計画では、多岐にわたる各種施策の中で、基本目標ごとに特に優先的に取り組む重点施策を設定するとともに、重点施策の達成状況を把握するために目標指標を設定しています。

このたび、重点施策の進捗状況について調査を実施しましたので、その結果について下記のとおり報告いたします。

| <b>基本目標 1</b>   |                      | <b>助け合う・支え合う意識の向上<br/>“「我が事」意識の醸成と支え合い活動の実践”</b> |                     |
|---|----------------------|--|---------------------|
| <p>市民一人ひとりが、「我が事」として地域や福祉の課題に対する意識・関心を高めるとともに、意識・関心がある人を具体的な活動へと結びつけるよう、多様な場・機会の充実に向けた支援に取り組めます。</p> <p>また、元気な高齢者への地域福祉活動の啓発及び支援や、若年層に対する地域や福祉に親しんでもらえるような環境づくりなどを推進することで、引き続き、多方面から担い手の発掘や育成を推進していくとともに、様々な地域福祉活動が継続的に実践できるよう環境整備に取り組めます。</p> <p><b>【重点施策】 担い手の発掘と育成</b></p> |                      |  |                     |
| 指標  | 当初値                  | 現状値【進捗度】   | 目標値                 |
| 民生委員・児童委員の定員充足率   | 98.1%<br>(2020年度末現在) | 97.1%【△】<br>(2023年12月現在)                         | 100%<br>(2025年度末現在) |
| この1年間程度の中に、地域のまちづくり活動（自治会活動やボランティア活動など）に参加した人の割合（まちづくり市民意識調査）   | 32.0%<br>(2019年度)    | 現状値なし<br>※2024年1月頃に、まちづくり市民意識調査実施予定              | 40.0%<br>(2025年度)   |

| <b>基本目標 2</b>   |                   | <b>多様な交流の場・居場所づくり<br/>“参加・交流により「つながり」を育む”</b> |                   |
|---|-------------------|---|-------------------|
| <p>地域では、子どもから高齢者まで、様々な世代の人たちがともに暮らしており、少子高齢化や核家族化、未婚化、高齢者のみの世帯の増加など家族構造の多様化と、家族の支え合いの機能の低下やライフスタイルの変化などにより、人と人とのつながりや地域の支え合いが希薄化しています。</p> <p>再び、このような人と人とのつながりや地域の支え合いに注目し、地域をともにつくっていくため、地域住民同士が参加・交流によりつながりを育むことができるよう、多様な交流の場・居場所づくりに取り組めます。</p> <p><b>【重点施策】 みんなの居場所づくりの充実</b></p> |                   |   |                   |
| 指標  | 当初値               | 現状値【進捗度】                                      | 目標値               |
| 居場所づくり事業実施団体  | 163団体<br>(2020年度) | 169団体【○】<br>(2023年12月現在)                      | 180団体<br>(2025年度) |
| こども食堂実施回数   | 541回<br>(2019年度)  | 655回【○】<br>(2023年度見込み)                        | 800回<br>(2025年度)  |

**基本目標 3****地域における見守りと相談・支援体制の充実****“「ワンストップ」「チーム」「アウトリーチ」で地域での安心した生活を実現する”**

少子高齢化や人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化により、市民の抱える福祉ニーズが複雑化・多様化しており、従来の縦割り型の支援ではなく、多様なニーズをすくい取る全世代・全対象型の包括的な支援が求められています。

相談者の属性・世代・相談内容に関わらず、「ワンストップ」で受け止める相談窓口として地域総合支援センターのさらなる充実を図るほか、関係機関・支援者が、包括的な視点をもって「チーム」として連携・協力し、課題解決できる仕組みの構築に取り組みます。また、必要な支援が届いていない人に対しては、「アウトリーチ」により継続的な支援を届けるよう取り組むなど、重層的な支援体制を構築します。

**【重点施策】 地域総合支援センターにおける相談・支援体制の充実**

| 指標                               | 当初値                 | 現状値【進捗度】               | 目標値                 |
|----------------------------------|---------------------|------------------------|---------------------|
| 地域総合支援センター相談件数                   | 31,694件<br>(2019年度) | 40,398件【◎】<br>(2022年度) | 37,000件<br>(2025年度) |
| 明石市基幹相談支援センター・明石市障害者虐待防止センター相談件数 | 9,427件<br>(2020年度)  | 10,243件【◎】<br>(2022年度) | 9,800件<br>(2025年度)  |
| 明石市後見支援センター相談件数                  | 7,006件<br>(2020年度)  | 9,171件【◎】<br>(2022年度)  | 7,500件<br>(2025年度)  |

**基本目標 4****地域共生社会に向けた包括的な支援の推進****“誰一人取り残さない共生社会の実現を目指す”**

80代の高齢の親と就労していない独身の50代の子や障害を持つ子が同居している世帯が抱える地域課題である「8050問題」や、子育てと親の介護に同時に直面する「ダブルケア」、家族の介護や世話を子どもが担う「ヤングケアラー」など、複雑・複合的な課題や制度・分野の狭間のニーズを抱える地域住民への対応が求められています。

このように高齢者や障害者、子どもなどの支援を必要とする人が孤立することなく、いつまでも安心して住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、地域や関係機関とのネットワークを築きながら、分野横断的な支援体制や環境整備を推進していきます。

**【重点施策】 認知症の人と家族への支援の充実**

| 指標            | 当初値                    | 現状値【進捗度】                    | 目標値                    |
|---------------|------------------------|-----------------------------|------------------------|
| オレンジサポーター養成者数 | 13,428人<br>(2020年度末現在) | 22,330人【○】<br>(2023年10月末現在) | 30,000人<br>(2025年度末現在) |
| 認知症カフェ等設置数    | 7か所<br>(2020年度末現在)     | 10か所【○】<br>(2023年12月現在)     | 28か所<br>(2025年度末現在)    |

※【進捗度】…◎：目標値を達成しているもの

○：当初値から進捗しているもの

△：当初値から進捗していないもの

## 次 第 2 報 告 事 項

### (4) 各専門分科会の活動報告

**民生委員審査専門分科会  
2023年度(令和5年度)の開催状況・議事概要について**

本分科会では、民生児童委員候補者・主任児童委員候補者の適否の審査に関する事項の調査審議を行っています。今年度は4回実施予定としており、詳細は下記のとおりです。

1 民生委員審査専門分科会 開催状況

| 開催回         | 開催年月日等  | 開催内容  |
|-------------|---|---|
| 第1回         | R5. 6. 28 (水)<br>10:00~10:40<br>市役所 806D 会議室<br>委員 6名出席 | 専門分科会長職務代理者の選出<br>欠員補充に係る委員候補者の適否の審査<br>→令和5年8月1日委嘱予定の候補者5名(江井島地区1名、高丘地区1名、魚住東地区1名、魚住地区2名)を適任として、国に推薦することに決定。 |
| 第2回         | R5. 10. 25 (水)<br>10:00~10:30<br>第2委員会室<br>委員 6名出席      | 欠員補充に係る委員候補者の適否の審査<br>→令和5年12月1日委嘱予定の候補者6名(朝霧地区2名、高丘地区2名、魚住東地区1名、二見地区1名)を適任として、国に推薦することに決定。                   |
| 第3回         | R5. 11. 9 (木) ~<br>11. 15 (水)<br>書面開催<br>委員 7名回答        | 欠員補充に係る委員候補者の適否の審査<br>→令和5年12月1日委嘱予定の候補者2名(朝霧地区1名、江井島地区1名)を適任として、国に推薦することに決定。                                 |
| 第4回<br>(予定) | R6. 3. 4 (月)<br>14:00~<br>市役所 103A 会議室                  | 欠員補充に係る委員候補者の適否の審査<br>→令和6年4月1日委嘱予定の候補者4名(大蔵地区1名、望海地区1名、野々池地区1名、二見地区1名)の審査を予定。                                |

2 定数と委嘱状況(令和5年12月1日現在)

|            | 定数   | 委嘱状況 | 備考    |
|------------|------|------|-------|
| 区域担当民生児童委員 | 386名 | 374名 | 欠員12名 |
| 主任児童委員     | 29名  | 29名  | —     |
| 合計         | 415名 | 403名 | 欠員12名 |

※区域担当民生児童委員を1名増員し、定数415名へと見直しを行いました。

## 2023年度（令和5年度）明石市障害者福祉専門分科会開催状況について

障害者福祉専門分科会は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議します。また、同分科会に設置された審査部会は、医師である委員・臨時委員が、身体障害者手帳交付のための障害程度の審査と身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関する意見付与を行うため、年6回持ち回りにより開催されています。

2023年度（令和5年度）の審査部会は、前年度と同様に基本的に持ち回り・書面開催併用で行い、各会議の開催状況は次の通りです。

## 【審査部会】

## [第1回審査部会]（書面開催）

開催期間：2023年（令和5年）5月1日～5月16日

審査件数：

①身体障害者の障害程度の審査に関すること・・・5件

うち審査の結果非該当と認めたもの・・・0件

（障害部位別内訳）

肢体不自由4件、呼吸器障害1件

②身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関すること・・・9件

## [第2回審査部会]（持ち回り・書面開催）

開催期間：2023年（令和5年）7月5日～7月26日

審査件数：

①身体障害者の障害程度の審査に関すること・・・10件

うち審査の結果非該当と認めたもの・・・2件

（障害部位別内訳）

肢体不自由7件、呼吸器機能障害4件、ぼうこう直腸機能障害1件

②身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関すること・・・3件

## [第3回審査部会]（持ち回り・書面開催）

開催期間：2023年（令和5年）9月1日～9月15日

審査件数：

①身体障害者の障害程度の審査に関すること・・・6件

うち審査の結果非該当と認めたもの・・・1件

（障害部位別内訳）

肢体不自由4件、ぼうこう直腸機能障害1件、呼吸機能障害1件、

小腸機能障害1件

②身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関すること・・・2件

[第4回審査部会] (持ち回り・書面開催)

開催期間：2023年(令和5年)11月2日～11月21日

審査件数：

①身体障害者の障害程度の審査に関すること・・・4件

うち審査の結果非該当と認めたもの・・・0件

(障害部位別内訳)

肢体不自由2件、聴覚障害1件、呼吸器機能障害1件

②身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定に関すること・・・5件

[第5回審査部会] (書面開催)

開催期間：2024年(令和6年)1月4日～1月23日

審査件数：

①身体障害者の障害程度の審査に関すること・・・10件

うち審査の結果非該当と認めたもの・・・2件

(障害部位別内訳)

肢体不自由5件、呼吸器機能障害1件、聴覚障害2件、言語障害1件

心臓機能障害1件

以上



|                  |
|------------------|
| 社会福祉審議会資料        |
| 2024年(令和6年)2月15日 |
| こども局こども育成室       |

## 2023年度(令和5年度)児童福祉専門分科会の開催状況について

2023年度(令和6年2月末まで)に開催予定の児童福祉専門分科会につきましては、下記のとおりです。

### 1 児童福祉専門分科会の開催状況

#### 第1回児童福祉専門分科会(予定)

##### (1) 日時

2024年(令和6年)2月15日(木) 15時30分～16時30分

##### (2) 場所

明石市役所 議会棟2階 第2委員会室

##### (3) 内容

###### 【議事案件】

① 2024年度(令和6年度)教育・保育施設の「利用定員」について

###### 【報告案件】

① 保育所等認可部会、社会的養護部会、こどもの権利擁護部会における今年度の開催状況について

##### (4) 次年度の主な予定

① 次期明石市社会的養育推進計画の策定(明石こどもセンターさとおや課)

② 第3期 明石市子ども・子育て支援事業計画の策定(こども育成室)

## 児童福祉専門分科会保育所等認可部会の開催実績について

令和5年度(令和6年1月末まで)に開催した保育所等認可部会につきましては、下記の通りです。

### 1 保育所等認可部会 開催実績

| 開催回 | 開催年月日        | 開催内容  |
|-----|--------------|---|
| 第1回 | 令和5年9月22日(金) | 1 児童福祉施設等の認可・認定にかかる意見聴取<br>・公立幼稚園から幼稚園型認定こども園への移行 22件 |

### 2 保育施設別の意見聴取件数(令和6年1月末まで)

- ・幼稚園型認定こども園(市立幼稚園の認定) 22園

## 児童福祉専門分科会 社会的養護部会について

児童福祉専門分科会 社会的養護部会の開催状況等について、報告いたします。

### 第1回

日時：2023年7月24日(月)15時00分～17時15分

場所：明石こどもセンター 大会議室

内容：① 審議事項

・里親の認定について(5件)

② 報告事項

・前回(令和4年度第4回)の里親認定に関する報告

### 第2回

日時：2023年9月22日(金)14時00分～16時00分

場所：明石こどもセンター 大会議室

内容：① 審議事項

・里親の認定について(3件)

② 報告事項

・児童福祉法第28条の申立について(1件)

### 第3回

日時：2023年12月19日(火)14時00分～16時05分

場所：明石こどもセンター 大会議室

内容：① 審議事項

・里親の認定について(5件)

### 第4回(予定)

日時：2024年2月20日(火)10時～12時

場所：明石こどもセンター 大会議室

内容：① 審議事項

・里親の認定について(3件)

② 報告事項

・里親登録の更新について

以上

## 児童福祉専門分科会 こどもの権利擁護部会について

児童福祉専門分科会 こどもの権利擁護部会の開催状況について、報告いたします。

### 第1回

日時：2023年6月2日（金）17時40分～18時20分

場所：オンライン開催

- 内容：① ケースの状況確認について  
② 追加キャラクターの採用及び名称について  
③ その他

### 第2回

日時：2023年8月17日（木）17時40分～18時30分

場所：オンライン開催

- 内容：① ケースの状況確認について  
② 性的虐待事案等で代表者聴取が予定されている場合の面会調整について  
③ 面会調整に関する事務局間の申合せ（案）の作成について  
④ その他

### 第3回

日時：2023年10月31日（火）17時40分～18時30分

場所：オンライン開催

- 内容：① ケースの状況確認について  
② 面会調整に関する申合せについて  
③ 児童虐待防止学会（JaSPCAN）しが大会公募シンポジウムの事務局参加について  
④ その他

#### 第4回

日時：2024年1月25日（木）17時40分～19時

場所：西日本こども研修センターあかし 2階会議室

内容：① ケースの状況確認について

② その他

以 上

## 高齢者福祉専門分科会 2023年度（令和5年度）の開催状況等について

今年度、本分科会では、医療関係者、学識経験者、介護サービス関係者、福祉関係者の5名の方にも臨時委員として参加していただき、2024年（令和6年）4月から3年間の本市の高齢者福祉と介護保険事業の施策の方向性を定める「明石市高齢者いきいき福祉計画及び第9期介護保険事業計画」の策定について審議を行いました。

今年度の本分科会の開催状況等については、下記のとおりです。

### 1 高齢者福祉専門分科会開催状況

#### (1) 第1回分科会

① 日時 2023年（令和5年）8月9日 13時30分～15時55分

② 場所 明石市役所 議会棟 大会議室

③ 内容

ア 明石市高齢者いきいき福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定について

イ 明石市の高齢者の状況等について

ウ 明石市高齢者いきいき福祉計画及び第8期介護保険事業計画の進捗について

エ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果について

オ 在宅介護実態調査の結果について

#### (2) 第2回分科会

① 日時 2023年（令和5年）10月6日 10時00分～11時55分

② 場所 明石市立市民会館 第1・2会議室

③ 内容

ア 高齢者福祉の基本理念について

明石市高齢者いきいき福祉計画及び第9期介護保険事業計画の施策展開の基本方向

イ 人口、認定者数の将来推計について

ウ 介護保険施設等実態調査結果及び居宅介護支援事業所アンケート調査結果の概要

エ 介護保険施設等の整備（案）について

オ 介護保険料（案）について

#### (3) 第3回分科会

① 日時 2023年（令和5年）11月27日 13時30分～15時25分

② 場所 明石市役所 806AB会議室

③ 内容

明石市高齢者いきいき福祉計画及び第9期介護保険事業計画素案について

計画素案の概要及び施策の推進について

介護保険事業の今後の見込みについて

(4) 第4回分科会

- ① 日時 2024年（令和6年）2月9日 13時30分～15時
- ② 場所 明石市役所 806AB会議室
- ③ 内容

明石市高齢者いきいき福祉計画及び第9期介護保険事業計画（案）について  
第3回分科会での委員意見に関する市の考え方と素案の修正について  
素案に関する意見募集結果  
素案の修正について  
第9期介護保険事業計画期間における介護保険料（案）について

**2 2024年度（令和6年度）開催予定**

- (1) 日時 2025年（令和7年）2月予定
- (2) 場所 未定
- (3) 内容 第9期事業計画に基づく施策の推進状況と今後の取組等について

# あかし障害福祉推進計画

明石市第6次障害者計画  
明石市障害福祉計画（第7期）  
明石市障害児福祉計画（第3期）

2024年(令和6年)3月

明石市





# 目次

|   |        |
|---|--------|
| 第1章 計画の策定にあたって.....                     | - 1 -  |
| 1 計画策定の趣旨・目的.....                       | - 1 -  |
| 2 計画の位置付け・計画期間.....                     | - 4 -  |
| 第2章 計画の基本理念と基本目標.....                   | - 6 -  |
| 1 計画の基本理念.....                          | - 6 -  |
| 2 計画の基本目標.....                          | - 6 -  |
| 3 施策体系.....                             | - 8 -  |
| 第3章 分野別の取組.....                         | - 9 -  |
| 基本目標1 安全・安心に暮らせる生活環境の整備.....            | - 9 -  |
| 基本目標2 質の高い福祉サービスの提供体制の構築.....           | - 12 - |
| 基本目標3 地域で安心して暮らすことができる保健・医療提供体制の整備..... | - 16 - |
| 基本目標4 ライフステージに応じた療育・保育・教育の充実.....       | - 19 - |
| 基本目標5 自立に向けた就労・雇用環境の整備.....             | - 22 - |
| 基本目標6 社会参加を促進するための支援の充実.....            | - 24 - |
| 基本目標7 共生社会の実現に向けた差別解消・権利擁護の推進.....      | - 27 - |
| 第4章 障害福祉サービス等の提供体制の整備.....              | - 30 - |
| 1 成果目標の設定.....                          | - 30 - |
| 2 障害福祉サービス等の見込み.....                    | - 36 - |
| 3 地域生活支援事業の見込み.....                     | - 43 - |
| 第5章 計画の推進体制.....                        | - 47 - |
| 1 市民・事業者・地域等との連携.....                   | - 47 - |
| 2 地域自立支援協議会.....                        | - 47 - |
| 3 庁内の推進体制.....                          | - 47 - |
| 4 国・兵庫県との連携.....                        | - 47 - |
| 5 計画の進行管理.....                          | - 48 - |



### 1 計画策定の趣旨・目的

現行計画の「明石市第5次障害者計画」（以下「第5次計画」という。）及び「明石市障害福祉計画（第6期）・明石市障害児福祉計画（第2期）」は、令和6年3月をもって計画期間を終了します。そこで、障害者福祉を取り巻く環境の変化や、国や兵庫県の動向を踏まえるとともに、これまでの取組実績や課題を確認し、障害のある人のニーズや課題を把握した上で、今後の本市における障害者施策の方向性や障害福祉サービスの提供体制を一体的に示す新たな計画、「あかし障害福祉推進計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本市は、すべての人が自分らしく暮らし、社会の一員として支え合い活躍できる共生社会の実現に向けた施策を推進してきました。令和2年7月には、「SDGs未来安心都市」に兵庫県で初めて選定され、令和4年3月には「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」を策定し、「SDGs（持続可能な開発目標）」の考え方をまちづくりの基軸として位置付け、「いつまでも（持続可能）」、「すべての人に（誰一人取り残さない）」、「やさしいまち（やさしい社会を明石から）」、「みんなで（パートナーシップ）」の4つの視点からまちづくりに取り組んでいます。

また、令和4年4月には、すべての市民が異なる価値観を認め合い、市民一人ひとりの多様性が尊重されることで、誰もが持てる力を発揮できるインクルーシブなまちをつくるため「すべての人が自分らしく生きられるインクルーシブなまちづくり条例」（以下「インクルーシブ条例」という。）を施行しています。

このような本市の取組と方向性を踏まえ、本計画は、次の2つの考え方に基づき策定しています。

第1に、本計画では、生活環境の整備や災害対策、福祉サービスの提供体制、保健・医療の提供体制、療育・保育・教育の提供、就労・雇用環境、社会参加の促進、差別解消や虐待等の防止等の課題に対応した「7つの基本目標」と基本目標ごとの施策目標を掲げて、具体的な取組を展開していきます。また、適切な障害福祉サービス等を提供するため、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に基づく成果目標を設定するとともに、障害のある人のニーズに対応した障害福祉サービス等の利用見込みを算出しました。

第2に、基本目標ごとの具体的な取組については、「PDCA」サイクルを意識した進捗管理を行い、計画期間（6年）内において各施策の進捗状況を適切な時期に評価し、施策目標の進展を妨げている要因がある場合にはそれを明らかにし、解消と改善に向けて関係機関と協力して取り組みます。加えて、障害福祉サービスの成果目標については、3年ごとに国が示す基本指針に基づき、計画の中間年である令和8年度に見直しを行います。

## (1) 市における近年の障害者施策の動向

本市では、平成31年3月に「誰もが地域で安心していきいきと暮らせる支えあいによる共生のまちづくりの実現」を基本理念とする第5次計画を策定し、住み慣れた地域で、個人の人格や多様性が尊重され、安心して暮らしていける社会の実現を目指し施策を展開してきました。また、令和3年3月には「明石市障害福祉計画（第6期）・明石市障害児福祉計画（第2期）」を策定しました。

第5次計画の期間中には、令和3年に開催された東京オリンピック・パラリンピックに向けた取組として、令和元年度にオリンピック・パラリンピック事務局より「先導的共生社会ホストタウン」の認定を受け、共生社会ホストタウン事業として海外パラリンピアンとの交流を実施しました。加えて、ユニバーサルスポーツを体験できる総合福祉センター新館の開館や市内の全小学校におけるユニバーサルスポーツを通じた障害理解プログラムに取り組みました。

また、令和2年3月に障害の社会モデルを踏まえ、誰もが安全で快適に移動しやすく、暮らしやすいまちづくりを推進する「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画」を策定しました。

令和5年4月には、明石市市民参画条例が改正され、市の審議会等の委員10人ごとに1人以上は障害のある人とすることになり、様々な分野で障害のある人の意見を踏まえ施策を展開していくことになりました。

## (2) 兵庫県における近年の障害者施策の動向

兵庫県では平成30年4月に、年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いを問わず、すべての人が包摂され自信と尊厳を持って暮らすことができる社会の実現を目指して、ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例が施行されました。また、障害者等が生活に必要な情報の取得や意思疎通のための多様な手段を確保するために「障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例」が同時に施行されています。

そして、令和4年3月に「第2期ひょうご障害者福祉計画」を策定し、計画の最終年度である令和8年度の目標を「一人ひとりが尊重され、互いへの思いやりとつながりがある中で、住みたい地域・場所で、ともに暮らしていける社会」とし、目標達成のための基本理念として「共生社会の実現」・「自己決定の尊重」・「その人が望む生活（社会参加の機会）の尊重」を掲げています。

### (3) 国における近年の障害者施策の動向

国において、令和元年に障害者雇用促進法が改正され、障害のある人の雇用を一層促進するため、地方公共団体における障害者活躍推進計画の策定義務化や就労可能な障害のある人を積極的に雇用した企業の認定、給付金の支給等が定められました。

令和3年には、障害者差別解消法が改正され、国や自治体だけでなく民間事業者にも合理的配慮の提供が義務付けられました。また、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「医療的ケア児支援法」という。）が制定され、医療的ケア児への支援に関する、国や地方公共団体、保育所や学校の果たすべき責務等が定められました。

令和4年には、障害者雇用促進法が改正され、所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の障害者や精神障害者の実雇用率への算定や企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成等が定められました。

#### ●障害者関連法整備の主な動き（第5次計画策定以降）

| 年度   | 事項                                | 概要   |
|------|-----------------------------------|--|
| 令和元年 | 「障害者雇用促進法」の改正                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国及び地方公共団体における障害者雇用推進員及び障害者職業生活相談員選任の義務化（令和元年9月6日施行）</li> <li>・国及び地方公共団体における障害者活躍推進計画策定の義務化（令和2年4月1日施行）</li> <li>・週10時間以上20時間未満で働く障害者を雇用する事業主に特例給付金の支給（令和2年4月1日施行）</li> </ul> |
|      | 「読書バリアフリー法」の制定                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の有無に関わらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。（令和元年6月28日施行）</li> </ul>   |
| 令和3年 | 「障害者差別解消法」の改正                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・合理的配慮の提供義務の拡大（国や地方公共団体のみから民間事業者も対象に）（令和6年4月1日施行）</li> </ul>  |
|      | 「医療的ケア児支援法」の制定                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生子、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としています。（令和3年9月18日施行）</li> </ul>   |
| 令和4年 | 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の制定 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。（令和4年5月25日施行）</li> </ul>  |
|      | 「児童福祉法」・「難病法」の改正                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒し（令和5年10月1日施行）</li> </ul>   |
|      | 「障害者総合支援法」の改正                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同生活援助の支援内容について、一人暮らし等を希望する者への支援や退去後の相談を明確化（令和6年4月1日施行）</li> </ul>   |
|      | 「障害者雇用促進法」の改正                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・週10時間以上20時間未満で働く精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者について、法定雇用率の算定対象に加える。（令和6年4月1日施行）</li> </ul>   |

## 2 計画の位置付け・計画期間

### (1) 障害者基本法に基づく位置付け

本計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、明石市の障害者施策全般に係る理念や基本的な方針、目標等を定めるものです。

#### ● 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

### (2) 障害者総合支援法・児童福祉法に基づく位置付け

本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「市町村障害福祉計画」・「市町村障害児福祉計画」であり、明石市の障害福祉サービス等や障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項や成果目標、その他自立支援給付等の円滑な実施を確保するために必要な事項を定めるものです。

#### ● 障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

#### ● 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

### (3) 計画期間

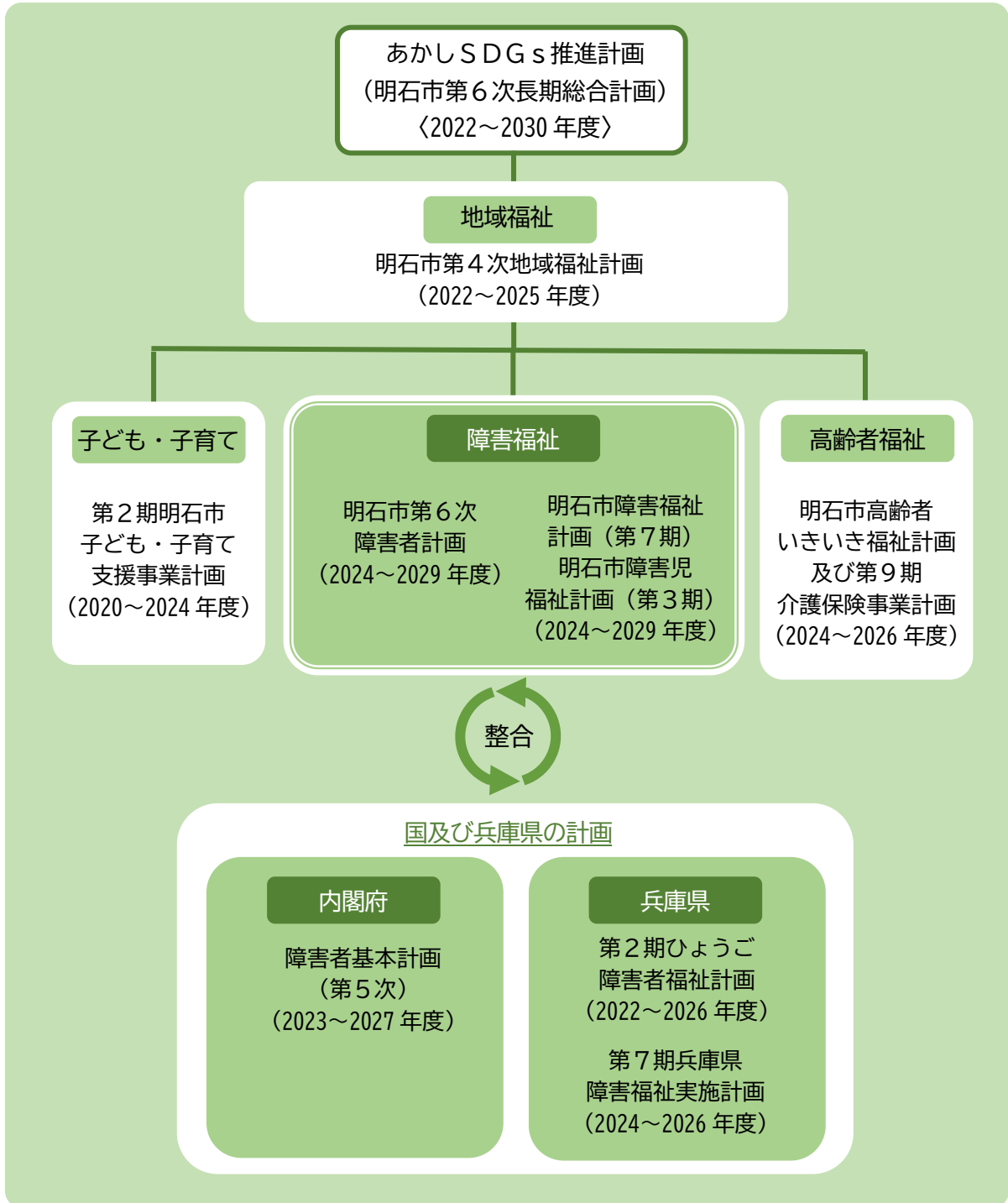
本計画の期間は令和6年（2024年）4月から令和12年（2030年）3月までの6年間としています。

### (4) 他計画との関連

本計画は、国の「障害者基本計画（第5次）」、兵庫県の「第2期ひょうご障害者福祉計画」・「第7期兵庫県障害福祉実施計画」との整合性を図り、策定しています。

本計画は、「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」を上位計画とし、「明石市第4次地域福祉計画」、「第2期明石市子ども・子育て支援事業計画」「明石市高齢者いきいき福祉計画及び第9期介護保険事業計画」等の関連計画における障害者等の福祉に関する事項と調和が保たれたものとし、

●他計画との関連図





# 第2章

## 計画の基本理念と基本目標

### 1 計画の基本理念

みんなでつくる  
すべての人が自分らしく活躍し、  
安心して住み続けられるまち

本市では、「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」において、「持続可能」、「誰一人として取り残さない」、「やさしい社会を明石から」、「パートナーシップ」の4つをまちづくりの基本理念として掲げています。また、令和4年に施行されたインクルーシブ条例では、すべての人が自分自身を大切に、自分らしく生きる社会を共に実現することを目指しています。

このように障害の有無に関わらず誰もが活躍できる共生社会を実現するためには、様々な場面において市・市民・事業者等と一緒に考え、取り組むことが大切です。

以上のような考え方を踏まえ、本計画の基本理念を「みんなでつくる すべての人が自分らしく活躍し、安心して住み続けられるまち」とします。

### 2 計画の基本目標

基本理念の実現及び計画策定において抽出された課題を踏まえ、障害のある人の自立及び社会参加を支援するための施策を総合的かつ計画的に実施するため、以下の7つの分野に分けて基本目標を設定します。

#### 基本目標1 安全・安心に暮らせる生活環境の整備

当事者視点を大切にした、誰もが住みやすいユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。また、災害等の緊急時において、困難を抱えた人を取り残さない、支援体制の整備に取り組みます。

## 基本目標2 質の高い福祉サービスの提供体制の構築

障害のある人が希望する生活を送ることができるよう、一人ひとりの状況に応じた支援に取り組めます。また、安定的なサービス提供や質の向上を図るため、福祉人材の育成・確保に取り組めます。

## 基本目標3 地域で安心して暮らすことができる保健・医療提供体制の整備

障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域生活への移行に係る支援を含めた切れ目のない保健・医療を提供するため、関係者間の連携の強化や相談体制の充実に取り組めます。

## 基本目標4 ライフステージに応じた療育・保育・教育の充実

障害のある子どもに対し、発達段階における一人ひとりの能力や特性に応じた療育や保育の提供体制を構築します。また、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、すべての子どもが共に学べる教育環境の充実に取り組めます。

## 基本目標5 自立に向けた就労・雇用環境の整備

障害のある人が自立した生活基盤を築くため、福祉的就労を含む就労の場の確保や就労後の職業生活の支援に取り組めます。また、公的機関や民間事業者における雇用の促進に向けた啓発にも取り組めます。

## 基本目標6 社会参加を促進するための支援の充実

障害の有無に関わらず、地域社会に参画できるよう情報アクセシビリティの向上に取り組むとともに、自己実現を図ることができるよう、意思疎通等のコミュニケーションにおける支援の充実を図ります。

## 基本目標7 共生社会の実現に向けた差別解消・権利擁護の推進

障害のある人もない人も、誰もが暮らしやすいまちを実現するため、障害に関する知識の習得や合理的配慮に関する理解を促進するとともに、差別の解消や虐待の防止に取り組めます。

# 3 施策体系

|   |  |
|---|--|
| <p>基本目標1<br/>安全・安心に暮らせる<br/>生活環境の整備</p>                 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ユニバーサルデザインを踏まえた生活環境の整備</li> <li>2 移動・交通手段の整備</li> <li>3 暮らしやすい住まいの充実</li> <li>4 災害対策の充実</li> </ol>  |
| <p>基本目標2<br/>質の高い福祉サービスの<br/>提供体制の構築</p>                | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域生活を支えるための福祉人材の確保・育成 <b>【重点】</b></li> <li>2 地域生活を支えるために必要なサービスの確保・充実</li> <li>3 相談・マネジメント体制の充実</li> <li>4 地域福祉の視点に立った活動の推進</li> </ol>    |
| <p>基本目標3<br/>地域で安心して暮らす<br/>ことができる保健・<br/>医療提供体制の整備</p> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療的ケアが必要な人への支援の充実 <b>【重点】</b></li> <li>2 疾病の予防・早期発見</li> <li>3 地域医療体制の充実</li> <li>4 健康の保持・増進</li> <li>5 精神保健医療と難病対策の充実</li> </ol>         |
| <p>基本目標4<br/>ライフステージに応じた<br/>療育・保育・教育の<br/>充実</p>       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 療育・保育・教育における支援体制の充実</li> <li>2 質の高い児童通所支援の提供体制の構築 <b>【重点】</b></li> <li>3 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進</li> </ol>                                    |
| <p>基本目標5<br/>自立に向けた<br/>就労・雇用環境の整備</p>                  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 就労支援の充実</li> <li>2 障害者雇用に関する周知・啓発</li> <li>3 多様な就労の場の確保</li> </ol>  |
| <p>基本目標6<br/>社会参加を促進する<br/>ための支援の充実</p>                 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 意思疎通支援の人材確保・養成</li> <li>2 意思疎通支援の充実とサービスの利用促進</li> <li>3 情報発信・通信・コミュニケーション手段の充実</li> <li>4 余暇及び文化・芸術・スポーツ活動の充実</li> </ol>                 |
| <p>基本目標7<br/>共生社会の実現に向けた<br/>差別解消・権利擁護の<br/>推進</p>      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害者虐待の防止</li> <li>2 差別解消及び障害理解の促進</li> <li>3 行政サービス等における合理的配慮の提供</li> <li>4 成年後見制度の利用支援</li> <li>5 消費者相談の充実</li> <li>6 更生支援の充実</li> </ol> |

### 基本目標 1 / 安全・安心に暮らせる 生活環境の整備

#### 現状・課題

- 令和4年3月に策定した「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」に基づき、主な施策を定めた同年同月策定の「あかし市SDGs前期戦略計画（明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期））」（以下「前期戦略計画」という。）では、「安全・安心を支える生活基盤を強化する」を柱の一つに掲げています。
- 令和5年3月に改訂した「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画」では、「すべての人が大切にされ、誰一人取り残さないインクルーシブな社会」を基本理念に掲げています。基本理念の実現に向けて、市民や当事者の声を大切にしたユニバーサルデザインの推進、心のバリアフリーの推進、災害時・緊急時に対応したまちづくり、ユニバーサルツーリズムの推進、地域との連携や定期的な進捗管理を通じた持続的な計画推進に取り組んでいます。
- 市民アンケート調査では、「災害時に必要なこと」について、18歳以上、18歳未満ともに「避難情報や災害情報が適確に伝わる連絡体制」、「障害のある人や高齢者に配慮した避難場所」が多くなっています。また、18歳以上においては、「避難情報や災害情報が適確に伝わる連絡体制」が必要との意見が前回調査に比べて7.0ポイント上昇しています。
- 市民アンケート調査では、「災害の発生に備えた取組」について、18歳以上は18歳未満に比べ、災害の発生に備えた取組をしている人の割合が低く、「特になし」と回答している人が4割を超えています。
- 関係団体調査では、公共施設のバリアフリー化等の際、障害当事者等の意見を事前に聞く機会が増えてきているものの、一部の当事者に偏ることがあるとの意見がありました。そのため、幅広い障害当事者等の意見を聞く工夫等が求められています。
- 関係団体調査では、外出時に公共交通機関の遅延情報を把握できないことがあるとの意見がありました。情報伝達について、視覚障害や聴覚障害など障害特性に応じて正確な情報を速やかに伝える仕組みが求められています。

## 1-1 ユニバーサルデザインを踏まえた生活環境の整備

| No. | 施策目標   |
|-----|--|
| 1   | ユニバーサルデザインを踏まえた公共施設等の整備促進  |
| ①   | 公共施設の整備にあたり、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「兵庫県福祉のまちづくり条例」等に基づいて、ユニバーサルデザインを踏まえた施設を整備します。     |
| ②   | 民間施設の整備にあたり、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「兵庫県福祉のまちづくり条例」等の周知を図るとともに、障害のある人等に配慮した施設整備を促進します。 |
| ③   | 「第3次明石市交通安全計画」等に基づいて、歩道の段差解消や点字ブロック整備等を推進します。  |
| ④   | 通行の支障となる放置自転車等の減少に取り組みます。  |
| 2   | 心のバリアフリーの普及  |
| ①   | 障害者団体、事業者、各種業界団体等と協力し、障害のある人に必要な配慮について広報・啓発を行うなど、「心のバリアフリー」の普及に努めます。                       |

## 1-2 移動・交通手段の整備

| No. | 施策目標   |
|-----|--|
| 1   | 鉄道駅舎のバリアフリー化等の推進   |
| ①   | 誰もが安全に安心して公共交通を利用できるよう、国や県、鉄道事業者と連携し、駅舎のバリアフリー化やホーム柵の設置等を推進します。            |
| 2   | ノンステップバス・ユニバーサルデザインタクシーの導入促進   |
| ①   | 交通事業者と連携し、乗降負担の少ないノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの積極的な導入を促進します。                    |
| 3   | 各種交通機関の利用に係る助成   |
| ①   | バス優待乗車証・福祉タクシー利用券の交付や障害福祉サービス等事業所に通所するための交通費の助成等を行います。                     |
| 4   | 外出・移動のための支援  |
| ①   | 同行援護・行動援護・移動支援事業等により、移動が困難な障害のある人の外出や外出先での移動を支援します。                        |
| 5   | 盲導犬・介助犬・聴導犬についての周知・啓発  |
| ①   | 「身体障害者補助犬法」に基づき、盲導犬・介助犬・聴導犬の機能や役割、公共施設やデパート、レストラン等での受入れについて、広報等により周知を図ります。 |
| 6   | 外出時の情報バリアフリー化の推進   |
| ①   | 外出・移動する際に必要な情報を把握することができるよう、誰もがわかりやすい案内表示の充実など、情報のバリアフリー化を推進します。           |

## 1-3 暮らしやすい住まいの充実

| No. | 施策目標  |
|-----|---|
| 1   | 住まいのバリアフリー化の推進  |
| ①   | 居室内での快適な移動を確保するため、住宅改造費助成事業等を通じた住まいのバリアフリー化を推進します。            |
| 2   | 市営住宅のバリアフリー化の推進   |
| ①   | 障害のある人が安心して生活できるよう、市営住宅内の段差解消やトイレ、浴室への手すりの取付け等のバリアフリー化を推進します。 |

## 1-4 災害対策の充実

| No. | 施策目標  |
|-----|---|
| 1   | 防災訓練の参加促進   |
| ①   | 防災訓練への障害のある人の参加を促進するとともに、防災に関する事前学習や避難所における生活体験の実施など防災訓練の充実を図ります。   |
| 2   | 避難誘導體制の確立   |
| ①   | 避難行動要支援者名簿を周知するとともに、地域の自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携し、災害時の安否確認や避難誘導等を円滑に実施するための取組を推進します。                               |
| 3   | 避難のための情報伝達  |
| ①   | 市が発令する避難情報が避難行動要支援者に確実に伝達されるよう、多様な手段を活用して情報伝達を行います。また、明石川流域の浸水想定区域の要援護者を対象とした自動音声電話による緊急情報配信システムの対象地域拡大を検討していきます。 |
| 4   | 避難先における支援   |
| ①   | 一般の避難所での生活が困難な方を受け入れる福祉避難所の拡充や備蓄物資の充実を図ります。   |
| ②   | 災害対応病院等による医療支援体制の構築や医薬品等の確保など、災害時の保健医療体制の充実に努めます。   |
| 5   | 避難所における合理的配慮の提供   |
| ①   | 市内各避難所へコミュニケーションボードを設置するなど、災害時でも円滑にコミュニケーションを行うことができるよう取り組みます。  |
| 6   | 浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の作成  |
| ①   | 「水防法」及び「土砂災害防止法」に基づき、浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における、防災体制や避難誘導、訓練等の事項を定めた避難確保計画の作成を促進します。                         |
| 7   | 地域における要配慮者対策の推進   |
| ①   | モデル校区での検証を踏まえた地域向けの要配慮者対策ガイドラインを作成し、各小学校区に提供するとともに、要配慮者の安否確認や避難支援等の対策を進めます。                                       |

## 基本目標 2 / 質の高い福祉サービスの提供体制の構築

### 現状・課題

- 国において、令和4年度に「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」が設置され、必要な支援体制として、支援人材のさらなる専門性の向上や支援ニーズの把握と相談支援やサービス等に係る調整機能、日常的な支援体制の整備と支援や受入れの拡充、状態が悪化した者に対する集中的支援、こども期からの予防的支援・教育との連携、医療との連携体制の構築が挙げられています。
- 兵庫県において、兵庫県福祉人材研修センターで福祉職の研修の開催、就職フェアや説明会のイベントの実施、福祉職に関する広報・啓発等を行っています。
- 本市において、福祉人材の専門性の向上に向けた事業者の研修実施への助成を行うとともに、福祉に関する就職説明会を開催するなど人材確保に向けた取組を行っています。また、令和5年度に「あかしの福祉の好事例集」を作成・公表することで福祉サービスの質の向上を図っています。
- 関係団体調査では、重症心身障害者や医療的ケアが必要な人等に対して、支援ができる人材の確保が難しく、居宅系サービスやグループホーム等の利用ができないとの意見が多くありました。また、事業所も重度訪問介護等を行うための研修費用が高額であるため受講させにくいという意見があるなど、福祉人材の確保及び研修受講等の支援が求められています。
- 事業所アンケート調査では、「事業所運営上の課題」として、「支援員・ヘルパー・相談員の確保が難しい」との回答が 59.2%と最も多くなっています。また、「障害者の地域移行や地域定着に必要な取組」として、「グループホームやショートステイの整備促進」が 57.9%と最も多く、次いで「重症心身障害児や医療的ケアの必要な重度障害者（児）を対象とするサービスの充実」が 36.8%となっています。

### 2-1 地域生活を支えるための福祉人材の確保・育成【重点】

| No. | 施策目標  |
|-----|---|
| 1   | 人材育成と確保に向けた取組   |
| ①   | 明石商業高等学校福祉科の創設や中学生への実習体験の機会の提供など、今後の福祉サービスを担う人材の確保・育成に努めます。 |
| ②   | 障害者施設で働く人材の確保及び育成・定着の観点から、研修受講と資格取得に係る費用の助成を行います。           |
| ③   | 障害のある人への支援に関する専門的技術を習得するための研修を実施します。                        |

## 2-2 地域生活を支えるために必要なサービスの確保・充実

| No. | 施策目標   |
|-----|--|
| 1   | 居宅介護等の訪問系サービスの実施   |
| ①   | 居宅介護、重度訪問介護など居宅等における生活全般にわたる支援を実施します。  |
| 2   | 短期入所サービス事業所の確保   |
| ①   | 障害のある人やその家族のニーズに対応できるよう、短期入所サービス事業所の確保に努めます。   |
| 3   | 日中活動の場の確保と支援   |
| ①   | 障害のある人が日中活動を通じた社会参加ができるよう、様々なニーズに応じた日中活動の場の確保に努めます。特に、医療的ケアや常時介護が必要な重度の障害がある人及びその家族が安心して地域で生活できるよう、支援の充実に取り組みます。                 |
| 4   | 住まいの場の確保、居住の支援   |
| ①   | 入所施設や精神科病院からの地域移行を推進し、障害のある人が円滑に地域に移行し、地域生活を継続していくための必要な支援に取り組みます。   |
| ②   | 障害のある人それぞれの状況やニーズに即した地域生活を支援していくため、強度行動障害をはじめとする重度障害のある人に対応できるグループホーム等の「住まいの場」の充実を図ります。また、事業者のニーズに応じて公営住宅を活用したグループホーム等の設置を支援します。 |
| 5   | 補装具、日常生活用具等の給付   |
| ①   | 障害のある人の在宅生活を支援するため、補装具や日常生活用具を給付するとともに、給付種目の充実を図ります。   |
| 6   | 入浴サービスの実施  |
| ①   | 利用者のニーズを踏まえ、自宅の浴槽での入浴が困難な重度身体障害のある人等への訪問入浴サービスを実施します。  |
| 7   | 難病患者への支援   |
| ①   | 難病患者やその家族が安心して在宅生活を送ることができるよう、居宅介護等の訪問系サービスや日常生活用具の給付、医療費の助成等を行います。  |
| ②   | 難病患者やその家族との交流の場に対する支援を行います。  |
| 8   | 各種年金・手当の支給   |
| ①   | 障害のある人の生活の安定を図るため、特別障害者手当をはじめとする各種手当を支給するとともに、より適切に活用されるよう広報等により周知を図ります。   |
| ②   | 障害基礎年金（国民年金）について、障害のある人の生活の安定を図るため、広報等による周知を行うとともに、適切な支給に努めます。   |
| 9   | 高齢の障害のある人等への生活支援   |
| ①   | 介護保険制度へのスムーズな移行や障害福祉サービスの継続的な利用など、関係機関と連携を図り生活状況に即したサービスを提供します。  |



## 2-3 相談・マネジメント体制の充実

| No.               | 施策目標   |
|-------------------|--|
| 1 相談支援体制の充実       |  |
| ①                 | 障害のある人の相談に対応し、適切なサービスにつなぐ役割である身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員の活動の充実を図ります。これら障害者相談員や同じく地域で活動する民生委員・児童委員に対し、適切な相談・助言に関する研修を実施します。                     |
| ②                 | 障害のある人やその家族が仲間（ピア）として障害のある人からの相談を受け、問題解決につながる助言を行うピアサポーターとの連携に努めます。  |
| ③                 | 地域総合支援センターにおいて、高齢者、障害のある人、子ども等の総合的、包括的な相談支援と、住民全体の多様な支え合い体制の構築等を一体的に推進します。   |
| ④                 | 明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センターにおいて、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう様々な相談に対応するとともに、地域の相談支援事業者との連絡調整を強化し、相談支援体制の充実を図ります。                                |
| ⑤                 | 相談後においてもきめ細かな支援ができるよう、相談支援事業者と身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員との連携を図ります。   |
| 2 地域自立支援協議会の活動の充実 |  |
| ①                 | 障害のある人に対する保健・医療・福祉・就労等のサービスに関する全体調整機関である地域自立支援協議会の活動内容を充実するとともに、当事者の視点による適切なサービスが提供されるよう、関係機関との一層の連携を図ります。                                     |
| 3 専門相談機能の充実       |  |
| ①                 | 明石市立発達支援センターのさらなる相談機能の充実を図るとともに、個別の状況に応じて兵庫県立総合リハビリテーションセンター（高次脳機能障害相談窓口等）、兵庫県精神保健福祉センター、兵庫県難病相談センター、兵庫県立こども発達支援センター等との連携を図り、ニーズに沿った相談支援を行います。 |
| ②                 | 明石市ひきこもり相談センターにおいて、ひきこもり当事者やその家族に対して、切れ目のない重層的な相談支援を行います。  |
| ③                 | ヤングケアラーのいる家庭等に対して、関係部署が連携し、個々の事情に寄り添った相談支援を行うとともに必要な福祉サービス等につなぐなど、ケアの負担軽減を図る取組を行います。   |

## 2-4 地域福祉の視点に立った活動の推進

| No.            | 施策目標  |
|----------------|---|
| 1 ボランティア活動への支援 |   |
| ①              | 社会福祉協議会と連携し、ボランティアに関する情報共有や、ボランティアニーズの調整及び活動の場の提供等の支援を行います。       |
| ②              | ボランティアの確保・育成とともに、障害のある人とボランティアをコーディネートする明石市ボランティアセンターの機能の充実に努めます。 |

| No. | 施策目標   |
|-----|--|
| 2   | 福祉ニーズを把握するための仕組みづくり  |
| ①   | 障害者相談員と民生委員・児童委員の連携を図り、地域で支援が必要な障害のある人の状況と福祉ニーズの把握に努めます。                             |
| 3   | 地域での助け合い活動の推進  |
| ①   | 地域住民の理解と協力のもと、民生委員・児童委員やボランティア等を主体に、ご近所による助け合い活動や地域の障害のある人に対する声かけ・見守り等の個別支援活動を促進します。 |

## 基本目標 3 / 地域で安心して暮らすことができる 保健・医療提供体制の整備

### 現状・課題

- 国において、令和3年6月に医療的ケア児支援法が施行されました。同法では、医療的ケア児及びその家族が、一人ひとりの医療的ケア児の状況に応じた適切な支援を受けることができるよう、国や地方公共団体、保育所、学校等の果たすべき役割等が規定されています。
- 兵庫県において、医療的ケア児及びその家族に対する総合的な支援を行う拠点として令和4年6月に「兵庫県医療的ケア児支援センター」を設置しました。医療的ケア児の支援を総合調整するコーディネーターを配置し、医療、福祉、教育等の関係機関と連携して、個々の特性やニーズに応じた支援を実施しています。また、医療的ケア児等コーディネーターや支援者の確保に向けた養成研修を実施しています。
- 本市において、令和元年度に医療的ケア児の家族を対象としてアンケートを実施し、医療的ケア児を受け入れてもらえる障害福祉サービス事業所や保育所等が少ないという意見が多くありました。
- 市民アンケート調査では、「特に充実すべき医療的ケアに対応したサービス」について、「入院時の付き添いや他の家族への支援」や「入所施設の充実」など様々な支援に対して偏りなく多くの回答があり、多様な支援が求められています。
- 関係団体調査では、「兵庫県医療的ケア児支援センター」は明石市から遠く、実際には支援に関する情報は市の窓口で尋ねることになるとの意見がありました。そのため、明石市の窓口で完結できるような体制が求められています。
- 関係団体調査では、ユニバーサル歯科診療所は障害のある人にとって非常に利用しやすいため他の医療機関においても障害のある人が受診しやすくなるよう、医療関係者の障害理解を深める取組が必要との意見がありました。医療関係者に対する障害理解の促進や医療サービスを受けるための合理的配慮の提供等が求められています。

### 3-1 医療的ケアが必要な人への支援の充実【重点】

| No. | 施策目標   |
|-----|--|
| 1   | 医療的ケア児等に対する相談体制の充実                           |
| ①   | 医療的ケア児及びその家族からの様々な相談に対応する相談窓口の設置に取り組みます。     |
| 2   | 医療的ケア児の支援に係る関係機関の連携体制の構築                     |
| ①   | 医療的ケア児の支援に係る保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関の連携体制を構築します。 |

| No. | 施策目標                              |
|-----|-----------------------------------|
| 3   | 医療的ケアに対応する事業所への支援                 |
| ①   | 医療的ケア児に対応する事業所への支援を検討します。         |
| ②   | 医療的ケア児に対応する保育体制を整備します。            |
| ③   | 難病患者等への喀痰吸引を行うことのできる人材の育成に取り組みます。 |

### 3-2 疾病の予防・早期発見

| No. | 施策目標  |
|-----|---|
| 1   | 各種健康診査における体制の充実   |
| ①   | 乳幼児健康診査・新生児聴覚検査等において、障害や疾病の早期発見だけでなく、保護者の子育てを支援し、乳幼児の健やかな発育・発達を支援します。 |
| ②   | 市民一人ひとりが健診等により、自分の健康状態を把握し望ましい生活習慣を実践するなど、生涯を通じた健康管理を推進します。           |
| 2   | 各種保健相談の充実   |
| ①   | 発育・発達相談としての家庭訪問や乳幼児健康相談等での個別相談、集団での「遊びの教室」により、就園・就学まで切れ目のない支援を行います。   |
| ②   | 健康づくり全般における相談を実施し、安定した地域生活を続けられるよう、関係機関の紹介など適切な支援を行います。               |
| 3   | 関係機関との連携促進  |
| ①   | 各種健康診査や保健相談等により、必要に応じて医療、福祉等の関係機関と円滑な連携を図り、支援体制の充実を図ります。              |

### 3-3 地域医療体制の充実

| No. | 施策目標  |
|-----|---|
| 1   | 利用しやすい医療提供体制の整備   |
| ①   | 障害のある人が安心して医療サービスを受けられることができるよう、市内医療機関の障害理解の促進を図るとともに、緊急時の通報等に適切な対応ができるよう、救急医療体制を整備します。 |
| 2   | 在宅生活を支えるリハビリテーション等の充実   |
| ①   | 退院時から医療機関と連携し、在宅で療養する障害のある人がより安定した生活を送ることができるよう支援します。                                   |
| 3   | 障害者歯科検診事業の充実  |
| ①   | 「あかしユニバーサル歯科診療所」において、隣接する市民病院と連携し、一般の歯科医院では治療が難しい患者の受入れを行うなど口腔保健の推進を図ります。               |

### 3-4 健康の保持・増進

| No. | 施策目標  |
|-----|---|
| 1   | 健康増進施策の充実   |
| ①   | 子どもの頃から望ましい生活習慣を身につけ、自分の健康は自分で守ることができるよう、健康づくりに関する正しい知識の普及と啓発を行います。 |

### 3-5 精神保健医療と難病対策の充実

| No. | 施策目標  |
|-----|---|
| 1   | 精神保健活動の推進   |
| ①   | 心の健康づくりに関する理解が市民に深まるよう、広報・啓発を行います。  |
| ②   | 精神障害のある人に対する正しい理解と社会参加を一層促進するため、広報紙等による啓発を行います。   |
| 2   | 精神障害のある人の地域生活への移行支援   |
| ①   | 関係部署が連携し協議の場を設置するとともに、地域移行支援に係る課題の共有とその対応策を検討し、各機関の役割を明確にします。また、精神障害のある人への福祉サービスや就労支援等の切れ目のない支援を実施できるよう、関係機関との連携を強化します。 |
| 3   | 在宅難病患者の療養支援   |
| ①   | 在宅難病患者が住み慣れた地域で生活続けることができるよう、保健・医療・福祉関係者の資質の向上を図るとともに関係機関のネットワークを構築します。   |

# 基本目標4 / ライフステージに応じた療育・保育・教育の充実

## 現状・課題

- 国において、令和3年1月の「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」報告により、これからの特別支援学校の方向性として、障害の有無に関わらず共に教育を受けられる条件整備及び通常の学級・通級による指導・特別支援学級・特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めることが示されました。
- 令和4年3月に策定した前期戦略計画では、「こどもの育ちをまちのみんなで支える」を柱の一つに掲げています。安心して子育てのできる環境の整備やICT等を活用した一人ひとりの子どもの状況に応じた質の高い教育の推進、適切な支援の提供等に取り組んでいます。
- 令和4年4月に施行したインクルーシブ条例において、インクルーシブ教育の推進に向けて、子どもたちの声に耳を傾け、様々な特性を持つ子どもたちが共に過ごすことのできる環境や地域の学校で共に学ぶ環境を確保すること等を定めています。また、これらを実現するため、学校や教育機関に対する取組の推進に向けた専門性を持つ人的資源を確保すること等も定めています。
- 令和4年度から、すべての小・中・養護学校で特別支援教育サポートツールを活用しています。本ツールを活用することで、教職員の専門性や経験のみならず、保護者等のアンケートを基に適切な指導計画等が作成しやすくなりました。
- 関係団体調査では、放課後等デイサービスの事業所が増え、受け皿が拡大する一方で、職員の質が低下しているとの意見がありました。また、国においても令和4年度の「障害児通所支援に関する検討会」により、学校との役割分担や連携を行い、個々に合わせた一貫した支援を提供していくことが必要としています。事業所に対するサービスの質の向上に向けた取組や学校と事業所の連携の充実が求められています。

### 4-1 療育・保育・教育における支援体制の充実

| No. | 施策目標  |
|-----|---|
| 1   | 発達相談の充実   |
| ①   | 発達の遅れや障害の疑いがある子どもに対して専門職員が発達相談を行い、総合的な発達評価や支援を行います。   |
| 2   | 明石市立発達支援センターを中心とする支援体制の充実   |
| ①   | 各学校園において、学習症（LD）、注意欠如多動症（ADHD）、自閉スペクトラム症（ASD）等の発達障害のある子どもが必要な支援を受けられるよう、関係機関と連携を図りながら、地域での生活支援、発達支援、権利擁護等を行います。 |
| ②   | 発達障害のある子どもが早期の発達支援を受けられるよう、保護者に対し相談・助言を行います。また、幼児期以降も、ライフステージを通じた相談支援体制の充実を図ります。                                |

| No. | 施策目標  |
|-----|---|
| 3   | 明石市立ゆりかご園・明石市立あおぞら園の充実  |
| ①   | 就学前の障害のある子どもが通園する児童発達支援センターである両園において、セラピストによる各種療法と保育士による保育や生活指導など、多角的な療育を実施して子どもの発達を促します。   |
| ②   | 地域支援として、保育所等訪問支援事業や障害児相談支援事業を実施するとともに、保護者やきょうだいを含めた家族に対する支援を行います。                           |
| 4   | 専門指導員による支援体制の充実   |
| ①   | 専門指導員（臨床心理士等）が各学校園を巡回し、保護者や教職員に対して指導助言を行います。  |
| 5   | 地域における支援の担い手の育成   |
| ①   | 障害のある子どもが、社会への適応力を身につけることができるよう、保育士や幼稚園・認定こども園・学校の教職員等に支援技術に関する研修を実施し、地域における支援の担い手の育成に努めます。 |
| 6   | 保育所・幼稚園・認定こども園における障害の特性に応じた支援の充実  |
| ①   | 保育士や介助員の加配等により、障害のある子どもの受入体制の充実を図ります。   |
| ②   | 医療的ケア児に対応する保育体制を整備します。（再掲）  |
| ③   | 様々な障害の状態や特性に対応するため、障害のある子どもの実態に応じた「個別の指導計画」に基づき、保育を進めます。                                    |
| ④   | 保育所・幼稚園・認定こども園で受け入れた障害のある子どもについて、適切な保育や支援が行えるよう、関係機関と連携を図ります。                               |
| 7   | 放課後・夏休み期間中等の支援の充実   |
| ①   | 放課後等デイサービス・障害児タイムケア事業で受け入れた障害のある子どもについて、必要な支援を実施するとともに活動の場を提供します。                           |
| ②   | 放課後児童クラブで受け入れた障害のある子どもについて、適切な保育や支援が行えるよう、関係機関との連携を図ります。                                    |
| 8   | 関係機関との連携の推進   |
| ①   | 障害のある子どもたちとその家族への支援を充実させるため、保健・医療・教育・保育・福祉など関係機関の連携を推進します。                                  |

## 4-2 質の高い児童通所支援の提供体制の構築【重点】

| No. | 施策目標   |
|-----|--|
| 1   | 児童通所支援における療育支援の質の向上  |
| ①   | 障害児通所支援事業所における支援の質の向上を図るため、専門職等が事業所を巡回し、一人ひとりに寄り添った療育がなされるように支援します。          |
| ②   | 支援を要する子どもと家族が早期から身近な地域で適切な支援を受けられるよう、児童発達支援センターあおぞら園・ゆりかご園が地域における中核的役割を担います。 |

### 4-3 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進

| No. | 施策目標   |
|-----|--|
| 1   | 障害のある子どもに対する教育の充実  |
| ①   | 特別支援教育に関する学校園内委員会を設置し、障害のある子どもの実態把握や関係機関との連携など、障害のある子どもへの支援体制を確立します。   |
| ②   | 各学校園内に特別支援教育コーディネーターを配置し、支援体制の充実を図ります。   |
| ③   | 支援が必要な子どもに対して、特別支援教育サポートツールを活用し、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成し、一人ひとりのニーズに応じた支援の充実を図ります。   |
| 2   | 通級指導教室の充実  |
| ①   | 通級指導教室を活用し、対象となる子どもへの支援の充実を図ります。   |
| ②   | 通級指導担当者を中心に、通級指導の情報共有や学校園内での連携を図り、効果的な支援に努めます。   |
| 3   | インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた総合的な支援体制の構築   |
| ①   | 障害のある人とない人がともに学ぶインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、一人ひとりの教育ニーズに応じた教育支援を行うとともに、医療・福祉との連携による一貫した支援体制の構築や、「サポートノート」の活用等による就学期における情報共有に努めます。 |
| ②   | 障害のある子どもが安全・安心に教育を受けられるよう、学校園の施設及び設備の充実に努めます。  |
| ③   | 明石養護学校に通学する児童生徒の学習権の保障と保護者負担の軽減を図るため、スクールバスによる通学支援を行います。   |
| 4   | 障害のある人への理解を促す教育の推進   |
| ①   | 総合的な学習の時間等を活用し、市内の学校園の子どもを対象に、地域の障害のある人とのふれあい・交流活動を実施し、障害のある人への正しい理解・認識と思いやりの心を育む活動を推進します。                                 |
| ②   | 学校園での福祉教育の成果を生かすため、社会福祉協議会やボランティア団体と連携を図り、実践の場としてのボランティア活動の機会・場の充実を図ります。   |
| 5   | 特別支援教育への地域の理解の促進   |
| ①   | 学校園行事等に地域住民の参加・協力を呼びかけ、障害のある子どもとの自然なふれあいを通じて相互理解を図るなど、地域ぐるみで特別支援教育の推進に努めます。  |
| 6   | 卒業後の支援体制の充実  |
| ①   | 学校教育終了後、障害のある子どもが適切な進路選択ができるよう、支援体制の充実を図ります。   |
| ②   | 教育機関と障害福祉サービス事業所など関係機関との連携を促進します。これらの関係機関とともに、障害福祉サービス等の内容や卒業前後のサービスの手続き等について、保護者に周知できるよう調整を図ります。                          |



## 基本目標 5 / 自立に向けた 就労・雇用環境の整備

### 現状・課題

- 国において、障害者雇用促進法が令和元年度と4年度に改正され、週20時間未満で働く精神障害者等を法定雇用率に加算する方針や法定雇用率の引き上げ等が定められました。また、障害者総合支援法の改正により、障害者の多様な就労ニーズへ対応するためのサービスとして就労選択支援の創設が予定されています。
- 令和4年4月に施行したインクルーシブ条例では、障害のある人の就労について、就労環境の整備や事業者・関係機関等との連携による雇用及び就労機会を確保することを掲げています。
- 市民アンケート調査では、「働く上で必要な条件」について、「障害に対する周囲の理解があること」が39.6%と最も多く、次いで「障害に合った仕事であること」が37.3%、「職場の人間関係が良好であること」が34.2%となっています。また、現在の仕事（就労系サービス含む）について感じていることは、「給料や工賃が安い」が38.3%、「ずっと働けるか不安」が37.2%と多くなっています。
- 関係団体調査では、重度障害者や知的障害者の雇用を促進する支援が必要との意見がありました。視線入力機能を有する機器等は日常生活用具としてだけでなく就労にも活用できるため、今後はスキルアップとして福祉機器を活用するための支援も検討する必要があります。

### 5-1 就労支援の充実

| No. | 施策目標   |
|-----|--|
| 1   | 就労支援体制の充実  |
| ①   | 「明石市障害者就労・生活支援センターあくと」において、障害のある人の企業への就労や職業生活を支援します。                 |
| ②   | 公共職業安定所（ハローワーク）をはじめ、障害者職業センター等の関係機関と連携し、就労支援体制の充実を図ります。              |
| 2   | 障害者総合支援法に基づく就労支援の推進  |
| ①   | 一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業を実施します。 |
| 3   | 職業リハビリテーション施策の推進   |
| ①   | 関係機関と連携を図り、企業体験実習を行うなど障害のある人の職業能力、社会適応能力の向上のための取組を行います。              |
| ②   | 鍼灸・マッサージ等の職業に関する技能の修得や、IT関連分野の技術習得につながる訓練施設や職業能力開発校の紹介を行います。         |
| ③   | 就職先での円滑な職場定着を図るため、業務内容等について指導を行うジョブコーチ制度の周知に努めます。                    |

| No. | 施策目標  |
|-----|---|
| 4   | 職業生活における自立に向けた生活支援の実施                                   |
| ①   | 関係機関と連携し、日常生活に関する問題についての相談援助、金銭管理や衣食住関係、健康管理等への支援を行います。 |

## 5-2 障害者雇用に関する周知・啓発

| No. | 施策目標   |
|-----|--|
| 1   | 障害者雇用に関する周知・啓発   |
| ①   | 広報紙やパンフレット等を通じ、障害者雇用支援月間（毎年9月）や法定雇用率等を周知します。   |
| ②   | 兵庫労働局や兵庫県等の関係機関と連携し、障害特性を踏まえた職場における支援の方法等について、市内の企業や事業所への周知・啓発に取り組みます。               |
| ③   | 公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携し、事業主への障害のある人の雇用に関する各種助成制度や税制上の優遇措置等の周知を図ります。                |
| ④   | 広報や助成制度に関する情報提供等を通じて、障害のある人のニーズに合った職場の開拓に努めます。また、障害のある人を雇用している企業・事業所に対して必要な助言等を行います。 |

## 5-3 多様な就労の場の確保

| No. | 施策目標   |
|-----|--|
| 1   | 日中活動事業所の運営基盤強化への支援   |
| ①   | 「障害者優先調達推進法」に基づき、調達方針を作成し目標を定めるとともに、福祉施設からの製品の購入や業務委託についての計画を作り、毎年実績を公表します。  |
| ②   | 就労支援事業所等で作られた製品について、市のイベント等での積極的な活用や、市役所や市の関連施設を活用した販売に取り組むとともに、地域におけるイベント開催時での活用を働きかけるなど、障害のある人の工賃向上に取り組めます。                        |
| 2   | 市役所を通じた障害者雇用の促進  |
| ①   | 障害のある人の雇用において先導的な役割を果たすため、市役所において障害のある人を計画的に採用するとともに、障害のある人が働きやすい職場環境づくりに取り組みます。   |
| ②   | 市役所内に設置されている作業所「時のわらし」や「福祉コンビニ」等を通じて障害のある人の雇用の促進に努めるとともに、市が出資・補助等を行っている法人へ雇用の働きかけを行います。  |
| ③   | 障害のある人の雇用を拡大するため、市が取り組む事業について、市内の障害者支援施設や障害福祉サービス事業所等への委託を推進します。また、公共工事の品質評価型入札制度において、障害のある人を積極的に雇用している市内業者に加点を行い、障害のある人の雇用の促進を図ります。 |
| ④   | 障害者支援施設等からの随意契約の範囲が、役務の提供を受ける場合にも拡大されているため、この制度の周知を図り、受注機会の拡大に取り組めます。  |

## 基本目標6 / 社会参加を促進するための支援の充実

### 現状・課題

- 聴覚障害のある人への情報発信として、令和2年度に「あかし手話チャンネル」を開設しています。また、令和3年度からは市議会の審議内容等をお知らせする「市議会だより」の点字版を製作するとともに、議会中継映像への手話通訳の合成を行っています。
- すべての小・中・養護学校において、国際パラリンピック委員会公認教材「I'm POSSIBLE」を活用したインクルーシブ教育等に取り組んできました。また、東京オリンピック・パラリンピック開催後にも海外のパラスポーツ選手との交流会を実施しました。
- 障害の有無に関わらず、フットボールというスポーツを通して人と人とが繋がる機会をつくる場として、「ごちゃまぜフェスティバル」を実施しています。また、令和元年5月からは、総合福祉センター新館においてユニバーサルスポーツ体験を実施しています。
- 毎年12月の障害者週間に合わせて障害のある人のアート展「ARTSHIP 明石」を開催し、創作作品の展示を行っています。
- 令和5年3月に策定した「第2期明石文化芸術創生基本計画」において、障害者の文化芸術活動を促進するため、体験の機会や作品の鑑賞機会を設けるなど、啓発に取り組むこととしています。
- 令和5年4月から、障害の有無に関わらず、みんなが一緒に楽しめるインクルーシブな空間を創出するため、ユニバーサル遊具等を配置した「みんな広場」を含む「17号池魚住みんな公園」の供用を開始しました。
- 関係団体調査では、コミュニケーションツールとしてアプリや音声コード等を活用していく必要がある一方、障害当事者も含めコミュニケーションツールの認知度を上げていく必要があるとの意見がありました。

### 6-1 意思疎通支援の人材確保・養成

| No. | 施策目標   |
|-----|--|
| 1   | 手話通訳者・要約筆記者の養成   |
| ①   | 手話奉仕員養成講座、手話通訳者養成講座及び要約筆記者養成講座の開催を通じて、手話通訳者・要約筆記者を養成します。 |
| 2   | 点訳・音訳ボランティアの養成   |
| ①   | 点訳ボランティア養成講座・音訳ボランティア養成講座の開催を通じて、点訳・音訳ボランティアを養成します。      |
| 3   | 盲ろう者向け通訳・介助員の養成  |
| ①   | 盲ろう者向け通訳・介助員養成講座の開催を通じて、盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。              |

| No. | 施策目標  |
|-----|---|
| 4   | 失語症者向け意思疎通支援者の養成                              |
| ①   | 失語症者向け意思疎通支援者養成講座の開催を通じて、失語症者向け意思疎通支援者を養成します。 |

## 6-2 意思疎通支援の充実とサービスの利用促進

| No. | 施策目標  |
|-----|---|
| 1   | 障害福祉サービス等の情報提供の充実   |
| ①   | 「障害福祉のしおり」や「あかし市民便利帳」、ホームページ及び広報紙等により、サービス等の情報提供に努めます。                              |
| 2   | コミュニケーション支援事業の推進  |
| ①   | 聴覚や視覚障害、失語症等のある人との円滑なコミュニケーションを支援するため、手話通訳者・要約筆記者等の意思疎通支援者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音訳等を行います。 |
| 3   | 要約筆記者派遣事業の周知と利用促進   |
| ①   | 要約筆記者を十分に活用してもらえるよう、要約筆記者派遣事業の周知と利用促進を図ります。   |

## 6-3 情報発信・通信・コミュニケーション手段の充実

| No. | 施策目標  |
|-----|---|
| 1   | 聴覚障害のある人に配慮した通信・コミュニケーション手段の充実  |
| ①   | 市役所業務に係る遠隔手話通訳の実施や電話リレーサービスの周知啓発を行います。  |
| 2   | 障害のある人に配慮した情報発信の充実  |
| ①   | 視覚障害のある人のコミュニケーション支援の手段として、「声の広報」や「点字広報」等の情報内容の充実に努めます。   |
| ②   | 広報紙やホームページ等において、デザイン・文字・色の使い方の工夫や手話通訳映像の合成を行うなど、すべての人が必要な情報を得られるよう情報発信に取り組みます。                                    |
| ③   | 行政情報の提供等にあたって、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえ、「アクセシビリティ」に配慮した情報提供に努めます。また、障害の有無に関わらず、すべての市民の負担軽減と利便性向上につながる行政手続のオンライン化を推進します。 |

## 6-4 余暇及び文化・芸術・スポーツ活動の充実

| No. | 施策目標  |
|-----|---|
| 1   | スポーツ活動の充実   |
| ①   | 障害のある人の健康保持・増進を図るため、関係機関と連携し気軽に参加できるスポーツ活動を支援します。 |
| ②   | 活動成果の発表と交流の場である、障害のある人のスポーツ大会等への参加を支援します。         |

| No. | 施策目標   |
|-----|--|
| 2   | 文化・芸術活動への支援                                    |
| ①   | 障害のある人が積極的に文化・芸術活動を行えるよう、活動や創作作品の展示の場の確保に努めます。 |
| 3   | 読書バリアフリー環境の整備                                  |
| ①   | 誰もが本に親しみ、読書を楽しむことができるよう、読書バリアフリー環境を整備します。      |
| 4   | 余暇活動等への支援                                      |
| ①   | 障害の有無に関わらず、余暇活動を楽しむことができる環境整備に努めます。            |

# 基本目標 7 / 共生社会の実現に向けた 差別解消・権利擁護の推進

## 現状・課題

- 国において、令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月から民間事業者における合理的配慮の提供が努力義務から法定義務に改められます。行政機関や事業者において、障害を理由とした差別の解消に加えて、サービスや商品を提供する際に障害のある人に対して社会的障壁を取り除くための配慮を行うことが求められます。
- 令和4年4月に施行されたインクルーシブ条例において、あらゆる差別の解消に向けて、市・市民・事業者・関係機関が連携を図り、インクルーシブ施策に取り組むことを掲げています。
- 市民アンケート調査では、「差別や偏見の経験があるか」について、前回調査と比べると、「ほとんどない」の割合が18歳以上で14.9ポイント、18歳未満で7.2ポイント上昇しています。一方で、差別や偏見についての相談窓口については、18歳以上、18歳未満ともに「相談しても何も変わらない」の割合が最も高くなっており、前回調査と比べても、18歳以上が3.3ポイント、18歳未満が15.6ポイント上昇しています。
- 関係団体調査では、特に視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・医療的ケアが必要な人に対する理解が不足しているとの意見がありました。

## 7-1 障害者虐待の防止

| No. | 施策目標   |
|-----|--|
| 1   | 障害者虐待の防止   |
| ①   | 明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センターにおいて、障害者虐待通報の受理、虐待を受けた障害のある人の保護、養護者への指導・助言、虐待防止に関する広報・啓発等を行います。 |

## 7-2 差別解消及び障害理解の促進

| No. | 施策目標  |
|-----|---|
| 1   | 障害者差別解消への取組の充実  |
| ①   | インクルーシブ条例に基づき、市民、事業者及び関係機関と連携して、差別を解消するために必要な施策を推進します。    |
| ②   | 国の基本方針を踏まえ、障害者差別解消法及び障害者配慮条例に基づく取組を推進し、障害を理由とする差別解消に努めます。 |

| No.                          | 施策目標   |
|------------------------------|--|
| ③                            | 旧優生保護法被害者等の尊厳の回復のため、旧優生保護法被害者等に寄り添った施策を推進します。  |
| 2 障害への正しい理解と認識を深める啓発事業の実施や支援 |  |
| ①                            | 障害の社会モデルに基づく障害のある人の定義や、合理的配慮の必要性など、障害や障害のある人への正しい理解と認識を広め、お互いに人権を尊重し合う市民意識の高揚を図ります。                      |
| ②                            | 広報紙や出前講座等を通じた啓発・広報活動を実施します。  |
| ③                            | イベント等を通じ、障害者基本法で定める障害者週間（12月3日～9日）の周知を図ります。  |
| ④                            | 障害のある人への理解を深めるため、社会福祉協議会やボランティア団体等が行う啓発事業やイベント、市民の主体的な学習活動等を支援します。                                       |
| ⑤                            | 障害者施設の開設が円滑に進むよう、近隣住民の理解・協力を得るために法人・事業者が行う取組を支援します。  |
| 3 精神障害、発達障害のある人等への理解の促進      |  |
| ①                            | 精神障害や発達障害のある人等の特性や必要な配慮に関する市民の理解を深めるため、関係機関と連携して講演会等を開催するなど、障害への正しい知識の普及に努めます。また、患者会や家族会等の関係団体への支援を行います。 |
| 4 民生委員・児童委員に対する研修の実施         |  |
| ①                            | 地域福祉の担い手である民生委員・児童委員へ障害者福祉に関する研修を実施し、地域での相談業務の充実を図ります。   |
| 5 人権意識の普及・高揚                 |  |
| ①                            | 人権についての市民の正しい理解と認識を深めるため、啓発活動を積極的に推進し、相互の基本的な人権を尊重し合う正しい人権意識の普及・高揚を図ります。                                 |
| 6 地域における自発的な各種交流活動への支援       |  |
| ①                            | 障害当事者等団体や地域活動団体、障害福祉サービス事業者等が主体となって実施する地域交流事業を支援します。   |
| 7 「障害者配慮条例」に基づく合理的配慮提供の支援    |  |
| ①                            | 折りたたみ式スロープや筆談ボード等の購入、点字メニューの作成等に要する費用を助成するなど、民間事業者や地域の団体が合理的配慮を提供することを支援します。                             |

### 7-3 行政サービス等における合理的配慮の提供

| No.                | 施策目標   |
|--------------------|--|
| 1 事業実施における合理的配慮の提供 |  |
| ①                  | 市の事務や事業の実施にあたり、「障害者差別解消法」や「障害者配慮条例」に基づき、障害のある人が必要とする配慮を行います。   |
| 2 市職員への研修の実施       |  |
| ①                  | 市職員に対して、障害のある人に関する理解を促進するために必要な研修を実施し、窓口等における障害のある人への配慮を周知します。 |

## 7-4 成年後見制度の利用支援

| No. | 施策目標   |
|-----|--|
| 1   | 成年後見制度の利用等による権利擁護の推進   |
| ①   | 明石市後見支援センターにおいて、意思決定の困難な障害のある人が財産管理や在宅サービスの利用等で自己に不利な契約を結ぶことがないよう、成年後見制度等の利用支援を行い、総合的かつ積極的な権利擁護の推進を図ります。 |

## 7-5 消費者相談の充実

| No. | 施策目標   |
|-----|--|
| 1   | 消費者相談の充実   |
| ①   | 消費者被害の防止に向けた啓発に努めるとともに、ファクシミリや電子メール等での相談の受付や、障害のある人に関する理解を促進するための研修へ相談員が参加するなど、障害のある人の特性に配慮した相談業務を実施します。 |

## 7-6 更生支援の充実

| No. | 施策目標   |
|-----|--|
| 1   | 罪に問われた障害のある人に対する支援   |
| ①   | 障害等により判断能力に不安のある人が罪に問われた場合、刑事司法関係機関（検察庁、刑務所等）と連携を図り、障害者手帳や障害福祉サービスの申請を支援します。また、就労の支援等、円滑に社会復帰するための支援を行います。 |



# 第4章

## 障害福祉サービス等の提供体制の整備

### 1 成果目標の設定

国の基本指針において、「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」により、成果目標や障害福祉サービスの見込量等を定めることとされています。

この成果目標については、国の基本指針が3年を1期として作成されていることから、計画期間の前期分（令和6年度から令和8年度）を設定するものとします。後期分（令和9年度から令和11年度）については、令和8年度の間見直し時に国の基本指針を踏まえて設定します。

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）に対して適切に意思決定支援が行われ本人の意向を確認した上で、令和4年度末時点の施設入所者数のうち、6%以上が地域生活へ移行すること、さらに令和8年度末時点の施設入所者数については、令和4年度末時点から5%以上削減することを成果目標としています。本計画の成果目標を次のとおり設定します。

##### ①施設入所者の地域生活への移行に関する指標

（基準値：令和4年度末時点の施設入所者数 237人）

| 対象時期   | 地域生活へ移行した者 | 地域生活移行率 |
|--------|------------|---------|
| 令和8年度末 | 15人        | 6.3%    |

##### ②施設入所者数に関する指標

（基準値：令和4年度末時点の施設入所者数 237人）

| 対象時期   | 施設入所者数 | 削減率  |
|--------|--------|------|
| 令和8年度末 | 225人   | 5.0% |

## (2) 地域生活支援の充実

国の基本指針では、障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和8年度までに地域生活支援拠点等を整備し、その機能の充実のため、コーディネーターの配置や地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証することを成果目標としています。

また、強度行動障害を有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを新たに成果目標としています。

### ●地域生活支援の整備に関する指標

| 指標  | 取組内容   |
|---|--|
| 地域生活支援拠点等整備                                 | <p>地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備「面的整備型」にて地域生活支援拠点等の整備をしています。</p> <p>引き続き、明石市基幹相談支援センターの相談業務等を拠点等の機能として位置付け、コーディネーターを配置します。また、障害者やその家族、それを支える地域資源等の状況に即した整備を進めるため、各機能の運用状況について、明石市地域自立支援協議会で1年に1回、検証・検討を行います。</p> <p>アンケート調査等により支援ニーズの把握を行うとともに、ニーズに沿った支援体制を整備します。</p> |
| 地域生活支援拠点等の支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築 |  |
| 地域生活支援拠点等コーディネーター配置                         |  |
| 機能の充実に向けての運用状況の検証・検討の実施回数                   |  |
| 強度行動障害を有する障害者の支援ニーズの把握                      |  |
| 地域の関係機関が連携し、強度行動障害を有する障害者を支援する体制の整備         |  |

## (3) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、令和8年度中に就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて一般就労に移行する者の数について令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上を成果目標としています。

各事業の成果目標について、就労移行支援事業から一般就労への移行においては、その役割の重要性を踏まえ令和3年度の移行実績の1.31倍以上とし、就労継続支援A型事業については概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を基本としています。また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本としています。

さらに、障害者の一般就労後の定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標について、利用者数は令和3年度実績の1.41倍以上を基本としています。事業所ごとの就労定着率は、就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上となる事業所の割合を2割5分以上とすることを基本としています。

本計画の成果目標を次のとおり設定します。

①福祉施設利用者の一般就労への移行者数

| 対象時期             | 就労移行支援   | 就労継続支援A型 | 就労継続支援B型 | その他 | 合計       |
|------------------|----------|----------|----------|-----|----------|
| 令和3年度<br>移行者数(A) | 27人      | 4人       | 1人       | 1人  | 33人      |
| 令和8年度中           | (A)×1.31 | (A)×1.29 | (A)×1.28 | —   | (A)×1.28 |
|                  | 36人      | 6人       | 2人       | —   | 44人      |

②就労移行支援事業所ごとの実績の確保・向上

| 対象時期   | 就労移行支援事業所数 | 利用終了者に占める<br>一般就労へ移行したものの割合<br>5割以上の事業所 | 割合  |
|--------|------------|---|-----|
| 令和8年度中 | 8か所        | 4か所                                     | 50% |

③就労定着支援事業の利用者数

| 対象時期     | 就労定着支援事業の利用者数 |
|----------|---------------|
| 令和3年度(A) | 30人           |
| 令和8年度中   | (A)×1.41      |
|          | 43人           |

④就労定着支援事業の就労定着率

| 対象時期   | 就労定着支援事業所数 | 就労定着率<br>7割以上の事業所数 | 割合  |
|--------|------------|--------------------|-----|
| 令和8年度中 | 4か所        | 1か所                | 25% |

(4) 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、障害児支援を行うにあたり、障害児本人の最善の利益を考慮しながら健やかな育成を支援することが必要であると、令和8年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置するとともに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを成果目標としています。

また、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保し、医療的ケア児等支援のために関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

本計画において、次のとおり目標を設定します。

## ●障害児支援の提供体制の整備等に関する指標

| 指標                                  | 取組内容   |
|-------------------------------------|--|
| 児童発達支援センターの設置                       | 児童発達支援センター「あおぞら園」・「ゆりかご園」を設置しており、地域における療育全体の質が向上するよう中核的役割を担っていきます。                             |
| 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築 | 障害児支援について、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築するとともに、障害の有無に関わらず、児童が共に保育、教育等の支援を受けることができるよう取り組みます。 |
| 医療的ケア児等支援のための協議の場の設置                | 令和3年9月に医療的ケア児支援法が施行されたことに伴い、市としての支援について組織横断的に協議する場を新たに設置します。                                   |

| 対象時期   | 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数 | 重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数 | 医療的ケア児等コーディネーターの配置 |
|--------|------------------------|----------------------------|--------------------|
| 令和8年度末 | 4か所                    | 5か所                        | 12人                |

## （5）相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠であるとしており、令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを目標としています。

さらに、障害者等への支援体制の整備を図るために障害者や関係機関等により構成された協議会（以下「協議会」という。）において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な体制を確保することを目標としています。

また、以下のとおり相談支援体制の充実・強化のための取組の見込みを設定するものとしています。

### ①基幹相談支援センター

- ・訪問等による専門的な指導・助言件数
- ・相談支援事業者の人材育成の支援件数
- ・相談機関との連携強化の取組の実施回数
- ・個別事例の支援内容の検証回数
- ・主任相談支援専門員の配置数見込み

## ②協議会

- ・相談支援事業所の参画による事例検討実施回数
- ・参加事業者数
- ・専門部会設置数
- ・専門部会実施回数

明石市では基幹相談支援センターは設置済みであり、本計画において基幹相談支援センター及び地域自立支援協議会の取組内容等の見込みについて、次のとおり設定します。

## ●相談支援体制の充実・強化のための取組の見込み

| 指標                    |      | 年度    |       |       |       |       |       |
|-----------------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                       |      | 令和6   | 令和7   | 令和8   | 令和9   | 令和10  | 令和11  |
| 基幹相談支援センター            |      |       |       |       |       |       |       |
| 訪問等による専門的な指導・助言       | 件／年  | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 |
| 相談支援事業者の人材育成の支援       | 件／年  | 12    | 12    | 12    | 12    | 12    | 12    |
| 相談機関との連携強化の取組の実施      | 件／年  | 13    | 13    | 13    | 13    | 13    | 13    |
| 個別事例の支援内容の検証          | 件／年  | 6     | 6     | 6     | 6     | 6     | 6     |
| 主任相談支援専門員の配置数見込       | 人    | 4     | 4     | 4     | 4     | 4     | 4     |
| 地域自立支援協議会             |      |       |       |       |       |       |       |
| 相談支援事業所の参画による事例検討実施回数 | 回／年  | 12    | 12    | 12    | 12    | 12    | 12    |
| 参加事業者数                | 事業者数 | 24    | 24    | 24    | 24    | 24    | 24    |
| 専門部会設置数               | 設置数  | 3     | 3     | 3     | 3     | 3     | 3     |
| 専門部会実施回数              | 回／年  | 24    | 24    | 24    | 24    | 24    | 24    |

## (6) 障害福祉サービスの質の向上を図るための体制確保

国の基本指針では、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とするサービスの提供を行うことが重要であるとしており、令和8年度末までに、以下のとおり障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築するとともに、その見込みを設定するものとしています。

- ①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
  - ・都道府県が実施する研修等への市職員の参加人数
- ②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
  - ・障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数
- ③指導監査の実施と結果の共有
  - ・都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する回数

明石市では障害福祉サービス等の質を向上させるための各取組を実施する体制を構築しており、本計画において各取組の見込みについて、次のとおり設定します。

| 指標                         |     | 年度  |     |     |     |      |      |
|----------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|
|                            |     | 令和6 | 令和7 | 令和8 | 令和9 | 令和10 | 令和11 |
| 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用        | 人/年 | 5   | 5   | 5   | 5   | 5    | 5    |
| 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 | 回/年 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1    | 1    |
| 指導監査結果の共有                  | 回/年 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1    | 1    |

## 2 障害福祉サービス等の見込み

### (1) 訪問系サービス

| 事業名        | 内容   |
|------------|--|
| 居宅介護       | 障害のある人を対象に、居宅で入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の生活全般に係る援助を行います。                                   |
| 重度訪問介護     | 重度の肢体不自由の人又は重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する人であって、常時介護を必要としている人を対象に、居宅等で、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行います。 |
| 同行援護       | 視覚障害により移動が著しく困難である人を対象に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、外出する際の必要な援助を行います。  |
| 行動援護       | 知的障害や精神障害により行動が困難な人を対象に、危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。   |
| 重度障害者等包括支援 | 常時介護の必要性が著しく高い人を対象に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。  |

| 事業名        |      | 年度     |        |        |        |        |        |
|------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|            |      | 令和6    | 令和7    | 令和8    | 令和9    | 令和10   | 令和11   |
| 居宅介護       | 人/月  | 650    | 675    | 700    | 725    | 750    | 775    |
|            | 時間/月 | 10,500 | 10,900 | 11,300 | 11,700 | 12,100 | 12,500 |
| 重度訪問介護     | 人/月  | 28     | 29     | 30     | 31     | 32     | 33     |
|            | 時間/月 | 4,200  | 4,350  | 4,500  | 4,650  | 4,800  | 4,950  |
| 同行援護       | 人/月  | 105    | 110    | 115    | 120    | 125    | 130    |
|            | 時間/月 | 2,310  | 2,420  | 2,530  | 2,640  | 2,750  | 2,860  |
| 行動援護       | 人/月  | 1      | 1      | 1      | 2      | 2      | 2      |
|            | 時間/月 | 40     | 40     | 40     | 80     | 80     | 80     |
| 重度障害者等包括支援 | 人/月  | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
|            | 時間/月 | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |

#### 【見込量確保の方策及び今後の方向性】

第6期計画期間における利用者数や一人あたりの平均利用時間の推移を基に、見込量を算出しました。

明石市地域自立支援協議会と連携し、研修・講習等に関する情報を提供するなど、ホームヘルパーの養成や技術の向上のための取組を推進します。

## (2) 日中活動系サービス

| 事業名            | 内容  |
|----------------|---|
| 生活介護           | 常時介護が必要な障害のある人を対象に、昼間、施設内で入浴・排せつ・食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。  |
| 自立訓練<br>(機能訓練) | 地域生活を送る上で身体機能・生活能力の維持・向上等のための支援が必要な障害のある人を対象に、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション等の支援を行います。                                    |
| 自立訓練<br>(生活訓練) | 地域生活を送る上で生活能力の維持・向上等のための支援が必要な障害のある人を対象に、日常生活に必要な訓練等の支援を行います。   |
| 就労選択支援         | 就労を希望する又は就労の継続を希望する障害がある人を対象に、就労に関する適性、知識等の評価、就労に関する意向、就労するために必要な配慮等の整理を行い、適切な選択のための支援を行います。                        |
| 就労移行支援         | 一般就労を希望する障害のある人等を対象に、生産活動・職場体験等を通じて、就労に必要な知識、能力向上のための訓練、適性に応じた職場の開拓、就職後の職場定着に必要な相談等の支援を行います。                        |
| 就労継続支援<br>A型   | 一般企業等への就労が困難な障害のある人等を対象に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上を図るための支援を行います。  |
| 就労継続支援<br>B型   | 一般企業等への就労が困難な障害のある人等を対象に、生産活動その他活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上を図るための支援を行います。   |
| 就労定着支援         | 一般企業等に就労した障害のある人を対象に、就労の継続を図るため、日常生活等に関する相談等の支援を行うとともに企業や関係機関との連絡調整を行います。   |
| 療養介護           | 長期の入院による医療的ケアに加えて、常時介護を必要とする障害のある人を対象に、病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、日常生活上の世話をを行います。                            |
| 短期入所           | 在宅の障害のある人を介護する人が病気等の場合に、障害のある人が短期間施設に入所し、入浴・排せつ・食事等の介護を行います。なお、福祉型とは障害者支援施設等におけるものであり、医療型とは病院・診療所・介護老人保健施設におけるものです。 |

| 事業名            |         | 年度     |        |        |        |        |        |
|----------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                |         | 令和6    | 令和7    | 令和8    | 令和9    | 令和10   | 令和11   |
| 生活介護           | 人/月     | 604    | 607    | 610    | 613    | 616    | 619    |
|                | 人日/月    | 12,080 | 12,140 | 12,200 | 12,260 | 12,320 | 12,380 |
|                | うち重度障害者 | 人/月    | 544    | 547    | 550    | 553    | 556    |
| 自立訓練<br>(機能訓練) | 人/月     | 17     | 18     | 19     | 20     | 21     | 22     |
|                | 人日/月    | 255    | 270    | 285    | 300    | 315    | 330    |
| 自立訓練<br>(生活訓練) | 人/月     | 26     | 28     | 30     | 32     | 34     | 36     |
|                | 人日/月    | 442    | 476    | 510    | 544    | 578    | 612    |
|                | うち精神障害者 | 人/月    | 13     | 14     | 15     | 16     | 17     |



| 事業名       |      | 年度     |        |        |        |        |        |
|-----------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|           |      | 令和6    | 令和7    | 令和8    | 令和9    | 令和10   | 令和11   |
| 就労選択支援    | 人/月  |        | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
|           | 人日/月 |        | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 就労移行支援    | 人/月  | 115    | 118    | 121    | 124    | 127    | 130    |
|           | 人日/月 | 1,950  | 2,000  | 2,050  | 2,100  | 2,150  | 2,200  |
| 就労継続支援A型  | 人/月  | 280    | 300    | 320    | 340    | 360    | 380    |
|           | 人日/月 | 5,600  | 6,000  | 6,400  | 6,800  | 7,200  | 7,600  |
| 就労継続支援B型  | 人/月  | 1,250  | 1,350  | 1,450  | 1,550  | 1,650  | 1,750  |
|           | 人日/月 | 21,250 | 22,950 | 24,650 | 26,350 | 28,050 | 29,750 |
| 就労定着支援    | 人/月  | 37     | 40     | 43     | 46     | 49     | 52     |
| 療養介護      | 人/月  | 24     | 24     | 24     | 25     | 25     | 25     |
| 短期入所（合計）  | 人/月  | 148    | 153    | 159    | 164    | 170    | 175    |
|           | 人日/月 | 740    | 765    | 795    | 820    | 850    | 875    |
| うち重度障害者   | 人/月  | 123    | 128    | 134    | 139    | 145    | 150    |
| 短期入所（福祉型） | 人/月  | 145    | 150    | 155    | 160    | 165    | 170    |
|           | 人日/月 | 725    | 750    | 775    | 800    | 825    | 850    |
| うち重度障害者   | 人/月  | 120    | 125    | 130    | 135    | 140    | 145    |
| 短期入所（医療型） | 人/月  | 3      | 3      | 4      | 4      | 5      | 5      |
|           | 人日/月 | 15     | 15     | 20     | 20     | 25     | 25     |
| うち重度障害者   | 人/月  | 3      | 3      | 4      | 4      | 5      | 5      |

※「人日/月」は、「月間の利用者数」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量です。

※「重度障害者」は、兵庫県の計画において障害支援区分4以上の者としています。

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

第6期計画期間における利用者数や一人あたりの平均利用日数の推移等を基に、見込量を算出しました。

明石市地域自立支援協議会と連携し、就労継続支援B型における工賃の向上に取り組みます。また、一般企業での体験実習の機会を確保するなど、一般就労への移行に向けた取組を推進します。

### (3) 居住系サービス

| 事業名    | 内容   |
|--------|--|
| 自立生活援助 | 一人暮らしをしている障害のある人を対象に、定期的な巡回又は通報時、生活状況や体調等について確認し、必要な情報提供、助言、医療機関等との連絡調整を行います。                            |
| 共同生活援助 | 障害のある人が共同生活を送る住居において、主として夜間に、相談、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うとともに、居宅での自立した日常生活への移行・移行後の定着に関する相談等の援助を行います。 |

| 事業名    | 内容   |
|--------|--|
| 施設入所支援 | 施設に入所する人を対象に、主として夜間に、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の支援を行います。 |

| 事業名     |     | 年度  |     |     |     |      |      |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|
|         |     | 令和6 | 令和7 | 令和8 | 令和9 | 令和10 | 令和11 |
| 自立生活援助  | 人/月 | 12  | 12  | 13  | 13  | 14   | 14   |
| うち精神障害者 | 人/月 | 9   | 9   | 10  | 10  | 11   | 11   |
| 共同生活援助  | 人/月 | 310 | 340 | 370 | 400 | 430  | 460  |
| うち精神障害者 | 人/月 | 65  | 70  | 75  | 80  | 85   | 90   |
| うち重度障害者 | 人/月 | 110 | 120 | 130 | 140 | 150  | 160  |
| 施設入所支援  | 人/月 | 239 | 235 | 231 | 228 | 225  | 222  |

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

共同生活援助（グループホーム）については、第6期計画期間における利用者数の推移等を基に、見込量を算出しました。

今後も障害のある人の地域生活を支える生活基盤の整備が求められていることから、グループホーム開設に係る費用の補助により、事業者の新規参入の促進に努めます。

さらに、医療的ケアが必要な者の受入れや強度行動障害者の受入れが困難な事業所もあるため、専門職員の確保に向けた支援等を行い、受入体制の整備に取り組みます。

## （４）相談支援

| 事業名    | 内容   |
|--------|--|
| 計画相談支援 | 障害福祉サービスを利用する人を対象に、支給決定又は支給内容の変更の際に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。          |
| 地域移行支援 | 障害者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行います。                          |
| 地域定着支援 | 入所施設や病院から地域生活へ移行した人や、一人暮らしへ移行した人等を対象に、安定した地域生活を送ることができるよう、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に、訪問や相談等の必要な支援をします。 |

| 事業名     |     | 年度  |     |     |       |       |       |
|---------|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|
|         |     | 令和6 | 令和7 | 令和8 | 令和9   | 令和10  | 令和11  |
| 計画相談支援  | 人/月 | 850 | 900 | 950 | 1,000 | 1,050 | 1,100 |
| 地域移行支援  | 人/月 | 1   | 1   | 2   | 2     | 2     | 3     |
| うち精神障害者 | 人/月 | 1   | 1   | 2   | 2     | 2     | 3     |

| 事業名     |     | 年度  |     |     |     |      |      |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|
|         |     | 令和6 | 令和7 | 令和8 | 令和9 | 令和10 | 令和11 |
| 地域定着支援  | 人/月 | 1   | 1   | 2   | 2   | 2    | 3    |
| うち精神障害者 | 人/月 | 1   | 1   | 2   | 2   | 2    | 3    |

## 【見込量確保の方策及び今後の方向性】

第6期計画期間における利用者数の推移を基に、見込量を算出しました。

計画相談支援は、障害のある人が適切な障害福祉サービスを利用するために必要な事業であり、引き続き利用促進に努めます。

また、明石市地域自立支援協議会と連携し、身近な地域において関係機関のネットワーク化を図り、障害のある人の個々の状況、ニーズに応じた相談支援が実施できるよう、体制の強化に取り組みます。加えて、研修・講習等に関する情報提供を行い、相談支援従事者の技能・技術の向上を図ります。

## (5) 障害のある子どもへの支援

### ①障害児通所支援の利用見込み

| 事業名             | 内容   |
|-----------------|--|
| 児童発達支援          | 未就学の障害のある子どもを対象に、日常生活における基本的動作・知識技能の習得、集団生活への適応のための支援を行います。  |
| 放課後等<br>デイサービス  | 学校に就学している障害のある子どもを対象に、放課後又は学校の休業日に生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。                               |
| 保育所等<br>訪問支援    | 保育所等に通う障害のある子どもを対象に、保育所等を訪問して集団生活への適応のための専門的な支援を行います。  |
| 居宅訪問型<br>児童発達支援 | 重度の障害があり、児童発達支援、放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な子どもを対象に、居宅を訪問して日常生活における基本的動作・知識技能の習得、生活能力向上のための必要な支援を行います。 |

| 事業名             |      | 年度     |        |        |        |        |        |
|-----------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                 |      | 令和6    | 令和7    | 令和8    | 令和9    | 令和10   | 令和11   |
| 児童発達支援          | 人/月  | 620    | 650    | 670    | 690    | 700    | 710    |
|                 | 人日/月 | 5,550  | 5,800  | 6,000  | 6,150  | 6,250  | 6,350  |
| 放課後等<br>デイサービス  | 人/月  | 1,450  | 1,650  | 1,850  | 2,050  | 2,250  | 2,450  |
|                 | 人日/月 | 16,800 | 19,100 | 21,400 | 23,700 | 26,000 | 28,300 |
| 保育所等<br>訪問支援    | 人/月  | 60     | 65     | 70     | 75     | 80     | 85     |
|                 | 人日/月 | 70     | 75     | 80     | 85     | 90     | 95     |
| 居宅訪問型<br>児童発達支援 | 人/月  | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
|                 | 人日/月 | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |

※「人日/月」は、「月間の利用者数」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量です。

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

第6期計画期間における利用児童数や一人あたりの平均利用日数の推移等を基に、見込量を算出しました。特に児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、利用者の増加が見込まれます。

明石市地域自立支援協議会と連携し、障害児通所支援事業所や障害児相談支援事業所等の支援者の連携を深める場を設置し、知識の習得・技術の向上を図る取組を推進します。

また、障害児通所支援事業所における支援の質の向上を図るため、事業所を巡回するなど一人ひとりに寄り添った療育がなされるように支援します。

②障害児相談支援の利用見込み

| 事業名     | 内容   |
|---------|--|
| 障害児相談支援 | 障害児通所支援を利用する人を対象に、通所給付決定又は通所給付決定の変更の際に、障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとに支援等の利用状況のモニタリングを行います。 |

| 事業名     | 年度  | 年度  |     |     |     |      |      |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|
|         |     | 令和6 | 令和7 | 令和8 | 令和9 | 令和10 | 令和11 |
| 障害児相談支援 | 人/月 | 550 | 600 | 650 | 700 | 750  | 800  |

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

第6期計画期間における利用児童数の推移等を基に、見込量を算出しました。

今後も支援利用の増加に対応するため、明石市地域自立支援協議会と連携し、研修・講習等に関する情報提供を行い、相談支援従事者の技能・技術の向上を図ります。

③重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所の整備

| 指標                           | 年度 | 年度  |     |     |     |      |      |
|------------------------------|----|-----|-----|-----|-----|------|------|
|                              |    | 令和6 | 令和7 | 令和8 | 令和9 | 令和10 | 令和11 |
| 主に重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所 | か所 | 0   | 0   | 0   | 0   | 0    | 0    |

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

兵庫県の独自指標として、主に重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所の整備が求められています。

本市には、主に重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所がないことから、事業所の開設や新規参入に向けた情報収集に努めます。

④医療的ケア児者を支援する通所・居宅事業所の確保

| 指標                   | 年度 | 年度  |     |     |     |      |      |
|----------------------|----|-----|-----|-----|-----|------|------|
|                      |    | 令和6 | 令和7 | 令和8 | 令和9 | 令和10 | 令和11 |
| 医療的ケア児者を支援する通所・居宅事業所 | か所 | 25  | 26  | 28  | 28  | 28   | 30   |

## 【見込量確保の方策及び今後の方向性】

兵庫県の独自指標として、医療的ケア児を支援する通所・居宅事業所の整備が求められています。

今後も医療的ケア児に対応する事業所を確保するため、事業所への支援を検討します。

## (6) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健・医療・福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障害のある人の地域移行や定着が可能となるとしています。

### ●精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する指標

| 指標                      |     | 年度  |     |     |     |      |      |
|-------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|
|                         |     | 令和6 | 令和7 | 令和8 | 令和9 | 令和10 | 令和11 |
| 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数 | 回/年 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1    | 1    |
| 協議の場への関係者の参加者数          | 人   | 20  | 21  | 22  | 23  | 23   | 23   |
| うち保健                    | 人   | 5   | 5   | 5   | 5   | 5    | 5    |
| うち医療（精神科）               | 人   | 10  | 10  | 10  | 11  | 11   | 11   |
| うち医療（精神科以外）             | 人   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0    | 0    |
| うち福祉                    | 人   | 1   | 2   | 2   | 2   | 2    | 2    |
| うち介護                    | 人   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0    | 0    |
| うち当事者及び家族               | 人   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0    | 0    |
| うちその他                   | 人   | 4   | 4   | 5   | 5   | 5    | 5    |
| 協議の場における目標設定及び評価の実施回数   | 回/年 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1    | 1    |
| 精神障害者の地域移行支援            | 人/月 | 1   | 1   | 2   | 2   | 2    | 3    |
| 精神障害者の地域定着支援            | 人/月 | 1   | 1   | 2   | 2   | 2    | 3    |
| 精神障害者の共同生活援助            | 人/月 | 62  | 68  | 74  | 80  | 86   | 92   |
| 精神障害者の自立生活援助            | 人/月 | 9   | 10  | 11  | 12  | 13   | 14   |
| 精神障害者の自立訓練（生活訓練）        | 人/月 | 13  | 14  | 15  | 16  | 17   | 18   |

## 【見込量確保の方策及び今後の方向性】

保健、医療、福祉、保育、教育、就労等の関連各分野を横断し、課題に応じた適切な連携体制を構築に取り組みます。また、保健師や精神保健福祉士等による精神保健の視点に基づいたアセスメントの実施や精神障害特有の地域課題の抽出や対応策の検討を行います。

# 3 地域生活支援事業の見込み

## (1) 必須事業

| 事業名                         | 内容   |
|-----------------------------|--|
| 理解促進研修・啓発事業                 | 障害のある人が日常生活や社会生活を送る中で生じる「社会的障壁」の除去及び共生社会の実現を図るため、障害のある人への地域住民の理解を深めるための研修や啓発活動を行います。   |
| 自発的活動支援事業                   | 障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を送ることができるよう、障害のある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な活動を支援します。   |
| 障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業 | 障害のある人等が福祉に関する各般の問題につき、障害のある人等の相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行います。また、相談支援事業を適正かつ円滑に実施するため、専門的人員を配置します。 |
| 成年後見制度利用支援事業                | 障害のある人の権利擁護を推進するため、成年後見制度の利用が有用と認められる知的障害のある人や精神障害のある人を対象に、成年後見制度の申し立てに要する費用や後見人等の報酬を助成することにより、成年後見制度の利用を支援します。  |
| 成年後見制度法人後見支援事業              | 障害のある人の権利擁護を推進するため、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。  |
| 意思疎通支援事業                    | 意思疎通の円滑化を図るため、聴覚・言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人等を対象に、手話通訳者、要約筆記者等を派遣します。   |
| 日常生活用具給付等事業                 | 日常生活の便宜を図るため、障害のある人等を対象に自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与します。   |
| 手話奉仕員養成研修事業                 | 意思疎通を図ることが難しい障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を送ることができるよう、手話で日常会話を行うに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。  |
| 移動支援事業                      | 地域における自立生活や社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障害のある人等を対象に、外出のための支援を行います。  |
| 地域活動支援センター                  | 障害のある人等の地域生活支援の促進を図るため、在宅の障害のある人を対象に、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行います。   |
| 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業     | 意思疎通を図ることが難しい障害のある人等が自立した日常生活又は社会生活を送ることができるよう、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症向けの意思疎通支援者の養成を行います。   |
| 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業       | 意思疎通を図ることが難しい障害のある人等が自立した日常生活又は社会生活を送ることができるよう、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制の整備を行います。  |

## ●地域生活支援事業の実施見込み

| 事業名                                 | 単位   | 年度     |        |        |        |        |        |
|-------------------------------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                                     |      | 令和6    | 令和7    | 令和8    | 令和9    | 令和10   | 令和11   |
| 理解促進研修・啓発事業                         | 有無   | 有      | 有      | 有      | 有      | 有      | 有      |
| 自発的活動支援事業                           | 有無   | 有      | 有      | 有      | 有      | 有      | 有      |
| 障害者相談支援事業、<br>基幹相談支援センター<br>等機能強化事業 | か所   | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      |
| 成年後見制度利用支援事業                        | 人／年  | 52     | 57     | 62     | 67     | 72     | 77     |
| 成年後見制度法人<br>後見支援事業                  | 有無   | 有      | 有      | 有      | 有      | 有      | 有      |
| 意思疎通支援事業                            |      |        |        |        |        |        |        |
| 手話通訳者・要約筆<br>記者派遣事業<br>(延利用者数)      | 人／年  | 1,000  | 1,000  | 1,000  | 1,000  | 1,000  | 1,000  |
| 手話通訳者設置事業                           | 人    | 4      | 4      | 4      | 4      | 4      | 4      |
| 日常生活用具給付等事業                         |      |        |        |        |        |        |        |
| 介護・訓練支援用具                           | 件／年  | 25     | 25     | 25     | 25     | 25     | 25     |
| 自立生活支援用具                            | 件／年  | 65     | 65     | 65     | 65     | 65     | 65     |
| 在宅療養等支援用具                           | 件／年  | 60     | 60     | 60     | 60     | 60     | 60     |
| 情報・意思疎通支援用具                         | 件／年  | 135    | 135    | 135    | 135    | 135    | 135    |
| 排泄管理支援用具                            | 件／年  | 7,510  | 7,760  | 8,010  | 8,260  | 8,510  | 8,760  |
| 居宅生活動作補助用<br>具(住宅改修費)               | 件／年  | 5      | 5      | 5      | 5      | 5      | 5      |
| 手話奉仕員養成研修事業<br>(実養成講習修了者数)          | 人／年  | 40     | 40     | 40     | 40     | 40     | 40     |
| 移動支援事業                              | 人／年  | 515    | 520    | 525    | 530    | 535    | 540    |
|                                     | 時間／年 | 58,700 | 59,300 | 59,900 | 60,500 | 61,100 | 61,700 |
| 地域活動支援センター                          | か所   | 12     | 12     | 12     | 12     | 12     | 12     |
|                                     | 人／年  | 279    | 279    | 279    | 279    | 279    | 279    |

| 事業名                               | 単位  | 年度  |     |     |     |      |      |
|-----------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|
|                                   |     | 令和6 | 令和7 | 令和8 | 令和9 | 令和10 | 令和11 |
| 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業           |     |     |     |     |     |      |      |
| 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業<br>(実養成講習修了者数)  | 人/年 | 30  | 30  | 30  | 30  | 30   | 30   |
| 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業<br>(実養成講習修了者数) | 人/年 | 3   | 3   | 3   | 3   | 3    | 3    |
| 失語症向け意思疎通支援者養成研修事業<br>(実養成講習修了者)  | 人/年 | 5   | 5   | 5   | 5   | 5    | 5    |
| 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業             |     |     |     |     |     |      |      |
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業(広域的事業への派遣者数)      | 人/年 | 2   | 2   | 2   | 2   | 2    | 2    |
| 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業<br>(実派遣者数)       | 人/年 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150  | 150  |
| 失語症向け意思疎通支援者派遣事業<br>(実派遣者数)       | 人/年 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100  | 100  |

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

第6期計画期間における利用者数の推移を基に、見込量を算出しました。

すでに実施している事業について、引き続き適正なサービスの提供に努めるとともに、日常生活用具給付等事業はニーズに応じた効果的な事業となるよう給付要件の見直し等を検討します。

(2) 任意事業・地域生活支援促進事業

| 事業名             | 内容   |
|-----------------|--|
| 訪問入浴サービス事業      | 地域における身体障害のある人の生活を支援するため、居宅において入浴が困難な障害のある人を対象に、移動入浴車による入浴サービスを行います。 |
| 日中一時支援事業        | 障害のある人の家族の就労支援及び一時的な休息のため、障害のある人の日中における活動の場を確保します。                   |
| レクリエーション活動等支援事業 | 交流・余暇活動の質の向上、体力増強等に資するためのレクリエーション活動等を行います。                           |
| 点字・声の広報等発行事業    | 文字による情報入手が困難な障害のある人を対象に、点訳・音声訳その他わかりやすい方法により、地域生活を送る上で必要な情報を提供します。   |



| 事業名             | 内容  |
|-----------------|---|
| 点訳奉仕員養成研修事業     | 点字に必要な技術等を習得した点訳奉仕員を養成します。                              |
| 朗読奉仕員養成研修事業     | 朗読に必要な技術等を習得した朗読奉仕員を養成します。                              |
| 自動車運転免許取得費助成事業  | 自動車運転免許取得に要した費用の一部を助成します。                               |
| 自動車改造費助成事業      | 自動車改造に要した費用の一部を助成します。                                   |
| 更生訓練費支給事業       | 社会復帰の促進のため、就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人を対象に、更生訓練費を支給します。   |
| 虐待防止対策支援事業      | 障害者虐待防止センターを中心として、障害者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応、再発防止等の取組を実施します。 |
| 発達障害児者及び家族等支援事業 | 発達障害のある子ども及びその家族を対象に、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングを実施します。      |

### ●任意事業・地域生活促進事業の実施見込み

| 事業名  |      | 年度    |       |       |       |       |       |
|--|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|  |      | 令和6   | 令和7   | 令和8   | 令和9   | 令和10  | 令和11  |
| 訪問入浴サービス事業                                     | 回/年  | 850   | 850   | 850   | 850   | 850   | 850   |
| 日中一時支援事業                                       | 回/年  | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 |
| レクリエーション活動等支援事業                                | 回/年  | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     |
| 点字・声の広報等発行事業                                   | 回/年  | 24    | 24    | 24    | 24    | 24    | 24    |
| 点訳奉仕員養成研修事業                                    | 講座/年 | 8     | 8     | 8     | 8     | 8     | 8     |
| 朗読奉仕員養成研修事業                                    | 講座/年 | 10    | 10    | 10    | 10    | 10    | 10    |
| 自動車運転免許取得費助成事業                                 | 人/年  | 10    | 10    | 10    | 10    | 10    | 10    |
| 自動車改造費助成事業                                     | 人/年  | 5     | 5     | 5     | 5     | 5     | 5     |
| 更生訓練費支給事業                                      | 人/年  | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    |
| 虐待防止対策支援事業<br>(虐待防止研修の実施回数)                    | 回/年  | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
| 発達障害児者及び家族等支援事業<br>(ペアレントトレーニング等支援プログラム等の受講者数) | 人/分  | 140   | 140   | 140   | 140   | 140   | 140   |

#### 【見込量確保の方策及び今後の方向性】

第6期計画期間における利用者数の推移を基に、見込量を算出しました。

引き続き、障害のある人の社会参加や地域生活の維持に向けて適切なサービスの提供に努めます。

## 計画の推進体制

### 1 市民・事業者・地域等との連携

障害当事者等団体や民生委員・児童委員、地域団体、医療機関、サービス提供事業者、企業等との連携を図り、社会情勢によって変化するニーズを的確に把握しながら、計画を推進します。

### 2 地域自立支援協議会

明石市地域自立支援協議会は、明石市障害者計画、明石市障害福祉計画、明石市障害児福祉計画の策定に関する審議及びこれらの計画に定める施策の進捗状況についての評価、並びに地域の関係機関の連携、ネットワーク化による支援体制の構築を目的として開催されています。「くらし」「しごと」「こども」の3つの専門部会や、その傘下に組織された各種ワーキンググループ等の活動を通じ、障害のある人の地域生活を支援する体制づくりに取り組みます。

### 3 庁内の推進体制

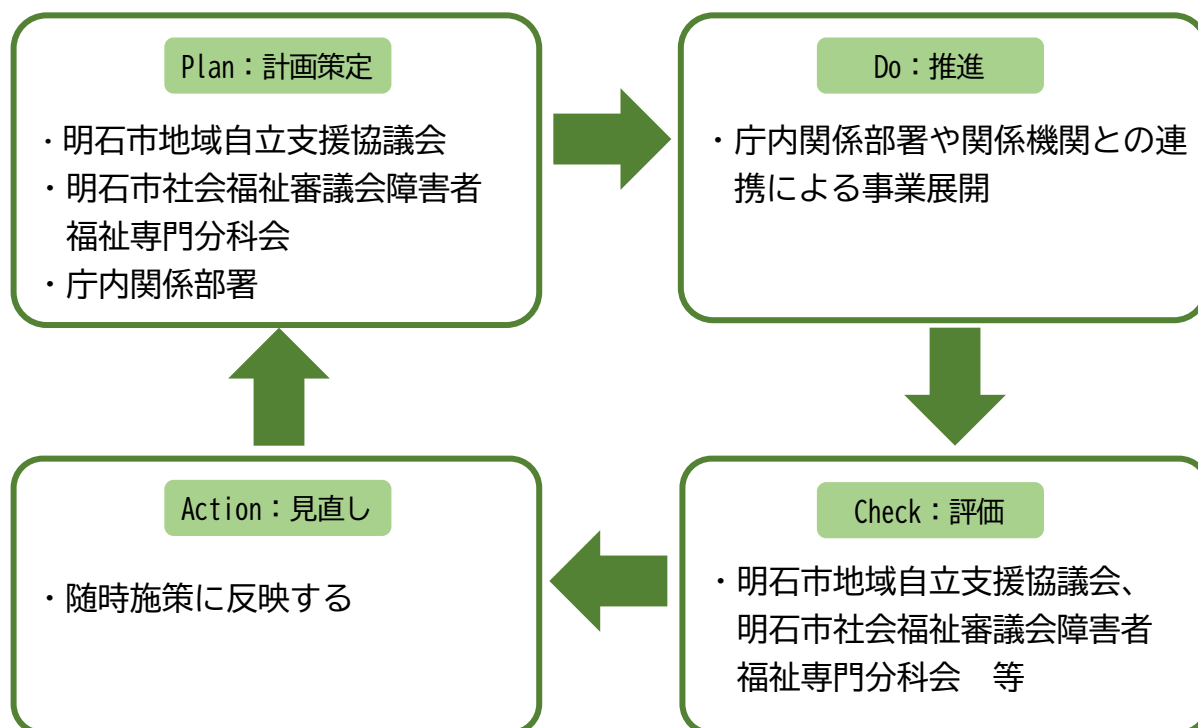
障害者施策については、保健、医療、福祉、保育、教育、防災、都市計画など全庁的な取組が必要なことから、本計画に基づく施策を推進するため、庁内関係部署が相互に連携を図りながら総合的な施策の検討や計画的な実施に努めます。

### 4 国・兵庫県との連携

広域的なサービス調整や質の高いサービス基盤の整備、就労支援など、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるよう、連携強化に努めます。

# 5 計画の進行管理

「PDCAサイクル」に基づいた計画の進捗管理を図るため、明石市地域自立支援協議会等に随時意見を聞きながら、各施策の実施状況等を点検します。



# あかし障害福祉推進計画

明石市第6次障害者計画  
明石市障害福祉計画（第7期）  
明石市障害児福祉計画（第3期）

資料編

2024年(令和6年)3月

明石市



# 目次

|    |                                    |        |
|----|------------------------------------|--------|
| 1  | 障害のある人の状況                          | - 1 -  |
|    | (1) 障害者手帳所持者数の推移                   | - 1 -  |
|    | (2) 障害支援区分認定者の状況                   | - 1 -  |
|    | (3) 身体障害者の状況                       | - 2 -  |
|    | (4) 知的障害者の状況                       | - 4 -  |
|    | (5) 精神障害者の状況                       | - 5 -  |
|    | (6) 自立支援医療の支給状況                    | - 5 -  |
|    | (7) 難病患者の状況                        | - 6 -  |
|    | (8) 学校教育の状況                        | - 7 -  |
| 2  | 各種調査結果                             | - 8 -  |
|    | (1) 市民アンケート調査結果                    | - 8 -  |
|    | (2) 事業所アンケート調査結果                   | - 20 - |
|    | (3) 関係団体調査結果                       | - 26 - |
| 3  | 第5次計画の評価検証                         | - 31 - |
| 4  | 障害福祉計画（第6期）における数値目標等の達成状況          | - 35 - |
|    | (1) 数値目標の達成状況                      | - 35 - |
| 5  | 障害福祉サービス及び相談支援の実績                  | - 39 - |
|    | (1) 訪問系サービス                        | - 39 - |
|    | (2) 日中活動系サービス                      | - 40 - |
|    | (3) 居住系サービス                        | - 41 - |
|    | (4) 相談支援                           | - 41 - |
| 6  | 地域生活支援事業の実績                        | - 42 - |
|    | (1) 必須事業                           | - 42 - |
|    | (2) 任意事業                           | - 45 - |
| 7  | 障害児福祉計画（第2期）における活動指標の達成状況          | - 47 - |
|    | (1) 教育と福祉の協議の場の設置状況                | - 47 - |
|    | (2) 障害児の相談窓口の設置                    | - 47 - |
|    | (3) 医療的ケアを必要とする障害児の支援              | - 47 - |
| 8  | 児童福祉法に基づくサービスの実績                   | - 48 - |
|    | (1) 児童通所支援の利用実績                    | - 48 - |
| 9  | 計画とSDGsの関係                         | - 51 - |
| 10 | 計画の策定体制                            | - 53 - |
|    | (1) 地域自立支援協議会、社会福祉審議会障害者福祉専門分科会の構成 | - 53 - |
|    | (2) 策定経過                           | - 55 - |



# 1 障害のある人の状況

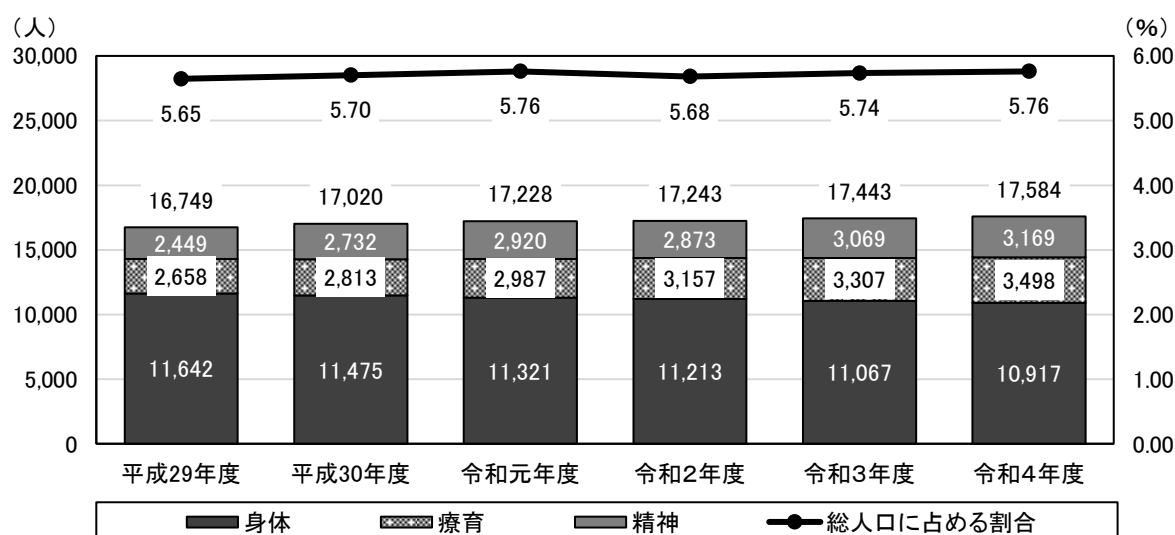
## (1) 障害者手帳所持者数の推移

手帳所持者数は増加傾向にあり令和4年度で17,584人となっています。

手帳種別でみると、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあります。

人口に占める割合は、概ね5.7%前後で推移しており、令和4年度は5.76%となっています。

### ●手帳所持者数の推移



資料：明石市（各年度末現在、総人口（推計）は次年度4月1日現在）

## (2) 障害支援区分認定者の状況

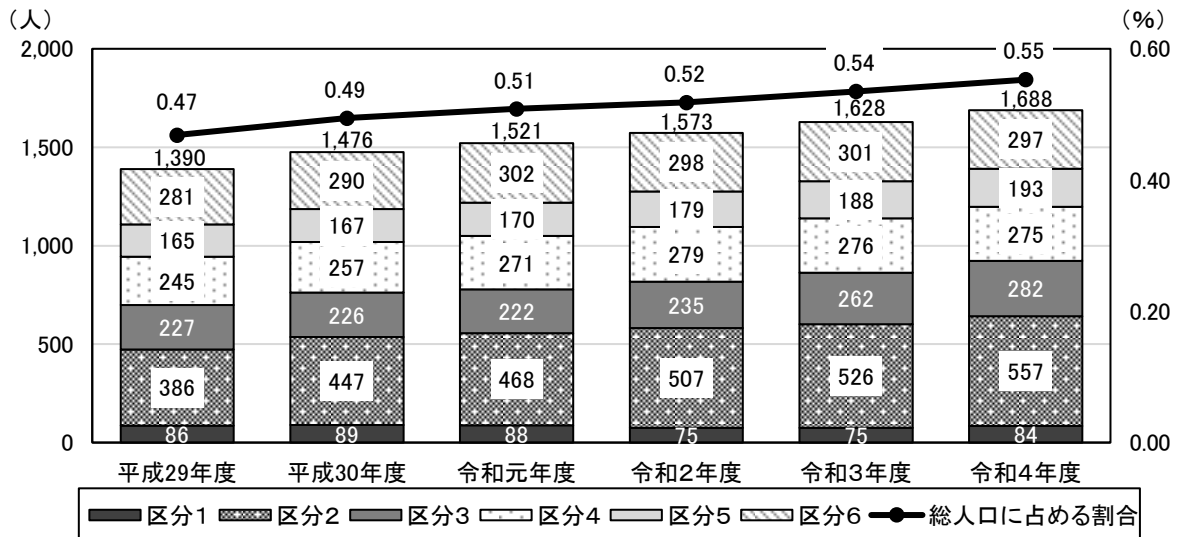
障害支援区分認定者数は増加傾向にあります。

令和4年度時点の障害支援区分認定者数は1,688人となっており、総人口に対して0.55%を占めています。

区分別でみると、令和4年度で区分2が557人と最も多く、次いで区分6が297人となっています。平成29年度と比較すると、区分2は171人増加し、区分6は16人増加しています。



## ●障害支援区分認定者数の推移



資料：明石市（各年度末現在、総人口（推計）は次年度4月1日現在）

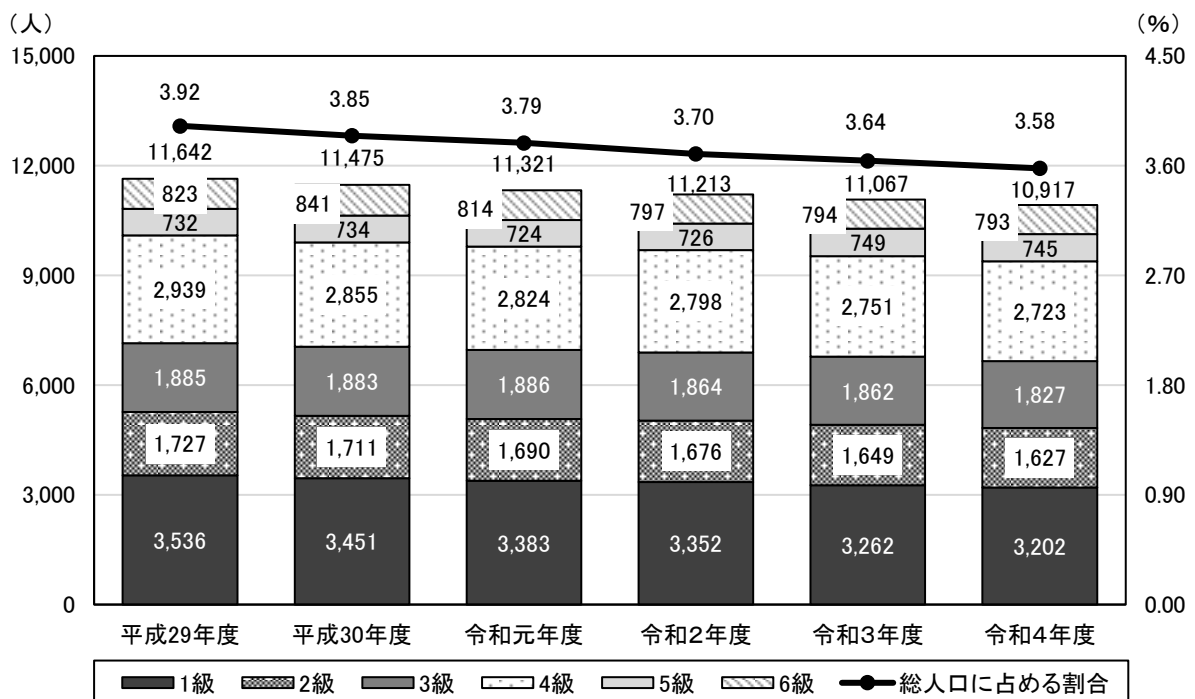
## (3) 身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあります。

令和4年度時点の身体障害者手帳所持者数は10,917人となっており、総人口に対して3.58%を占めています。

等級別で見ると、令和4年度で1級が3,202人と最も多く、次いで4級が2,723人となっています。平成29年度と比較すると、1級は334人減少し、4級は216人減少しています。

## ●身体障害者手帳所持者の障害等級別人数の推移



資料：明石市（各年度末現在、総人口（推計）は次年度4月1日現在）

身体障害者手帳所持者数を障害種別で見ると、令和4年度で肢体不自由が5,556人と最も多く、次いで内部障害が3,447人となっています。平成29年度と比較すると、肢体不自由は843人減少しており、内部障害は107人増加しています。内部障害の内訳をみると、令和4年度で心臓機能障害が1,923人と最も多く、次いで腎臓機能障害が803人となっています。

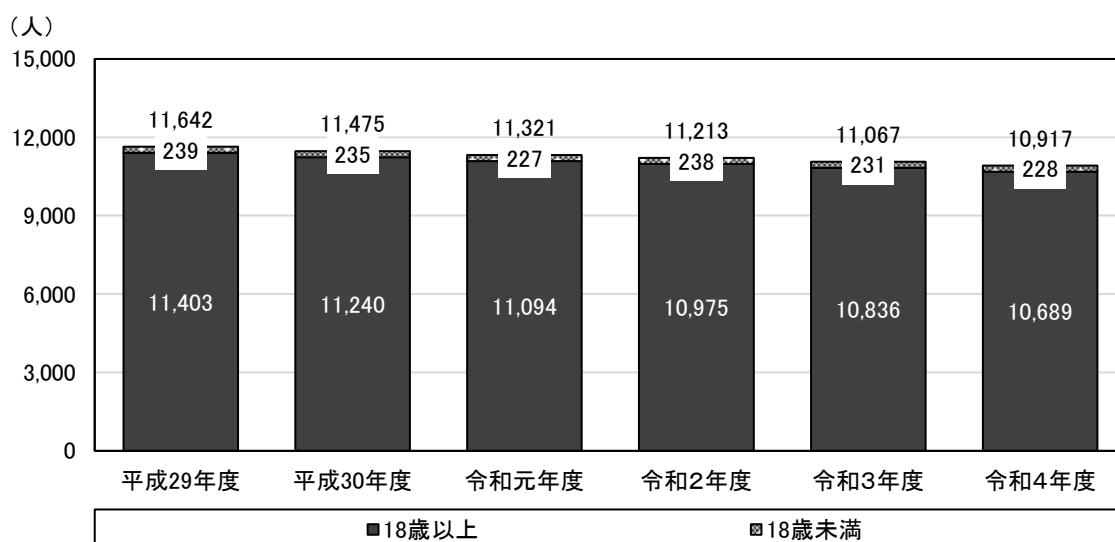
### ●身体障害者手帳所持者の障害種別人数の推移

| 種別        | 年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度  | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  |
|-----------|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 視覚障害      |    | 770人   | 766人   | 745人   | 758人   | 766人   | 766人   |
| 聴覚障害      |    | 977人   | 1,004人 | 996人   | 993人   | 1,006人 | 1,009人 |
| 音声・言語障害   |    | 156人   | 156人   | 145人   | 136人   | 137人   | 139人   |
| 肢体不自由     |    | 6,399人 | 6,199人 | 6,028人 | 5,892人 | 5,717人 | 5,556人 |
| 内部障害      |    | 3,340人 | 3,350人 | 3,407人 | 3,434人 | 3,441人 | 3,447人 |
| 心臓機能障害    |    | 1,938人 | 1,958人 | 1,980人 | 1,956人 | 1,951人 | 1,923人 |
| 腎臓機能障害    |    | 729人   | 742人   | 771人   | 792人   | 777人   | 803人   |
| 呼吸器障害     |    | 171人   | 156人   | 138人   | 134人   | 145人   | 142人   |
| ぼうこう・直腸障害 |    | 439人   | 429人   | 451人   | 479人   | 487人   | 500人   |
| 小腸障害      |    | 12人    | 15人    | 12人    | 12人    | 12人    | 11人    |
| 免疫障害      |    | 28人    | 29人    | 34人    | 38人    | 44人    | 46人    |
| 肝臓障害      |    | 23人    | 21人    | 21人    | 23人    | 25人    | 22人    |

資料：明石市（各年度未現在）

身体障害者手帳所持者数を年齢別で見ると、令和4年度で18歳以上が10,689人、18歳未満が228人となっています。平成29年度と比較すると、18歳以上は714人、18歳未満は11人減少しています。

### ●身体障害者手帳所持者の年齢別の状況



資料：明石市（各年度未現在）

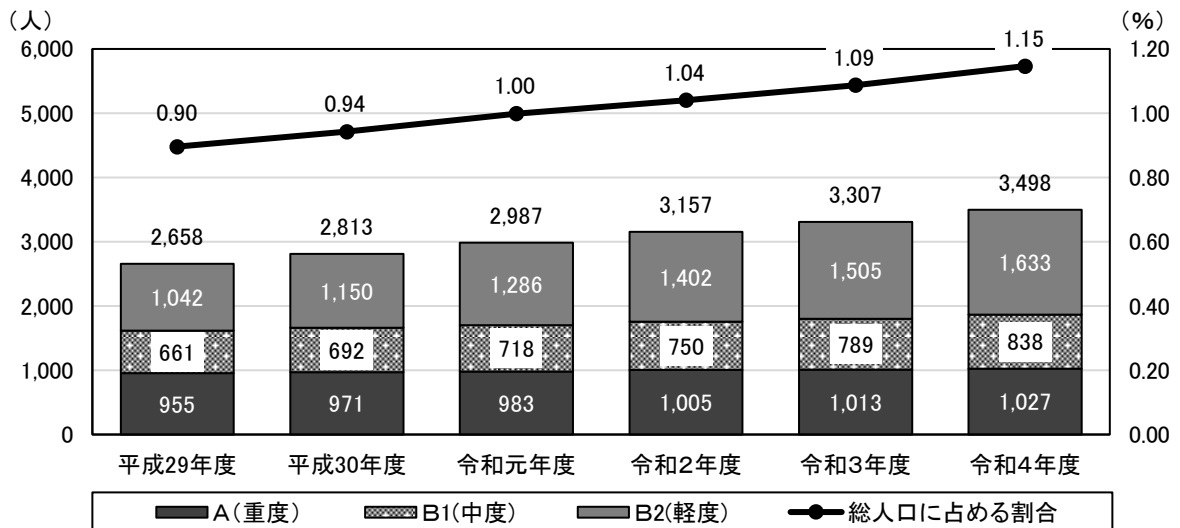
## (4) 知的障害者の状況

療育手帳所持者数は年々増加しています。

令和4年度時点での療育手帳所持者数は3,498人で、総人口に対して1.15%を占めています。

程度別でみると、令和4年度でB2（軽度）が1,633人と最も多くなっています。平成29年度と比較すると、B2（軽度）は591人増加しています。

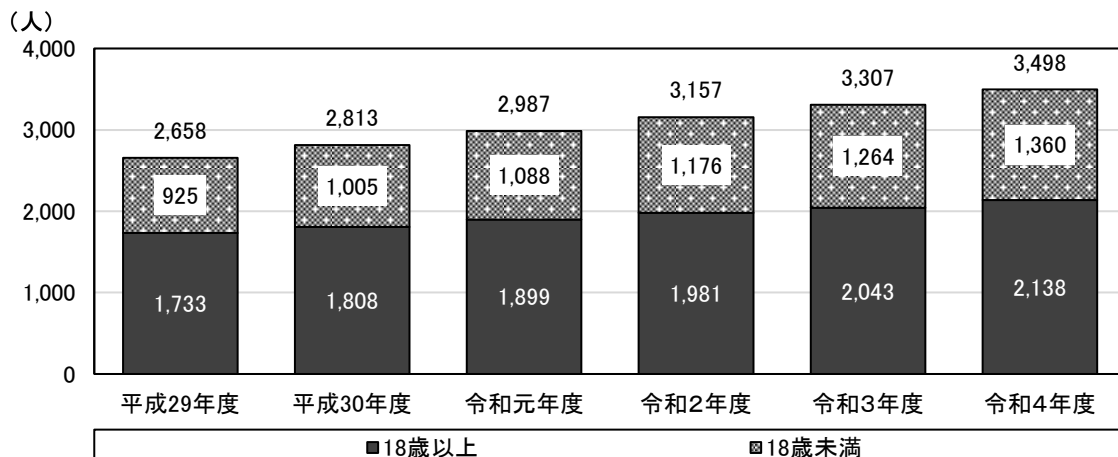
### ●療育手帳所持者の程度別人数の推移



資料：明石市（各年度末現在、総人口（推計）は次年度4月1日現在）

療育手帳所持者数を年齢別でみると、令和4年度で18歳以上が2,138人、18歳未満が1,360人となっています。平成29年度と比較すると、18歳以上が405人、18歳未満が435人増加しています。

### ●療育手帳所持者の年齢別の状況



資料：明石市（各年度末現在）

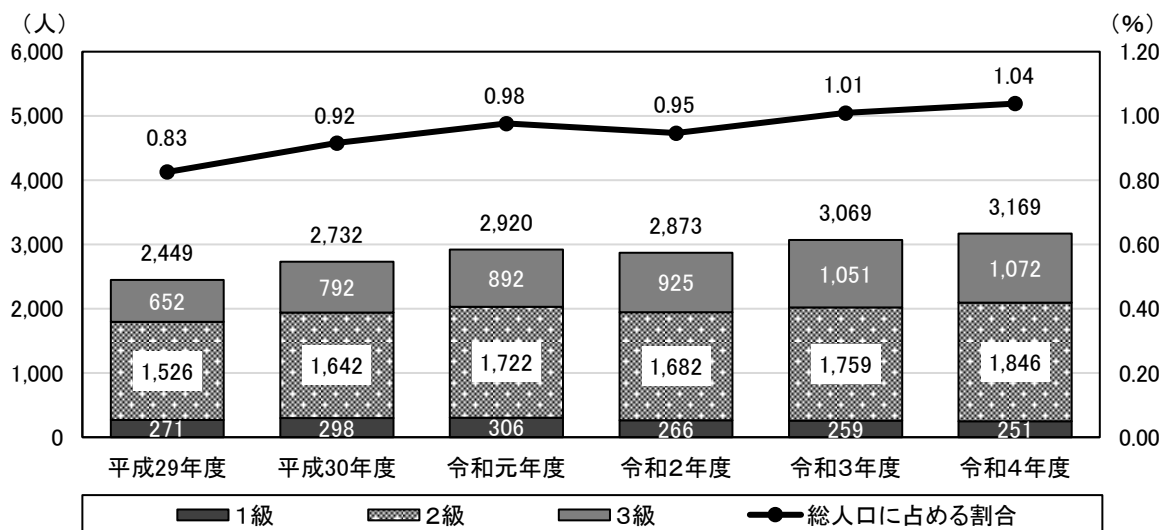
## (5) 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

令和4年度時点での精神障害者保健福祉手帳所持者数は3,169人で、総人口に対して1.04%を占めています。

等級別でみると、令和4年度で2級が1,846人と最も多くなっています。平成29年度と比較すると、2級は320人増加しています。

### ●精神障害者保健福祉手帳の等級別人数の推移



資料：明石市（各年度末現在、総人口（推計）は次年度4月1日現在）

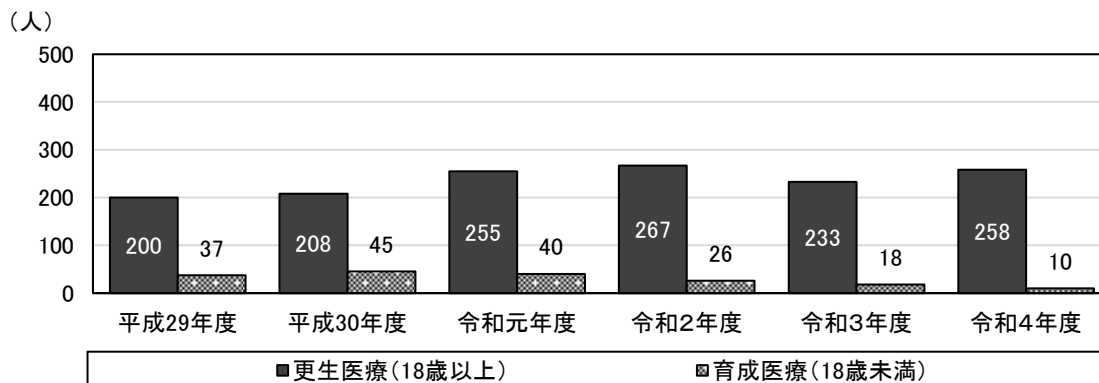
## (6) 自立支援医療の支給状況

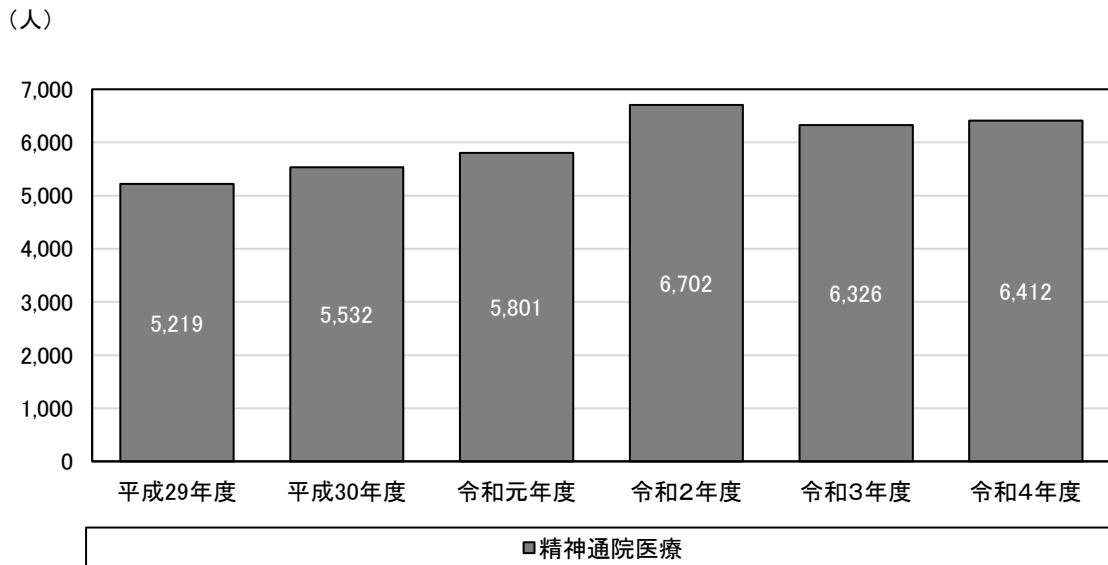
更生医療受給者数は概ね増加傾向にあります。令和4年度は258人となっています。

育成医療受給者数は減少傾向にあります。令和4年度は10人となっています。

精神通院医療受給者は平成29年度から令和2年度にかけて増加しており、その後は概ね6,400人前後で推移しています。

### ●自立支援医療受給者数の推移





資料：明石市（各年度末現在）

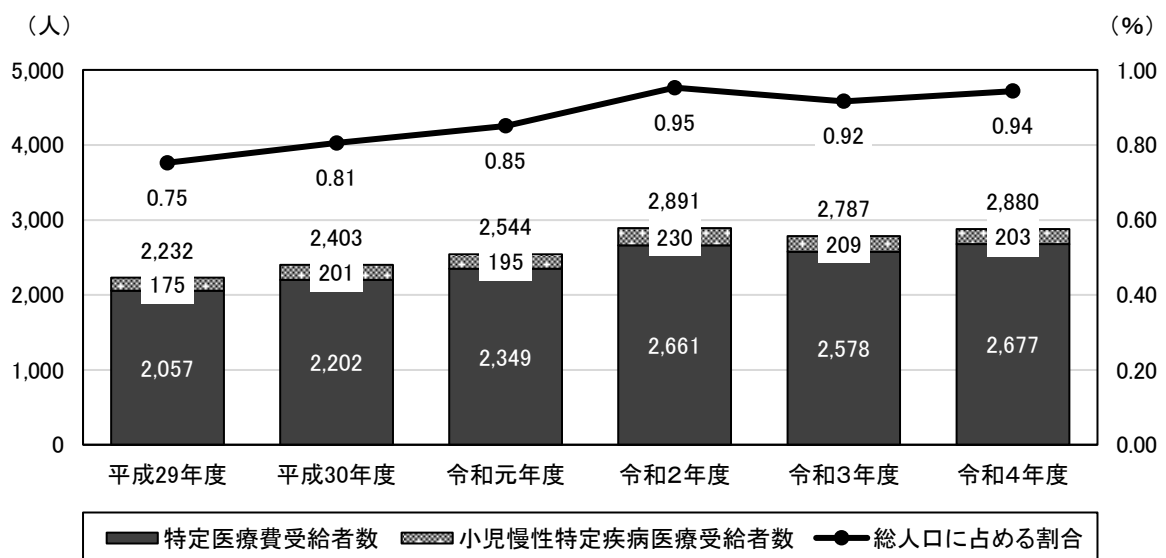
## (7) 難病患者の状況

特定医療費（指定難病）受給者数は、概ね増加傾向にあります。

小児慢性特定疾病医療受給者数は、概ね 200 名前後で推移しており、令和 4 年度は 203 人となっています。

令和 4 度末時点での特定医療費（指定難病）受給者数及び小児慢性特定疾病医療受給者数の総数は 2,880 人で、総人口に対して 0.94% を占めています。

### ● 特定医療費・小児慢性特定疾病医療受給者数の推移



資料：明石市（各年度末現在、総人口（推計）は次年度 4 月 1 日現在）

## (8) 学校教育の状況

特別支援学校及び特別支援学級在籍の児童生徒数の推移をみると、ともに増加傾向にあります。

特別支援学校高等部卒業生の進路状況をみると、社会福祉施設等入所・通所者が多くを占めています。

### ●特別支援学校及び特別支援学級在籍の児童生徒数の推移

| 項目 \ 年度   | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元 年度 | 令和2 年度 | 令和3 年度 | 令和4 年度 |
|-----------|----------|----------|--------|--------|--------|--------|
| 特別支援学校生徒数 | 22       | 21       | 24     | 26     | 31     | 32     |
| 小学校       | 7        | 9        | 10     | 17     | 23     | 19     |
| 中学校       | 5        | 5        | 5      | 5      | 4      | 9      |
| 高校        | 10       | 7        | 9      | 4      | 4      | 4      |
| 特別支援学級生徒数 | 398      | 414      | 449    | 510    | 576    | 681    |
| 小学校       | 302      | 324      | 350    | 403    | 447    | 532    |
| 中学校       | 96       | 90       | 99     | 107    | 129    | 149    |

### ●特別支援学校高等部卒業生の進路状況

| 項目 \ 年度       | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元 年度 | 令和2 年度 | 令和3 年度 | 令和4 年度 |
|---------------|----------|----------|--------|--------|--------|--------|
| 卒業生徒数         | 1        | 1        | 6      | 1      | 2      | 1      |
| 進学者数          | 0        | 0        | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 教育訓練機関等入学者    | 0        | 0        | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 就職者           | 0        | 0        | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 社会福祉施設等入所・通所者 | 1        | 1        | 5      | 1      | 2      | 1      |
| 在宅・その他合計      | 0        | 0        | 1      | 0      | 0      | 0      |

資料：明石市

## 2 各種調査結果

### (1) 市民アンケート調査結果

#### ①調査の概要

##### 1) 調査の目的

本調査は、「明石市第6次障害者計画」の策定にあたり、明石市が取り組んでいる施策についてのご意見や、今後の障害福祉施策に望むことなど、様々なニーズを把握した上で、計画策定のための基礎資料として活用していくことを目的に実施しました。

##### 2) 調査方法・実施期間

調査方法：郵送による配布・回収

調査実施期間：令和5年5月15日～令和5年6月9日

##### 3) 調査の対象・配布数

|                         | 18歳以上対象調査  | 18歳未満対象調査  |
|-------------------------|------------|------------|
| 調査対象者                   | 手帳所持者      | 手帳所持者      |
| 配布数                     | 1,930人     | 570人       |
| 調査方法                    | 郵送配布・郵送回収  |            |
| 回収数                     | 1,047人     | 360人       |
| 回収率                     | 54.2%      | 63.2%      |
| 前回調査の回収数・率<br>(平成30年9月) | 624人・54.0% | 199人・57.7% |

#### ②回答内容概要

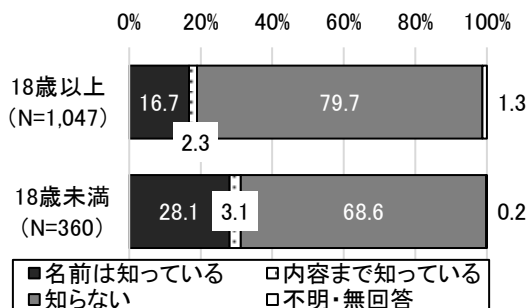
##### 1) 理解の促進、相談支援、差別の解消、権利擁護の推進

- ◆日常生活において、差別・偏見を感じる頻度は、前回調査より減少している。
- ◆差別や偏見についての相談窓口の利用意向は前回調査より増加しているものの、「相談しても何も変わらない」と考える人が多い。
- ◆相談機関に期待することは、信頼できるスタッフ、具体的なアドバイス、必要としている支援につなげてくれることと考える人が多い。

### ● 「障害者配慮条例」について

- ・「障害者配慮条例の認知度」について、18歳以上、18歳未満ともに「知らない」が高くなっているものの、前回調査と比べると、「知らない」の割合は18歳以上が5.2ポイント、18歳未満が11.3ポイント減少している。

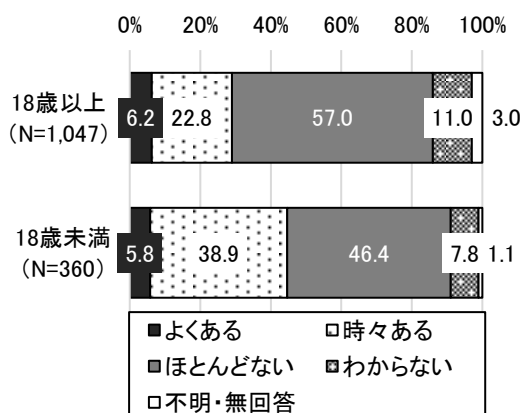
◆ 障害者配慮条例の認知度



### ● 差別や偏見の有無について

- ・「差別や偏見の経験があるか」について、前回調査と比べると、「ほとんどない」の割合が18歳以上で14.9ポイント、18歳未満で7.2ポイント上昇している。
- ・「差別や偏見を感じる時」について、18歳以上では「仕事の内容や収入の額」と「職場や学校での人とのつきあい」、18歳未満では「学校、保育所・幼稚園・認定こども園を利用した時」が多くなっている。

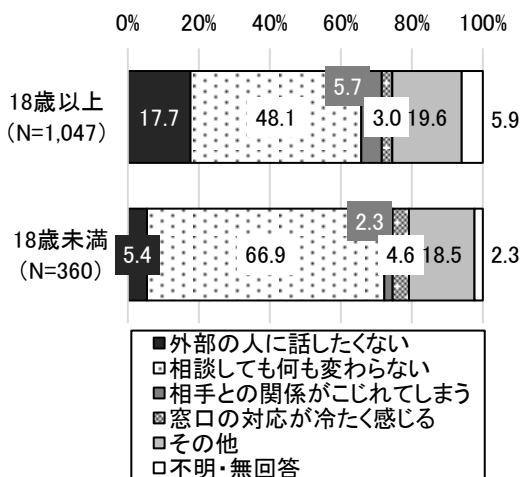
◆ 差別や偏見を感じる経験の有無



### ● 差別や偏見に関する相談窓口の利用意向について

- ・「差別や偏見等を感じたときに、市の相談窓口を利用したいと思うか」について、前回調査と比べると、「思う」の割合が18歳以上が9.1ポイント、18歳未満が3.4ポイント上昇しているものの、18歳未満が62.2%に対して、18歳以上は49.8%となっている。
- ・「相談したくない理由」について、18歳以上、18歳未満ともに「相談しても何も変わらない」の割合が最も高くなっており、前回調査と比べても、18歳以上が3.3ポイント、18歳未満が15.6ポイント上昇している。

◆ 相談したくない理由





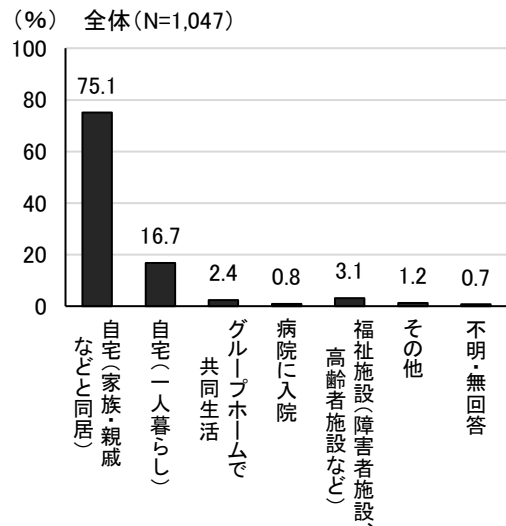
## 2) 生活環境の整備

- ◆現在の生活で困っていることとして、自身の健康や将来に不安を抱える人が多い。また、家族の健康状態に不安を感じる人も比較的多くなっている。
- ◆今後充実を求める支援として、グループホームの利用、日常生活自立支援事業、成年後見制度等が挙げられる。

### ●現在の暮らし方について

- ・「自宅（家族・親戚など同居）」が75.1%、「自宅（一人暮らし）」が16.7%であり、両方で9割を超えている。
- ・「今の暮らし方に満足しているか」について、「とても満足している」と「やや満足している」の合計が7割を超えている。

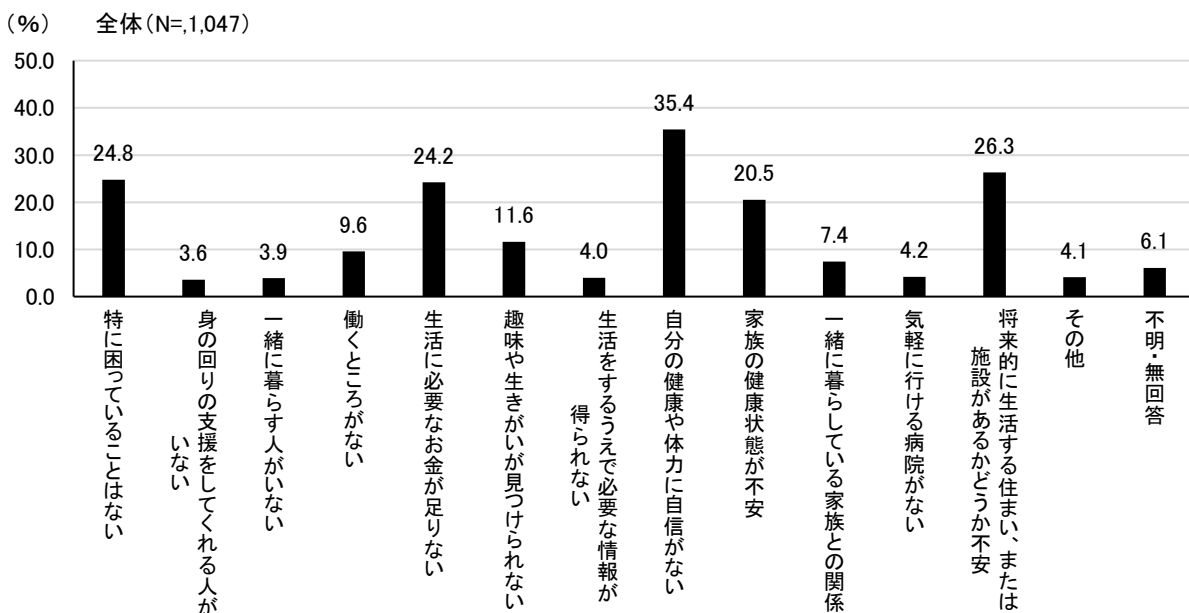
### ◆現在どこで暮らしているか



### ●現在の生活で困っていることや不安に思っていることについて

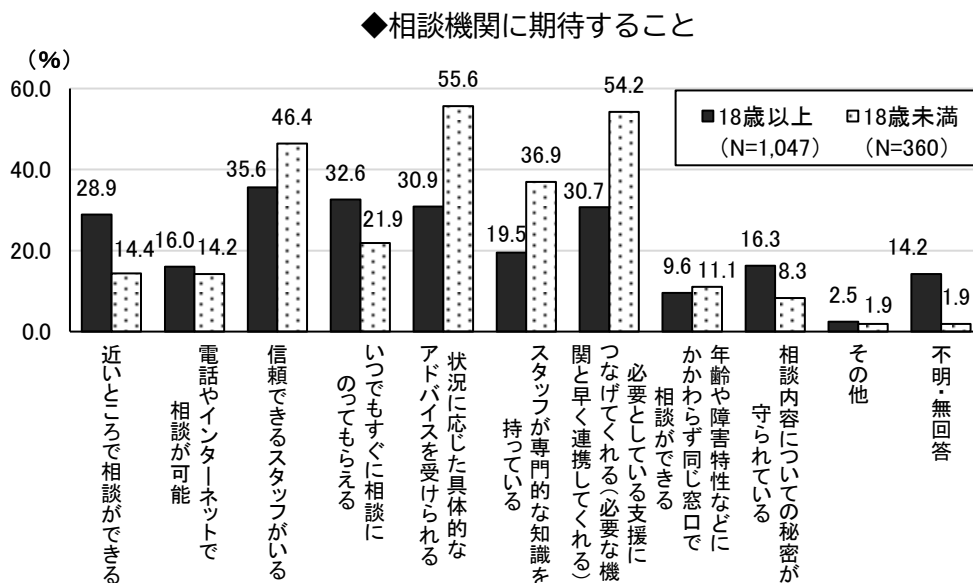
- ・「自分の健康や体力に自信がない」が35.4%、「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」が26.3%と多くなっている。また、「家族の健康状態が不安」も20.5%となっている。
- ・「特に困っていることはない」は24.8%となっている。

### ◆現在の生活で困っていることや不安に思っていること



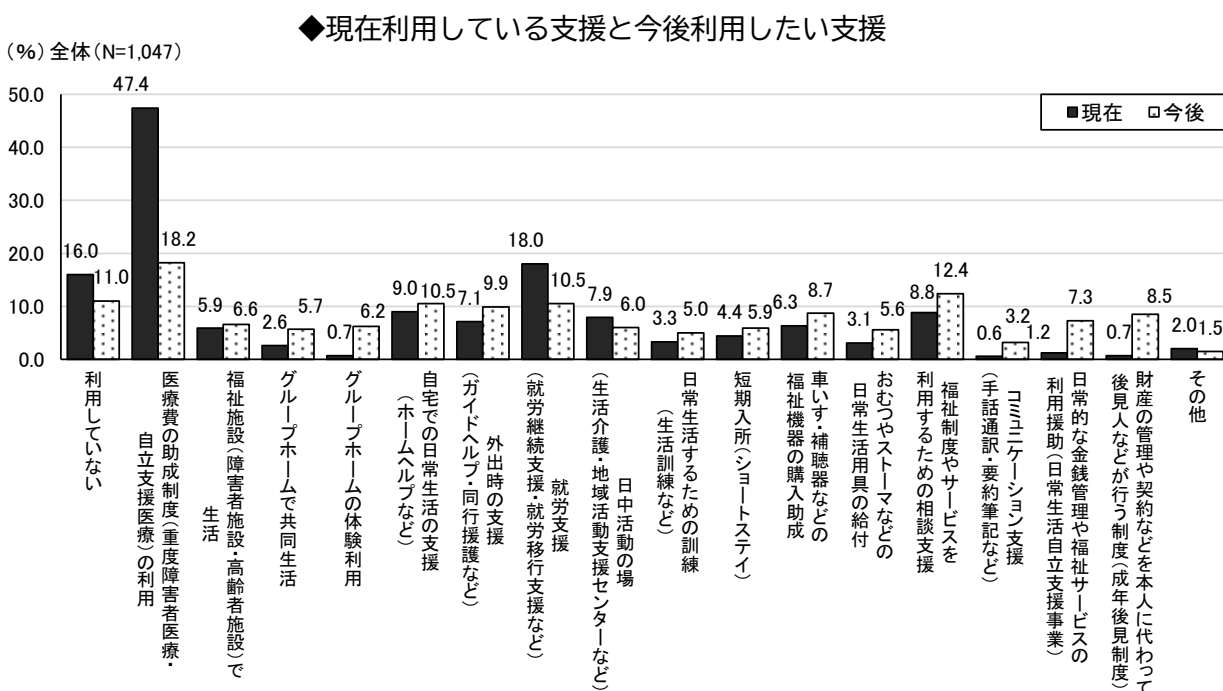
## ●相談機関に期待すること

- ・18歳以上、18歳未満ともに、「信頼できるスタッフがいる」、「状況に応じた具体的なアドバイスを受けられる」、「必要としている支援につなげてくれる」が多くなっている。
- ・上記のほか、18歳以上では「いつでもすぐに相談にのってもらえる」、18歳未満では「スタッフが専門的な知識を持っている」との意見が多くなっている。



## ●現在利用している支援と今後利用したい支援

- ・「医療費の助成制度」は現在 47.4%の人が利用している。
- ・今後利用したい支援で割合が高いものは、医療費の助成制度のほか、相談支援、自宅での日常生活支援（ホームヘルプなど）、就労支援、外出時の支援（ガイドヘルプ・同行援護など）となっている。
- ・現在の利用状況と比べて、今後の利用希望が多い支援としては、グループホームの利用、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助、財産の管理や契約などを本人に代わって後見人などが行う制度等がある。



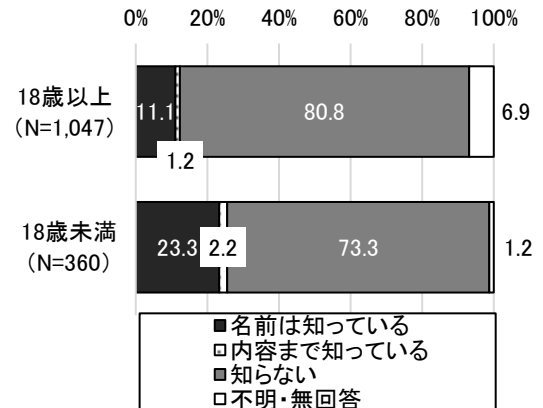
## 3) 情報・コミュニケーション

- ◆「手話言語・障害者コミュニケーション条例」の認知度はそれほど高くないが、市内におけるコミュニケーション・情報入手のしやすさについては、前回調査より「しやすい」との回答が多くなっている。
- ◆子どもの福祉サービスに関する情報の入手元は、インターネットのほか、「友人・知人」、「障害児通所支援事業所等」、「医療機関」が多くなっている。

## ●「手話言語・障害者コミュニケーション条例」について

・「手話言語・障害者コミュニケーション条例の認知度」について、18歳以上の約8割、18歳未満の約7割が「知らない」と回答している。障害種別では、身体障害者では約6割、知的障害者は約7割、精神障害者は約5割が「知らない」と回答している。

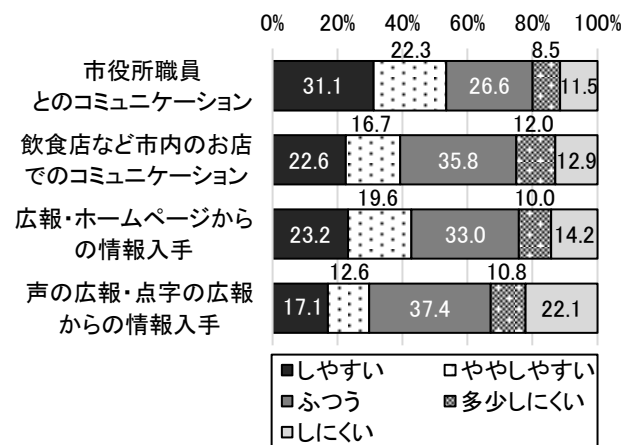
## ◆手話言語・障害者コミュニケーション条例の認知度



## ●コミュニケーションのしやすさ、情報入手のしやすさについて

・「しやすい」「ややしやすい」と回答した割合が、前回調査に比べ、①市役所職員とコミュニケーションが12.2ポイント、②飲食店など市内のお店でのコミュニケーションが3.7ポイント、③広報・ホームページからの情報入手が10.7ポイント、④声の広報・点字の広報からの情報入手が8.1ポイント上昇している。

## ◆コミュニケーション・情報入手のしやすさ

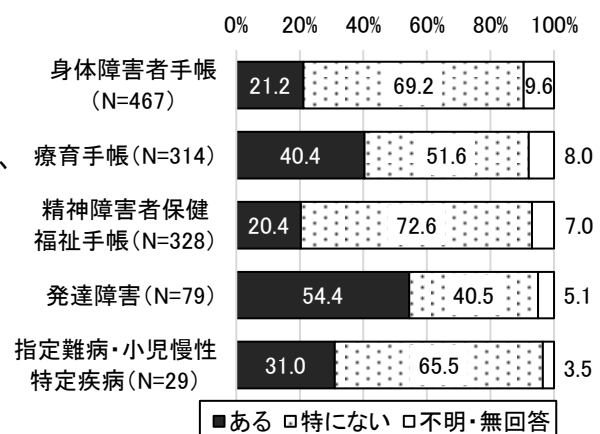


## ●18歳以上の情報利用・コミュニケーションについて

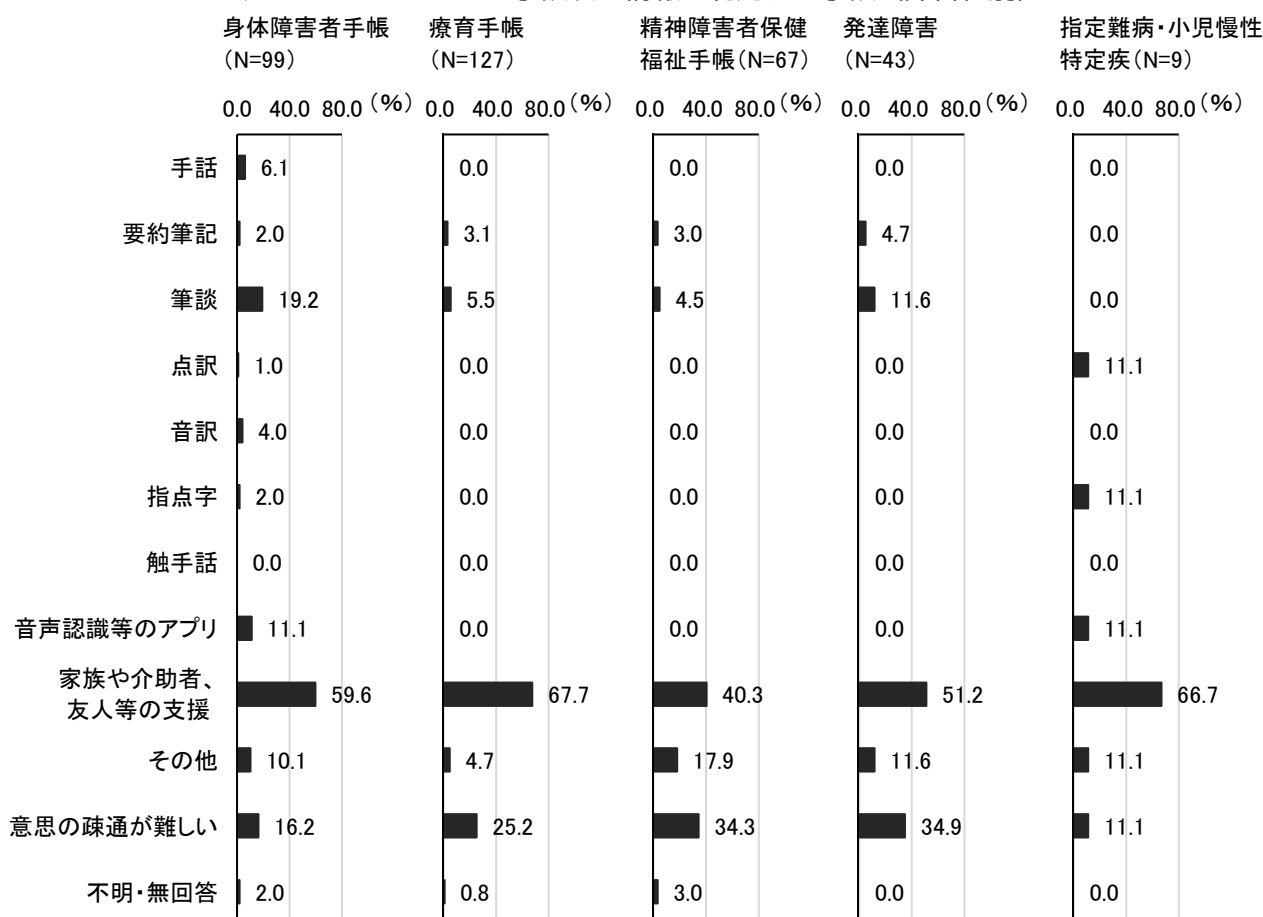
・コミュニケーション、情報の入手・発信について、困っていることがあると回答した割合は24.8%となっている。

・そのうち、コミュニケーション等の手段は、「家族や介助者、友人等の支援」が多く、ほかには「筆談」、「音声認識等のアプリ」を活用している。障害種別では、身体障害者は約6割、知的障害者は約7割、精神障害者は約4割が「家族や介助者、友人等の支援」と回答している。

## ◆コミュニケーション、情報の入手・発信について、困っていることがあるか

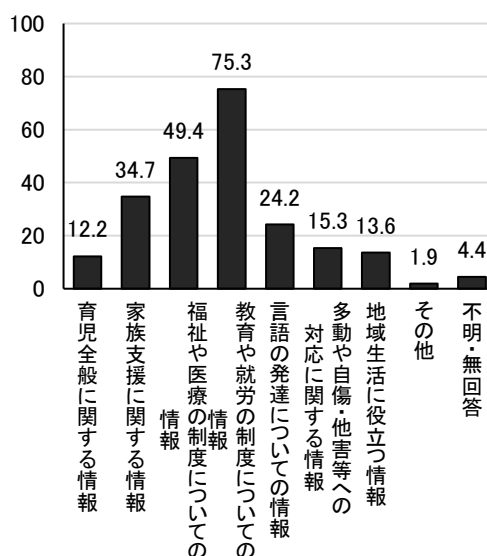


## ◆コミュニケーション手段及び情報を利用する手段（障害種別）



## ●子どもの発育に関する情報について

- ・どのような情報の提供を望むかについて、75.3%の人が「教育や就労の制度についての情報」を選択している。
- ・福祉サービスに関する情報をどこから入手しているのかについて、「インターネット・SNS」が最も多く、次いで、「友人・知人」、「障害児通所支援事業所等」、「医療機関」となっている。

◆子どもの発育に関して  
どのような情報の提供を望むか  
(%) 全体(N=360)

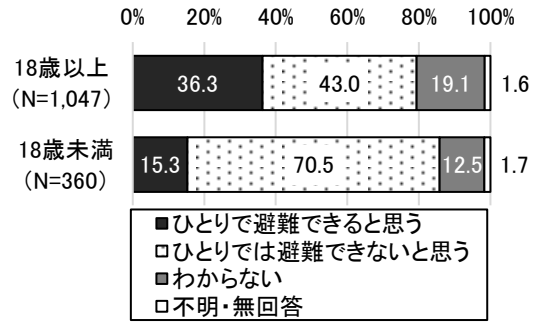
## 4) 安全・安心

- ◆全体の約1割の人が、ひとりで避難できず、かつ一緒に避難する人がいない（避難しない等を含む）と回答している。
- ◆災害時に必要なこととしては、避難情報や災害情報が的確に伝わる連絡体制や障害のある人や高齢者に配慮した避難場所の整備を求める声が多くなっている。
- ◆18歳以上の方が、災害の発生に備えた準備ができていない傾向がある。

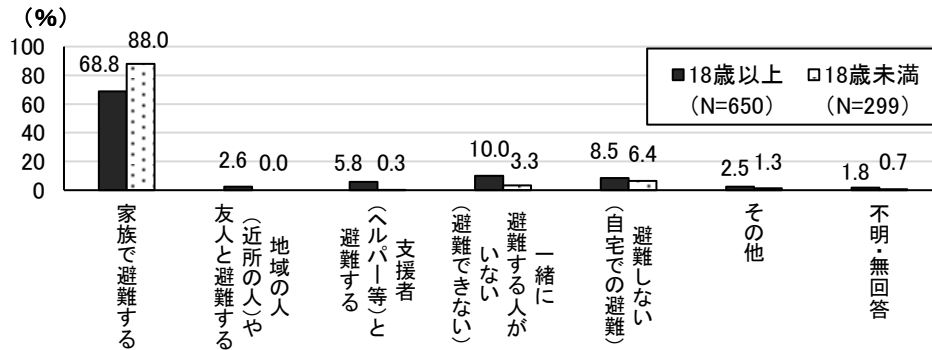
●避難行動について

・「ひとりで避難できない」又は「わからない」と回答し、さらに「一緒に避難する人がいない」又は「避難しない」と回答した人の割合は、全体で18歳以上が11.5%、18歳未満が8.1%となっている。

◆ひとりで避難できるか



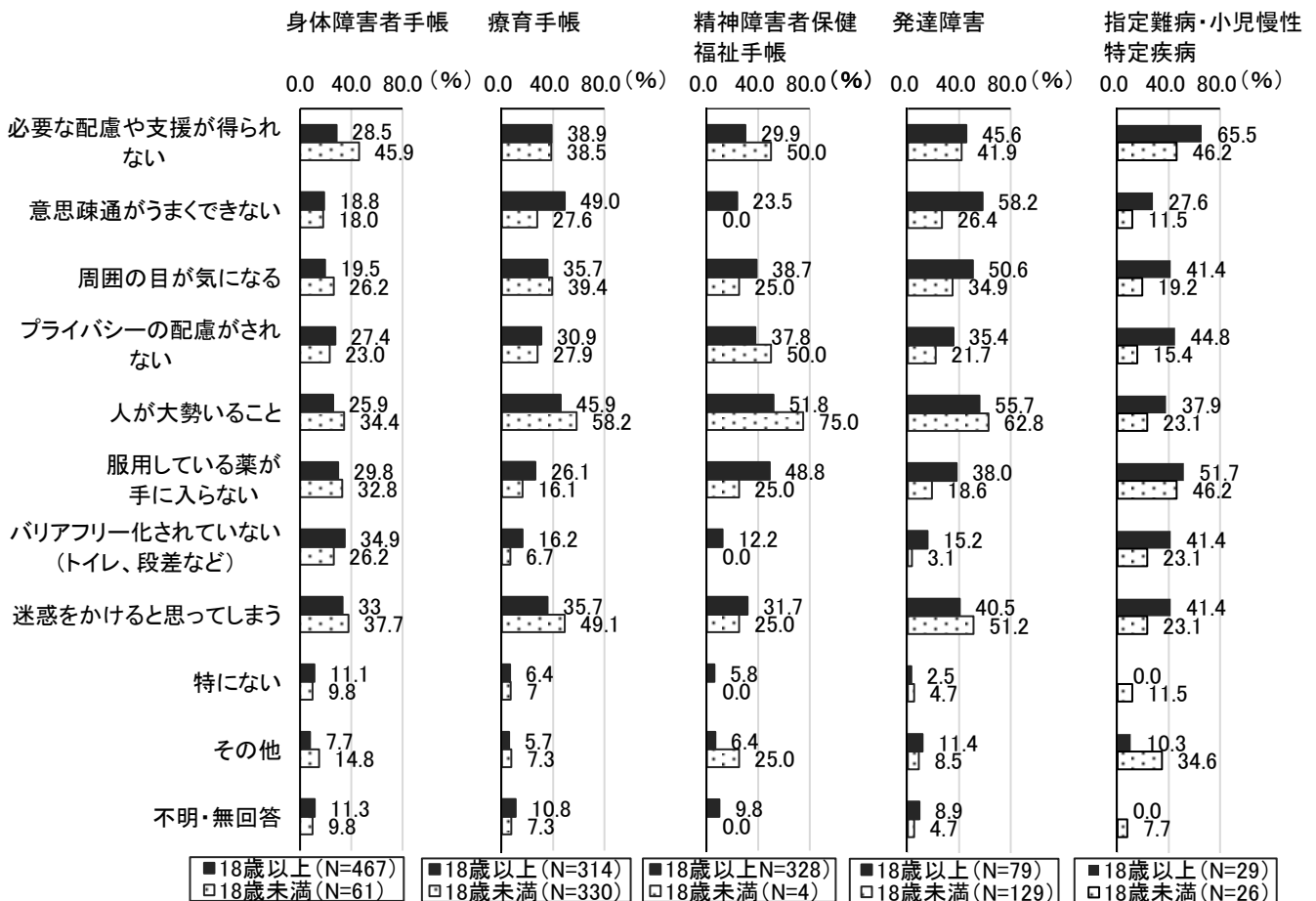
◆一緒に避難する人はいるか



●避難所への避難について

・「避難所で過ごす際の不安は何か」について、身体障害のある人ではバリアフリー化が十分でないこと、知的障害のある人では意思疎通が困難なこと、精神障害のある人では人が大勢いることや服用している薬が手に入らないことの回答がそれぞれ多くなっている。

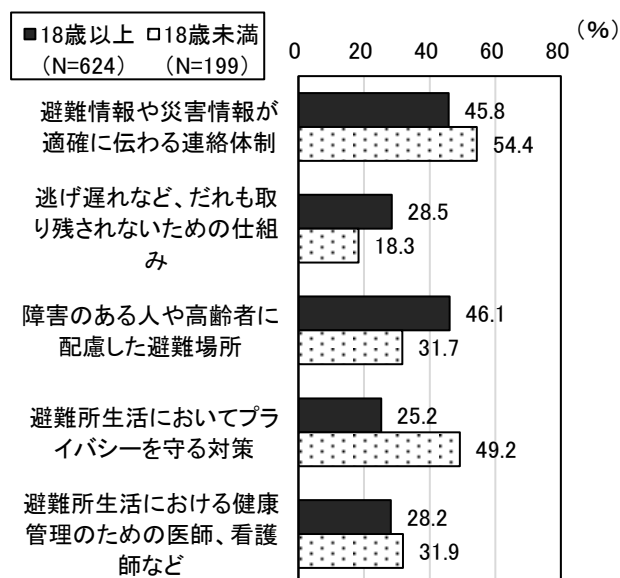
◆避難所で過ごす際の不安は何か (障害種別)



### ●災害時に必要なことについて

- ・「災害時に必要なこと」について、18歳以上、18歳未満ともに「避難情報や災害情報が適確に伝わる連絡体制」「障害のある人や高齢者に配慮した避難場所」が多くなっている。
- ・18歳以上は、前回調査と比べると、「避難情報や災害情報が適確に伝わる連絡体制」が必要との意見が7.0ポイント上昇している。

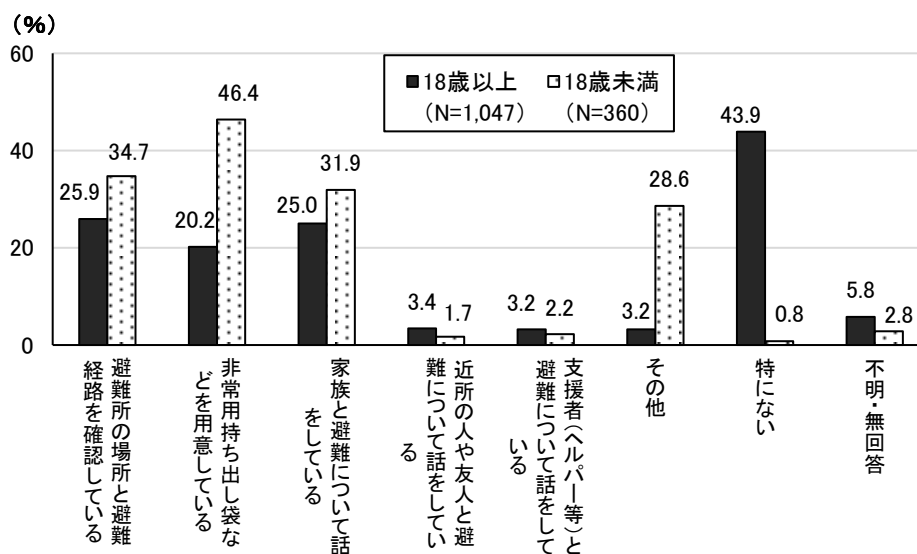
### ◆災害が発生した時に必要なこと (上位項目のみ抜粋)



### ●災害の発生に備えた普段からの取組について

- ・18歳未満では、4割を超える人が自宅に物資を備蓄している。また、3割を超える人が避難所の場所と避難経路の確認や家族で避難についての話をしている。
- ・18歳以上については、18歳未満に比べて、災害の発生に備えた取組をしている人の割合は低く、「特にない」が4割を超えている。

### ◆災害の発生に備えた普段からの取組



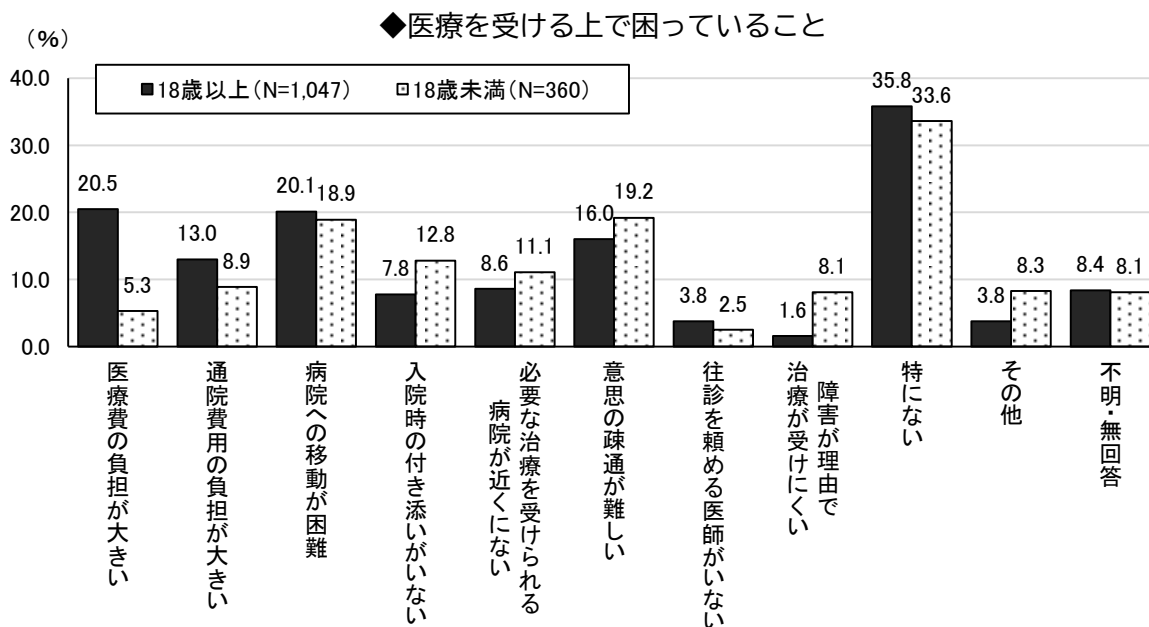
## 5) 保健・医療

◆前回調査と比べ、18歳以上、18歳未満のいずれも「病院への移動が困難」、「意思の疎通が難しい」と答えた人の割合が上昇している。

◆特に充実すべき医療的ケアに対応したサービスとしては、18歳以上、18歳未満のいずれも「入院時の付き添いや他の家族への支援」や「訪問看護の充実」、「入所施設の充実」など多様な支援を求める内容となっている。

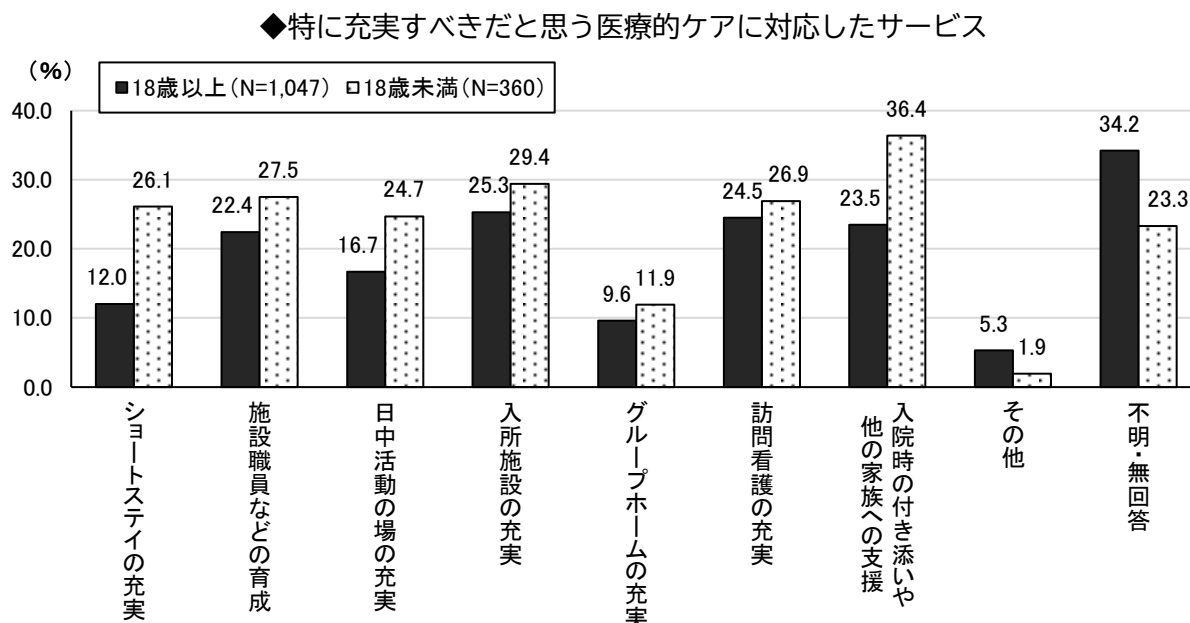
## ●医療を受ける上での問題について

- ・「医療を受ける上で困っていること」について、18歳以上で「医療費の負担が大きい」「病院への移動が困難」が多くなっている。
- ・前回調査と比べて、「病院への移動が困難」が18歳以上で4.1ポイント、18歳未満で4.3ポイント上昇している。また、「意思の疎通が難しい」が18歳以上で6.7ポイント、18歳未満で11.2ポイント上昇している。
- ・「意思の疎通が難しい」と回答している人の多くが、「家族や介助者等の支援」が必要な意思疎通の手段と回答している。



## ●医療的ケアについて

- ・日常的に医療的ケアを受けている人は、18歳以上で21.5%、18歳未満で12.2%となっている。
- ・通院の頻度としては、18歳以上で月に1回程度、週に2～4回程度の割合が高く、18歳未満で月に1回程度、年に数回程度の割合が高い。
- ・特に充実すべき医療的ケアに対応したサービスについては、いずれの回答も多く、また偏りが生じていないため、多様な支援が求められていると考えられる。



## 6) 障害のある子どもへの支援

- ◆教育・育成環境の課題として、学習支援体制の充実が求められている。
- ◆障害のある本人の世話を主にしているのは母親が最も多いが、兄弟姉妹の割合も1割と祖父母よりも高い割合となっている。
- ◆本人がよりよく暮らすために必要なこととしては、「何でも相談できる窓口をもっと多く、もっと使いやすくする」が高くなっている一方、同居家族の支援に必要なこととしては、「短期入所の充実」や「ホームヘルプの充実」が高くなっており、レスパイトへのニーズが高いことが伺える。

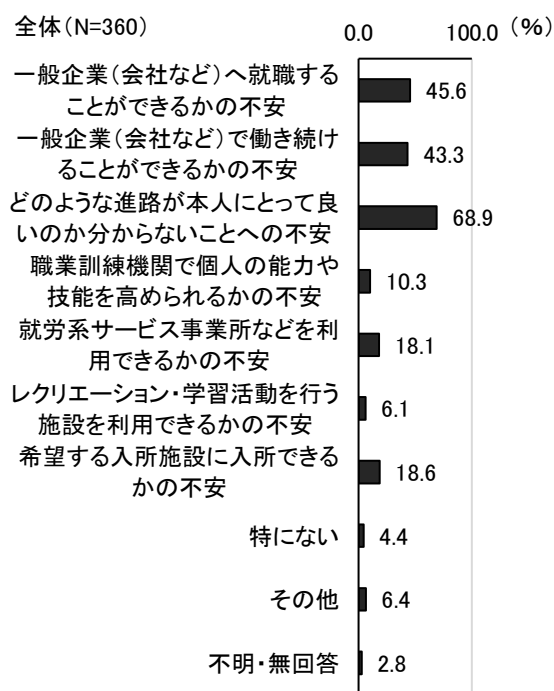
## ●教育・育成環境について

- ・「希望した学校・保育所等に通っているか」について、9割以上が通っていると回答している。障害種別では、指定難病・小児慢性特定疾病の人で約1割が希望した学校・保育所に通えていないと回答している。
- ・「現在通っている学校・保育所等において、他の児童・生徒と変わらない教育等を受けるための配慮がされているか」について、「配慮されている」の割合が約8割と前回調査より7.2ポイント上昇している。また、「配慮されていない」と回答した人のうちの約5割が「学習支援体制が不十分」と答えている。
- ・「学校教育終了後の進路についての不安」について、「どのような進路が本人にとって良いのか分からないことへの不安」が約7割と最も多くなっている。
- ・「本人が住み慣れたまちでよりよく暮らすために必要なこと」について、「何でも相談できる窓口をもっと多く、もっと使いやすくする」が最も多く、次いで「福祉サービス等の手続を簡単にする」、「仕事につくための訓練や働く場を増やす」が多くなっている。

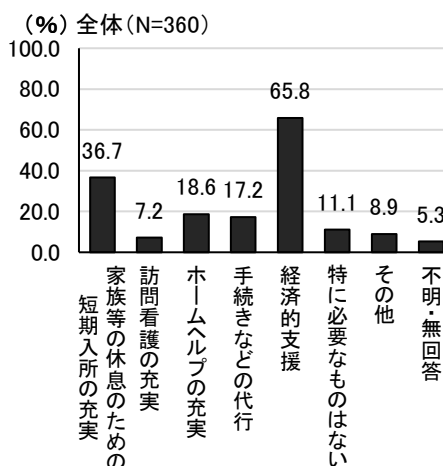
## ●家族の負担軽減について

- ・「同居している家族の就労状況」について、父親の8割がフルタイムで働いている一方、母親は約4割が働いていないと回答している。
- ・同居家族で本人の世話を主にしているのは、母親が最も多い9割、次いで父親が4割となっている。また、前回調査では、ほとんど回答がなかった兄弟姉妹の割合は約1割となっている。
- ・「同居家族の支援に必要なこと」については、「経済的支援」が65.8%と最も多く、次いで「家族等の休息のための短期入所の充実」が36.7%、「ホームヘルプの充実」が18.6%となっている。

## ◆進路を考える際の不安



## ◆同居家族の支援に必要なこと





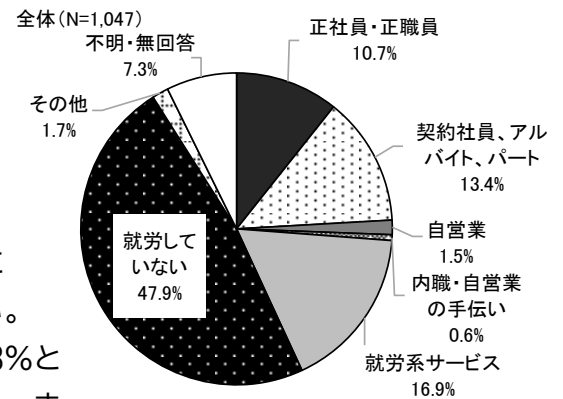
## 7) 雇用・就労について

- ◆就労系サービスを含め何らかの形で就労している人の割合は 43.1%となっており、前回調査より上昇している。
- ◆主な収入源は、障害基礎年金や障害厚生年金、老齢基礎年金等の公的年金が多くなっている。
- ◆就労のために、障害への理解や障害に合った仕事、職場の人間関係など、周囲の理解や自身の特性に合うことを重視する人が多くなっている。

### ●就労等の状況

- ・「現在の就労状況」について、「就労していない」が 47.9%と最も高く、企業等で働いている人が 24.1%、就労系サービスを利用している人が 16.9%となっている。また、企業などで働いている人の障害種別では、身体障害者は約 2 割、知的障害者は約 3 割、精神障害者は約 2 割となっている。

### ◆現在の就労状況

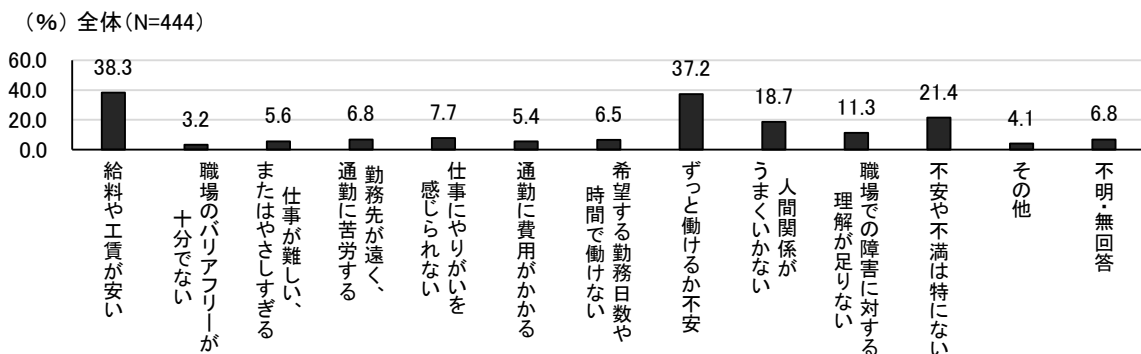


- ・一般就労をしていない理由としては、「障害の状態にあった仕事がない」「健康状態がすぐれない」が多い。
- ・「現在の主な収入」について、「障害基礎年金」が 34.8%と最も多く、次いで「給料収入」が 28.4%となっている。また、「福祉施設の工賃」は 11.2%となっている。
- ・公的年金等を含む月収総額について、全体では「5万円以上 10万円未満」が最も高くなっているが、「正社員・正職員」と「契約職員、アルバイト、パート」では「15万円以上 20万円未満」、「就労系サービス」では「10万円以上 15万円未満」がそれぞれ最も高くなっている。

### ●就労において求めることについて

- ・現在の仕事（職場）における不満（就労系サービス含む）について、「給料や工賃が安い」「ずっと働けるか不安」が多い。
- ・障害種別では、身体障害者は「ずっと働けるか不安」、知的障害者・精神障害者は「給料や工賃が安い」が最も多くなっている。
- ・「働く上で必要な条件」については、「障害に対する周囲の理解があること」が 39.6%と最も多く、次いで「障害に合った仕事であること」が 37.3%、「職場の人間関係が良好であること」が 34.2%となっている。

### ◆現在の仕事（職場）において不満を感じたり、配慮してほしいこと

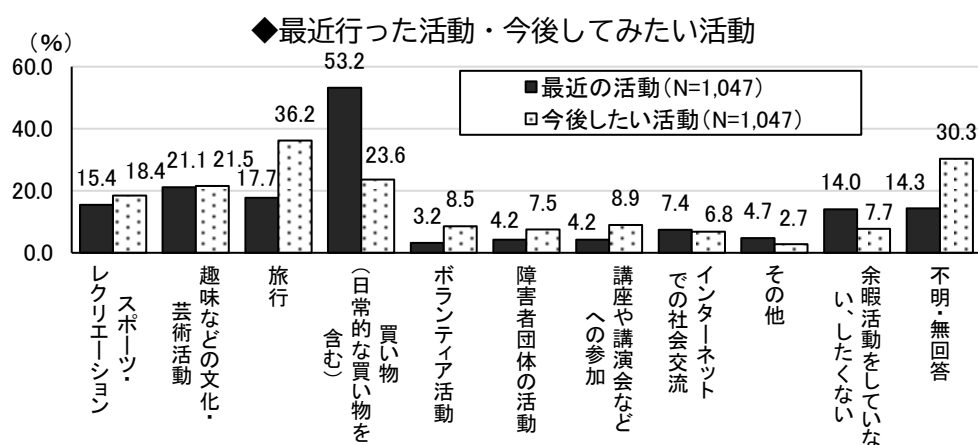


## 8) 余暇活動について

- ◆余暇活動をしていない人は 14.0%であり、多くの人は何らかの余暇活動をしていることが伺える。
- ◆今後してみたい活動として「旅行」や「買い物」が高い一方、「移動が大変」と答える人が多く、移動に関する支援ニーズが高いことが伺える。

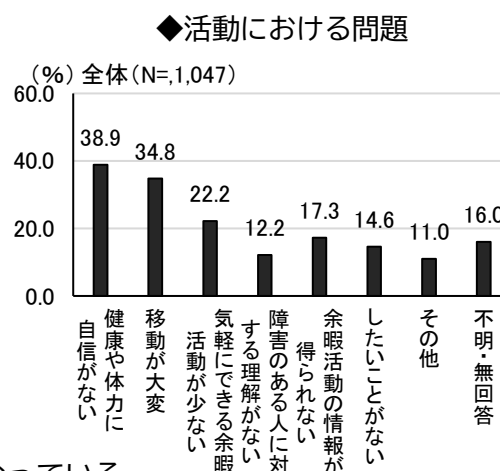
### ●余暇活動の状況

- ・18歳以上で最近行った余暇活動としては、「買い物」が53.2%と最も多く、次いで「趣味などの文化・芸術活動」が21.1%、「旅行」が17.7%となっている。
- ・18歳以上で今後してみたい活動としては、「旅行」が36.2%と最も多く、次いで「買い物」が23.6%、「趣味などの文化・芸術活動」が21.5%となっている。
- ・18歳未満で長期休暇や放課後などの過ごし方については、「自宅で過ごす」が60.3%と最も多く、次いで「障害児通所支援事業所等の利用」が57.8%となっている。また、「習い事や趣味」は26.4%となっている。



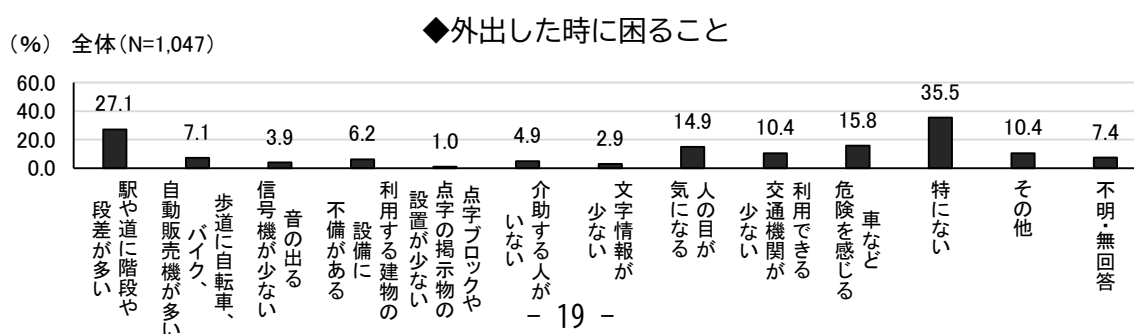
### ●余暇活動における問題

- ・余暇活動を行う上での問題としては、前回調査時と同様に「健康や体力に自信がない」や「移動が大変」が多くなっている。障害種別では、身体障害者・精神障害者は「健康や体力に自信がない」、知的障害者は「移動が大変」が最も多くなっている。



### ●外出について

- ・週1回以上外出している人の割合は85.5%となっている。
- ・外出した時に困ることについて、前回調査と同様に、「特にない」が35.5%と最も多く、次いで「駅や道に階段や段差が多い」が27.1%となっている。



## (2) 事業所アンケート調査結果

### ①調査の概要

#### 1) 調査の目的

本調査は、「第6次障害者計画」、「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」の策定にあたり、明石市の各種障害福祉サービスの見込量を把握するとともに、障害福祉の現状や課題、ニーズを把握した上で、計画策定のための基礎資料として活用していくことを目的に実施しました。

#### 2) 調査方法・実施期間

調査方法：記入式の調査票による回答

調査実施期間：令和5年5月26日～令和5年6月9日

#### 3) 調査の対象・配布数

|       |                |
|-------|----------------|
| 調査対象者 | 市内の障害福祉サービス事業所 |
| 配布数   | 315件           |
| 調査方法  | 記入式の調査票による回答   |
| 回収数   | 169件           |
| 回収率   | 53.7%          |

### ②回答内容概要

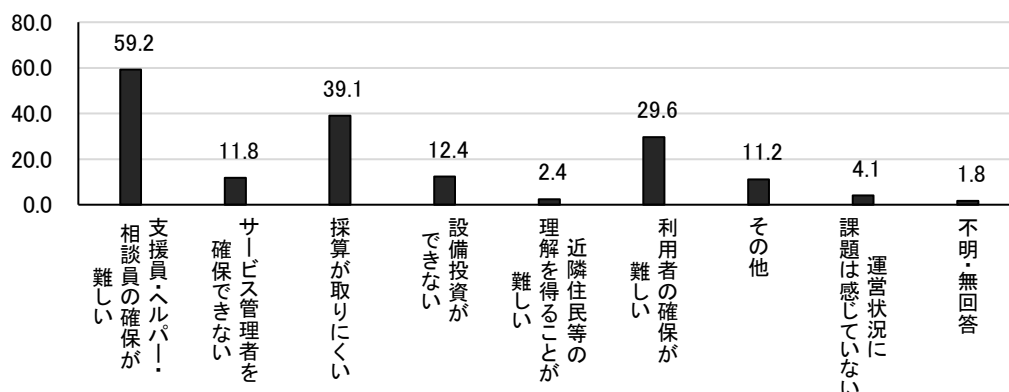
#### 1) 全事業所共通

##### ●事業所運営上の課題

- ・事業所運営上の課題としては、「支援員・ヘルパー・相談員の確保が難しい」が59.2%と最も多く、次いで「採算が取りにくい」が39.1%、「利用者の確保が難しい」が29.6%となっている。
- ・新たな利用者の受入れに至ったきっかけとしては、「相談支援事業所からの紹介」が60.4%と最も多く、次いで「事業所のHP等を見た本人や家族からの問い合わせ」が38.5%、「関係機関（基幹相談支援センター等）からの紹介」が34.3%となっている。
- ・現在、利用者を積極的に募集している事業所は55.6%となっている。

##### ◆事業所の運営状況

(%) 全体(N=169)

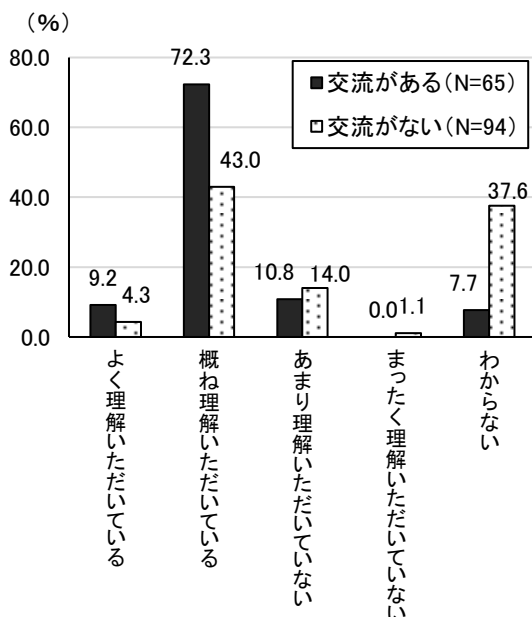


### ●事業所と地域住民等との交流について

- ・事業所と地域住民等との交流があると答えた事業所は 39.6%となっており、その内容としては、地域のイベントへの参加が最も多くなっている。
- ・事業所の活動や地域住民等の理解については、「よく理解いただいている・概ね理解いただいている」が合わせて 58.0%、「あまり理解いただいている・まったく理解いただいている」が合わせて 14.2%となっている。
- ・地域住民との交流や事業所への理解を深めるために実施していることとしては、「自治会やまちづくり協議会などとの関係づくり、行事への参加」が 46.2%と最も多く、次いで「事業所情報の発信」が 32.5%となっている。その他では、清掃活動への参加の回答が多くなっている。

### ◆事業所の活動や障害者に対する地域住民等の理解について

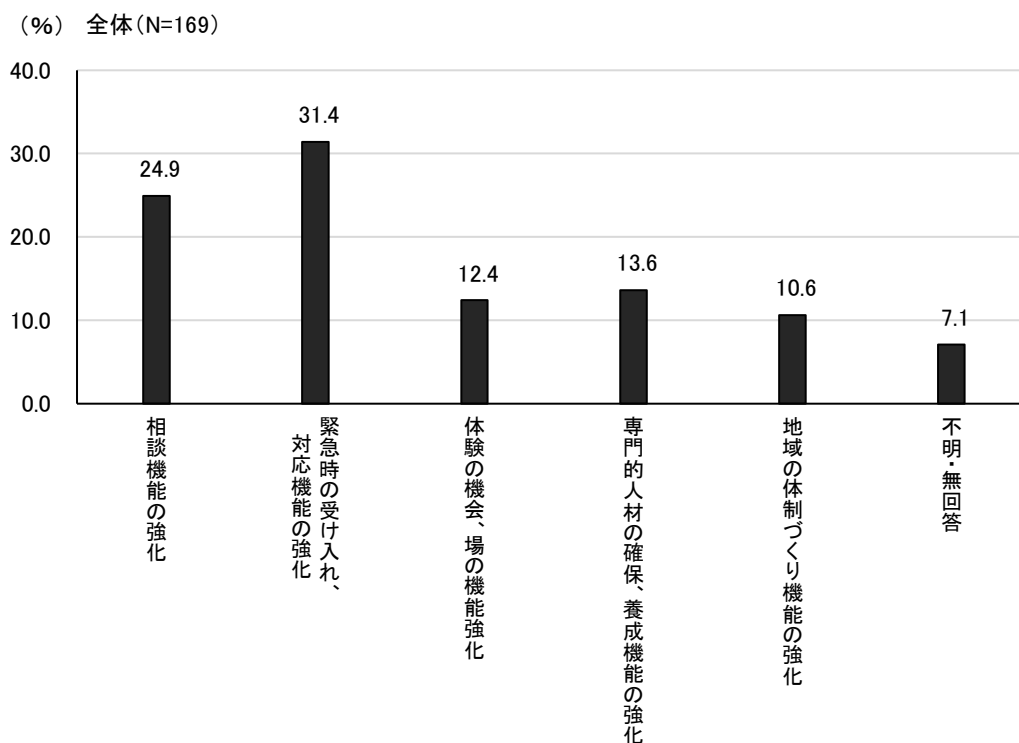
(地域住民との交流の有無とのクロス集計)



### ●地域生活支援拠点等が備える機能について

- ・地域生活支援拠点等として優先的に強化する必要があるものとしては、「緊急時の受け入れ、対応機能の強化」が 31.4%と最も高く、次いで「相談機能の強化」が 24.9%、「専門的人材の確保、養成機能の強化」が 13.6%となっている。

#### ◆優先的に強化する必要がある地域生活支援拠点等の機能



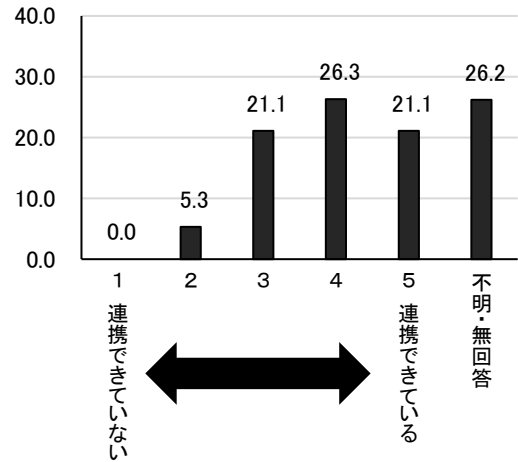
## 2) 相談支援事業所

### ● 基幹相談支援センターとの連携について

- ・ 基幹相談支援センターとの連携状況について、5段階評価の5が21.1%、4が26.3%、3が21.1%、2が5.3%、1が0.0%となっている。
- ・ 基幹相談支援センターが主催する研修へは、57.9%の事業所が「参加している」と答えている。

### ◆ 基幹相談支援センターとの連携状況

(%) 全体(N=19)

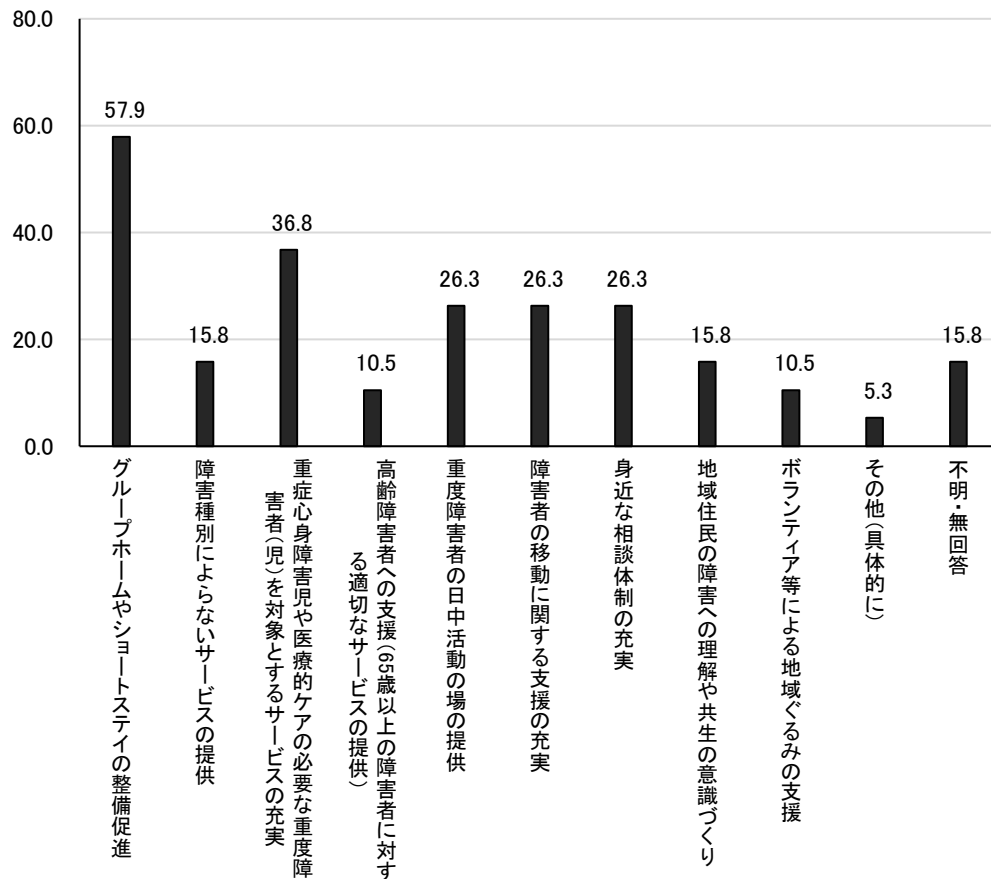


### ● 障害者の地域移行や地域定着に必要な取組について

- ・ 障害者の地域移行や地域定着に必要な取組としては、「グループホームやショートステイの整備促進」が57.9%と最も多く、次いで「重症心身障害児や医療的ケアの必要な重度障害者(児)を対象とするサービスの充実」が36.8%となっている。

### ◆ 障害者の地域移行や地域定着に必要な取組

(%) 全体(N=19)

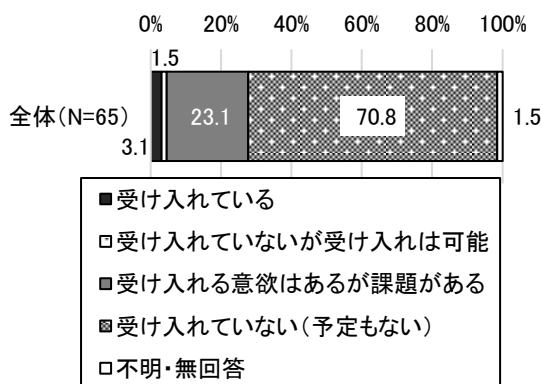


### 3) 障害児通所支援事業所

#### ●医療的ケア児の受け入れ状況について

- ・医療的ケア児を「受け入れている」が3.1%、「受け入れているが受け入れは可能」が1.5%、「受け入れる意欲はあるが課題がある」が23.1%、「受け入れている（予定もない）」が70.8%となっている。
- ・「受け入れている（予定もない）」「受け入れる意欲はあるが課題がある」と答えた事業所の課題（理由）としては、「専門職員の確保」や「バリアフリー環境の整備」等が挙げられている。

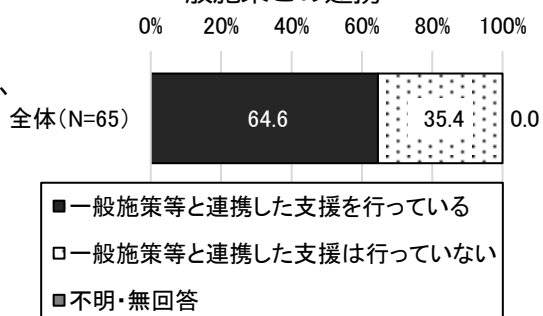
#### ◆医療的ケア児の受け入れ状況



#### ●一般施策等（保育所や学校、放課後児童クラブ、地域の学習塾等の習い事全般）との連携について

- ・一般施策等と連携した支援を「行っている」が64.6%、「行っていない」が35.4%となっている。
- ・「行っている」と答えた事業所の主な取組としては、「学校園等への送迎時の情報共有」、「支援会議への参加」等が挙げられている。
- ・一般施策等との連携に係る課題としては、「学校園により対応が異なる」等が挙げられている。

#### ◆事業所における支援と一般施策との連携

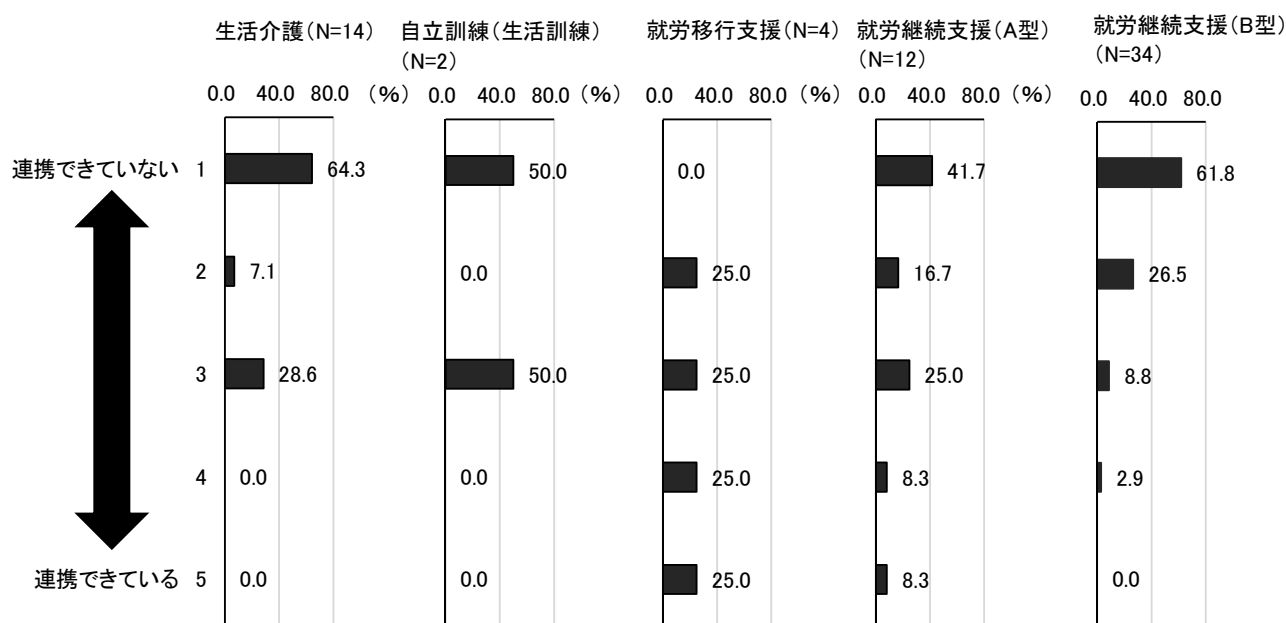


### 4) 就労継続支援（A・B）、就労移行支援、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）

#### ●障害者就労・生活支援センターあくととの連携について

- ・障害者就労・生活支援センターあくととの連携状況について、5段階評価の5が2.8%、4が4.2%、3が16.9%、2が19.7%、1が50.7%となっている。

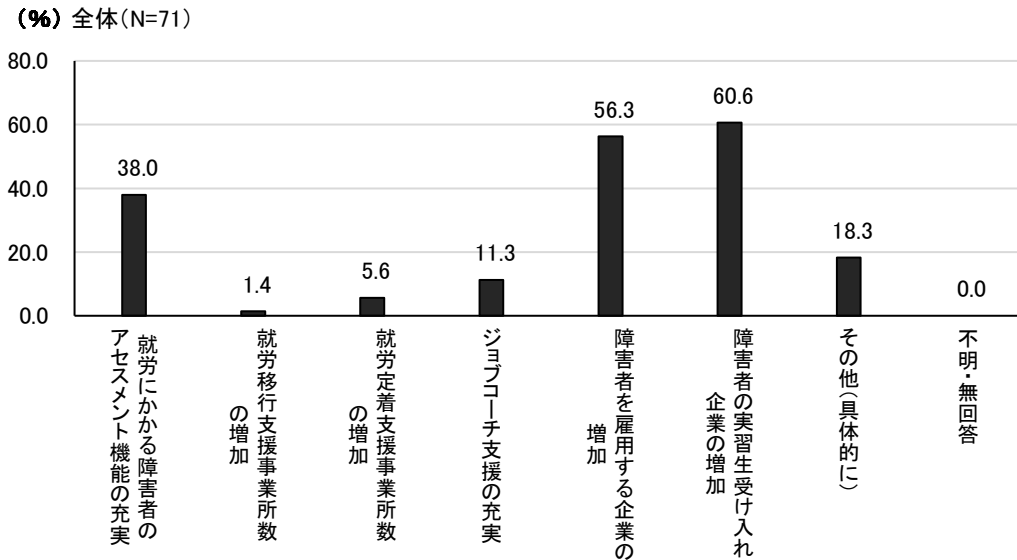
#### ◆障害者就労・生活支援センターあくととの連携状況



●一般就労への移行を進めるために必要な取組について

- ・一般就労への移行を進めるために必要な取組としては、「障害者の実習生受け入れ企業の増加」が60.6%と最も多く、次いで「障害者を雇用する企業の増加」56.3%、「就労にかかる障害者のアセスメント機能の充実」が38.0%となっている。

◆一般就労への移行を進めるために必要な取組

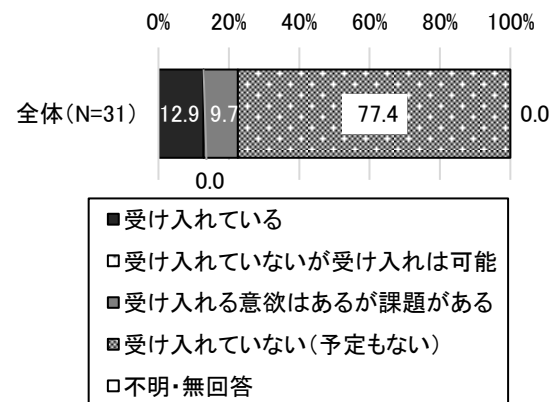


5) 施設入所支援、生活介護、共同生活援助、短期入所

●医療的ケア者の受け入れ状況について

- ・医療的ケア者を「受け入れている」が12.9%、「受け入れているが受け入れは可能」が0.0%、「受け入れる意欲はあるが課題がある」が9.7%、「受け入れている(予定もない)」が77.4%となっている。
- ・「受け入れている(予定もない)」「受け入れる意欲はあるが課題がある」と答えた事業所の課題(理由)としては、「専門職員の確保が難しい」ことが挙げられている。

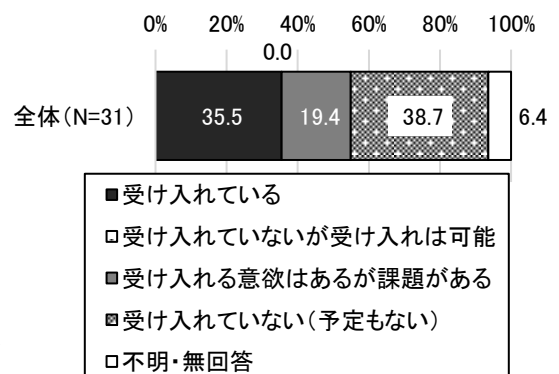
◆医療的ケア者の受け入れ状況



●強度行動障害者の受け入れ状況について

- ・強度行動障害者を「受け入れている」が35.5%、「受け入れているが受け入れは可能」が0.0%、「受け入れる意欲はあるが課題がある」が19.4%、「受け入れている(予定もない)」が38.7%となっている。
- ・「受け入れている(予定もない)」「受け入れる意欲はあるが課題がある」と答えた事業所の課題(理由)としては、「専門職員の確保が難しい」、「既存利用者への影響」等が挙げられている。

◆強度行動障害者の受け入れ状況

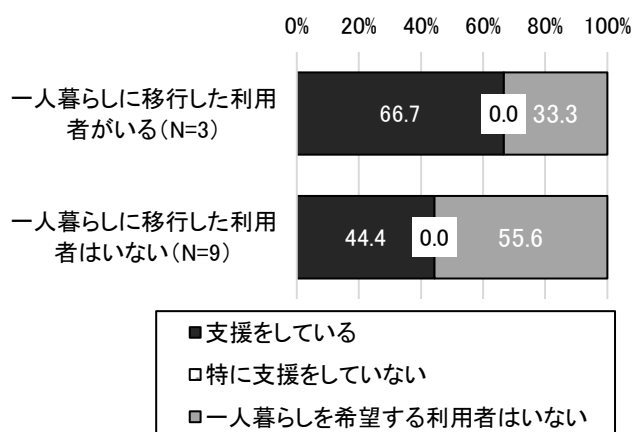


## 6) 共同生活援助

### ●一人暮らしへの移行について

- ・一人暮らしへ移行した利用者の有無について、23.1%が「いる」、76.9%が「いない」となっている。
- ・今年度中に一人暮らしへ移行予定の利用者がいる事業所は30.8%となっている。
- ・一人暮らしを希望する利用者の支援については、「支援をしている」と「一人暮らしを希望する利用者はいない」が半々となっている。
- ・「支援をしている」と答えた事業所の具体的な支援内容としては、「服薬や金銭管理のトレーニング」、「清掃や洗濯などの生活スキルの向上に向けた支援」等が挙げられている。

### ◆一人暮らしを希望する利用者への支援





### (3) 関係団体調査結果

#### ①調査の概要

##### 1) 調査の目的

障害のある人の関係団体や支援機関に対して、明石市の現状や課題、今後の意向を把握し、明石市の障害福祉のニーズや課題を整理することを目的として実施しました。

##### 2) ご協力いただいた団体一覧

本調査の実施にあたっては、以下の団体の皆様にご協力いただきました。

|                     |                            |
|---------------------|----------------------------|
| ○明石市身体障害者福祉協会       | ○明石市視覚障害者福祉協会              |
| ○明石ろうあ協会            | ○明石市肢体不自由児者父母の会            |
| ○明石地区手をつなぐ育成会       | ○明石ともしび会                   |
| ○明石ピアボの会            | ○明石難聴者の会                   |
| ○明石障がい者地域生活ケアネットワーク | ○明石市ボランティア連絡会              |
| ○兵庫県立いなみ野特別支援学校     | ○明石市立明石養護学校                |
| ○明石市社会福祉協議会         | ○明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター |

##### 3) 調査方法・調査期間

| 実施内容      |   | 期間                      |
|-----------|---|-------------------------|
| 調査票の配布・回収 | 対象となる団体に対して記入式の調査票を配布しました。                  | 令和5年5月31日～<br>令和5年6月14日 |
| 面談調査      | 面談を希望する団体に対して、事前に記入した調査票をもとに面談での聞き取りを行いました。 | 令和5年7月3日～<br>令和5年7月11日  |

#### ②各分野についてのご意見

##### 1) 障害のある人への理解の促進、差別の解消、権利擁護の推進

###### ●主なご意見

|               |   |
|---------------|---|
| 理解促進・差別解消について | <ul style="list-style-type: none"> <li>・理解促進には、小さいころからの学校等におけるインクルーシブ教育が重要と考える。</li> <li>・医療的ケア、視覚障害者、聴覚障害者について、地域の人々にも関わってもらい、より一層の周知が必要。</li> <li>・知的障害に対する理解はまだ足りないと考えられる。</li> <li>・障害のある人の自治会活動への参加が少ないと感じる。地域の防災訓練にも参加しないことが多い。地域社会に参加できる雰囲気づくりが必要と考える。</li> <li>・B-1のボランティアのように、障害がある人となない人がお互いを知る機会があれば、理解促進が進むのではないかと考える。</li> </ul> |
| 権利擁護について      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・親亡き後、金銭管理等を行う成年後見制度、日常生活自立支援事業による支援を必要とする事案が増加している。</li> </ul>  |

## 2) 生活環境

### ●主なご意見

|                          |   |
|--------------------------|---|
| <p>バリアフリー環境<br/>について</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の安全点検等は、同じ人が行うことが多い。同じ価値観で点検することになるため、様々な当事者を交えて違った目線で行っていただきたい。</li> <li>・JRや山陽電車も順番にバリアフリー化され、環境がよくなっている印象である。</li> <li>・公共交通機関で事故が起きた時の遅延情報等が音声アナウンスのみで把握できないことがある。</li> <li>・市営住宅について、バリアフリー化が進んでいない。重度障害者でも一人で住むことができる環境が必要。</li> <li>・住宅のバリアフリー化の改修費助成は、一律ではなく、障害特性に応じた対応を検討してほしい。</li> </ul> |
| <p>交通手段について</p>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動手段の確保のため、バス路線の維持やサービス水準の向上に取り組んでいただきたい。</li> </ul>  |

## 3) 安全・安心

### ●主なご意見

|                          |  |
|--------------------------|--|
| <p>避難行動・避難所<br/>について</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・藤江地区で実施されたすべての障害者・高齢者等が参加する防災訓練は大変良かった。他の地域でもぜひ実施していただきたい。</li> <li>・相談支援専門員による「防災と福祉の連携による個別避難計画作成」をさらに進めるべきであるが、報酬が低く、着手しにくい状況である。</li> <li>・発災時には、まず地域の避難所に避難し、その後、福祉避難所に行くという流れを知ってもらう必要がある。会員にも周知していきたい。</li> <li>・地域の避難所で過ごすことが困難であることが明確であるよう要配慮者について、事前に調整し、福祉避難所に直接避難できるようにしていただきたい。</li> <li>・災害時の情報について、視覚障害者は耳からの情報、聴覚障害者は目からの情報が必要である。当事者に配慮した情報発信をお願いしたい。</li> </ul> |
|--------------------------|--|

## 4) 文化芸術・スポーツなど

### ●主なご意見

|                          |  |
|--------------------------|--|
| <p>イベントの周知等<br/>について</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アートシップは各事業所の中で定着してきている。引き続き実施していただきたい。</li> <li>・スポーツの分野は、参加者が一部の人に偏っている。広報の場を増やしていく必要がある。</li> <li>・総合福祉センターで実施している地域活動支援センターの広報に力を入れていただきたい。</li> <li>・総合福祉センターで実施されたユニバーサルスポーツ交流会は、誰もが楽しめるように工夫されており、とても良かったと思っている。今後も継続して実施して欲しい。</li> </ul> |
|--------------------------|--|

## 5) 療育・保育・教育

## ●主なご意見

|                  |   |
|------------------|---|
| 支援機関等の連携<br>について | <ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県の医療的ケア児支援センターは、明石市から遠く、実際の支援に関する情報提供は市の窓口で聞くことになることが想定される。明石市の窓口で完結できるような体制構築をお願いしたい。</li> <li>・保育所、幼稚園、学校、事業所の連携を充実させる必要がある。</li> </ul>   |
| 人材の確保・育成<br>について | <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後等デイサービスの事業所数が増えていて助かっているが、それに伴い職員の質の低下も指摘されている。</li> <li>・障害の専門性を持った教員の養成が必要である。退職した人や外部からの登用等も検討してはどうか。</li> </ul>  |
| 受入先の確保<br>について   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間の保育所では、障害児が受け入れできないことが多い。</li> <li>・いなみ野特別支援学校における明石市民の割合が上昇している。明石養護学校に送迎車両が導入されるため今後の動向に注視しながら受け皿の確保を考えていただきたい。</li> </ul>  |
| 交流・学習等<br>について   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校4年生を対象とした福祉学習に参加する機会があるが、生徒自らが企画して交流会を実施してくれた小学校があった。今後もぜひ継続して実施していただきたい。</li> <li>・福祉学習にぜひ、知的、精神も含めていただきたい。</li> <li>・補聴器や人工内耳の性能は良くなっているが、健常者と同じように聞こえるわけではない。手話による言語取得も必要である。</li> <li>・明石養護学校に送迎車両が導入されるのは、大変喜ばしいことだが、一方で保護者と先生が顔を合わす機会が減ることや、保護者間での交流も減ることが予想される。そういった点を補完できる場の提供があると良い。</li> </ul> |
| 情報提供について         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後どのような手続き、サービスがあるのかを知るため、ライフステージに合わせた保護者への情報提供が必要である。</li> <li>・障害のある子どもを迎えた家族は大きな不安を抱えている。療育の基本的な考え方をはじめ、障害のある子どもを支える施策・サービス、障害児通所支援事業所に関する詳細な情報のデータベースが必要と考える。</li> </ul>  |

## 6) 雇用・就労・経済的自立への支援

## ●主なご意見

|          |  |
|----------|--|
| 就労支援について | <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度障害者への就労支援事業を実施していただきたい。</li> <li>・知的障害者の雇用を促進していただきたい。対象者の特性により業務内容の精査が必要である。</li> <li>・障害のある人の雇用は健常者に比べ厳しい状況である。障害者のスキルアップも必要である。国・県・市において、障害者向けの職業訓練所等の整備・充実をお願いしたい。</li> <li>・現在は明石養護学校でも iPad の貸し出しもあり、視線入力機能もできる。重度障害者がパソコン等を使ってテレワークを行っている事例もある。日常生活用具としてではなく、就労のためのスキルアップのためにこのような機器を活用できるよう支援があれば良いと思う。</li> <li>・医療的ケアが必要な生徒の卒業後の進路が限られている現状がある。生活介護等の事業所が少ない。</li> </ul> |
|----------|--|

|        |  |
|--------|--|
| 収入について | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害基礎年金と工賃では生活は厳しい。工賃を上げていく取組を全市的に進めていく必要がある。</li> </ul> |
|--------|--|

## 7) 保健・医療

### ● 主なご意見

|                |   |
|----------------|---|
| 医療提供体制について     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ユニバーサル歯科診療所は非常に助かっている。一方で、人気がありすぎて予約が取れない状況である。人員配置の見直しを検討いただきたい。</li> <li>・ 歯科以外の診療科についても、ユニバーサル歯科診療所のような施設又は環境を整備いただきたい。</li> <li>・ 医療的ケアが必要な児童生徒の主治医はほとんどが市外の病院である。市内の医療機関でも対応できるようお願いしたい。</li> </ul> |
| 医療機関における配慮について | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民病院での新型コロナワクチン接種も非常にありがたかった。</li> <li>・ 各医療機関にも障害者をサポートする体制をお願いしたい。医療関係者に障害を理解してもらう機会を設けてはどうか。</li> <li>・ 行動障害等のある方は受診が難しい場合もあるが、適切な医療が受けることができるよう理解をいただきたい。</li> </ul>                                 |
| その他            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問リハビリを利用したいが、なかなか利用できない。短い時間であってもよいので、更なる充実をお願いしたい。</li> <li>・ 重度障害者が通うリハビリ施設は、県立リハビリテーション中央病院やゆりかご園であるが、18歳又は22歳になると訪問リハビリに移行している。訓練を受ける機会が減っているため、継続して訓練を受けることができる体制が必要である。</li> </ul>                |

## 8) 情報・コミュニケーション

### ● 主なご意見

|              |  |
|--------------|--|
| 情報機器等の利用について | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニケーション機器等の活用は重要であるが、はじめに支援がないと利用できない方もいる。スマホ教室等のデジタルサポートをお願いしたい。</li> <li>・ 音声コード（ユニボイス）について、年金の通知には印字されるようになっている。市の封筒等にも印字していただきたい。</li> <li>・ 障害当事者もアプリ等のツールを知らない人もまだまだ多いため、我々も認知度を上げていなければならない。</li> <li>・ 福祉機器は、常に最新のものが開発されている。最新情報を発信する仕組みが必要である。</li> </ul> |
|--------------|--|

## 9) 行政サービスにおける配慮

### ● 主なご意見

|           |   |
|-----------|---|
| 職員・庁舎について | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援学級における教師や補助員の増員と質の向上が必要である。</li> <li>・ 市役所新庁舎は、障害当事者等の意見を聞いていただき、障害者に配慮した設計をお願いしたい。</li> </ul> |
|-----------|---|

## 10) 障害福祉サービス等の現状や課題

## ●主なご意見

|               |  |
|---------------|--|
| 制度について        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 65 歳以上は介護保険が適用されるが、それまでの障害福祉サービスと差が生じることがある。国の制度かもしれないが、見直しをお願いしたい。</li> <li>・ 障害者施策には予算が必要であることは認識している。必要などころに、必要なサービスを提供できるよう考えていただきたい。</li> </ul>  |
| 人材の確保・育成について  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談支援専門員は、身近に相談ができ、緊急の時に家族に代わって施設との橋渡しをしていただける非常に心強い存在ですので、人員確保をぜひお願いしたい。</li> <li>・ 福祉分野の人材がいない。特に居宅系のヘルパーの人材確保は困難を極める。</li> <li>・ 重度訪問介護等を行うための研修費用は高額である。人の入れ替わりが激しい職種でもあり、事業所は負担しにくい。</li> <li>・ 重度の人を支援できる人材の確保が重要である。他市においても重度障害者就労支援制度のニーズはあるものの、人材がいないため利用できない状況であると聞いている。</li> </ul>                                  |
| サービスの提供体制について | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重症心身障害者、医療的ケアが必要な方を受け入れる施設が少ない。看護師の配置が難しく、設備面でも経費がかかる。利用者が安定して利用できないという課題もある。少しずつでも受入れ可能な施設が増えることを望む。</li> <li>・ グループホームは増えてきてはいるが、障害が重度の場合は受入れができない事業所もある。行き場がなくなってしまう。</li> <li>・ 聴覚障害の高齢者が安心して利用できる施設が市内にはない。</li> <li>・ 学校を卒業し、事業所に通うことになると、15 時くらいまでしか利用できないため、保護者は仕事の調整を強いられる。15 時～19 時くらいまでのデイサービス等が必要と考える。</li> </ul> |

# 3 第5次計画の評価検証

第5次計画（計画期間：2019年度～2023年度）においては、以下の8つの基本目標ごとに個々の施策の目標を設定しました。

このたび、次期計画の策定にあたり、以下のとおり施策目標の取組状況の検証を行いました。

## ●評価基準

| 区分   | 基準                              |
|------|---------------------------------|
| 完了   | 計画期間中に完了している。                   |
| 継続実施 | 現在実施中であり、次期計画においても引き続き実施予定。     |
| 未着手  | 事業の実施方法等の検討段階であり、計画期間中に実施予定はない。 |
| 廃止   | 計画期間中に廃止している。                   |
| 新規   | 現計画に記載していないが、計画期間中に実施している。      |

## ●全体の取組状況

| 基本目標                                      | 取組状況 |    |      |        | 新規 |
|---|------|----|------|--------|----|
|   | 事業項目 | 完了 | 継続実施 | 未着手・廃止 |    |
| 基本目標1<br>誰もが安心・安全に暮らせる生活環境にするために          | 25   | 0  | 25   | 0      | 1  |
| 基本目標2<br>住み慣れた、希望する地域でいきいきと暮らせるために        | 35   | 0  | 35   | 0      | 9  |
| 基本目標3<br>安心して自分らしい地域生活を支えるために             | 19   | 0  | 18   | 1      | 2  |
| 基本目標4<br>情報の利用、コミュニケーション手段の確保による社会参加機会の拡充 | 10   | 0  | 10   | 0      | 3  |
| 基本目標5<br>障害の有無によらない、子どもたちの地域共生のために        | 28   | 0  | 28   | 0      | 4  |
| 基本目標6<br>障害のある人の、生きがいのある社会参加の支援           | 20   | 0  | 20   | 0      | 0  |
| 基本目標7<br>一人ひとりの暮らしを自分らしく豊かにするために          | 6    | 0  | 6    | 0      | 4  |
| 基本目標8<br>お互いの個性と多様性を理解し、尊重し合うために          | 19   | 0  | 19   | 0      | 5  |
| 合 計                                       | 162  | 0  | 161  | 1      | 28 |

### 【主な新規事業】

- ホテル等バリアフリー促進事業
- サービス管理責任者等研修の実施
- 新生児聴覚検査事業
- 医療的ケア児保育支援事業
- 読書バリアフリー環境の整備
- 総合福祉センター新館開設
- 市民参画条例の改正
- 明石商業高等学校福祉科の創設
- ヤングケアラー支援
- 失語症者向け意思疎通支援者派遣
- 明石養護学校通学車両導入
- 17号池魚住みんな公園の整備
- 旧優生保護法被害者支援事業

## 【廃止事業】

## ○重度障害者訪問介護医療費助成制度

令和3年7月より訪問介護療養費が福祉医療制度の助成対象となったことから、本事業を令和3年度をもって終了しました。

**基本目標1 誰もが安心・安全に暮らせる生活環境にするために**

障害の有無に関わらず、明石市で暮らすすべての人にとって暮らしやすいまちとなるよう、ユニバーサルデザインの視点に基づいた生活環境整備や災害時における避難誘導體制の確立、地域における要配慮者対策の推進等に取り組んできました。

| 施策目標                       | 取組状況 |    |      |        | 新規 |
|----------------------------|------|----|------|--------|----|
|                            | 事業項目 | 完了 | 継続実施 | 未着手・廃止 |    |
| 1-1 ユニバーサルデザインを踏まえた生活環境の整備 | 8    | 0  | 8    | 0      | 1  |
| 1-2 移動・交通手段の整備             | 7    | 0  | 7    | 0      | 0  |
| 1-3 暮らしやすい住まいの充実           | 2    | 0  | 2    | 0      | 0  |
| 1-4 防災対策の充実                | 8    | 0  | 8    | 0      | 0  |
| 合 計                        | 25   | 0  | 25   | 0      | 1  |

**基本目標2 住み慣れた、希望する地域でいきいきと暮らせるために**

障害のある人が、住み慣れた地域で自らが望む生活ができるよう、地域生活を支えるための福祉サービスの確保や福祉人材の育成等に取り組んできました。

| 施策目標                         | 取組状況 |    |      |        | 新規 |
|------------------------------|------|----|------|--------|----|
|                              | 事業項目 | 完了 | 継続実施 | 未着手・廃止 |    |
| 2-1 地域生活を支えるために必要なサービスの確保・充実 | 18   | 0  | 18   | 0      | 8  |
| 2-2 意思決定を支援するための必要な取り組みの推進   | 1    | 0  | 1    | 0      | 0  |
| 2-3 相談・マネジメント体制の充実           | 11   | 0  | 11   | 0      | 1  |
| 2-4 福祉サービスの利用における第三者評価の実施    | 1    | 0  | 1    | 0      | 0  |
| 2-5 地域福祉の視点に立った活動の推進         | 4    | 0  | 4    | 0      | 0  |
| 合 計                          | 35   | 0  | 35   | 0      | 9  |

**基本目標3 安心して自分らしい地域生活を支えるために**

障害のある人が日常生活を健康に送ることができるよう、疾病の早期発見や予防、精神保健活動等に取り組んできました。

| 施策目標               | 取組状況 |    |      |        | 新規 |
|--------------------|------|----|------|--------|----|
|                    | 事業項目 | 完了 | 継続実施 | 未着手・廃止 |    |
| 3-1 疾病の予防・早期発見     | 5    | 0  | 5    | 0      | 2  |
| 3-2 地域医療体制の充実      | 9    | 0  | 8    | 1      | 0  |
| 3-3 健康の保持・増進       | 1    | 0  | 1    | 0      | 0  |
| 3-4 精神保健医療と難病対策の充実 | 4    | 0  | 4    | 0      | 0  |
| 合 計                | 19   | 0  | 18   | 1      | 2  |

**基本目標4 情報の利用、コミュニケーション手段の確保による社会参加機会の拡充**

障害のある人が孤立することなく社会に関わることができるよう、意思疎通支援の人材の養成や障害のある人に配慮した情報発信・コミュニケーション手段の充実等に取り組んできました。

| 施策目標                       | 取組状況 |    |      |        | 新規 |
|----------------------------|------|----|------|--------|----|
|                            | 事業項目 | 完了 | 継続実施 | 未着手・廃止 |    |
| 4-1 意思疎通支援の人材の確保・養成        | 3    | 0  | 3    | 0      | 0  |
| 4-2 意思疎通支援の充実とサービスの利用促進    | 3    | 0  | 3    | 0      | 1  |
| 4-3 情報発信・通信・コミュニケーション手段の充実 | 4    | 0  | 4    | 0      | 2  |
| 合計                         | 10   | 0  | 10   | 0      | 3  |

**基本目標5 障害の有無によらない、子どもたちの地域共生のために**

一人ひとりのニーズに応じた支援を受けることができるよう、ライフステージに応じた相談体制の充実やインクルーシブ教育の推進等に取り組んできました。

| 施策目標                    | 取組状況 |    |      |        | 新規 |
|-------------------------|------|----|------|--------|----|
|                         | 事業項目 | 完了 | 継続実施 | 未着手・廃止 |    |
| 5-1 療育・保育・教育における支援体制の充実 | 16   | 0  | 16   | 0      | 2  |
| 5-2 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進  | 12   | 0  | 12   | 0      | 2  |
| 合計                      | 28   | 0  | 28   | 0      | 4  |

**基本目標6 障害のある人の、生きがいのある社会参加の支援**

障害のある人が経済的な自立を通じて自分の望む生活ができるよう、多様な就労の場の確保や就労に係る相談支援、民間事業者に対する啓発等に取り組んできました。

| 施策目標                  | 取組状況 |    |      |        | 新規 |
|-----------------------|------|----|------|--------|----|
|                       | 事業項目 | 完了 | 継続実施 | 未着手・廃止 |    |
| 6-1 就労支援の充実           | 8    | 0  | 8    | 0      | 0  |
| 6-2 障害者雇用における企業などへの支援 | 5    | 0  | 5    | 0      | 0  |
| 6-3 多様な就労の場の確保        | 7    | 0  | 7    | 0      | 0  |
| 合計                    | 20   | 0  | 20   | 0      | 0  |

**基本目標7 一人ひとりの暮らしを自分らしく豊かにするために**

障害のある人の暮らしがより豊かなものになるよう、障害の有無に関わらず交流できる機会やスポーツ・文化・芸術活動の場の提供等に取り組んできました。

| 施策目標                             | 取組状況 |    |      |        | 新規 |
|----------------------------------|------|----|------|--------|----|
|                                  | 事業項目 | 完了 | 継続実施 | 未着手・廃止 |    |
| 7-1 スポーツ、レクリエーション、余暇及び文化・芸術活動の充実 | 3    | 0  | 3    | 0      | 3  |
| 7-2 スポーツ活動の充実                    | 2    | 0  | 2    | 0      | 1  |
| 7-3 文化・芸術活動への支援                  | 1    | 0  | 1    | 0      | 0  |
| 合計                               | 6    | 0  | 6    | 0      | 4  |



### 基本目標8 お互いの個性と多様性を理解し、尊重し合うために

障害のある人の日常生活における権利が侵害されることがないように、虐待防止や差別解消、権利擁護の推進等に取り組んできました。

| 施策目標                  | 取組状況 |    |      |        | 新規 |
|-----------------------|------|----|------|--------|----|
|                       | 事業項目 | 完了 | 継続実施 | 未着手・廃止 |    |
| 8-1 障害者虐待への対応         | 1    | 0  | 1    | 0      | 0  |
| 8-2 差別解消及び障害理解の促進     | 13   | 0  | 13   | 0      | 4  |
| 8-3 行政サービスなどにおける配慮の推進 | 2    | 0  | 2    | 0      | 1  |
| 8-4 成年後見制度の利用支援       | 1    | 0  | 1    | 0      | 0  |
| 8-5 消費者相談の充実          | 1    | 0  | 1    | 0      | 0  |
| 8-6 更生支援の実施           | 1    | 0  | 1    | 0      | 0  |
| 合 計                   | 19   | 0  | 19   | 0      | 5  |

# 4 障害福祉計画（第6期）における 数値目標等の達成状況

## （1）数値目標の達成状況

### ①福祉施設入所者の地域生活への移行

- 地域生活移行者数（基準値：令和元年度末時点の施設入所者数 238人）

福祉施設入所者の地域生活への移行について、令和5年度末時点で15人の移行が見込まれ、基準値からの地域生活移行率は6.3%となり、目標値どおりとなる見込みです。

| 項目     | 数値（単位） | 説明                        |
|--------|--------|---------------------------|
| 《目標値》  | 15 人   | 令和5年度末時点の地域生活移行者予定数       |
|        | 6.3 %  | 基準値からの地域生活移行率（国指針：6.0%以上） |
| 《達成状況》 | 15 人   | 令和5年度末時点の地域生活移行者見込数       |
|        | 6.3 %  | 基準値からの地域生活移行率             |

- 施設入所者数（基準値：令和元年度末時点の施設入所者数 238人）

施設入所者数について、令和5年度末時点で234人となる見込みであり、基準値である令和元年度末時点の238人より4人減少する見込みです。

| 項目     | 数値（単位） | 説明                      |
|--------|--------|-------------------------|
| 《目標値》  | 234 人  | 令和5年度末時点の施設入所者予定数       |
|        | -1.7 % | 基準値からの増減率（国指針：1.6%以上削減） |
| 《達成状況》 | 234 人  | 令和5年度末時点の施設入所者見込数       |
|        | -1.7 % | 基準値からの増減率               |

### ②地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備について、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備「面的整備型」にて行っています。

- 地域生活支援拠点等の整備状況

| 項目     | 数値（単位） | 説明                                     |
|--------|--------|--|
| 《目標値》  | 1 か所   | 令和5年度末時点における地域生活支援拠点等の整備予定数（国指針：1か所以上） |
|        | 1 回/年  | 地域生活支援拠点等の運用状況の検討回数（国指針：年1回以上）         |
| 《達成状況》 | 1 か所   | 令和5年度末時点における地域生活支援拠点等の整備見込数            |
|        | 1 回/年  | 地域生活支援拠点等の運用状況の検討回数                    |

### ③精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健所が精神保健の中心となり、精神障害のある人への切れ目のない支援に取り組みました。また、精神科病院からの早期退院を促進するために、病院との情報共有、入院中から在宅生活の環境を整えるための保健、医療、福祉関係者による個別支援協議の場を設けています。

#### ●関係機関との協議と連携の強化（関係機関の協議の場の設定）

| 項目     | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|-------|-------|
| 《取組状況》 | 設置    | 設置    | 設置    |

### ④福祉施設等から一般就労への移行

#### ●就労移行支援事業等から一般就労への移行者数

就労移行支援事業等からの一般就労への移行者数は、令和5年度末時点で43人となる見込みであり、目標値を下回る予定です。

（基準値：令和元年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者の数 47人）

| 項目     | 数値（単位） | 説明                                  |
|--------|--------|-------------------------------------|
| 《目標値》  | 60 人   | 令和5年度中における就労移行支援事業等から一般就労へ移行する者の予定数 |
|        | 1.28 倍 | 基準値の1.27倍以上（国指針：1.27倍以上）            |
| 《達成状況》 | 43 人   | 令和5年度中における就労移行支援事業等から一般就労へ移行する者の見込数 |
|        | 0.91 倍 | 基準値の1.27倍以上                         |

#### ●就労移行支援事業から一般就労への移行者数

（基準値：令和元年度中に就労移行支援事業を通じて一般就労に移行した者の数 31人）

| 項目     | 数値（単位） | 説明                                 |
|--------|--------|------------------------------------|
| 《目標値》  | 41 人   | 令和5年度中における就労移行支援事業から一般就労へ移行する者の予定数 |
|        | 1.32 倍 | 基準値の1.30倍以上（国指針：1.30倍以上）           |
| 《達成状況》 | 34 人   | 令和5年度中における就労移行支援事業から一般就労へ移行する者の見込数 |
|        | 1.10 倍 | 基準値の1.30倍以上                        |

#### ●就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数

（基準値：令和元年度中に就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行した者の数 6人）

| 項目     | 数値（単位） | 説明                                   |
|--------|--------|--------------------------------------|
| 《目標値》  | 8 人    | 令和5年度中における就労継続支援A型事業から一般就労へ移行する者の予定数 |
|        | 1.33 倍 | 基準値の1.26倍以上（国指針：概ね1.26倍以上）           |
| 《達成状況》 | 6 人    | 令和5年度中における就労継続支援A型事業から一般就労へ移行する者の見込数 |
|        | 1.00 倍 | 基準値の1.26倍以上                          |

●就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数

(基準値:令和元年度中に就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行した者の数 8人)

| 項目     | 数値(単位) | 説明                                   |
|--------|--------|--------------------------------------|
| 《目標値》  | 10 人   | 令和5年度中における就労継続支援B型事業から一般就労へ移行する者の予定数 |
|        | 1.25 倍 | 基準値の1.23倍以上(国指針:概ね1.23倍以上)           |
| 《達成状況》 | 2 人    | 令和5年度中における就労継続支援B型事業から一般就労へ移行する者の見込数 |
|        | 0.25 倍 | 基準値の1.23倍以上                          |

●令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうちの就労定着支援事業所利用者数

就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうちの就労定着支援事業所利用者数は、令和5年度末時点で10人となる見込みであり、目標値を下回る予定です。

| 項目     | 数値(単位) | 説明  |
|--------|--------|---|
| 《目標値》  | 42 人   | 令和5年度における就労移行支援事業等からの一般就労移行者予定数60人のうちの就労定着支援事業所利用者数 |
|        | 70.0 % | 一般就労移行者予定数のうちの就労定着支援事業所利用者数の割合(国指針:70.0%以上)         |
| 《達成状況》 | 10 人   | 令和5年度における就労移行支援事業等からの一般就労移行者見込数43人のうちの就労定着支援事業所利用者数 |
|        | 23.3 % | 一般就労移行者予定数のうちの就労定着支援事業所利用者数の割合                      |

●令和5年度における就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合

令和5年度における就労定着率が8割以上となる就労定着支援事業所の割合は、目標どおり100%になる予定です。

| 項目     | 数値(単位)  | 説明  |
|--------|---------|---|
| 《目標値》  | 100.0 % | 令和5年度における就労定着率が8割以上となる就労定着支援事業所の割合(国指針:70.0%以上) |
| 《達成状況》 | 100.0 % | 令和5年度における就労定着率が8割以上となる就労定着支援事業所の割合              |

(参考)

「明石市障害者就労・生活支援センターあくと」における就労支援

上記の項目における取組に加え、市独自の取組として「明石市障害者就労・生活支援センターあくと」を委託事業として設置し、一般就労に向けた支援や職場定着支援、職業生活を続けるための生活支援等を行っています。令和4年度の実績は次のとおりです。

| 項目           | 数値(単位) | 説明                                      |
|--------------|--------|---|
| 一般就労への移行者数   | 29 人   | 令和4年度にあくとを通じて一般就労した者の数                  |
| 職場定着支援       | 298 件  | 令和4年度における職場定着支援の件数                      |
| 就職後1年経過後の定着率 | 88.2 % | 令和3年度にあくとを通じて一般就労した者のうち就職後1年経過後の在職者数の割合 |

### ⑤市で常時雇用する障害者数

令和5年6月1日現在、本市で常時雇用する障害者数は81人、雇用率2.61%の実績となっています。なお、障害者雇用率の計算方法として、重度身体障害者または重度知的障害者である労働者は、1人を2人としてカウントすることとされています。

#### ●令和5年度における雇用予定の障害者数及び雇用率

| 項目     | 数値(単位) | 説明                            |
|--------|--------|-------------------------------|
| 《目標値》  | 80 人   | 令和5年度における雇用予定の障害者数            |
| 《達成状況》 | 81 人   | 令和5年6月1日現在<br>重度障害者23人、その他35人 |
|        | 2.61 % | 雇用率                           |

### ⑥市の優先発注

令和5年度における市の優先発注予定額は6件で、1,326万円となる見込みです。

#### ●市の優先発注の状況

| 項目     | 数値(単位)   | 説明                 |
|--------|----------|--------------------|
| 《目標値》  | 7 件      | 令和5年度における市の優先発注予定額 |
|        | 1,350 万円 |                    |
| 《達成状況》 | 6 件      |                    |
|        | 1,326 万円 |                    |

### ⑦公営住宅を活用したグループホームの整備数

第6期計画期間における市営住宅を活用したグループホームの整備数は、2か所、9人分であり、目標値を上回る予定です。

#### ●公営住宅を活用したグループホームの整備状況

| 項目     | 数値(単位) | 説明                                    |
|--------|--------|---------------------------------------|
| 《目標値》  | 6 人分   | 第6期計画期間における<br>市営住宅を活用したグループホームの整備予定数 |
|        | 1 か所   |                                       |
| 《達成状況》 | 9 人分   |                                       |
|        | 2 か所   |                                       |

# 5 障害福祉サービス及び相談支援の実績

## (1) 訪問系サービス

訪問系サービスの利用実績は、居宅介護と同行援護が増加しています。

### ●訪問系サービスの利用状況

| 事業名        |      | 令和3年度  |        | 令和4年度  |        | 令和5年度  |        |
|------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|            |      | 実績値    | 計画値    | 実績値    | 計画値    | 実績値    | 計画値    |
| 訪問系サービス    | 人/月  | 693    | 753    | 723    | 776    | 753    | 799    |
|            | 時間/月 | 14,719 | 16,110 | 15,519 | 16,564 | 16,390 | 17,018 |
| 居宅介護       | 人/月  | 576    | 610    | 601    | 630    | 625    | 650    |
|            | 時間/月 | 9,298  | 10,000 | 9,521  | 10,300 | 10,100 | 10,600 |
| 重度訪問介護     | 人/月  | 28     | 41     | 26     | 41     | 27     | 41     |
|            | 時間/月 | 3,720  | 3,700  | 3,933  | 3,800  | 4,050  | 3,900  |
| 同行援護       | 人/月  | 88     | 97     | 95     | 99     | 100    | 101    |
|            | 時間/月 | 1,678  | 2,050  | 2,029  | 2,100  | 2,200  | 2,150  |
| 行動援護       | 人/月  | 1      | 4      | 1      | 5      | 1      | 6      |
|            | 時間/月 | 23     | 30     | 36     | 34     | 40     | 38     |
| 重度障害者等包括支援 | 人/月  | 0      | 1      | 0      | 1      | 0      | 1      |
|            | 時間/月 | 0      | 330    | 0      | 330    | 0      | 330    |

※ 令和5年度の実績は見込み

## (2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの利用実績は、各年度を通じて概ね増加傾向にあります。

### ●日中活動系サービスの利用状況

| 事業名            |      | 令和3年度  |        | 令和4年度  |        | 令和5年度  |        |
|----------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                |      | 実績値    | 計画値    | 実績値    | 計画値    | 実績値    | 計画値    |
| 生活介護           | 人/月  | 599    | 595    | 597    | 600    | 601    | 605    |
|                | 人日/月 | 11,728 | 12,000 | 11,590 | 12,500 | 12,020 | 13,000 |
| 自立生活<br>(機能訓練) | 人/月  | 12     | 18     | 15     | 19     | 16     | 20     |
|                | 人日/月 | 205    | 260    | 222    | 266    | 230    | 272    |
| 自立生活<br>(生活訓練) | 人/月  | 19     | 24     | 21     | 27     | 24     | 30     |
|                | 人日/月 | 354    | 340    | 348    | 380    | 408    | 420    |
| 就労移行支援         | 人/月  | 98     | 118    | 107    | 121    | 110    | 124    |
|                | 人日/月 | 1,715  | 1,700  | 1,874  | 1,800  | 1,900  | 1,900  |
| 就労継続支援<br>A型   | 人/月  | 213    | 220    | 238    | 230    | 260    | 240    |
|                | 人日/月 | 4,255  | 4,400  | 4,694  | 4,450  | 5,200  | 4,500  |
| 就労継続支援<br>B型   | 人/月  | 985    | 1,020  | 1,078  | 1,090  | 1,150  | 1,160  |
|                | 人日/月 | 16,493 | 16,000 | 18,053 | 17,000 | 19,550 | 18,000 |
| 就労定着支援         | 人/月  | 30     | 40     | 30     | 50     | 34     | 60     |
| 療養介護           | 人/月  | 23     | 24     | 23     | 25     | 23     | 26     |
| 短期入所<br>(福祉型)  | 人/月  | 105    | 205    | 115    | 210    | 140    | 215    |
|                | 人日/月 | 495    | 1,070  | 562    | 1,080  | 700    | 1,090  |
| 短期入所<br>(医療型)  | 人/月  | 1      | 8      | 1      | 8      | 2      | 8      |
|                | 人日/月 | 3      | 22     | 8      | 22     | 10     | 22     |

※ 令和5年度の実績は見込み

### (3) 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）の利用実績は、各年度を通じて計画値を超えて増加しています。施設入所支援の利用実績は、減少傾向にあります。

#### ●居住系サービスの利用状況

| 事業名    |     | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |     |
|--------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|        |     | 実績値   | 計画値 | 実績値   | 計画値 | 実績値   | 計画値 |
| 共同生活援助 | 人/月 | 203   | 190 | 234   | 210 | 280   | 230 |
| うち精神   | 人/月 | 38    | 33  | 50    | 36  | 60    | 39  |
| 施設入所支援 | 人/月 | 248   | 232 | 246   | 232 | 243   | 232 |
| 自立生活援助 | 人/月 | 5     | 3   | 11    | 3   | 11    | 3   |
| うち精神   | 人/月 | 4     | 1   | 9     | 1   | 9     | 1   |

※ 令和5年度の実績は見込み

### (4) 相談支援

相談支援の利用実績は、計画相談支援が増加しています。

#### ●相談支援サービスの利用状況

| 事業名    |     | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |     |
|--------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|        |     | 実績値   | 計画値 | 実績値   | 計画値 | 実績値   | 計画値 |
| 計画相談支援 | 人/月 | 673   | 630 | 714   | 660 | 800   | 690 |
| 地域移行支援 | 人/月 | 1     | 10  | 1     | 15  | 1     | 20  |
| うち精神   | 人/月 | 1     | 5   | 1     | 7   | 1     | 10  |
| 地域定着支援 | 人/月 | 0     | 4   | 0     | 5   | 1     | 6   |
| うち精神   | 人/月 | 0     | 2   | 0     | 2   | 1     | 3   |

※ 令和5年度の実績は見込み



# 6 地域生活支援事業の実績

## (1) 必須事業

### ①理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活や社会生活を送る中で起こる社会的障壁を取り除くため、障害のある人への理解を深めるための研修や啓発活動を通じて、地域住民へ働きかけを行っています。

#### ●理解促進研修・啓発事業の実施状況

| 事業名         | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |     |
|-------------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|             | 実績値   | 計画値 | 実績値   | 計画値 | 実績値   | 計画値 |
| 理解促進研修・啓発事業 | 実施    | 実施  | 実施    | 実施  | 実施    | 実施  |

※ 令和5年度の実績は見込み

### ②自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人やその家族、地域の住民等が主体となり、自発的に行う活動や取組を支援しています。

#### ●自発的活動支援事業の実施状況

| 事業名       | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |     |
|-----------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|           | 実績値   | 計画値 | 実績値   | 計画値 | 実績値   | 計画値 |
| 自発的活動支援事業 | 実施    | 実施  | 実施    | 実施  | 実施    | 実施  |

※ 令和5年度の実績は見込み

### ③相談支援事業

「障害者相談支援事業」、「基幹相談支援センター等機能強化事業」の実施主体は、明石市基幹相談支援センターとなっています。

#### ●相談支援事業の実施状況

| 事業名                                 | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |     |
|-------------------------------------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|                                     | 実績値   | 計画値 | 実績値   | 計画値 | 実績値   | 計画値 |
| 障害者相談支援事業、<br>基幹相談支援センター等<br>機能強化事業 | か所    | 1か所 | 1か所   | 1か所 | 1か所   | 1か所 |

※ 令和5年度の実績は見込み

#### ●相談支援体制の充実・強化等に関する指標

| 事業名                 |     | 令和3年度 |       | 令和4年度 |       | 令和5年度 |       |
|---------------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                     |     | 実績値   | 計画値   | 実績値   | 計画値   | 実績値   | 計画値   |
| 訪問等による専門的な<br>指導・助言 | 件/年 | 1,845 | 1,000 | 1,615 | 1,000 | 1,455 | 1,000 |

| 事業名              |     | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |     |
|------------------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|                  |     | 実績値   | 計画値 | 実績値   | 計画値 | 実績値   | 計画値 |
| 相談支援事業者の人材育成の支援  | 件/年 | 12    | 6   | 12    | 6   | 12    | 6   |
| 相談機関との連携強化の取組の実施 | 件/年 | 12    | 6   | 11    | 6   | 13    | 6   |

※ 令和5年度の実績は見込み

#### ④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業について、明石市後見支援センターを設置しており、年々利用者が増えています。

##### ●成年後見制度利用支援事業の実施状況

| 事業名          |     | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |     |
|--------------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|              |     | 実績値   | 計画値 | 実績値   | 計画値 | 実績値   | 計画値 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 人/年 | 34    | 30  | 42    | 33  | 47    | 36  |

※ 令和5年度の実績は見込み

#### ⑤成年後見制度法人後見支援事業

明石市後見支援センターにおいて、市民後見人、地域福祉及び権利擁護に携わる支援の担い手の発掘・養成を行うための研修を実施するなど、地域の後見活動・権利擁護の向上や支援体制の充実に取り組んでいます。

##### ●成年後見制度法人後見支援事業の実施状況

| 事業名            |  | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |     |
|----------------|--|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|                |  | 実績値   | 計画値 | 実績値   | 計画値 | 実績値   | 計画値 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 |  | 実施    | 実施  | 実施    | 実施  | 実施    | 実施  |

※ 令和5年度の実績は見込み

#### ⑥意思疎通支援事業

意思疎通支援事業の利用実績は、新型コロナウイルス感染症の影響により計画値よりも件数が少なくなっていますが、令和4年度以降は増加傾向にあります。

##### ●意思疎通支援事業の実施状況

| 事業名       |     | 令和3年度 |       | 令和4年度 |       | 令和5年度 |       |
|-----------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|           |     | 実績値   | 計画値   | 実績値   | 計画値   | 実績値   | 計画値   |
| 意思疎通支援事業  | 件/年 | 940   | 2,240 | 1,103 | 2,360 | 1,330 | 2,480 |
| 手話通訳者設置事業 | 件/年 | 312   | 850   | 278   | 860   | 330   | 870   |
| 手話通訳者派遣事業 | 件/年 | 444   | 1,000 | 555   | 1,100 | 720   | 1,200 |
| 要約筆記者派遣事業 | 件/年 | 184   | 390   | 270   | 400   | 280   | 410   |

※ 令和5年度の実績は見込み

## ⑦日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業の給付実績は、概ね横ばいで推移しています。排泄管理支援用具の給付実績は増加しています。

### ●日常生活用具給付等事業の実施状況

| 事業名         |     | 令和3年度 |       | 令和4年度 |       | 令和5年度 |       |
|-------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|             |     | 実績値   | 計画値   | 実績値   | 計画値   | 実績値   | 計画値   |
| 介護・訓練支援用具   | 件/年 | 23    | 20    | 24    | 20    | 25    | 20    |
| 自立生活支援用具    | 件/年 | 63    | 90    | 53    | 90    | 65    | 90    |
| 在宅療養等支援用具   | 件/年 | 61    | 60    | 54    | 60    | 60    | 60    |
| 情報・意思疎通支援用具 | 件/年 | 104   | 160   | 125   | 160   | 135   | 160   |
| 排泄管理支援用具    | 件/年 | 6,645 | 6,550 | 7,002 | 6,700 | 7,261 | 6,850 |
| 居宅生活動作補助用具  | 件/年 | 5     | 10    | 2     | 10    | 4     | 10    |

※ 令和5年度の実績は見込み

## ⑧手話奉仕員養成研修事業

令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため養成研修の実施を見送りました。令和4年度及び令和5年度は養成研修を再開し計画値を上回っています。

### ●手話奉仕員養成研修事業の実施状況

| 事業名                        |     | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |     |
|----------------------------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|                            |     | 実績値   | 計画値 | 実績値   | 計画値 | 実績値   | 計画値 |
| 手話奉仕員養成研修事業<br>※養成講習修了見込者数 | 人/年 | 0     | 35  | 56    | 35  | 40    | 35  |

※ 令和5年度の実績は見込み

## ⑨移動支援事業

移動支援事業の利用実績は、利用者数・利用時間数ともに増加傾向でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり減少しています。

### ●移動支援事業の実施状況

| 事業名    |      | 令和3年度  |        | 令和4年度  |        | 令和5年度  |        |
|--------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|        |      | 実績値    | 計画値    | 実績値    | 計画値    | 実績値    | 計画値    |
| 移動支援事業 | 人/年  | 507    | 530    | 503    | 535    | 510    | 540    |
|        | 時間/年 | 54,430 | 62,000 | 53,604 | 64,000 | 58,100 | 66,000 |

※ 令和5年度の実績は見込み

## ⑩地域活動支援センター

地域活動支援センターの設置数が減少しています。

## ●地域活動支援センターの実施状況

| 事業名        |     | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |     |
|------------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|            |     | 実績値   | 計画値 | 実績値   | 計画値 | 実績値   | 計画値 |
| 地域活動支援センター | か所  | 14    | 14  | 13    | 14  | 12    | 14  |
|            | 人/年 | 249   | 360 | 301   | 360 | 301   | 360 |

※ 令和5年度の実績は見込み

## (2) 任意事業

## ①日中一時支援事業（日帰りショートステイ、タイムケア）

日中一時支援事業は、放課後等デイサービスの利用増加に伴い、利用は減少傾向にあります。

## ●日中一時支援事業の実施状況

| 事業名      |     | 令和3年度 |       | 令和4年度 |       | 令和5年度 |       |
|----------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|          |     | 実績値   | 計画値   | 実績値   | 計画値   | 実績値   | 計画値   |
| 日中一時支援事業 | 回/年 | 2,096 | 2,400 | 1,761 | 2,400 | 1,500 | 2,400 |

※ 令和5年度の実績は見込み

## ②社会参加促進事業

社会参加促進事業は、計画期間を通じて同水準の利用実績となっています。

## ●社会参加促進事業の実施状況

| 事業名                  |      | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |     |
|----------------------|------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|                      |      | 実績値   | 計画値 | 実績値   | 計画値 | 実績値   | 計画値 |
| スポーツ・レクリエーション教室等開催事業 | 回/年  | 1     | 2   | 2     | 2   | 2     | 2   |
| 点字・声の広報等発行事業         | 回/年  | 24    | 24  | 24    | 24  | 24    | 24  |
| 奉仕員養成・研修事業           | 講座/年 | 18    | 9   | 18    | 8   | 18    | 8   |
| 自動車運転免許取得・改造助成事業     | 人/年  | 16    | 25  | 15    | 25  | 15    | 25  |

※ 令和5年度の実績は見込み

## ③訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業について、事業所数に増減はありませんが、利用実績は増加傾向にあります。

## ●訪問入浴サービス事業の実施状況

| 事業名        |     | 令和3年度 |     | 令和4年度 |       | 令和5年度 |       |
|------------|-----|-------|-----|-------|-------|-------|-------|
|            |     | 実績値   | 計画値 | 実績値   | 計画値   | 実績値   | 計画値   |
| 訪問入浴サービス事業 | か所  | 7     | 7   | 7     | 7     | 7     | 8     |
|            | 回/年 | 739   | 920 | 838   | 1,000 | 700   | 1,080 |

※ 令和5年度の実績は見込み

## ④更生訓練費

更生訓練費は、計画値を上回る利用実績となっています。

## ●更生訓練費の給付状況

| 事業名   |     | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |     |
|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|       |     | 実績値   | 計画値 | 実績値   | 計画値 | 実績値   | 計画値 |
| 更生訓練費 | 人/年 | 52    | 32  | 72    | 35  | 50    | 38  |

※ 令和5年度の実績は見込み

## ⑤発達障害児者及び家族等支援事業

令和4年度は発達支援センターの北庁舎への移転に伴い、講座を縮小し利用者が一時的に減少したものの、令和5年度は元の水準になる予定です。

## ●発達障害児者及び家族等支援事業の実施状況

| 事業名                        |     | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |     |
|----------------------------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|                            |     | 実績値   | 計画値 | 実績値   | 計画値 | 実績値   | 計画値 |
| ペアレントトレーニング等の支援プログラム等の受講者数 | 人/年 | 138   | 170 | 32    | 170 | 138   | 200 |

※ 令和5年度の実績は見込み

# 7 障害児福祉計画（第2期）における活動指標の達成状況

## （1）教育と福祉の協議の場の設置状況

### ●教育と福祉の協議の場の設置

兵庫県の独自指標です。引き続き教育と福祉の連携を図り、障害児支援を総合的かつ効果的に行うために取り組んでいきます。

| 項目     | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|-------|-------|
| 《取組状況》 | 設置    | 設置    | 設置    |

## （2）障害児の相談窓口の設置

### ●障害児の相談窓口の設置

兵庫県の独自指標です。相談窓口として明石市基幹相談支援センターを設置しています。

| 項目     | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|-------|-------|
| 《取組状況》 | 設置    | 設置    | 設置    |

## （3）医療的ケアを必要とする障害児の支援

### ●医療的ケアを必要とする障害児の支援

令和3年6月に医療的ケア児支援法が施行されたことを踏まえ、医療的ケア児及びその家族が、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を受けることができるよう、引き続き取り組んでいきます。

#### ●関係機関等の協議の場の設置

| 項目     | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|-------|-------|
| 《取組状況》 | 設置    | 設置    | 設置    |

#### ●医療的ケア児等コーディネーターの配置

| 項目     | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|-------|-------|
| 《取組状況》 | 配置    | 配置    | 配置    |

# 8 児童福祉法に基づくサービスの実績

## (1) 児童通所支援の利用実績

### ●障害児通所支援

障害児通所支援について、居宅訪問型児童発達支援を除くサービスが、概ね計画値を上回る状況となっています。居宅訪問型児童発達支援については、引き続き、事業所の確保に努めます。

| 事業名             |      | 令和3年度  |        | 令和4年度  |        | 令和5年度  |        |
|-----------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                 |      | 実績値    | 計画値    | 実績値    | 計画値    | 実績値    | 計画値    |
| 児童発達支援          | 人/月  | 429    | 390    | 464    | 420    | 540    | 450    |
|                 | 人日/月 | 4,073  | 3,700  | 4,209  | 4,000  | 4,850  | 4,300  |
| 医療型<br>児童発達支援   | 人/月  | 27     | 32     | 34     | 34     | 42     | 36     |
|                 | 人日/月 | 149    | 192    | 210    | 212    | 270    | 232    |
| 放課後等<br>デイサービス  | 人/月  | 916    | 800    | 1,067  | 850    | 1,250  | 900    |
|                 | 人日/月 | 10,950 | 10,000 | 12,442 | 11,000 | 14,500 | 12,000 |
| 保育所等<br>訪問支援    | 人/月  | 32     | 25     | 42     | 28     | 50     | 30     |
|                 | 人日/月 | 36     | 30     | 47     | 33     | 60     | 36     |
| 居宅訪問型<br>児童発達支援 | 人/月  | 0      | 4      | 0      | 4      | 0      | 4      |
|                 | 人日/月 | 0      | 20     | 0      | 20     | 0      | 20     |

※ 令和5年度の実績は見込み

### ●障害児相談支援

障害児相談支援の実績について、計画値を上回る状況になっています。

| 事業名         |     | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |     |
|-------------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|             |     | 実績値   | 計画値 | 実績値   | 計画値 | 実績値   | 計画値 |
| 障害児相談<br>支援 | 人/月 | 332   | 330 | 406   | 365 | 460   | 400 |

※ 令和5年度の実績は見込み

### ●医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置について、計画値を上回る状況になっています。

| 事業名         |     | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |     |
|-------------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|             |     | 実績値   | 計画値 | 実績値   | 計画値 | 実績値   | 計画値 |
| コーディネーターの配置 | 人/月 | 10    | 1   | 11    | 1   | 11    | 1   |

※ 令和5年度の実績は見込み

### ●児童発達支援センターの設置

国の基本指針では、児童発達支援センターについて1か所以上設置することが求められていますが、本市では「ゆりかご園」と「あおぞら園」の2つの児童発達支援センターを設置しています。

| 事業名           |    | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |     |
|---------------|----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|               |    | 実績値   | 計画値 | 実績値   | 計画値 | 実績値   | 計画値 |
| 児童発達支援センターの設置 | か所 | 2     | 2   | 2     | 2   | 2     | 2   |

※ 令和5年度の実績は見込み

### ●保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

保育所等訪問支援について、庁内関係部局と連携するなどサービスを利用できる体制を構築しています。

| 事業名                 |  | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |     |
|---------------------|--|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|                     |  | 実績値   | 計画値 | 実績値   | 計画値 | 実績値   | 計画値 |
| 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 |  | 実施    | 実施  | 実施    | 実施  | 実施    | 実施  |

### ●主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の設置

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置数について、計画値を上回っています。

| 事業名        |    | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |     |
|------------|----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|            |    | 実績値   | 計画値 | 実績値   | 計画値 | 実績値   | 計画値 |
| 児童発達支援     | か所 | 2     | 1   | 3     | 1   | 3     | 1   |
| 放課後等デイサービス | か所 | 3     | 2   | 4     | 2   | 4     | 2   |

※ 令和5年度の実績は見込み

### ●主に重症心身障害児等を支援する通所・居宅訪問型児童発達支援事業所の整備

兵庫県の独自指標として、主に重症心身障害児及び医療的ケア児者を支援する通所・居宅事業所の整備が求められています。

医療的ケア児者を支援する事業所はあるものの、主に重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所はありません。引き続き、重症心身障害児及び医療的ケア児を支援する通所・居宅事業所の整備に努めます。



| 事業名                             |    | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |     |
|---------------------------------|----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|                                 |    | 実績値   | 計画値 | 実績値   | 計画値 | 実績値   | 計画値 |
| 主に重症心身障害児を支援する通所・居宅訪問型児童発達支援事業所 | か所 | 0     | 1   | 0     | 1   | 0     | 1   |
| 医療的ケア児者を支援する通所・居宅事業所            | か所 | 17    | 14  | 24    | 16  | 25    | 18  |

※ 令和5年度の実績は見込み

## 9 計画とSDGsの関係

SDGsは、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略で、2015年9月に国連サミットにおいて、全会一致で採択された誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す2030年までの世界共通の目標です。

明石市では、第6次長期総合計画として「あかしSDGs推進計画」を策定し、SDGsの考え方をまちづくりの基軸として位置付け、経済・社会・環境の三側面からの統合的な取組による相乗効果を生み出し、暮らしの質と安心、まちの魅力を高めることで、まちの好循環の維持・拡大を図り、持続的な発展につなげていくとしています。

本計画に基づく各施策についても、SDGsの目標を踏まえ取組を推進していきます。

|   |  |
|---|--|
|  <p>1 貧困をなくそう</p>              | あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。  |
|  <p>2 飢餓をゼロに</p>              | 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。                             |
|  <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>       | あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。                                  |
|  <p>4 質の高い教育をみんなに</p>        | すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。                           |
|  <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>      | ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。                                    |
|  <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>      | すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。                                    |
|  <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> | すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。                         |
|  <p>8 働きがいも経済成長も</p>         | 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。 |

|   |  |
|---|--|
|  <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>      | <p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>                              |
|  <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>        | <p>各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>  |
|  <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>       | <p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>  |
|  <p>12 つくる責任 つかう責任</p>         | <p>持続可能な生産消費形態を確保する。</p>   |
|  <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>        | <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>   |
|  <p>14 海の豊かさを守ろう</p>          | <p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>   |
|  <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>         | <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>       |
|  <p>16 平和と公正をすべての人に</p>      | <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p> |
|  <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> | <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>                                       |

# 10 計画の策定体制

## (1) 地域自立支援協議会、社会福祉審議会障害者福祉専門分科会の構成

### ●明石市地域自立支援協議会 名簿

| 区 分                          |    | 氏 名    | 団体・職名等                     |
|------------------------------|----|--------|----------------------------|
| 学識経験のある者                     | 1  | 阪田 憲二郎 | 神戸学院大学<br>総合リハビリテーション学部 教授 |
| 保健、医療及び福祉に係る団体を代表する者         | 2  | 坂 文子   | 明石市民生児童委員協議会 副会長           |
|                              | 3  | 相馬 葉子  | 明石市医師会 医師                  |
|                              | 4  | 宮本 紗綾  | 兵庫県精神保健福祉士協会<br>精神保健福祉士    |
| 障害者施設において障害者支援に関する事業に従事する者   | 5  | 鳥居 健一  | 社会福祉法人明桜会 理事               |
|                              | 6  | 賀部 大輔  | 社会福祉法人博由社 博由園施設長           |
| 障害者団体を代表する者                  | 7  | 四方 成之  | 明石地区手をつなぐ育成会 会長            |
|                              | 8  | 山下 利次  | 明石市視覚障害者福祉協会 会長            |
|                              | 9  | 中嶋 美貴  | 明石市肢体不自由児者父母の会 会長          |
| ボランティア団体その他の地域福祉に携わる団体を代表する者 | 10 | 三宅 由香  | 明石市ボランティア連絡会 副会長           |
|                              | 11 | 山形 匡則  | 社会福祉法人明石市社会福祉協議会<br>地域支援課長 |
| 関係行政機関の職員                    | 12 | 井上 恭彦  | 明石公共職業安定所 次長               |
| その他市長が特に必要と認める者              | 13 | 井上 尚美  | 公募市民                       |
|                              | 14 | 瓜生 八代子 | 公募市民                       |
|                              | 15 | 岡田 直人  | 公募市民                       |
|                              | 16 | 柏木 津路子 | 公募市民                       |

## ●明石市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 名簿

|   | 氏名     | 団体・職名等                 |
|---|--------|------------------------|
| 1 | 佐伯 文昭  | 関西福祉大学 名誉教授            |
| 2 | 吉田 俊一  | 消化器内科医                 |
| 3 | 田中 秀幸  | 明石市歯科医師会 理事            |
| 4 | 佃 正信   | 兵庫県精神保健福祉士協会 理事        |
| 5 | 四方 成之  | 明石市障害当事者等団体連絡協議会 会長    |
| 6 | 飯塚 由美子 | 明石障がい者地域生活ケアネットワーク 理事長 |
| 7 | 宮村 一雄  | あかし保健所 所長              |

## (2) 策定経過

| 年月日                      | 内容  |
|--------------------------|---|
| 令和5年3月17日                | 令和4年度第2回 明石市地域自立支援協議会<br>・明石市第6次障害者計画策定のためのアンケート調査について  |
| 令和5年5月15日～<br>7月11日      | 明石市第6次障害者計画策定のためのアンケート調査の実施<br>・調査票の配布・回収（5月15日～6月9日）<br>事業所アンケートの実施<br>・調査票の配布・回収（5月26日～6月9日）<br>関係団体調査の実施<br>・調査票の配布・回収（5月31日～6月14日）<br>・面談調査（7月3日～7月11日） |
| 令和5年8月2日                 | 令和5年度第1回 明石市地域自立支援協議会・明石市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会<br>・アンケート調査・事業所アンケート・関係団体調査の結果について<br>・明石市第5次障害者計画の取組状況について  |
| 令和5年11月2日                | 令和5年度第2回 明石市地域自立支援協議会・明石市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会<br>・「あかし障害福祉推進計画」素案について  |
| 令和5年12月18日～<br>令和6年1月17日 | パブリックコメントの実施  |
| 令和6年2月13日                | 令和5年度第3回 明石市地域自立支援協議会・明石市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会<br>・「あかし障害福祉推進計画」最終案について   |

共に生き、支え合いを育む  
“明石ほっとプラン”

明石市第4次地域福祉計画

(計画期間：令和4年度(2022年度)～令和7年度(2025年度))

令和4年(2022年)3月

明石市

## 目次

|   |    |
|---|----|
| 第1章 地域福祉計画策定にあたって                       | 2  |
| 1 策定の趣旨                                 | 2  |
| 2 計画の位置づけ                               | 3  |
| 3 計画期間                                  | 4  |
| 4 策定体制                                  | 4  |
| 5 SDGs（エス ディー ジーズ：持続可能な開発目標）            | 5  |
| 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題                      | 6  |
| 1 本市の状況                                 | 6  |
| 2 市民の意識                                 | 11 |
| 3 明石市第3次地域福祉計画の成果と課題                    | 14 |
| 第3章 めざす方向                               | 16 |
| 1 基本理念                                  | 16 |
| 2 基本目標                                  | 17 |
| 3 施策体系                                  | 19 |
| 4 圏域の考え方                                | 20 |
| 第4章 施策展開                                | 21 |
| 基本目標1 助け合う・支え合う意識の向上                    |    |
| “「我が事」意識の醸成と支え合い活動の実践”                  | 21 |
| 基本目標2 多様な交流の場・居場所づくり                    |    |
| “参加・交流により「つながり」を育む”                     | 25 |
| 基本目標3 地域における見守りと相談・支援体制の充実              |    |
| “「ワンストップ」「チーム」「アウトリーチ」で地域での安心した生活を実現する” | 30 |
| 基本目標4 地域共生社会に向けた包括的な支援の推進               |    |
| “誰一人取り残さない共生社会の実現を目指す”                  | 36 |
| 第5章 重点的な取組                              | 42 |
| 第6章 取組を持続・発展させる仕組みづくり                   | 44 |
| 1 推進体制の構築                               | 44 |
| 2 計画の進捗状況に係る評価と見直し                      | 44 |
| 参考資料                                    | 45 |
| 1 計画策定の体制と経過                            | 45 |
| 2 用語説明                                  | 49 |



## 第1章 地域福祉計画策定にあたって

### 1 策定の趣旨

本市では、明石市第5次長期総合計画において、「ひと まち ゆたかに育つ 未来安心都市・明石」を掲げ、「こどもを核としたまちづくり」を推進してきたほか、「手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」（平成27年（2015年）4月施行）や「明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例」（平成28年（2016年）4月施行）、「明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例」（平成31年（2019年）4月施行）の制定等により、「すべての人にやさしいまちづくり」を推進してきました。

また、平成28年（2016年）3月に明石市第3次地域福祉計画を策定し、「誰もが安心して住み続けることができる地域づくり」を基本理念として掲げ、(1)住民主体で地域の福祉力・地域力を高め、活動の活性化を図ること、(2)人のつながりに支えられた地域の安全・安心を充実させること、(3)相談支援体制の強化を進めることを基本方針として、生活支援コーディネーターの中学校区ごとの配置や、住民主体で身近な相談支援や居場所づくりを行う「地域支え合いの家」（市内3か所）や総合的・包括的な相談支援を行う地域総合支援センター（市内6か所）の設置、災害時要援護者（避難行動要支援者）支援の拡大、認知症支援の充実等、重点事業の取組を進めてきました。

一方、今後は、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、介護・子育て・貧困・孤立など、複雑化・多様化した福祉ニーズへの対応や、また、老老介護やダブルケア、ヤングケアラーなど、これまでの福祉サービスだけでは解決できない複合的な課題への対応が求められるところです。

こうしたなか、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すことが求められています。

平成30年（2018年）4月には社会福祉法の改正により、地域福祉計画が地域における高齢者・障害者・児童の福祉やその他の福祉分野における共通的な事項を記載する、福祉分野の上位計画として位置付けられることとなりました。

本市では、2030年のあるべき姿として、「SDGs 未来安心都市・明石～いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで～」を掲げ、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を反映したまちづくりを進めており、将来にわたり誰もが安心して住みたい、住み続けたいと思うまちの実現に向けた取組を進めています。

令和3年度（2021年度）をもって明石市第3次地域福祉計画が終了することに伴い、これまでの取組の成果や残された課題、また社会情勢の変化や法制度の見直しなどの動向を踏まえながら、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも心身ともに健康で、自分らしく社会の一員として生きがいを持って暮らし続けられる、笑顔あふれる共生社会の実現に向け、「福祉のまちづくり」のさらなる推進を図るにあたり、福祉施策の方向性等を示す明石市第4次地域福祉計画を策定します。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 法令の根拠

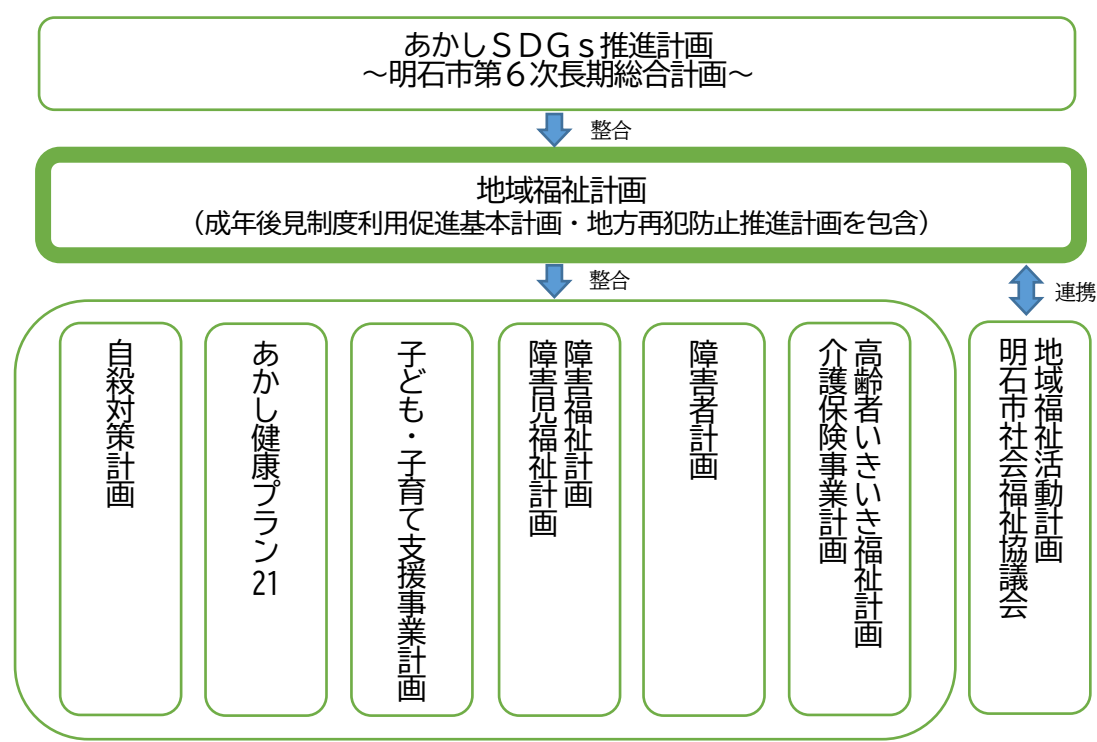
本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉推進における市町村計画として策定するもので、本市が推進する地域福祉の方向性や具体的な取組を示すものです。

### (2) 関係計画等との関係

本計画は、あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）が示す今後のまちづくりの方向性である、「SDGs未来安心都市・明石～いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで～」の考え方を踏まえ、高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通事項を盛り込み、福祉分野における各個別計画を横断的につなぐ役割を持った、本市の福祉分野における上位計画として位置付けます。

また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき策定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」を包含しています。

加えて、明石市社会福祉協議会が策定する民間の活動・行動計画である「明石市第3次地域福祉活動計画」と一体的な策定を行っています。





## 5 SDGs（エス ディー ジーズ：持続可能な開発目標）

SDGsとは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称です。国際社会全体がめざすべき17の開発目標を示したものであり、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとして、平成27年（2015年）9月の国連サミットにて全会一致で採択されました。

本市では、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて、優れた取組を行う自治体として、令和2年(2020年)7月17日に国（内閣府）から県内初となる「SDGs未来都市」に選定されました。

あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）に基づき、まちづくりの戦略を定めた中期計画であるあかしSDGs前期戦略計画では、施策展開の5つの柱ごとにSDGsの主なゴールを定め、施策の展開に取り組んでいます。

福祉分野の上位計画となる本計画においても、基本目標に関連するSDGsのゴールを定め、施策の展開を図ります。

### 【SDGs 17の目標】

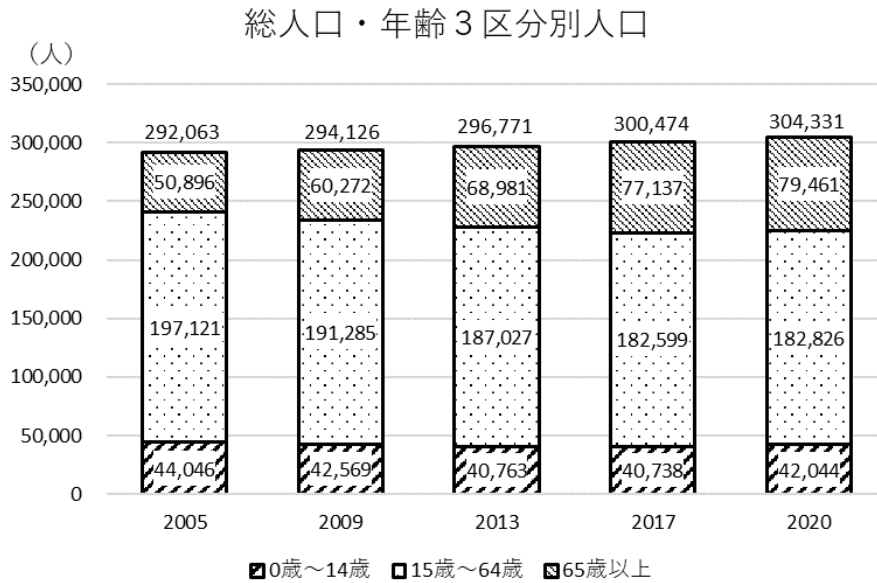
|   |                   |   |                        |  |                       |
|---|-------------------|---|------------------------|--|-----------------------|
|  <p><b>1</b> 貧困をなくそう</p>        | 貧困をなくそう           |  <p><b>7</b> エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> | エネルギーをみんなに<br>そしてクリーンに |  <p><b>13</b> 気候変動に具体的な対策を</p>       | 気候変動に<br>具体的な対策を      |
|  <p><b>2</b> 飢餓をゼロに</p>        | 飢餓をゼロに            |  <p><b>8</b> 働きがいも経済成長も</p>        | 働きがいも<br>経済成長も         |  <p><b>14</b> 海の豊かさを守ろう</p>         | 海の豊かさを守ろう             |
|  <p><b>3</b> すべての人に健康と福祉を</p>  | すべての人に<br>健康と福祉を  |  <p><b>9</b> 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>   | 産業と技術革新の<br>基盤をつくろう    |  <p><b>15</b> 陸の豊かさも守ろう</p>         | 陸の豊かさも<br>守ろう         |
|  <p><b>4</b> 質の高い教育をみんなに</p>   | 質の高い教育を<br>みんなに   |  <p><b>10</b> 人や国の不平等をなくそう</p>     | 人や国の不平等<br>をなくそう       |  <p><b>16</b> 平和と公正をすべての人に</p>      | 平和と公正を<br>すべての人に      |
|  <p><b>5</b> ジェンダー平等を実現しよう</p> | ジェンダー平等を<br>実現しよう |  <p><b>11</b> 住み続けられるまちづくりを</p>    | 住み続けられる<br>まちづくりを      |  <p><b>17</b> パートナーシップで目標を達成しよう</p> | パートナーシップで<br>目標を達成しよう |
|  <p><b>6</b> 安全な水とトイレを世界中に</p> | 安全な水とトイレ<br>を世界中に |  <p><b>12</b> つくる責任<br/>つかう責任</p>  | つくる責任<br>つかう責任         |  |                       |

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

### 1 本市の状況

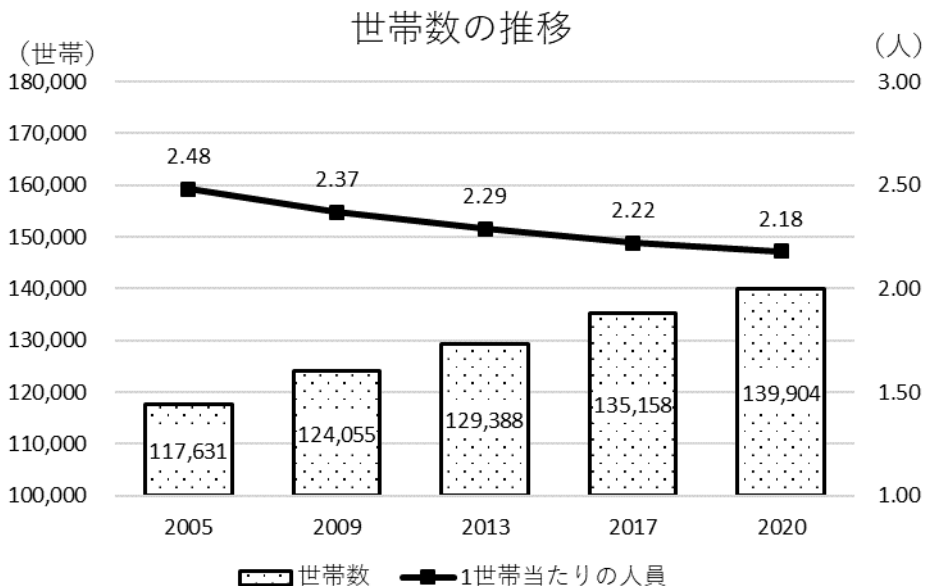
#### (1) 人口

総人口は、平成25年（2013年）から8年連続で増加しており、令和2年（2020年）10月1日現在で、304,331人です。年齢区分別に見ると、生産年齢人口（15～64歳）の人数・割合が徐々に減少するとともに、老年人口（65歳以上）が徐々に増加しており、全国的な傾向と比べると緩やかではありますが、高齢化が進んでいます。



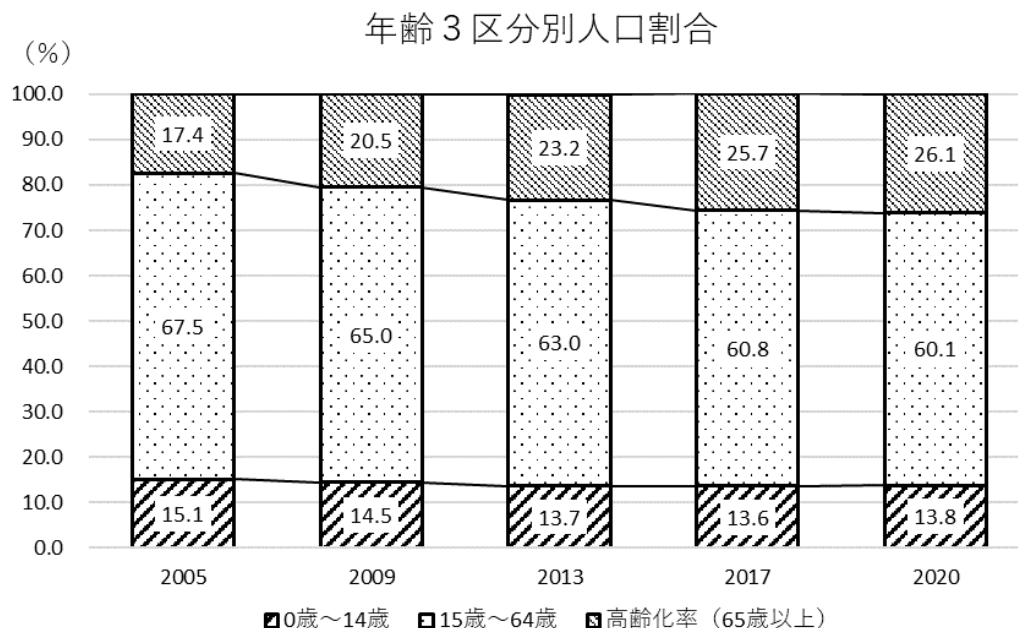
#### (2) 世帯数

世帯数は増加している一方で、1世帯当たりの平均人数は、減少傾向にあり、核家族化や高齢者のみの世帯の増加などが見られます。



### (3) 高齢化率

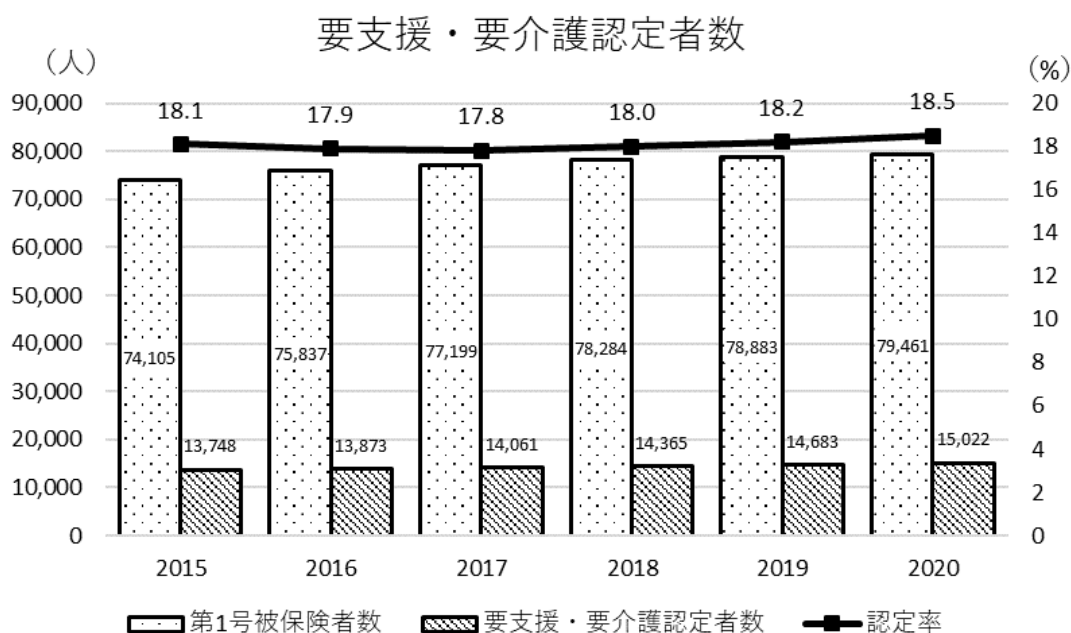
高齢者人口については増加傾向にあり、令和2年（2020年）では79,461人と、平成29年（2017年）の77,137人から2,324人増加しています。それに伴い高齢化率も年々上昇し、令和2年（2020年）では26.1%と、平成29年（2017年）の25.7%から0.4ポイント上昇しています。また、総人口に占める75歳以上の割合は、令和2年（2020年）で13.3%となっています。



### (4) 要支援・要介護認定者数

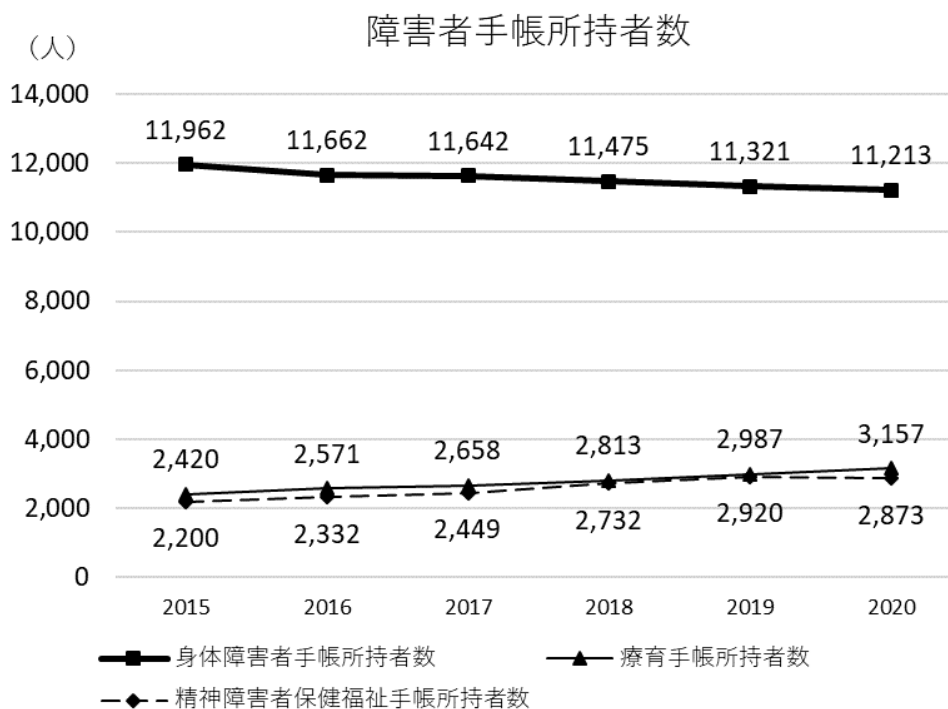
要支援・要介護認定者数の推移をみると、増加傾向にあり、令和2年（2020年）では15,022人と、平成27年（2015年）の13,748人から1,274人増加しています。

認定率も上昇傾向で推移し、令和2年（2020年）では18.5%となっています。



### (5) 障害者手帳所持者

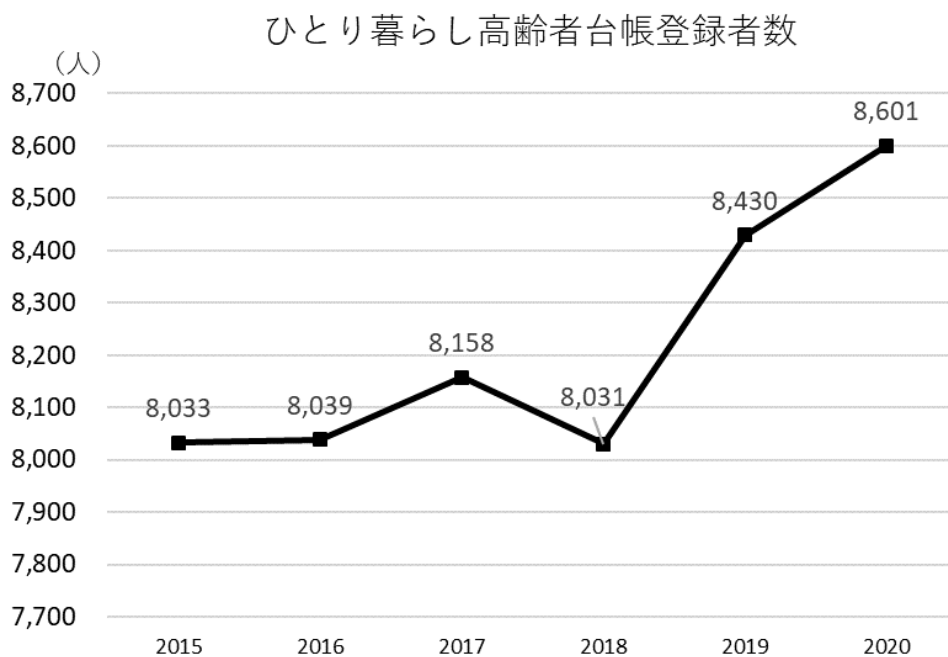
障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向となっており、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加している傾向にあります。



### (6) 台帳登録者数

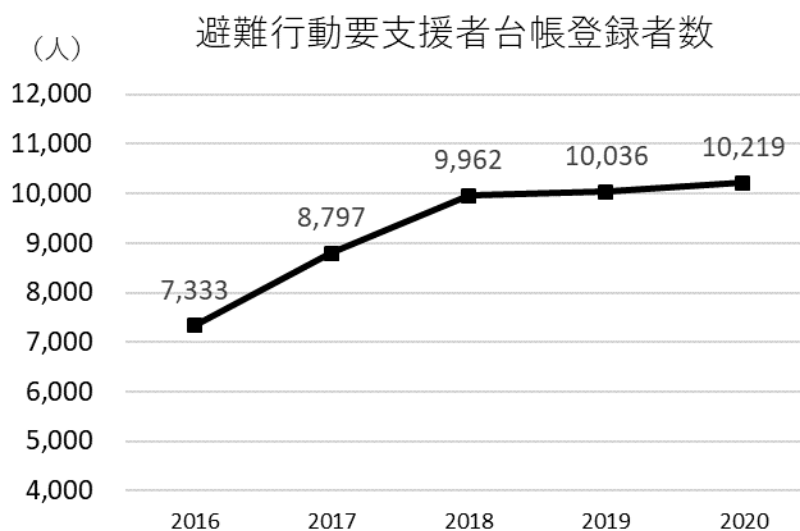
・ひとり暮らし高齢者台帳

ひとり暮らし高齢者台帳への登録者の推移をみると、年々増加している傾向にあります。



・避難行動要支援者台帳

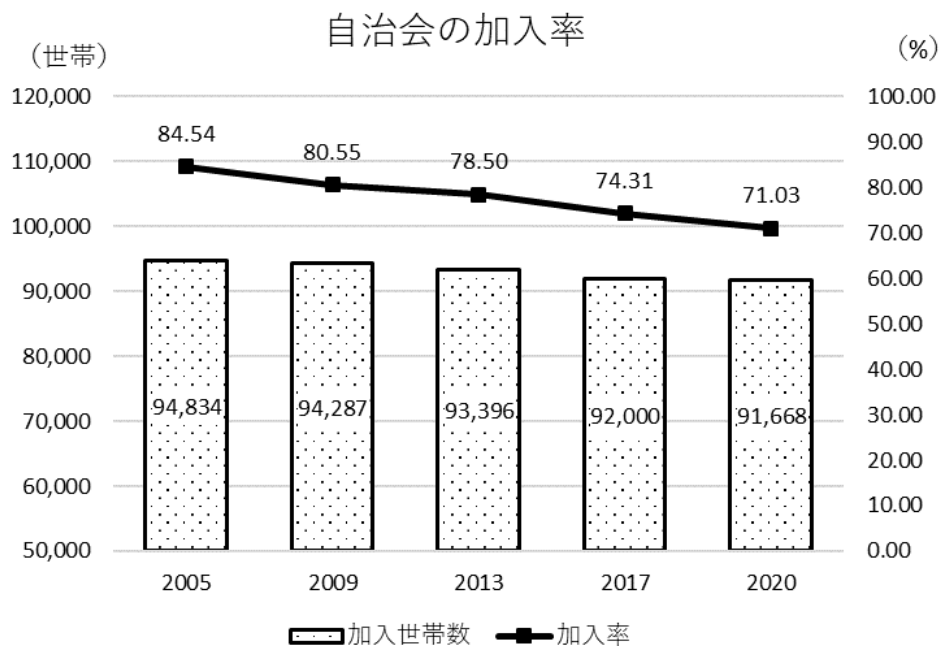
避難行動要支援者台帳への登録者の推移をみると、年々増加している傾向にあります。



(7) 自治会の加入率

自治会加入世帯数の推移をみると、微減傾向にあります。

自治会加入率も下降傾向で推移しています。

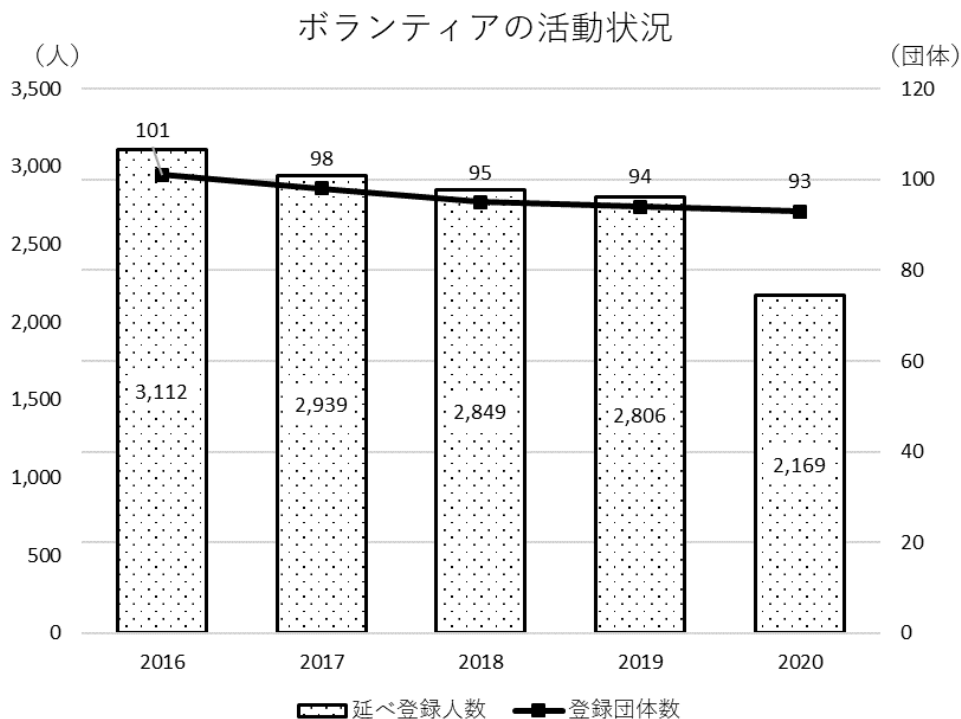




(8) ボランティアの活動状況

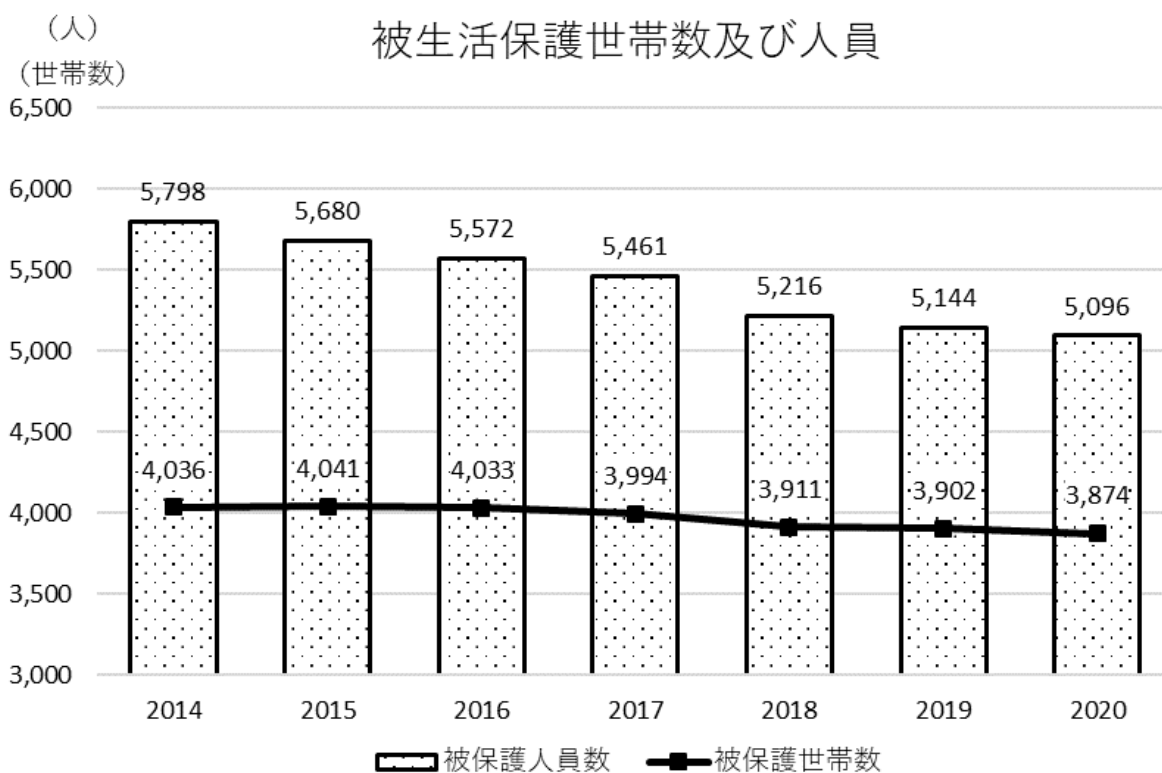
明石市社会福祉協議会のボランティアセンターにおけるボランティア登録団体数の推移をみると、減少傾向にあります。

ボランティアの延登録者数も年々減少している傾向にあります。



(9) 被生活保護世帯数

被生活保護世帯数をみると、年々減少している傾向にあります。



## 2 市民の意識

### (1) まちづくり市民意識調査結果の状況

本市全体のまちづくりの進捗状況を把握し、さまざまな分野における今後の施策展開に生かしていくため、市民の明石のまちへの思いや市が進めている施策等に対する満足度、各分野における意識や行動について、まちづくり市民意識調査を実施しています。

この調査において、「地域で支え合う地域福祉活動が推進されている」と回答した人の割合が、平成 26 年度（2014 年度）の調査では 32.9%であったところ、令和元年度（2019 年度）の調査では 42.5%に増加しており、地域福祉活動に関する施策について満足度が高まっている状況であると考えられます。

一方、「普段の生活で何か困ったことがあったときに、相談できる人が地域にいない」と回答した人の割合が、平成 26 年度（2014 年度）の調査では 28.4%であったところ、令和元年度（2019 年度）の調査では 41.9%に増加しており、地域コミュニティの希薄化が進んでいる状況であると考えられます。

### (2) 明石市第4次地域福祉計画策定に係るアンケート調査結果（概要）

|      |   |
|------|---|
| 調査期間 | 令和3年（2021年）6月～7月  |
| 調査対象 | 地区社会福祉協議会、明石市社会福祉協議会理事・監事・評議員、民生委員・児童委員、ボランティア連絡会の計540名 |
| 調査方法 | 各対象者の会議等へ出向き、調査協力の依頼のもと、調査票を配布し、郵送等により回収しました。           |
| 回収状況 | 回答者数389件（回収率72.0%）                                      |

#### ○年齢構成について

70代が172名(44.2%)と最も多く、次いで60代の123名(31.6%)、50代の42名(10.8%)となっています。なお、年齢の平均値は67.7歳となっています。

#### ○「地域」という言葉を聞いたとき、最初に思い浮かべる範囲について

最も多かったのは「自治会・町内会」の165名(42.4%)で、次いで「小学校区」の133名(34.2%)、「中学校区」の63名(16.2%)となっています。

#### ○近所付き合いの程度について

最も多かったのは「顔を合わせたら世間話や立ち話をする」の200名(51.4%)で、次いで「顔を合わせたらあいさつはする」の109名(28.0%)、「簡単なことを気軽に頼み合える」の48名(12.3%)となっています。

#### ○理想的な近所付き合いの程度について

最も多かったのは「簡単なことを気軽に頼み合える」の185名(47.6%)で、次いで「顔

を合わせたら世間話や立ち話ができる」の 154 名 (39.6%)、「あいさつ程度で良い」の 28 名 (7.2%) となっています。

#### ○福祉を支えていく中心となる人や団体について

最も多かったのは「明石市」の 165 名 (42.4%) で、次いで「地縁組織 (自治会、地区社会福祉協議会等)」の 80 名 (20.6%)、「明石市社会福祉協議会」の 73 名 (18.8%) となっています。

#### ○地域活動に対する思いについて

最も多かったのは「一部の人だけの活動になっている」の 209 名 (53.7%) で、次いで「割と充実している」の 86 名 (22.1%)、「もっと充実する必要がある」の 80 名 (20.6%) となっています。

#### ○地域活動をして良かったことについて

最も多かったのは「さまざまな人と接することができる」の 309 名 (80.3%) で、次いで「地域のお役に立てる」の 231 名 (60.0%)、「友達、仲間ができる」の 220 名 (57.1%) となっています。

#### ○地域活動をする中での困りごと、不安を感じていることについて

最も多かったのは「次の担い手となる活動者が少ない」の 314 名 (81.8%) で、次いで「活動者が集まらない」の 140 名 (36.5%)、「他の組織・団体との連携が取れていない」の 86 名 (22.4%) となっています。

#### ○地域活動で必要と思う取組について

最も多かったのは「だれもが気軽に参加し交流できる機会づくり」の 210 名 (55.9%) で、次いで「住民同士が助け合える関係づくり」の 198 名 (52.7%)、「身近な住民による、支援を必要とする世帯への声掛け・見守り」の 159 名 (42.3%) となっています。

#### ○今後、地域活動を継続していくために必要なサポートについて

最も多かったのは「気軽に参加できる環境づくり」の 261 名 (68.9%) で、次いで「身近に参加できる活動の場づくり」の 218 名 (57.5%)、「ボランティアの活動者やリーダーの養成」の 100 名 (26.4%) となっています。

#### ○ここ 5 年間における地域福祉の推進及び向上に向けての取組に対する評価について

「総合相談窓口及び支援体制の構築による相談機能の充実」「福祉情報やサービスの分かりやすい情報発信の充実」「気軽に集える場づくりの推進」「福祉 (取組・課題) に関する学びの場や機会の充実」「地域や団体が実施する福祉活動支援の充実」の項目について、他の項目と比べ向上したとする評価が多くなっています。

一方、「ボランティア活動への若い世代の参加促進や次世代の担い手の養成」「ボランティア活動の担い手や支援者同士が連携しやすい環境づくり」「ボランティア活動や地域行事に参加しやすい環境の整備」「福祉（取組・課題）に関する学びの場や機会の充実」「地域の見守りなど身近な助け合い体制の強化」の項目について、他の項目と比べ低下したとする評価が多くなっています。

○明石市および明石市社会福祉協議会が今後、積極的に取り組むべき活動について

最も多かったのは「身近な場所で集えて、気軽に相談ができる場所や機会の整備」の 149 名（40.2%）で、次いで「住民の声を受け止め、さまざまな困りごとが相談できる体制の整備」の 143 名（38.5%）、「地域活動や福祉に関する情報を広く住民へ伝える」の 122 名（32.9%）となっています。

### 3 明石市第3次地域福祉計画の成果と課題

明石市第3次地域福祉計画では、4つの施策を掲げ様々な事業に取り組み、地域福祉の推進に努めてきました。

#### 施策1 地域福祉活動組織の支援と連携促進

- 中学校区ごとに生活支援コーディネーターを1名配置し、地域づくりの取組を通じて、地域との関わりを深めることができました。今後は、生活支援コーディネーターが地域づくりの取組を通じたネットワークをさらに構築するとともに、市民の困りごとや地域課題等をキャッチし、適切な支援につなげることができるよう、役割の整理や体制の強化が求められているところです。
- 令和元年度（2019年度）には、地域福祉の充実や障害者理解の促進を図ることを目的とした、総合福祉センター新館を新設し、誰もが自由に利用できる交流スペースを配置したほか、地域福祉の担い手となるボランティアへの活動支援等を行っているところです。
- 明石市社会福祉協議会、明石コミュニティ創造協会、市（市民協働推進室）等で、地域支援者連携会議を定例的に開催し、地域福祉施策とまちづくり施策の情報を共有し連携を図っているところです。引き続き、住民主体のまちづくりという共通目的の達成を目指し、地域福祉施策とまちづくり施策のあり方を再考し、地区社会福祉協議会と校区まちづくり組織の連携強化に向けた検討が求められるところです。

#### 施策2 市社協と連携した地域福祉の担い手の養成

- 明石市社会福祉協議会のボランティアセンターでは、相談者・活動者に寄り添った相談体制を構築するとともに、地域とのつながりを意識し、関係性が継続するコーディネートに努めてきました。
- 民生委員・児童委員の活動については、特別定年制（定年延長）の導入や、毎年定数の見直しや区域の変更を可能とする制度を導入するなど、活動しやすい環境づくりに取り組んできました。
- 地域福祉の担い手については、高齢化の進展や活動に対する負担感から、新たな担い手が減少しており、引き続き課題として対応が求められるところです。一方、元気な高齢者については、ボランティア活動だけではなく、就労活動へとつなげる取組により、高齢者が生きがいや役割をもって、元気で安心して生活できる地域づくりを進めていく必要があります。

### 施策3 人のつながりに支えられた地域の安全・安心の充実

- 平成28年(2016年)3月に「明石市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例」が制定され、自治会・町内会への名簿の提供及び拡大に取り組んできました。また、令和元年度(2019年度)からは、名簿を取得する自治会・町内会と民生委員・児童委員等が連携し、福祉専門職の協力を得て、要配慮者一人ひとりに応じた個別支援計画の作成の促進に取り組みました。引き続き、個別支援計画の作成を促進し、避難訓練等を通じて、地域の自助・共助による要配慮者支援体制の推進が望まれるところです。
- 障害者の地域生活の支援においては、市民や民間事業者に対する障害者理解の取組や、合理的配慮の提供を支援する助成制度、あかしユニバーサルモニター制度の運用に取り組みました。
- 地域で見守り支える子どもや子育てにおいては、子育て世代包括支援センターや明石子どもセンターの設置を機に、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援に取り組んできました。一方、子育て支援に取り組むボランティア団体やスクールガードについては、高齢化等の理由から担い手、登録者が減少傾向にあり課題となっています。
- 地域ぐるみの生活困窮者支援においては、支援メニューの充実を図るとともに、生活困窮者が支援につながるよう、関係機関の連携支援体制の構築を図ったほか、市民に対し広く相談窓口の周知に努めました。引き続き、地域ぐるみの支援の充実を図るため、民生委員・児童委員等関係者への生活困窮者に対する理解をさらに深めるとともに、見守り方法の検討が求められるところです。

### 施策4 総合相談体制の整備や支援体制の充実

- 本市では、平成30年(2018年)4月より、高齢者や障害者、子ども等の生活上の困難を抱える状態にある市民に対して、関係機関・関係部署等と連携して、総合的な相談対応や支援調整を行う、地域総合支援センターを市内6か所に設置しました。地域の支援拠点として、また市民の身近な相談窓口としての機能を担っています。
- 住民主体のより身近な相談窓口として「地域支え合いの家」を市内3か所に設置しました。
- 明石市後見支援センターでは、市民後見人養成講座の実施や法人後見の受任や申し立ての支援等に取り組んでいます。
- 認知症支援の充実に関しては、明石市社会福祉協議会が実施する要援護者見守りSOSネットワーク事業の周知や協力、連携強化に努めるほか、認知症サポーター等の養成を図るなど、地域ぐるみの認知症施策の取組を進めてきました。引き続き、事業のさらなる周知・啓発が必要であり、認知症サポーターについても、量的な拡大が求められています。
- 複雑化・多様化する課題を抱えた市民に対する適切な支援が行えるよう、体制並びに機能の強化が求められています。また、関係機関との連携による、市全体での重層的な支援体制の構築が求められています。

## 第3章 めざす方向

### 1 基本理念

本市では、あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）において、2030年のあ  
るべき姿（目指す10年後のまちの姿）を、

「SDGs未来安心都市・明石 ～いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで  
～」と定め、将来にわたり誰もが安心して住みたい、住み続けたいと思うまちの実現を目指  
しています。

明石市第4次地域福祉計画は、あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）が  
定めるまちづくりの方向性を踏まえ、以下の理念を設定し、地域共生社会の実現を目指して  
いきます。

また、本計画においても第1次から第3次までの地域福祉計画で掲げてきた計画名称を継  
承します。

基本理念 「いつまでも すべてのひとに やさしい共生社会を みんなで」

計画名称 「共に生き、支え合いを育む“明石ほっとプラン”」

#### 「いつまでも」

すべての人がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、社会的な孤立や疎外を感じる  
ことなく希望の持てる明るい未来につながるサステイナブル(持続可能)なまちづくりに取り組みます。

#### 「すべてのひとに」

年齢・性別・国籍・障害などに関わらず、すべての人が安心を感じられるインクルーシブ（誰一人取  
り残さない）なまちづくりに取り組みます。

#### 「やさしい共生社会を」

住み慣れた地域で自分らしくともに暮らしていけるよう、あらゆる世代の市民が支え合い、一人ひと  
りの暮らしと生きがい、地域を共につくっていくことのできる、共生社会の実現を目指します。

#### 「みんなで」

市や明石市社会福祉協議会をはじめ、地域住民や地域組織、ボランティア団体、福祉事業者など、地  
域に存在する様々な人々や団体が“我が事”として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて“丸  
ごと”つながり、協働の取組によって地域福祉を推進していきます。

## 2 基本目標

基本理念「いつまでも すべてのひとに やさしい共生社会を みんなで」を実現していくために、以下の4つの基本目標を設定します。

### 基本目標1 助け合う・支え合う意識の向上 “「我が事」意識の醸成と支え合い活動の実践”

市民一人ひとりが、「我が事」として地域や福祉の課題に対する意識・関心を高めるとともに、意識・関心がある人を具体的な活動へと結びつけるよう、多様な場・機会の充実に向けた支援に取り組みます。

また、元気な高齢者への地域福祉活動の啓発及び支援や、若年層に対する地域や福祉に親しんでもらえるような環境づくりなどを推進することで、引き続き、多方面から担い手の発掘や育成を推進していくとともに、様々な地域福祉活動が継続的に実践できるよう環境整備に取り組みます。

#### 【関連するSDGsのゴール】



### 基本目標2 多様な交流の場・居場所づくり “参加・交流により「つながり」を育む”

地域では、子どもから高齢者まで、様々な世代の人たちがともに暮らしており、少子高齢化や核家族化、未婚化、高齢者のみの世帯の増加など家族構造の多様化と、家族の支え合いの機能の低下やライフスタイルの変化などにより、人と人とのつながりや地域の支え合いが希薄化しています。

再び、このような人と人とのつながりや地域の支え合いに注目し、地域をともにつくっていくため、地域住民同士が参加・交流によりつながりを育むことができるよう、多様な交流の場・居場所づくりに取り組みます。

#### 【関連するSDGsのゴール】





### 基本目標3 地域における見守りと相談・支援体制の充実

“「ワンストップ」「チーム」「アウトリーチ」で地域での安心した生活を実現する”

少子高齢化や人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化により、市民の抱える福祉ニーズが複雑化・多様化しており、従来の縦割り型の支援ではなく、多様なニーズをすくい取る全世代・全対象型の包括的な支援が求められています。

相談者の属性・世代・相談内容に関わらず、「ワンストップ」で受け止める相談窓口として地域総合支援センターのさらなる充実を図るほか、関係機関・支援者が、包括的な視点をもって「チーム」として連携・協力し、課題解決できる仕組みの構築に取り組みます。また、必要な支援が届いていない人に対しては、「アウトリーチ」により継続的な支援を届けるよう取り組むなど、重層的な支援体制を構築します。

#### 【関連するSDGsのゴール】



### 基本目標4 地域共生社会に向けた包括的な支援の推進

“誰一人取り残さない共生社会の実現を目指す”

80代の高齢の親と就労していない独身の50代の子や障害を持つ子が同居している世帯が抱える地域課題である「8050問題」や、子育てと親の介護に同時に直面する「ダブルケア」、家族の介護や世話を子どもが担う「ヤングケアラー」など、複雑・複合的な課題や制度・分野の狭間のニーズを抱える地域住民への対応が求められています。

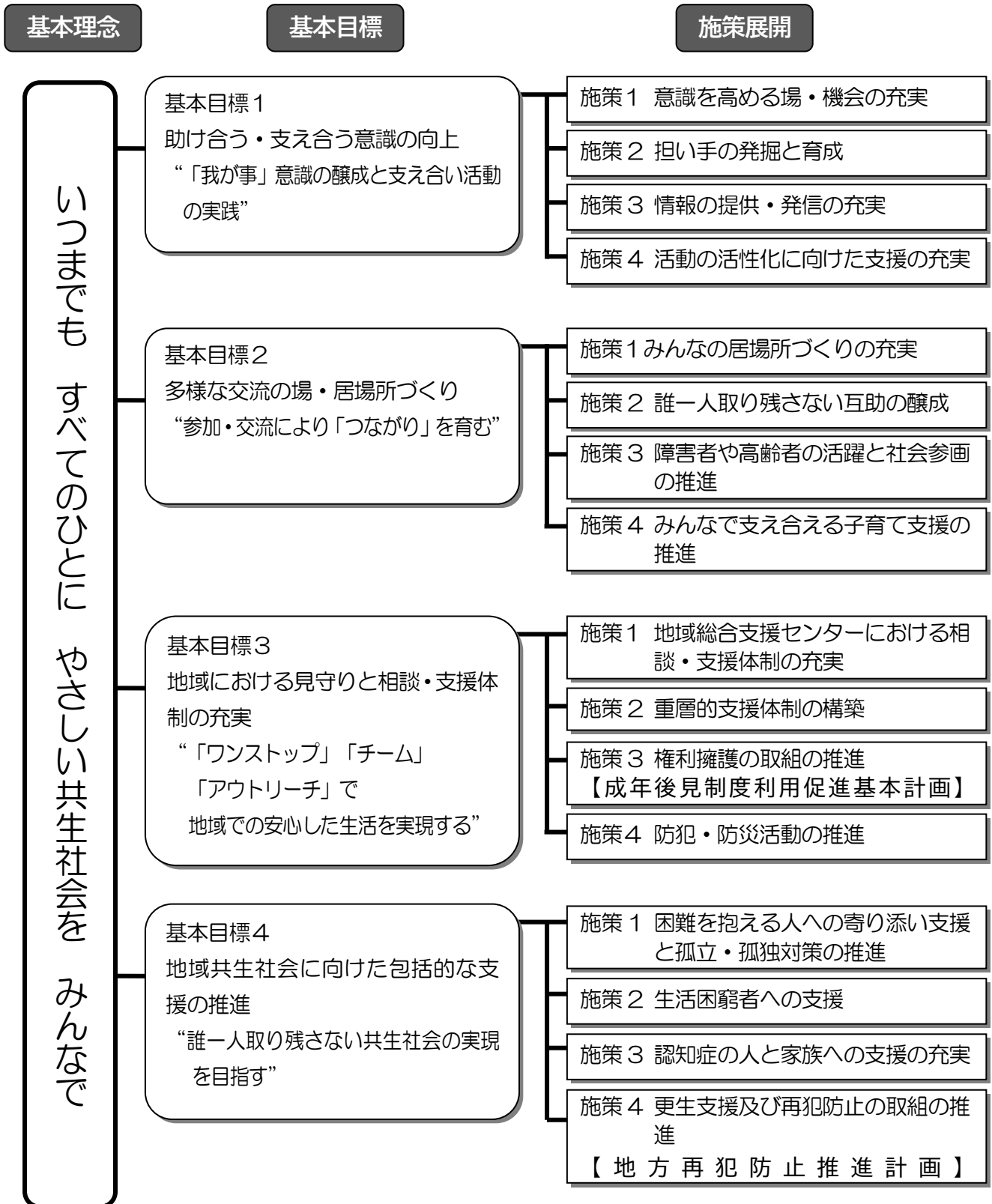
このように高齢者や障害者、子どもなどの支援を必要とする人が孤立することなく、いつまでも安心して住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、地域や関係機関とのネットワークを築きながら、分野横断的な支援体制や環境整備を推進していきます。

#### 【関連するSDGsのゴール】



### 3 施策体系

基本理念の実現に向けて設定した4つの基本目標の達成に向けて、地域福祉を推進するための施策体系を以下に整理します。



## 4 圏域の考え方

地域福祉を推進する上での圏域は、住民に身近な圏域である自治会・町内会といった地域組織から、本市のまちづくり施策の圏域である小学校区、介護保険事業計画における日常生活圏域である中学校区、さらには、地域総合支援センター設置圏域や、明石市や明石市社会福祉協議会といった市全域まで様々にあり、地域の特性や活動状況、福祉課題の内容に応じて、それぞれの圏域内や圏域間での連携・ネットワークを活用し、重層的に課題解決に取り組みながら、地域福祉を推進していくことが必要となります。

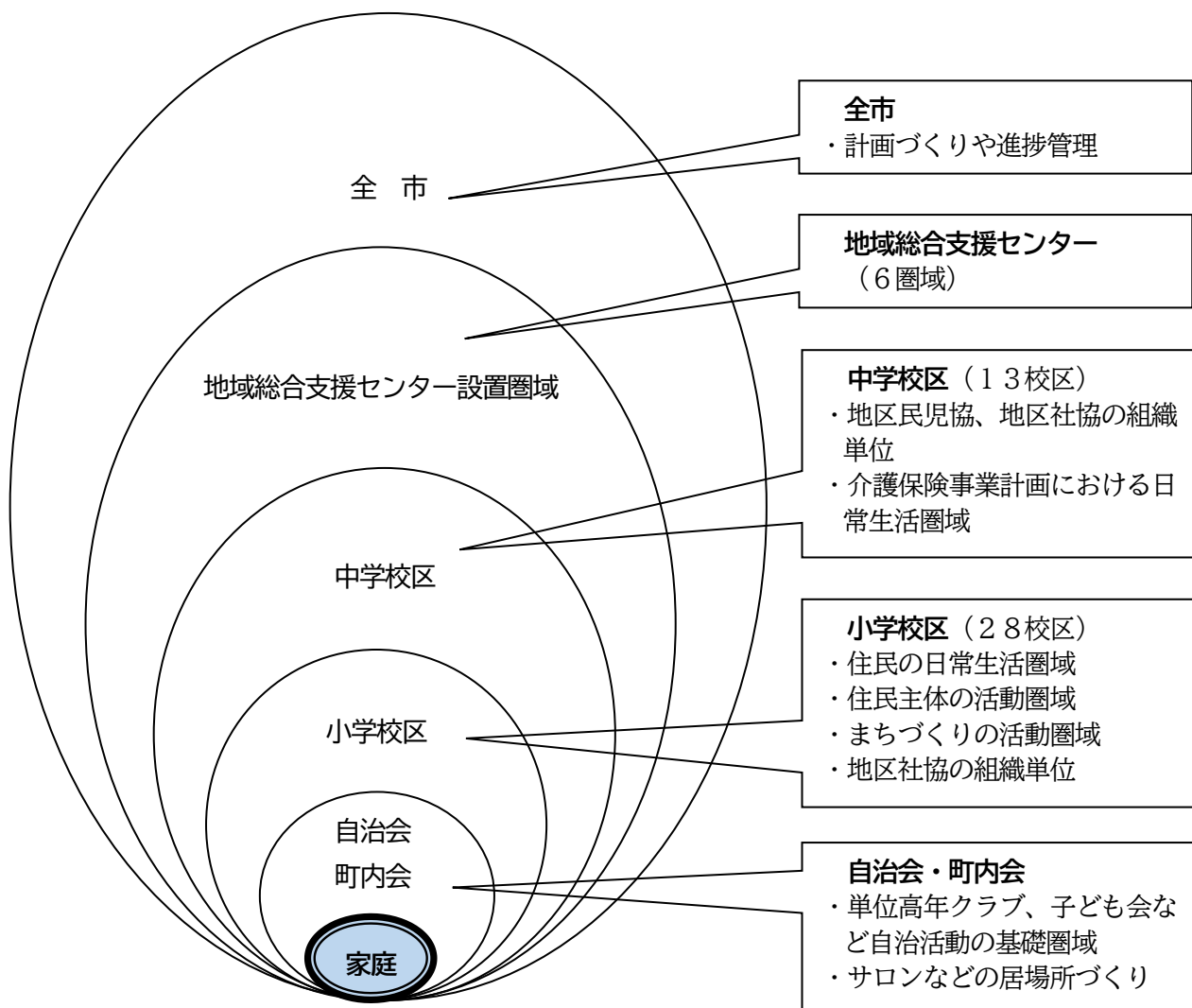


図 圏域の考え方 (計画策定時)

## 第4章 施策展開

### 基本目標1 助け合う・支え合う意識の向上

#### “我が事”意識の醸成と支え合い活動の実践”

|     |               |
|-----|---------------|
| 施策1 | 意識を高める場・機会の充実 |
|-----|---------------|

市民一人ひとりが、自らが暮らす地域や福祉のことを知ることで、意識や関心を高め、「我が事」として地域や福祉の課題を捉えることができるような場・機会づくりに取り組みます。

#### 主な取組の内容

| 施策の方向性                    | 主な取組  |
|---------------------------|---|
| ①意識を高めるための場・機会に関する情報提供の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域で行うイベントや行事、多様な市民が参加・交流できる居場所、地域や福祉に関連する研修や講座の情報など、ホームページや広報紙、SNSなど多様なメディアを活用した情報提供を進めます。</li> </ul>  |
| ②地域での多様なイベントの促進           | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域や福祉のことに関心を持ってもらうためのイベント・行事の充実に努めるとともに、地域で行う防災・防犯や環境、スポーツ、文化・芸術などのイベント・行事を活用し、地域や福祉に対する意識や関心の向上につなげます。</li> </ul>   |
| ③意識を高め合う場・機会の充実           | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者、障害者、子どもなど、対象者に捉われることなく多様な市民が参加・交流できる居場所づくりを進めます。</li> <li>● 生涯学習において、市民に学びの機会を提供し、学びを地域活動の場へと繋いでいきます。</li> </ul>   |
| ④多世代での福祉学習の推進             | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 助け合う・支え合う意識の向上のため、市民団体やNPO等の活動、出前講座など、様々な場・機会を通じた福祉学習を展開します。</li> <li>● コミュニティ・スクールをとおして、大人も子どもも学校づくり・地域づくりを進めます。</li> <li>● 地域や学校と協力し、福祉学習への取組を進めます。また、明石市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターを通じた福祉学習への取組も進めます。</li> </ul> |

**施策2****担い手の発掘と育成**

地域福祉活動の担い手不足が課題となる中、新たな担い手の発掘や育成を推進し、様々な地域福祉活動を継続的に実践できるよう環境整備に取り組みます。

**主な取組の内容**

| 施策の方向性                  | 主な取組  |
|-------------------------|---|
| ①若年層に対する人材育成の推進         | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 若年層に地域福祉に関心を持ってもらうことが重要な課題の一つであることから、教育段階から地域福祉に親しんでもらえるような環境づくりに取り組みます。</li> <li>● 高齢者、障害、子ども分野にも対応できる、総合的な福祉人材の育成や、市内の福祉施設や小・中学校と連携した地域ぐるみでの人材育成を目指すことを特色とした、市立明石商業高等学校福祉科の設置に向けた検討に取り組みます。</li> </ul> |
| ②地域福祉活動の担い手確保に向けての環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域福祉活動団体が継続的な活動を実践できるよう、活動しやすい環境づくりに努めるとともに、各種研修等を積極的に行い、専門性の向上や人材の育成を図ります。</li> <li>● 地域福祉活動の重要な役割を担う民生委員・児童委員について、自治会・町内会やまちづくり組織をはじめ、地域総合支援センターや学校等の関係機関と連携しながら、担い手確保に努めます。</li> </ul>                |
| ③元気な高齢者への地域福祉活動の啓発及び支援  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● コミュニティ・センターや高齢者学習の場であるあかねカレッジにおいて、地域の特性を踏まえた社会貢献を支援する学習プログラムの充実を図るとともに、高齢者の多様な経験や知恵を活かし、ボランティア活動、地域交流や世代間交流、自治会・町内会活動など、地域づくりに活躍する人材の更なる育成に努めます。</li> </ul>  |

**施策3****情報の提供・発信の充実**

福祉に関する必要な情報を必要な時に正しく得ることができる環境づくりが求められています。

様々な状況の方に分かりやすく情報を提供・発信するように取り組むとともに、デジタル・ディバイド（情報格差）に配慮した取組を進めます。

**主な取組の内容**

| 施策の方向性       | 主な取組   |
|--------------|--|
| ①情報の提供・発信の充実 | <ul style="list-style-type: none"><li>● ホームページや広報紙、パンフレット等の作成にあたっては、受け手にとって、読みやすく、分かりやすい、中身の伝わる情報提供に努めます。</li><li>● ツイッターやフェイスブック、スマートフォン向けアプリ等、様々な媒体を活用し、多様で効果的な情報提供に取り組みます。</li><li>● 手話言語・障害者コミュニケーション条例の施行に伴い、広報あかし点字、音訳版や市政情報を手話動画で届ける「あかし手話チャンネル」を導入するなど、引き続き、障害者等に必要な情報を適切に提供・発信するよう環境整備に取り組みます。</li><li>● 情報が届きにくい高齢者等には、民生委員・児童委員の見守り活動を通じて、福祉サービスに関する情報提供を行うなど、きめ細かい配慮に努めます。</li></ul> |

**施策4****活動の活性化に向けた支援の充実**

地域福祉の担い手として、様々な地域団体やボランティア団体が活躍していますが、既存の団体の活性化や新たな組織の育成のため、地域住民への情報発信や活動の発掘、地域づくりのコーディネートなど、多方面から地域福祉の活動支援に取り組みます。

**主な取組の内容**

| 施策の方向性          | 主な取組   |
|-----------------|--|
| ①生活支援体制整備の推進    | ● 地域総合支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、地域住民と協働しながら、地域の高齢者の支援ニーズと地域資源の状況を把握したうえで、それらの見える化や問題提起、地縁団体等多様な主体への協力依頼等の働きかけ、関係者のネットワーク化などを行うとともに、生活支援の担い手の養成や地域資源の開発など、日常生活上の支援体制の充実や高齢者の社会参加の推進に取り組みます。 |
| ②ボランティアの活動支援の充実 | ● 明石市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターをボランティア活動支援の拠点とし、ボランティア活動に関する相談や情報発信、ボランティア養成講座の開催等、ボランティアの活動支援の充実を図ります。  |
| ③地域福祉活動の後方支援の充実 | ● 地域福祉を推進している様々な団体の活動に対して、補助金を交付し、財政的支援を実施します。<br>例) みんなの居場所づくり事業、みんな農園事業、シニア活動応援事業、市民活動サポート事業、認知症カフェ助成金、あかしこども応援助成金、こどもの居場所づくり事業助成金、ひきこもり居場所支援事業 など                                     |

基本目標2 多様な交流の場・居場所づくり  
 “参加・交流により「つながり」を育む”

|     |               |
|-----|---------------|
| 施策1 | みんなの居場所づくりの充実 |
|-----|---------------|

すべての市民が、互いに交流し、支え合い、誰もが住みよい地域づくりを行う地域共生社会の実現に向け、居場所づくりや交流促進等の充実を図ります。

主な取組の内容

| 施策の方向性         | 主な取組  |
|----------------|---|
| ①みんなの居場所づくりの充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民に身近な圏域において、住民同士の助け合い活動を支援し、住民主体の地域づくりを推進するとともに、地域総合支援センターの地域拠点である「地域支え合いの家」を設置し、支援を必要とする人の相談を受ける窓口となり、子どもから高齢者まで地域住民の誰もが気軽にいつでも寄り合える居場所づくりを行います。</li> <li>● 高齢者や障害者、子ども、認知症の人等を含めたすべての市民が、互いに交流し、支え合い、誰もが住みよい地域づくりを行う地域共生社会の実現に向け、居場所づくりや交流促進等を目的とした、みんなの居場所づくりプロジェクト（「みんな食堂事業」「地域のつどい場事業」「地域支え合い活動事業」「みんな農園事業」）を推進します。</li> <li>● あかし版こども食堂については、全28小学校区に開設されたこども食堂が、地域みんなで応援する子どもの居場所として、また、気づきの地域拠点としても適切に機能するよう、運営団体に対し支援を行うとともに、子どもだけでなく高齢者や障害者など、地域の誰もが交流できるような事業を展開していきます。</li> <li>● 高齢者ふれあいの里については、高齢者の介護予防の拠点としての役割に加え、自治会・町内会やボランティア団体の活動の場として、また親子の集いの場としてなど、多世代が利用できる地域の共生型施設へ転換を図ります。</li> </ul> |



**施策2****誰一人取り残さない互助の醸成**

誰一人取り残さない地域を目指すには、普段から地域の中で顔の見える関係を築くような取組が重要となります。見守り活動や災害等の緊急時において、地域住民同士が助け合い、支え合える関係づくりの構築に向け、互助の強化に取り組めます。

**主な取組の内容**

| 施策の方向性        | 主な取組  |
|---------------|---|
| ①地域住民のつながりの強化 | <ul style="list-style-type: none"><li>● 自治会・町内会、高年クラブなどの地域団体への加入率が低下していることが近隣住民との関係が希薄化している原因の一つであることと捉え、地域団体への加入促進に向けた取組を推進します。</li><li>● 明石市社会福祉協議会、明石コミュニティ創造協会、市等で構成する地域支援者連携会議において、地域福祉施策とまちづくり施策との連携強化を図り、住民主体のまちづくりという共通目的の達成を目指します。</li></ul> |

**施策3****障害者や高齢者の活躍と社会参画の推進**

障害者の地域における社会参加及び理解促進のため、文化芸術の創造や発表、スポーツ等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る取組を推進します。

高齢者がいつまでも健やかで自立した生活を送れるよう、多様な生きがいづくりのための施策や事業を推進するとともに、地域社会の一員としてつながりを持ち、経験や知識を活かしながら、地域活動の担い手としていきいきと活躍できるよう、社会参画のための機会づくりに努めます。

**主な取組の内容**

| 施策の方向性                  | 主な取組   |
|-------------------------|--|
| ①生きがいづくりや社会参画推進のための情報提供 | <ul style="list-style-type: none"><li>● 障害者や高齢者が関心を持っているニーズに関連する施策や事業につなげていくため、そのニーズの把握と、障害者や高齢者の関連機関が実施している事業などの情報収集及び情報提供に努めます。</li></ul>  |
| ②生きがいづくりの促進             | <ul style="list-style-type: none"><li>● 障害者が作品を発表する機会を確保し、創作活動を支援するとともに、障害者スポーツの普及に取り組みます。</li><li>● 障害者の社会参加の支援を図ることを目的とした障害者優待乗車券の交付を実施し、障害者の生きがいづくりを促進します。</li><li>● 高齢者の交流や健康保持、外出促進、社会参加の支援を図ることを目的とした敬老優待乗車券の交付や高齢者パスポート事業などの事業を実施し、高齢者の生きがいづくりを促進します。</li></ul> |
| ③就労支援の充実                | <ul style="list-style-type: none"><li>● 障害者が希望や能力に応じた就労ができるよう、就労支援を充実させ一般就労への移行を目指します。</li><li>● 就労を通じ高齢者の活躍できる機会を増やすことが高齢者の社会参加の促進となることから、シルバー人材センターに対する支援を継続していきます。</li></ul>  |

## 施策4 みんなで支え合える子育て支援の推進

「すべての子どもと子育て家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組みづくりに取り組みます。

さらに、障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対する、育児や生活に関する相談・情報の提供など総合的な支援に努めます。

### 主な取組の内容

| 施策の方向性            | 主な取組   |
|-------------------|--|
| ①子ども家庭支援・社会的養育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 明石こどもセンター（児童相談所）を子どもの総合支援の核となる拠点施設として、総合的・専門的に子ども支援に取り組みます。また、虐待を受けているおそれがあるなど支援を必要とする子どもの早期発見、早期対応により、子どもの安全を確保するとともに、その後の地域における育ちの支援まで、関係機関と連携しながら総合的で一貫した支援を行っていきます。</li> <li>● あかし里親100%プロジェクトとして、さまざまな事情で自分の家庭で暮らすことができない子どもが家庭と同様の環境で育つことができるよう、「全小学校区での里親登録」と「里親を必要とする乳幼児の里親委託率100%」を目標に掲げ、里親を増やす取組を推進します。</li> <li>● 明石市児童健全育成システム「こどもすこやかネット」において、市の学校園及び保健・福祉部門、保育所、警察、医療機関、民生委員・児童委員など、あらゆる関係機関と連携を図りながら、支援が必要な子どもの早期発見、早期対応はもとより、地域における支援まで、総合的で一貫したサポートを行います。</li> <li>● （再掲）あかし版こども食堂については、全28小学校区に開設されたこども食堂が、地域みんなで応援する子どもの居場所として、また、気づきの地域拠点としても適切に機能するよう、運営団体に対し支援を行</li> </ul> |

|                   |   |
|-------------------|---|
|                   | <p>うとともに、子どもだけでなく高齢者や障害者など、地域の誰もが交流できるような事業を展開していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の親子が集い、遊びや体験学習などを通じて地域でつながりながら子どもの育成を図る、「こども夢文庫」「子育て学習室」を継続実施していきます。</li> </ul>  |
| <p>②寄り添う支援の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育ての援助活動を行うファミリーサポートセンター事業を通じて、育児と仕事の両立支援を推し進めるとともに、地域における子育て力の一層の向上を図るため、幅広い層へ事業を周知し、会員増と活動件数の増加に取り組みます。</li> <li>● 子どもを一時的に養育保護するショートステイ事業の一層の周知を図るとともに、利用者のニーズに対し、より細かな対応ができるよう継続実施していきます。</li> <li>● 離婚時の養育費・面会交流の取り決めに係る支援や養育費取決めサポート事業など、離婚前後の養育支援により、子どもが受ける不利益の軽減に取り組みます。</li> <li>● 戸籍のない人に対して、本来受けることができる行政サービスを提供し、戸籍を作成する手続を支援するため、「無戸籍者のための相談窓口」及び「無戸籍24時間相談ダイヤル」を開設するとともに、戸籍を作るために必要な裁判所への申立費用を補助します。また、無戸籍状態になるリスクを早期に把握し、早期に解決するよう取り組みます。</li> </ul> |

### 基本目標3 地域における見守りと相談・支援体制の充実

“「ワンストップ」「チーム」「アウトリーチ」で地域での安心した生活を実現する”

|     |                          |
|-----|--------------------------|
| 施策1 | 地域総合支援センターにおける相談・支援体制の充実 |
|-----|--------------------------|

高齢者や障害者、子どもなどの支援を必要とする人が、地域において生きがいや役割をもち、互いに助け合いながらいきいきと暮らすことのできる地域共生社会の実現に向け、市内6か所に設置された地域総合支援センターを核とした支援体制の充実を図ります。

また、「福祉まるごと相談窓口」として、属性・世代・相談内容を問わず断らない、分野横断的な相談支援を行うとともに、地域における様々な関係者や関係機関との連携に努め、地域総合支援センターを拠点としたアウトリーチ等を通じた継続的な支援を行います。

#### 主な取組の内容

| 施策の方向性                | 主な取組   |
|-----------------------|--|
| ①支援体制の確保              | ● 保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員の増員を図るとともに、これら3職種以外の専門職や事務職を含めた配置を検討し、相談支援業務をはじめとした様々な業務を適切に行える体制の確保に努めます。                      |
| ②属性を問わず断らない相談・支援体制の整備 | ● 「福祉まるごと相談窓口」として、属性・世代・相談内容を問わず断らない、分野横断的な相談支援を行うため、明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センターや明石市後見支援センター等との連携を強化し、更生支援も含めた一体的な支援を行います。 |
| ③アウトリーチを通じた継続的な支援の強化  | ● 民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会、地域ボランティア団体等との連携に努め、市内6か所に設置された地域総合支援センターを拠点としたアウトリーチ等を通じた継続的な支援を行います。                              |

## 施策2

### 重層的支援体制の構築

令和3年(2021年)4月、市町村に対して包括的な支援体制の整備を努力義務化し、重層的な支援体制整備事業を新たに創設すること等を定めた改正社会福祉法が施行されました。

重層的支援体制整備事業とは、市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、個人や世帯が抱える複雑化・複合化した地域生活課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援、を実施する事業です。

高齢者や障害者、子ども、生活困窮者等の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援に取り組むとともに、複合的な課題を抱える相談者に対しては、多機関協働によるチームでの支援を実施します。また、必要な支援が届いていない相談者にはアウトリーチ等を通じた継続的支援を実施します。

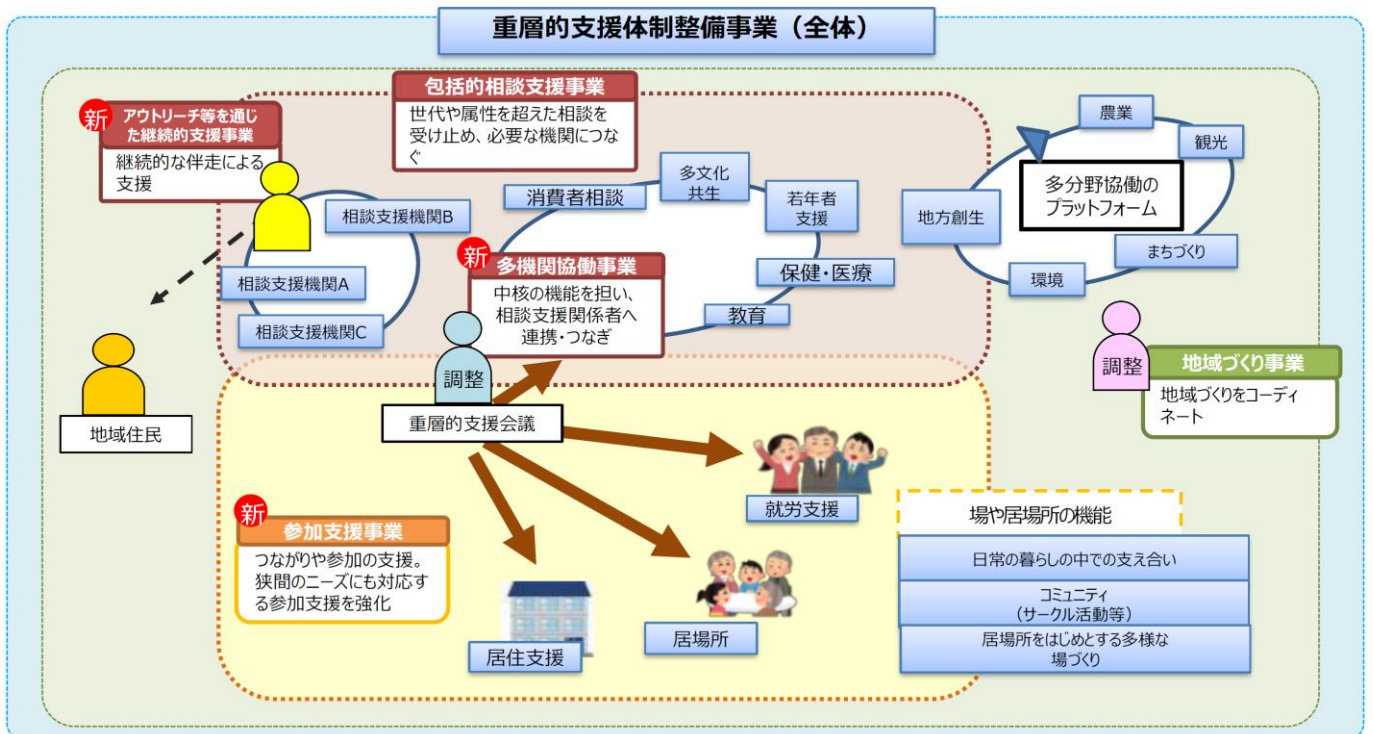
複雑・複合的な課題や制度・分野の狭間の課題を抱えた市民に対し、適切な支援を行えるよう、関係機関と連携し、重層的支援体制の構築を進めます。

#### 主な取組の内容

| 施策の方向性                       | 主な取組  |
|------------------------------|---|
| ①重層的支援体制の構築<br>(重層的支援体制整備事業) | <ul style="list-style-type: none"><li>● 市内6か所に設置された地域総合支援センターをはじめとする各相談支援機関等と連携しながら、複雑・複合的な課題や狭間のニーズを抱える相談者等の支援を行うとともに、地域で支え合える体制の構築に向けた取組を進めます。</li><li>● 高齢者や障害者、子どもに関する福祉、医療、教育など、全庁的な取組が必要なことから、庁内関係部署の横断的な連携の強化を図ります。</li><li>● 相談支援に携わる者の対応スキルの向上などに努めます。</li></ul> |

## 重層的支援体制整備事業について（イメージ）

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる人が難しい人の場合には、**アウトリーチ**等を通じた**継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



出典：厚生労働省ホームページ掲載資料より

施策3

権利擁護の取組の推進

【成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画】

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等で判断能力が十分でない人、支援や援護を必要とする人が、住み慣れた地域で安全に安心して生活を続けるために、本人主体の観点から成年後見制度の利用支援等の権利擁護支援を行い、総合的かつ積極的な権利擁護の推進を図ります。

主な取組の内容

| 施策の方向性         | 主な取組   |
|----------------|--|
| ①中核機関の機能の整備・運営 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 明石市社会福祉協議会に後見支援センター業務を委託し、中核機関として位置付けるとともに、成年後見制度や権利擁護事業の普及啓発を行う「広報機能」、社会福祉士等の福祉専門職及び弁護士職員を配置し、積極的なアウトリーチにより包括的な支援を実施する「相談機能」、専門職バンクの設置や市民後見人の養成・活動支援を行う「成年後見制度の利用促進機能」、市民後見人や親族後見人に対する後見監督や相談対応などの支援を行う「後見人の支援機能」の充実を図ります。</li> </ul>  |
| ②地域連携ネットワークの整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 権利擁護支援の地域連携ネットワークの3つの役割の効果的な実現に向け、以下の取組を進めます。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①権利擁護支援の必要な人の発見・支援<br/>明石市基幹相談支援センター、地域総合支援センター等の関係機関と連携を図りながら早期発見・早期対応の支援を行います。</li> <li>②早期の段階からの相談・対応体制の整備<br/>電話や来所相談以外に、積極的なアウトリーチによる相談・対応を行い、早期の段階から相談・対応が図れる支援体制を整備します。</li> <li>③意思決定、身上保護を重視した後見活動支援体制の構築<br/>本人面談による判断能力程度や成年後見制度利用の意向、本人の望む生活を確認し、それらに基づく意思決定を重視した支援を行います。</li> </ul> </li> </ul> |



|                      |  |
|----------------------|--|
| <p>③チーム支援の仕組みの整備</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 明石市後見支援センターが設置する運営委員会等を活用し、福祉・法律職等の連携によるチーム支援の仕組みを整備します。</li> <li>● 明石市後見支援センターが、相談から申立、受任調整など、本人を中心とするチームを形成し、後見人等の候補者や関係機関等と連携を図りながら後方支援を行い、見守り支援体制の整備に努めます。</li> </ul> |
| <p>④成年後見制度の利用の促進</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 成年後見制度を利用することにより、より安全な日常生活を営むことができるよう支援するため、市長による審判請求並びに後見人等の報酬に対する助成を行います。</li> </ul>  |

**施策4****防犯・防災活動の推進**

近年、大規模な地震や風水害が頻発する中、災害時の要配慮者などに対する支援体制が大きな課題となっています。災害時の見守り支援体制などにおいて普段から地域の中で顔の見える関係づくりに努めるとともに、市民と市が強固に連携した体制づくりに努め、安全・安心のまちづくりを進めていきます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を見据え、感染から市民を守るまちづくりを進めていきます。

**主な取組の内容**

| 施策の方向性          | 主な取組   |
|-----------------|--|
| ①防犯活動の推進        | ● 市民、警察、防犯協会、地域の団体と連携しながら、出前講座の実施や、イベント・広報チラシ等による啓発活動を通じて、地域防犯力の強化に取り組めます。   |
| ②防災活動の推進        | ● 自治会・町内会等への避難行動要支援者名簿の提供及び活用の拡大を図るとともに、各要配慮者に応じた個別支援計画の作成促進や福祉避難所の充実を図り、災害時においても要配慮者の安全を確保できる体制づくりに取り組めます。                    |
| ③感染症に対する体制整備の推進 | ● 新型コロナウイルス感染症をはじめとした様々な感染症の発生時において、高齢者や障害者をはじめとした市民の健康や生活を維持するため、市、市民、事業者などの連携した対応による、非常時における体制を構築するなど、柔軟かつ速やかに対応できるよう取り組めます。 |

基本目標4 地域共生社会に向けた包括的な支援の推進

“誰一人取り残さない共生社会の実現を目指す”

|     |                            |
|-----|----------------------------|
| 施策1 | 困難を抱える人への寄り添い支援と孤立・孤独対策の推進 |
|-----|----------------------------|

単身の高齢者世帯の増加に加えて、80代の高齢の親と就労していない独身の50代の子や障害を持つ子が同居している世帯が抱える地域課題である「8050問題」や、就職氷河期世代のひきこもり、家族の介護や世話を子どもが担う「ヤングケアラー」、様々な社会的要因による自殺、高齢者や障害者、子どもに対する虐待など、新たな課題に対応するため、困難を抱える人への寄り添い支援と孤立・孤独対策の取組を推進します。

主な取組の内容

| 施策の方向性           | 主な取組   |
|------------------|--|
| ①自殺対策の推進         | ● 全庁的な推進体制のもと関係機関と連携し、(1)各相談機関との連携を強化し、総合的な支援を実施、(2)自殺のハイリスク要因を抱える人への支援の強化、(3)地域住民のゲートキーパー機能を高める等地域づくりの推進、(4)遺族等遺された人への支援、以上4つの柱により自殺対策の取組を推進します。  |
| ②ひきこもり相談支援の推進    | ● ひきこもりが長期化し、ひきこもり当事者もその親も高齢化して働けなくなり困窮するなど、「8050問題」をはじめとしたひきこもり状態にある方とその家族が、内包している障害の有無に関わらず、社会で孤立することなく、安心して生活できるよう、ひきこもり専門相談、家族支援の強化、関係機関のネットワーク支援体制の整備、出前講座・研修、安心できる居場所づくり（補助金事業）を実施します。 |
| ③ヤングケアラーの支援      | ● ヤングケアラーについての社会の理解を深め、ヤングケアラーの早期発見・支援に向けた啓発活動を行うとともに、庁内関係部署や関係機関等が連携した支援体制を整備し、ヤングケアラー及びその家族に対して適切な支援が実施されるよう取り組みます。  |
| ④虐待防止及び早期発見・早期対応 | ● 地域総合支援センターをはじめ、関係団体や地域の介護保険サービス事業者等からなる高齢者虐待防止ネットワークを形成し、連携することにより、高齢者虐  |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>待の防止及び早期発見を図り、円滑な養護者の支援につなげます。高齢者虐待が疑われる際に、早期に相談・通報してもらえよう、市民の関心を高めるため、高齢者虐待防止の啓発や相談窓口等の周知を図るとともに、関係機関に対する意識啓発を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センターを拠点とし、障害者虐待防止に取り組むとともに、差別解消に向けた障害者理解の取組を推進します。</li> <li>● 明石こどもセンター（児童相談所）を子どもの総合支援の核となる拠点施設として、虐待を受けているおそれがあるなど支援を必要とする子どもの早期発見、早期対応により、子どもの安全を確保するとともに、その後の地域における育ちの支援まで、関係機関と連携しながら総合的で一貫した支援を実施します。</li> </ul> |
|--|--|

**施策2****生活困窮者への支援**

生活困窮者の自立に向けて、必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給に加え、任意事業である家計改善支援事業、学習・生活支援事業、一時生活支援事業、就労準備支援事業を一体的に実施します。

また、生活困窮者の早期把握や見守り体制の充実を図るため、関係機関とのネットワークを構築し、地域ぐるみの生活困窮者支援に取り組みます。

**主な取組の内容**

| 施策の方向性            | 主な取組   |
|-------------------|--|
| ①生活困窮者自立支援法に基づく支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活困窮者の自立に向けて、必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給に加え、任意事業である家計改善支援事業、学習・生活支援事業、一時生活支援事業、就労準備支援事業を一体的に実施します。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立相談支援事業</li> <li>・住居確保給付金事業</li> <li>・家計改善支援事業</li> <li>・学習・生活支援事業</li> <li>・一時生活支援事業</li> <li>・就労準備支援事業</li> </ul> </li> </ul> |
| ②地域ぐるみの生活困窮者支援    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域ぐるみの生活困窮者支援の充実を図るため、引き続き、支援メニューの充実や関係機関との連携支援体制の構築、相談窓口の周知に取り組むとともに、新たな地域の社会資源の創出や市民の理解を深めるための機会づくり、見守り体制の充実などに取り組みます。</li> <li>● こども食堂など、地域で活動するさまざまな団体と連携し、生活困窮者などの課題を抱える世帯の早期把握に努め、適切な支援を行える地域づくりを推進します。</li> </ul>  |

### 施策3

### 認知症の人と家族への支援の充実

団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据え、認知症の人の意思が尊重され、認知症の人やその家族が、安心して自分らしく暮らし続けていける共生社会「認知症にやさしいまち明石」を目指して施策を総合的に推進します。

また、令和2年（2020年）10月より「認知症あんしんプロジェクト」を発足し、「本人の尊厳確保」「家族負担の軽減」「地域の理解促進」を基本方針として、認知症施策のさらなる取組を推進しているところです。さらに、認知症施策の指針となる「明石市認知症あんしんまちづくり条例」を制定し、市や市民、関係機関等が一体となって、柔軟かつ迅速な施策の展開を推進します。

#### 主な取組の内容

| 施策の方向性              | 主な取組  |
|---------------------|---|
| ①認知症の理解啓発・地域支援体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"><li>● 認知症は誰もがなり得ることから、認知症の人が地域のより良い環境で自分らしく暮らし続けるために、認知症への社会の理解を深め、認知症の人をやさしく見守り、同じ社会の一員としてあたたかく受け入れられる地域共生社会づくりを推進し、認知症の人の生きづらさや障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を進めます。</li><li>● 行政だけでなくまちぐるみで認知症の人や家族を支援するため、地域住民による見守り支援や声かけをはじめ、民間企業等が協働、協力して、重層的に見守る体制づくりを促進します。<ul style="list-style-type: none"><li>・オレンジサポーター制度の拡充</li><li>・キャラバン・メイトの養成</li><li>・要援護者見守りSOSネットワーク事業との連携</li><li>・高齢者見守りネットワークの充実 など</li></ul></li></ul> |

|                        |   |
|------------------------|---|
| <p>②早期の気づき・早期支援の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● いち早く認知症に気づき、状況に応じた適切な医療や介護保険サービスにつなげていけるよう、医療機関と介護保険サービス事業所、地域総合支援センターなどが連携し、必要な時に必要な支援を受けることができる支援体制づくりを推進します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談体制の充実</li> <li>・認知症チェックシートの活用 など</li> </ul> </li> </ul>  |
| <p>③権利擁護・在宅生活の支援</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知症による記憶力や判断力の低下等の症状から、権利侵害を受けることがないよう、認知症の人の尊厳が守られ、地域全体でやさしく見守られながら自分らしく暮らせるまちづくりを推進するため、認知症の人の安全対策や生活支援の充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度利用支援事業</li> </ul> </li> <li>● 在宅で介護をしている家族介護者の精神的・身体的・経済的負担軽減を図り、重症化を防ぎ、住み慣れた地域でできる限り在宅生活を継続できるよう取組を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症カフェや居場所の推進</li> <li>・あかしオレンジ手帳の発行・活用 など</li> </ul> </li> </ul> |
| <p>④若年性認知症支援の推進</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 若年性認知症とは 65 歳未満で発症する認知症であり、仕事、家庭、子育てのキーパーソンとなる世代に起こることが多いことから、本人や家族の生活全体に及ぼす影響が大きく、事例に応じて多様な支援が必要となることから、正しい理解の普及啓発や、相談支援体制の推進を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年性認知症の周知・啓発</li> <li>・若年性認知症の支援体制の整備 など</li> </ul> </li> </ul>   |
| <p>⑤介護保険サービスの充実</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢化の進展に伴い増加が見込まれる認知症の人が、それぞれの状況に応じた適切な介護保険サービスを受けられ、可能な限り住み慣れた地域で生活を続けていくことができるよう介護施設等の整備や介護人材確保、介護従事者の認知症対応力向上に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホーム等の整備</li> </ul> </li> </ul>   |

**施策4****更生支援及び再犯防止の取組の推進  
【地方再犯防止推進計画】**

平成28年(2016年)12月に制定された再犯の防止等の推進に関する法律の趣旨等を踏まえ、関係機関等の協力や市民の理解のもと、より安定的・継続的に更生支援の取組を推進するため、平成30年(2018年)12月に明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例(平成31年(2019年)4月施行)を制定しました。

生活のしづらさを抱え、支援を必要とする罪に問われた人等の円滑な社会復帰を支援して共生のまちづくり(やさしいまち・明石)を推進し、また、市民が犯罪による被害を受けることなく、すべての市民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした更生支援の取組を推進します。

**主な取組の内容**

| 施策の方向性                   | 主な取組   |
|--------------------------|--|
| ①円滑な社会復帰を促進して共生のまちづくりを推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 罪に問われた人等が社会復帰する際に、途切れることなく円滑に支援につなげていくため、刑事司法関係機関をはじめ、地域の医療・福祉・まちづくり等に関わる機関・団体が連携し、情報共有を行うことを目的とした更生支援ネットワーク会議を開催します。</li> <li>● 刑事司法関係機関等からの相談に対し、支援対象者と面談する等して情報を収集し、円滑に社会復帰していくために必要な福祉サービス等の支援を調整します。</li> <li>● 支援対象者の個々の事情等に応じ、個々の特性を十分に踏まえた支援を行います。</li> </ul> |
| ②再犯を防止して安全・安心なまちづくりを推進   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係機関と連携しながら、また、障害者や生活困窮者に対する就労支援の取組も勘案しながら、就労の相談・助言等の必要な支援を行います。</li> <li>● 生活拠点の確保が困難であることにより更生支援が妨げられるおそれがある場合、住居の確保等の支援を行います。</li> <li>● 保護司や更生保護女性会などに補助金を交付するなど、更生保護活動を支援します。</li> <li>● 「社会を明るくする運動強調月間」において広報や啓発活動を行うことによって、市民等の更生支援に関する理解を深めます。</li> </ul>    |



## 第5章 重点的な取組

計画に位置付けた多岐にわたる各種施策の中で、基本目標ごとに特に優先的に取り組む重点施策を設定します。

また、重点施策の達成状況を把握するために目標指標を設定します。

### 基本目標1 助け合う・支え合う意識の向上

“「我が事」意識の醸成と支え合い活動の実践”

#### **重点施策** 担い手の発掘と育成

地域では、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、ボランティア団体、自治会・町内会、校区まちづくり組織など市民や様々な団体がそれぞれの立場で役割分担し、地域福祉を推進する活動に取り組んでいます。様々な地域福祉活動を継続的に実践できるよう、若い世代の参加促進や担い手の確保に向けた環境整備を推進します。

#### 【目標指標】

| 指標   | 現状値                  | 目標値                 |
|--|----------------------|---------------------|
| 民生委員・児童委員の定員充足率  | 98.1%<br>(2020年度末現在) | 100%<br>(2025年度末現在) |
| この1年間程度の間、地域のまちづくり活動(自治会活動やボランティア活動など)に参加した人の割合(まちづくり市民意識調査) | 32.0%<br>(2019年度)    | 40.0%<br>(2025年度)   |

### 基本目標2 多様な交流の場・居場所づくり

“参加・交流により「つながり」を育む”

#### **重点施策** みんなの居場所づくりの充実

住民に身近な圏域において、互いに交流し、支え合い、誰もが住みよい地域づくりを行う地域共生社会の実現に向け、居場所づくりや交流促進等の充実を図ります。

#### 【目標指標】

| 指標  | 現状値               | 目標値               |
|---|-------------------|-------------------|
| 居場所づくり事業実施団体<br>※地域支え合いの家、みんなの居場所づくり事業、シニア活動応援事業、サロン活動助成金 | 163団体<br>(2020年度) | 180団体<br>(2025年度) |
| こども食堂実施回数   | 541回<br>(2019年度)  | 800回<br>(2025年度)  |

### 基本目標3 地域における見守りと相談・支援体制の充実

“ワンストップ」「チーム」「アウトリーチ」で地域での安心した生活を実現する”

#### **重点施策** 地域総合支援センターにおける相談・支援体制の充実

「福祉まるごと相談窓口」として、属性・世代・相談内容を問わず断らない、分野横断的な相談支援を行うとともに、地域における様々な関係者や関係機関との連携を図り、地域総合支援センターを拠点とした継続的な支援に取り組みます。

#### 【目標指標】

| 指標                               | 現状値                   | 目標値                   |
|----------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 地域総合支援センター相談件数                   | 31,694 件<br>(2019 年度) | 37,000 件<br>(2025 年度) |
| 明石市基幹相談支援センター・明石市障害者虐待防止センター相談件数 | 9,427 件<br>(2020 年度)  | 9,800 件<br>(2025 年度)  |
| 明石市後見支援センター相談件数                  | 7,006 件<br>(2020 年度)  | 7,500 件<br>(2025 年度)  |

### 基本目標4 地域共生社会に向けた包括的な支援の推進

“誰一人取り残さない共生社会の実現を目指す”

#### **重点施策** 認知症の人と家族への支援の充実

団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据え、認知症の人の意思が尊重され、認知症の人やその家族が、安心して自分らしく暮らし続けていける共生社会「認知症にやさしいまち明石」を目指して、市や市民、関係機関等が一体となって、総合的な施策の推進に取り組みます。

#### 【目標指標】

| 指標            | 現状値                      | 目標値                      |
|---------------|--------------------------|--------------------------|
| オレンジサポーター養成者数 | 13,428 人<br>(2020 年度末現在) | 30,000 人<br>(2025 年度末現在) |
| 認知症カフェ等設置数    | 7 か所<br>(2020 年度末現在)     | 28 か所<br>(2025 年度末現在)    |

## 第6章 取組を持続・発展させる仕組みづくり

### 1 推進体制の構築

地域福祉課題は、高齢者や障害者、子どもに関する福祉、医療、教育、防災など、広範囲に及びます。そのため、関連する施策や計画との連動が不可欠であり、庁内関係部署の横断的な連携の強化を図るとともに、地域福祉活動の推進団体である明石市社会福祉協議会と地域福祉に関する課題を共有し、連携を一層深め、本計画の推進に取り組んでいきます。

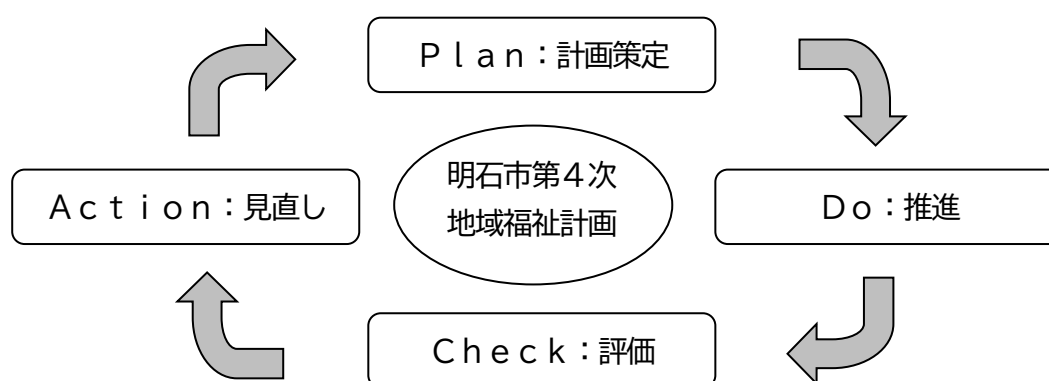
また、行政や明石市社会福祉協議会をはじめ、地域住民や地域組織、福祉事業者など、様々な地域福祉活動の担い手同士が役割を分担し、連携を図りながら、それぞれの協働によって、本計画における事業や取組を推進していきます。

### 2 計画の進捗状況に係る評価と見直し

本計画の進捗管理については、本市の社会福祉に関する事項を調査審議する場である明石市社会福祉審議会に進捗状況の報告を行い、評価や意見をいただきながら取組を進めることとします。

また、庁内関係部署や明石市社会福祉協議会等の関係機関との協議により、問題点や課題を把握し、検証・評価を行うとともに、社会情勢や制度の改正などに柔軟に対応するため、必要に応じて、見直しを加えるなど「PDCAサイクル」を活用しながら、推進していきます。

#### PDCAサイクルによる計画の推進



---

---

## 参考資料

---

---

### 1 計画策定の体制と経過

#### (1) 関連策定体制

##### ① 明石市社会福祉審議会条例

#### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項及び第3項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、明石市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (調査審議事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 社会福祉に関する事項
- (2) 児童福祉に関する事項
- (3) 精神障害者福祉に関する事項
- (4) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項
- (5) 幼保連携型認定こども園の設置等の認可、事業の停止又は施設の閉鎖の命令及び認可の取消しに関する事項
- (6) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定の取消しに関する事項

#### (組織)

第3条 審議会は、委員40人以内をもって組織する。

2 委員及び臨時委員（法第9条に規定する臨時委員をいう。以下同じ。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉事業に従事する者
- (2) 学識経験のある者

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了するときまでとする。

#### (委員長の職務の代理)

第5条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 委員長は、委員及び臨時委員の4分の1以上の者が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 審議会は、法第12条第2項の規定により読み替えて適用される法第11条第1項に定めるもののほか、同条第2項の規定に基づき、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を置く。

2 法第11条第1項に規定する身体障害者福祉専門分科会は、身体障害者の福祉に関する事項に加え、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議する。

3 法第12条第2項の規定により読み替えて適用される法第11条第1項に規定する児童福祉専門分科会は、児童福祉に関する事項に加え、第2条第4号から第6号までに掲げる事項を調査審議する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月26日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

② 明石市社会福祉審議会 委員名簿

2022年(令和4年)2月7日現在

| No. | 団体名等                | 役職名等      | 委員氏名   | 備考           |
|-----|---------------------|-----------|--------|--------------|
| 1   | 神戸学院大学総合リハビリテーション学部 | 教授        | 阪田 憲二郎 | 委員長          |
| 2   | 甲南女子大学人間科学部総合子ども学科  | 教授        | 伊藤 篤   | 委員長職務<br>代理者 |
| 3   | 明石市連合まちづくり協議会       | 副会長       | 吉川 正博  |              |
| 4   | 明石市民生児童委員協議会        | 会長        | 筒井 眞澄  |              |
| 5   |                     | 主任児童委員部会長 | 瓜生 八代子 |              |
| 6   | 明石市高年クラブ連合会         | 会長        | 河村 春喜  |              |
| 7   | 明石障がい者地域生活ケアネットワーク  | 理事長       | 四方 成之  |              |
| 8   | 明石市社会福祉法人連絡協議会      | 会長        | 金尾 良信  |              |
| 9   | 明石市保健福祉施設協会         | 副会長       | 横山 光昭  |              |
| 10  | 明石市医師会              | 消化器内科医    | 吉田 俊一  |              |
| 11  | 明石市歯科医師会            | 理事        | 三木 直樹  |              |
| 12  | 兵庫県精神保健福祉士協会        | 理事        | 佃 正信   |              |
| 13  | 明石市ボランティア連絡会        | 会長        | 坂口 逸子  |              |
| 14  | 西明石サポーターリングファミリー    | 代表        | 松本 茂子  |              |
| 15  | 明石市立小・養護学校長会        | 高丘東小学校長   | 石崎 寛志  |              |
| 16  | 明石市立中学校長会           | 野々池中学校長   | 安保 泰博  |              |
| 17  | 明石市立幼稚園長会           | 魚住幼稚園長    | 深津 久美子 |              |
| 18  | 明石市立保育所長会           | 明南保育所長    | 今川 正子  |              |
| 19  | 関西福祉大学              | 名誉教授      | 佐伯 文昭  |              |
| 20  | 兵庫県社会福祉事業団          | 監事        | 竹内 良二  |              |
| 21  | 西神戸トラウマカウンセリングルーム   | 理事長       | 大上 律子  |              |
| 22  | 精神科医                | 精神科医      | 藤林 武史  |              |
| 23  | 浜田法律事務所             | 弁護士       | 前田 麻衣  |              |
| 24  | 明石市社会福祉協議会          | 副理事長      | 山下 孝光  |              |
| 25  |                     | 地域支援課長    | 藤原 卓也  |              |
| 26  | あかしこども財団            | 常務理事      | 小川 悦司  |              |
| 27  | あかし保健所              | 所長        | 濱田 昌範  |              |

(2) 計画策定の経過

| 日・期間 |                  | 策 定 経 過  |
|------|------------------|--|
| 令和3年 | 6月（書面開催）         | 第1回 明石市社会福祉審議会<br>・明石市第4次地域福祉計画の策定について   |
|      | 6月21日～<br>7月31日  | 明石市地域福祉計画及び明石市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定にかかるアンケート調査の実施<br>調査対象：地区社会福祉協議会会長（22名）<br>社会福祉協議会理事・幹事（12名）<br>社会福祉協議会評議員（16名）<br>民生委員・児童委員（403名）<br>ボランティア連絡会代表者（87名）<br>計540名<br>回答状況：回答者数（389件） 回答率（72.0%） |
|      | 11月5日            | 第2回 明石市社会福祉審議会<br>・明石市第4次地域福祉計画（素案）について  |
|      | 12月15日～<br>1月14日 | 明石市第4次地域福祉計画（素案）に関する市民意見募集   |
| 令和4年 | 2月7日             | 第3回 明石市社会福祉審議会<br>・明石市第4次地域福祉計画（案）について<br>・明石市第4次地域福祉計画（素案）に関する市民意見募集結果について<br>・明石市第4次地域福祉計画（素案）からの修正箇所について  |

## 2 用語説明

| 区 分       | 用 語  | 解 説   |
|-----------|--|---|
| あ行        | アウトリーチ   | 積極的に対象者の居る場所に向いて働きかけること。  |
|           | あかしオレンジ手帳  | 医療や介護、さまざまな支援機関が連携し、本人の意思を尊重したより良い介護や治療の助けとなるように作成された手帳。手帳の前半では、本人の大切な情報をまとめること、そして認知症の症状の変化等を経年的に記録することができる。後半では、認知症についての情報や、受けることができる支援、利用できる制度、相談窓口等を掲載している。 |
|           | あかし健康プラン 21  | 健康増進法第 8 条第 2 項に基づく市町村健康増進計画、及び食育基本法第 18 条に基づく市町村食育推進計画であるとともに、国の健康づくり運動「健康日本 21（第 2 次）」にも即した計画。  |
|           | 明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター                                      | 明石市基幹相談支援センターは地域における障害福祉に関する相談支援の中核的な機関。<br>明石市障害者虐待防止センターは障害のある方への虐待に関する通報や届け出を受け付ける窓口。  |
|           | 明石市後見支援センター  | 認知症高齢者や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない人など、支援や援護を必要とする人が、住み慣れた地域で安全に安心して生活をするために、本人主体の観点から成年後見制度の利用支援等の権利擁護支援を行う機関。  |
|           | 明石市児童健全育成システム「こどもすこやかネット」                                      | 地域・関係機関・関係団体が一体となって、児童虐待や児童の非行・犯罪の未然防止、早期発見、早期対応及び再発防止を図るとともに、児童の健全育成に向けた施策を総合的に推進するためのネットワークシステム。要保護児童対策地域協議会。   |
|           | あかしユニバーサルモニター制度  | ユニバーサルデザインのまちづくりを障害のある人とともに進めていくために、バリアフリーの環境の整備や情報アクセシビリティ等の充実に関して、障害当事者目線で具体的な意見を出していただく制度。   |
|           | あかねカレッジ  | 本市が行う高齢者学習全般を「あかねカレッジ」と総称している。  |
|           | SDGs 未来都市  | SDGs の達成に向けて、優れた取組を行う自治体として、国（内閣府）から選定されるもの。  |
| オレンジサポーター | オレンジサポーター養成講座を通じて、認知症を正しく理解し、偏見を持たず、自分のできる範囲で認知症の人やその家族を応援する人。 |   |



| 区 分 | 用 語                   | 解 説  |
|-----|-----------------------|--|
| か行  | キャラバン・メイト             | 認知症に対する正しい知識や対応などについて学ぶ研修を修了し、オレンジサポーター養成講座の講師役を務める人。  |
|     | 協働                    | 立場が異なるものが、ひとつの目的や目標に向かって、それぞれの特性を生かして、役割分担しながら取り組むこと。  |
|     | ゲートキーパー               | 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る命の門番。   |
|     | 校区まちづくり組織             | 校区連合自治会が中心になり、子ども会、高年クラブ、PTAやボランティア団体など地域で活動する各種団体で構成される組織。  |
|     | 更生保護女性会               | 地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。  |
|     | 高年クラブ                 | 生きがいづくりや健康づくりのために、クラブ活動を通じて老後の生活を豊かにすることが目的の会員組織。入会できるのは、おおむね 60 歳以上の人で、市内には約 170 の高年クラブがある。   |
|     | 合理的配慮                 | 障害がある人が困っているときに、その人の障害にあった必要な工夫や方法を検討し対応すること。  |
|     | 高齢化率                  | 総人口に占める 65 歳以上の人口の割合。  |
|     | 高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画 | 老人福祉法と介護保険法に基づき策定するもので、高齢者いきいき福祉計画と介護保険事業計画とを一体のものとして策定するとともに、本市の高齢者に関わる施策をはじめ、生きがいづくりや支え合いの地域づくりなど関連施策の方向性と、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の確保方策について明らかにしていくもの。 |
|     | 高齢者ふれあいの里             | 高齢者の健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための場を総合的に提供する施設。  |
|     | 高齢者見守りネットワーク          | 事業活動を通じて高齢者と接する機会の多い民間事業者の方々の協力を得て、相互に連携を行い、高齢者の異変を早期に発見し、高齢者が住み慣れた地域で安全に安心して生活することができるよう、地域で見守り体制の充実を図ることを目的とした事業。                                  |
|     | 互助                    | 相互に支え合っている点で共助と共通点があるが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なもの。インフォーマルな相互扶助。例えば、近隣の助け合いやボランティア等。  |

| 区 分 | 用 語           | 解 説   |
|-----|---------------|---|
| か行  | 子育て学習室        | 親と子が遊びや体験学習などを通じて共に育つ地域での集いの場。明石市の子育て支援事業のひとつとして、「地域で子育て」をねらいとし、市立幼稚園・認定こども園区 28 か所で実施している。               |
|     | 子育て世代包括支援センター | 健やかに安心して妊娠・出産・子育てをしていただけるよう、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援をする機関。  |
|     | 子ども・子育て支援事業計画 | 子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づき、同法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえて策定する計画。   |
|     | こども夢文庫        | こども基金を活用した、子どもたちや親子の居場所。図書館から遠い場所や、賑わいが必要な場所に設置して、図書の貸し出しや本の読み聞かせなどを行い、地域の子育てを支援している。                     |
|     | 個別支援計画        | 明石市避難行動要支援者名簿を活用し、ひとり一人の避難場所や避難方法等を決めておくもの。   |
|     | コミュニティ・スクール   | 学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第 47 条の 5）に基づいた仕組み。 |
|     | コミュニティ・センター   | 小学校区コミュニティ・センターは協働のまちづくりを進めるための拠点施設。中学校区コミュニティ・センターは生涯学習の拠点施設。  |
| さ行  | ジェンダー平等       | 男性と女性の役割の違いによって生まれる社会的・文化的性差をジェンダーと呼び、この性差に起因する差別を撤廃すること。   |
|     | 自殺対策計画        | 平成 28 年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、「自殺のない社会」の実現を目指すために、同法第 13 条第 2 項に定める市町村自殺対策計画として策定するもの。   |
|     | 社会福祉協議会       | 地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として社会福祉法第 109 条に規定されており、全国、都道府県・指定都市、市区町村に設置されている。                                    |
|     | 社会を明るくする運動    | すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動。                    |

| 区 分            | 用 語           | 解 説   |
|----------------|---------------|---|
| さ行             | 障害者計画         | 障害者基本法第 11 条第 3 項の規定による市町村障害者計画として、本市における障害者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を定めた計画。                                   |
|                | 障害福祉計画障害児福祉計画 | 障害者総合支援法、児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の提供体制の確保、その他本市が進める支援施策の方向性及び目標について定めた計画。                                       |
|                | シルバー人材センター    | 高齢者に臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務を一般家庭、事業所、官公庁などから受注し、その仕事を会員の能力や希望に応じて組織的に提供する団体。                                 |
|                | スクールガード       | 地域の方々の理解と協力により、ボランティアとして、全小学校区でのスクールガードによる意欲的な子どもの見守り活動が展開されている。  |
|                | 生活支援コーディネーター  | 高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を担う者。                       |
|                | 成年後見制度        | 認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人の代理として契約を行い、本人に不利益な契約を取り消すなどができる制度。   |
|                | 総合福祉センター      | 障害者（児）、高齢者、母子家庭及び寡婦等福祉関係並びに市民の福祉の向上と、地域保健福祉活動の増進に寄与するための施設であるとともに、各種の福祉サービスの拠点。                           |
|                | た行            | 第 1 号被保険者   |
| 団塊の世代・団塊ジュニア世代 |               | 団塊の世代は 1947 年(昭和 22 年)から 1949 年(昭和 24 年)まで、団塊ジュニア世代は 1971 年(昭和 46 年)から 1974 年(昭和 49 年)までに生まれた世代を指す。       |
| 地域共生社会         |               | 「支える側」と「支えられる側」という固定された関係ではなく、高齢者、障害者、児童、生活困窮者等を含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会。                  |
| 地域力            |               | 近隣の住民が助け合い、地域課題を自ら解決していく力。  |
| 地区社会福祉協議会      |               | 地域住民による福祉活動を行う自主組織。法的な位置づけはないが、住民が抱える様々な福祉課題に対する支援を行うため、地区社協と自治会、高年クラブ、子ども会など地域の各種団体が連携して地域福祉活動の推進を図っている。 |

| 区 分 | 用 語           | 解 説  |
|-----|---------------|--|
| た行  | 長期総合計画        | 地方自治体が策定する行政計画の基本となる計画。まちづくりの長期的な展望や、総合的かつ計画的な行政運営の指針が示されている。  |
| な行  | 認知症           | 脳の疾患を原因として、記憶・判断能力などが徐々に低下し、日常生活に支障をきたすようになった状態をいう。認知症は病気であり、単なるもの忘れとは区別される。   |
|     | 認知症あんしんプロジェクト | 認知症に早期に気づき、認知症の人とその家族を継続的に支援するプロジェクト。  |
|     | 認知症カフェ        | 認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、認知症の人とその家族、地域住民、専門職などが気軽に集い、お互いの悩みを話したり、情報交換をしながら楽しく過ごす集いの場。  |
| は行  | ひきこもり         | ひきこもりは、おおむね6か月以上、様々な原因の結果として、社会的参加（例えば、学校に行く、仕事をする、友人と遊ぶこと）を回避し、家庭内にとどまり続け、家庭以外の親しい人間関係がない状態。  |
|     | ひとり暮らし高齢者台帳   | 市内在住の65歳以上のひとり暮らしの高齢者を台帳登録し、福祉の向上や安否確認・緊急時の対応等、地域におけるひとり暮らし高齢者の見守り体制づくりを目的とする台帳。   |
|     | 避難行動要支援者台帳    | 市内在住の65歳以上のひとり暮らしの高齢者・65歳以上の在宅の寝たきりや認知症高齢者・介護保険要介護4・5認定者・重度障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者）など、災害時にひとりで避難することができないおそれのある避難行動要支援者を台帳登録し、災害時に迅速かつ的確に地域で援助が受けられる体制づくりを目的とする台帳。 |
|     | 避難行動要支援者名簿    | 災害時において特に配慮や支援を要する人（要配慮者）の把握、情報共有を図るため、避難行動要支援者名簿を作成して要配慮者の登録を行い、本人が拒否を申し出た場合を除き、希望する自治会・町内会へ名簿情報の提供を行っている。  |
|     | 福祉力           | 地域が持っている、支え合いなどの福祉の力。  |

| 区 分 | 用 語       | 解 説  |
|-----|-----------|--|
| は行  | 保護司       | 保護司は、法務大臣から委嘱され、民間ボランティアの立場で、国家公務員である保護観察官と協力して、対象となる人と定期的に面接を行い、社会での約束ごとを守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の相談などの手助けを行ったり、犯罪の未然防止のために街頭啓発活動などにより世論の啓発を行ったりするなど、犯罪をした人や非行をした少年の立ち直りを地域で支える活動をしている。 |
|     | ボランティア連絡会 | 明石市内を拠点に活動している、ボランティアグループで構成されたボランティア組織。   |
| ま行  | 民生委員・児童委員 | 民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、児童委員を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。                              |
| や行  | 要支援・要介護   | 介護が必要な度合に応じて定めた要支援・要介護状態の区分のこと。要支援1・2、要介護1～5の計7段階がある。  |
| ら行  | 老老介護      | 高齢者の介護を高齢者が行うこと。主に65歳以上の高齢の夫婦や親子、兄弟などのどちらかが介護者であり、もう一方が介護される側となるケース。   |

---

明石市第4次地域福祉計画  
令和4年（2022年）3月

編集・発行／明石市 福祉局 地域共生社会室 地域福祉担当  
電話：(078)918-5168  
FAX：(078)918-5051  
〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

---

# 明石市高齢者いきいき福祉計画 及び第9期介護保険事業計画

2024年度（令和6年度）～2026年度（令和8年度）

# 目次

|   |    |
|---|----|
| 序章 計画について .....                         | 1  |
| 1. 基本理念 .....                           | 1  |
| 2. 計画改定の背景 .....                        | 2  |
| (1) 高齢者人口の現状と推移 .....                   | 2  |
| (2) 高齢者を取り巻く現状 .....                    | 2  |
| (3) 国の動き .....                          | 2  |
| (4) 第9期計画の基本指針 .....                    | 3  |
| 3. 計画の位置づけ .....                        | 3  |
| (1) 計画の趣旨 .....                         | 4  |
| (2) 計画の位置づけ .....                       | 4  |
| (3) 計画の期間 .....                         | 4  |
| (4) 日常生活圏域 .....                        | 5  |
| 第1章 高齢者福祉を取り巻く概況 .....                  | 6  |
| 1. 基礎統計にみる概況 .....                      | 6  |
| (1) 人口の動向 .....                         | 6  |
| (2) 世帯の動向 .....                         | 7  |
| (3) 第1号被保険者の要介護認定者数等の動向 .....           | 8  |
| (4) 認知症高齢者数・障害高齢者数の動向 .....             | 10 |
| (5) 一人当たり給付月額の水準 .....                  | 11 |
| 2. 第8期計画の主な取組内容と課題 .....                | 12 |
| (1) 地域ネットワークの充実 .....                   | 12 |
| (2) 認知症の人や家族への支援の充実 .....               | 14 |
| (3) 権利擁護の取組の充実 .....                    | 16 |
| (4) 災害・感染症に対する体制整備の推進 .....             | 17 |
| (5) 介護保険サービスの充実 .....                   | 18 |
| (6) 高齢者の活躍できる場の充実と社会参画の推進 .....         | 20 |
| (7) 健康づくりの推進 .....                      | 20 |
| (8) 地域づくりの支援 .....                      | 21 |
| 第2章 第9期計画の基本方針 .....                    | 23 |
| 1. 基本方針 .....                           | 23 |
| 2. 施策の展開 .....                          | 25 |
| 第3章 取り組む施策 .....                        | 26 |
| 1. 地域ネットワークの充実 .....                    | 26 |
| (1) 重層的支援の推進 .....                      | 26 |
| (2) 地域包括支援センターの機能強化 .....               | 27 |
| (3) 介護予防と自立支援の推進（介護予防・日常生活支援総合事業） ..... | 28 |
| (4) 地域ケア会議の推進 .....                     | 31 |
| (5) 在宅医療・介護連携の推進 .....                  | 32 |



|   |           |
|---|-----------|
| (6) 在宅生活の支援.....                          | 32        |
| (7) 高齢者の住まいの安定確保.....                     | 32        |
| 2. 適切な介護保険サービスの確保.....                    | 34        |
| (1) 在宅サービスの促進.....                        | 34        |
| (2) 施設サービスの充実.....                        | 35        |
| (3) 介護保険サービスの質の向上.....                    | 37        |
| (4) 介護保険サービスの適正利用の促進.....                 | 38        |
| (5) 介護人材の確保・育成への支援.....                   | 39        |
| (6) 感染症対策の促進.....                         | 40        |
| 3. 認知症の人や家族等への支援の充実.....                  | 42        |
| (1) 認知症の理解促進.....                         | 42        |
| (2) 早期の気づき・早期支援の推進.....                   | 43        |
| (3) 本人の尊厳確保.....                          | 44        |
| (4) 医療・介護体制の充実.....                       | 45        |
| (5) 見守り・地域支援体制の充実.....                    | 46        |
| (6) 若年性認知症の人への支援.....                     | 47        |
| 4. 権利擁護の取組の推進.....                        | 48        |
| (1) 成年後見制度の普及促進.....                      | 48        |
| (2) 高齢者の虐待防止及び早期発見・早期対応.....              | 48        |
| 5. 支え合い、いきいき暮らせる地域づくり.....                | 50        |
| (1) 健康づくりの推進・意識の向上.....                   | 50        |
| (2) 生きがいづくりと社会参画の促進.....                  | 50        |
| (3) 生活支援体制整備の推進.....                      | 52        |
| (4) 見守り体制の充実.....                         | 53        |
| (5) 災害対策の充実.....                          | 54        |
| <b>第4章 介護保険事業の見込み.....</b>                | <b>55</b> |
| 1. 利用者数等の推計.....                          | 55        |
| (1) 施設サービス・居住系サービスの利用者数の推計.....           | 55        |
| (2) 居宅サービス・地域密着型サービス等の利用者数等の推計.....       | 56        |
| (3) 介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス等の利用者数等の推計..... | 57        |
| 2. 給付費等の推計.....                           | 58        |
| (1) 介護給付費（居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス等）.....  | 58        |
| (2) 予防給付費（介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス等）.....   | 59        |
| (3) 標準給付費見込額.....                         | 60        |
| (4) 地域支援事業費見込額.....                       | 61        |
| (5) 保健福祉事業費見込額.....                       | 62        |
| (6) 総事業費見込額.....                          | 63        |
| 3. 介護保険料基準額の推計手順.....                     | 64        |
| 4. 介護保険料算定に必要な諸係数.....                    | 65        |

|                                  |           |
|----------------------------------|-----------|
| (1) 第1号被保険者が負担する割合 .....         | 65        |
| (2) 財政調整交付金.....                 | 65        |
| (3) 介護保険給付費準備基金の活用 .....         | 66        |
| (4) 第9期計画期間に向けた制度改正（主な方向性） ..... | 66        |
| (5) 予定介護保険料収納率.....              | 67        |
| 5. 第1号被保険者の介護保険料 .....           | 68        |
| (1) 第1号被保険者の介護保険料収納必要額.....      | 68        |
| (2) 第9期介護保険料の金額と賦課割合.....        | 68        |
| <b>第5章 計画の推進 .....</b>           | <b>72</b> |
| (1) 推進の体制 .....                  | 72        |
| (2) 進捗管理の方法.....                 | 72        |
| <b>参考資料 .....</b>                | <b>73</b> |
| 1. 策定の経過 .....                   | 73        |
| 2. 高齢者の暮らしや介護に関わる調査 .....        | 77        |
| (1) 日常生活に関するアンケート調査の概要.....      | 77        |
| (2) 在宅介護実態調査の概要 .....            | 77        |
| (3) 介護保険施設等実態調査の概要 .....         | 77        |
| 3. 用語説明 .....                    | 78        |
| 4. SDGsの17の目標 .....              | 88        |

---

---

# 序章 計画について

---

---

## 1. 基本理念

いくつになっても自分らしく

地域で支え合い、安心して暮らせるまち あかし

わが国は、「超高齢社会」から少子高齢化の進行により、出生数が減少し、高齢者の死亡数が増加する「人口減少社会」が到来しています。単身世帯の増加や世帯規模の縮小が進み、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増加する中、高齢者の社会的孤立も懸念されています。また、介護・介助を必要とする高齢者や多様で複雑化・複合化したニーズを抱える世帯が顕在化する中、すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域社会の活力を維持し、地域全体で支えていく取組が必要です。

さらに、わが国は、医療の進歩や健康づくりの取組によって、平均寿命、健康寿命とも世界一の長寿社会となっていますが、平均寿命と健康寿命との差は、男女ともに10歳程度となっています。高齢者一人ひとりの生活の質を維持し、社会保障制度を持続可能なものとするためには、誰もがいくつになっても元気に活躍し続けられる社会づくりを進めていくことも求められるようになっていきます。

こうした中、本市では、2022年（令和4年）3月にまちづくりの最上位計画である「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」を策定し、2030年のあるべき姿を「SDGs未来安心都市・明石 ～いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで～」と定めて、取組を進めています。

「あかしSDGs推進計画」が本市におけるまちづくりの方向性として「すべての人が助け合い安心して暮らせるまち」を目指すとしていることを踏まえて、また、「地域で支えあい 安心して暮らせるまちづくり～地域共生社会の実現に向けて～」を基本理念として取組んできた現在の第8期計画の基本的な考え方やその歩みを引継ぎ、本市の高齢者福祉の基本理念を「いくつになっても自分らしく 地域で支え合い、安心して暮らせるまち あかし」と定めます。

## 2. 計画改定の背景

### (1) 高齢者人口の現状と推移

わが国における高齢化は世界に類をみないスピードで進んでおり、「令和5年版高齢社会白書」によると、2022年（令和4年）10月1日現在の65歳以上の高齢者人口は3,624万人、高齢化率は29.0%となっています。総人口に占める65歳から74歳までの人口の割合は13.5%、75歳以上人口の割合は15.5%と75歳以上人口の割合が高くなっています。65歳以上の人口は、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）には、3,653万人に達し、その後も65歳以上人口は増加傾向が続き、2043年（令和25年）に3,953万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。

### (2) 高齢者を取り巻く現状

65歳以上の高齢者の増加に伴い、また2025年（令和7年）には、団塊の世代が75歳以上となる中で、ひとり暮らし高齢者や老老世帯、要支援・要介護認定者や認知症高齢者の方などが増加し、高齢者の孤立や高齢者虐待、老老介護による介護負担、8050問題等個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化してきています。

また、高齢者人口が増加する一方で、生産年齢人口が減少し、2022年（令和4年）には65歳以上の高齢者1人に対して現役世代が2.0人となっており、今後、高齢化率が上昇し、現役世代の割合が低下する中で、高齢者の生活を支える仕組みや人材の確保がますます重要となってきています。

### (3) 国の動き

このような状況の中、国では、2023年（令和5年）5月「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）」により、介護情報基盤の整備や介護サービス事業者の財政状況の見える化、介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務、看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化、地域包括支援センターの体制整備などを定めたところです。

また、6月には、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる共生社会の実現を推進することを目的とする「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下「認知症基本法」という。）が成立し、法律に沿った施策を総合的かつ計画的に推進することが求められているところです。

#### (4) 第9期計画の基本指針

国において、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が示されました。

この基本指針において、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性があることに加え、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進が求められています。

##### 国の基本指針における第9期計画において記載を充実する事項

- 1 介護サービス基盤の計画的な整備
  - 地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備
  - 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保 等
- 2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
  - 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
  - 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組 等
- 3 地域包括ケアシステムを支える人材確保及び介護現場の生産性向上の推進
  - ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
  - ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進 等

### 3. 計画の位置づけ

本市では、2021年（令和3年）3月に「明石市高齢者いきいき福祉計画及び第8期介護保険事業計画」（以下「第8期計画」という。）を策定し、医療・介護・福祉環境を活用しつつ、これまでの取組をさらに継承発展させ、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し各種施策に取り組んできました。

第8期計画の取組状況の評価・検証を行うとともに、国の基本指針に基づき、「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」や福祉分野の上位計画である「明石市第4次地域福祉計画」の基本理念との整合を図り、本市における地域包括ケアシステムを一層推進し、高齢者をはじめあらゆる世代の市民が支え合い、自分らしくともに暮らせる地域共生社会を目指して、「明石市高齢者いきいき福祉計画及び第9期介護保険事業計画」（以下「第9期計画」という。）を策定します。

## (1) 計画の趣旨

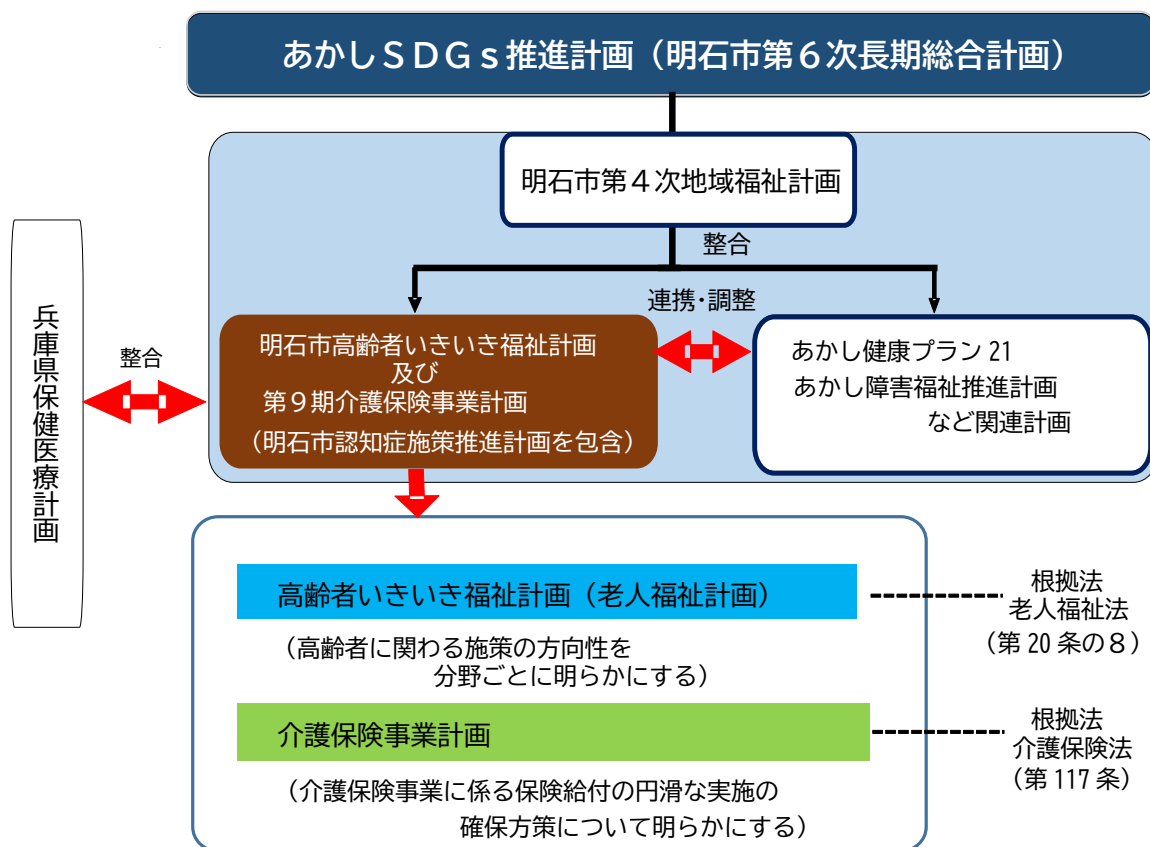
本計画では、本市の高齢者福祉や認知症に関する施策をはじめ、生きがいつくりや支え合いの地域づくりなど関連施策の方向性や具体的な取組を定めます。

また、本市の中長期的な人口動態や介護ニーズの見込等を踏まえ、高齢者施設等介護サービスの基盤整備計画など介護保険給付の円滑な実施の確保方策を定めるとともに、介護保険給付の財源となる第9期計画期間における第1号被保険者の保険料を決定します。

## (2) 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法と介護保険法に基づき策定し、「高齢者いきいき福祉計画」と「介護保険事業計画」とを一体のものとして策定するとともに、「基本方針3 認知症の人や家族等への支援の充実」に掲げた事業や取組等については、認知症基本法に基づく「明石市認知症施策推進計画」として策定します。

本市の最上位計画や「兵庫県保健医療計画」との整合性を確保し、また、「あかし健康プラン21」や「あかし障害福祉推進計画」など関連計画と連携・調整しながら、その推進を図っていきます。

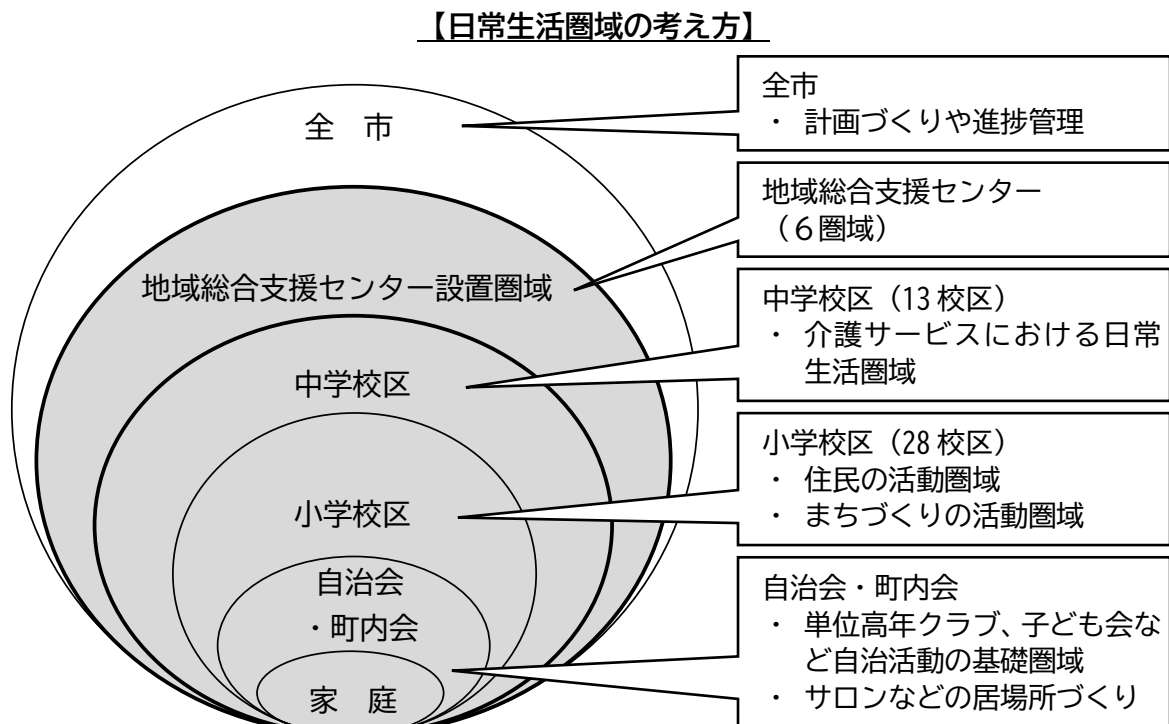


## (3) 計画の期間

2024年度（令和6年度）から2026年度（令和8年度）までの3年間とします。

#### (4) 日常生活圏域

在宅での生活を望む要支援・要介護認定者が、住み慣れた地域とのつながりを保持するために、また、地域において要介護状態になるおそれのある高齢者を発見し、適切なサービスにつなげていくためには、より身近な自治会・町内会や小学校区単位での活動が重要となります。また、本市においては小学校区（28 校区）をまちづくりの単位としてコミュニティ施策を展開しています。これらの地域との密接な関係を維持しつつ、必要なサービスを継続的・包括的に提供できる単位である日常生活圏域として中学校区（13 校区）を設定し、介護サービスの基盤を整備していくこととします。



##### 【日常生活圏域とは】

市域を“地理的条件”、“人口”、“交通事情その他社会的条件”などを勘案して身近な生活圏で分けしものを「日常生活圏域」といいます。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、高齢者が日常生活を営んでいる地域を中心に、必要な介護サービス等の基盤整備の在り方を明らかにするため、地理的条件や人口、交通、その他の社会的条件、施設の整備状況などを総合的に勘案して定める必要があります。国では、概ね 30 分以内に必要なサービスが提供される圏域として、具体的には中学校区を基本とすることを例示しています。

##### 【地域総合支援センターとは】

本市では、「福祉まるごと相談窓口」として「地域総合支援センター」を市内 6 か所に設置し、世代や分野を問わない総合的・包括的な相談支援や地域支え合い体制の構築など地域福祉の充実について、一体的な取組を進めています。

# 第1章 高齢者福祉を取り巻く概況

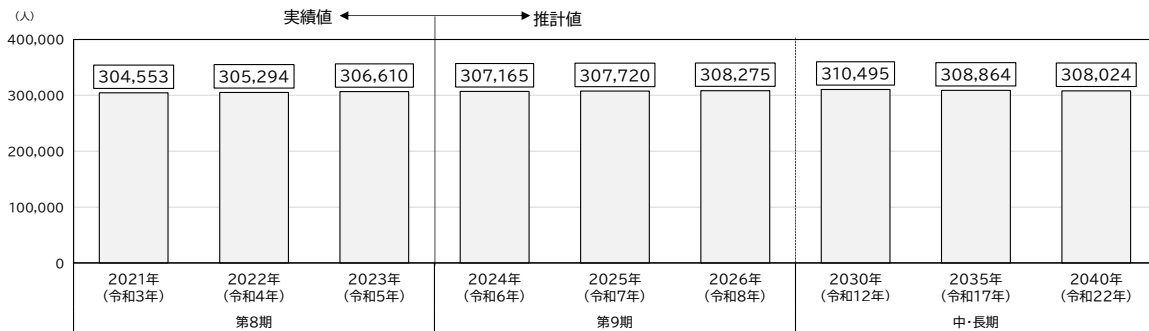
## 1. 基礎統計にみる概況

### (1) 人口の動向

#### ① 人口の推計

総人口は微増傾向にあり、2023年（令和5年）は306,610人となっています。2030年（令和12年）までは微増傾向が見込まれ、その後は減少に転じる推計になっています。

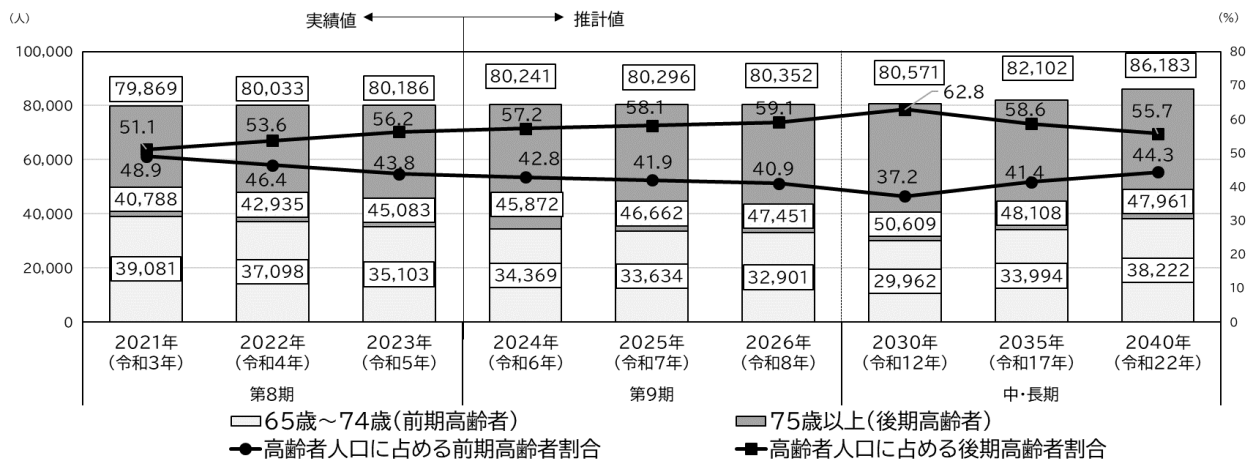
総人口の推計



#### ② 高齢者人口の推計

高齢者人口は緩やかに増加しており、2023年（令和5年）は80,186人で、高齢者人口に占める前期高齢者と後期高齢者の割合は、前期高齢者が43.8%、後期高齢者が56.2%となっています。2030年（令和12年）までは後期高齢者の割合は上昇し、その後はいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）に向け前期高齢者の割合が上昇すると見込まれます。

高齢者人口に占める前期高齢者・後期高齢者の推計



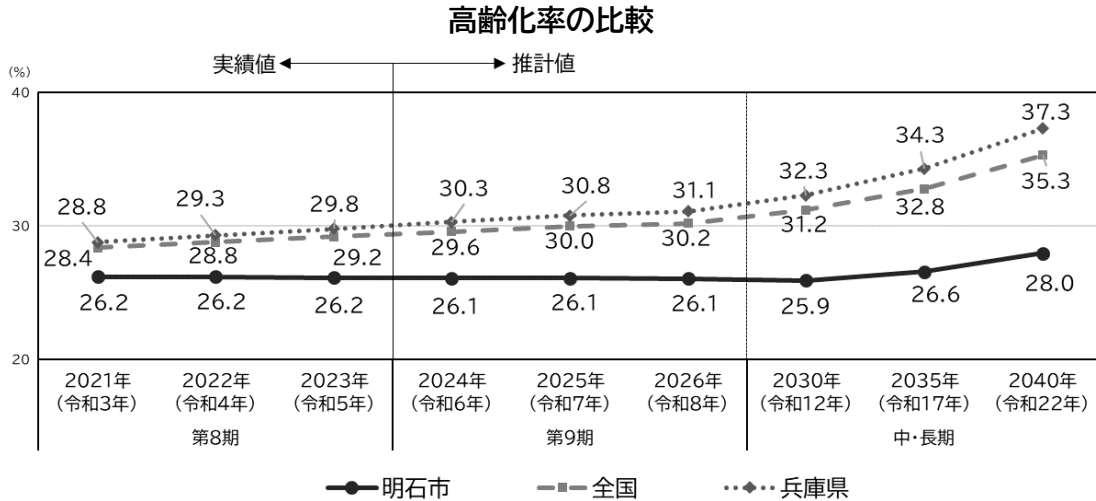
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

2024年（令和6年）以降は、2023年（令和5年）10月1日住民基本台帳人口に基づきコーホート要因法で推計



### ③ 高齢化率の推計

本市の高齢化率は全国、県と比べて低い水準にあり、全国や県の増加傾向よりも緩やかに推移しています。今後も全国や県よりは低い水準を保つものの、将来的には上昇していくことが見込まれます。

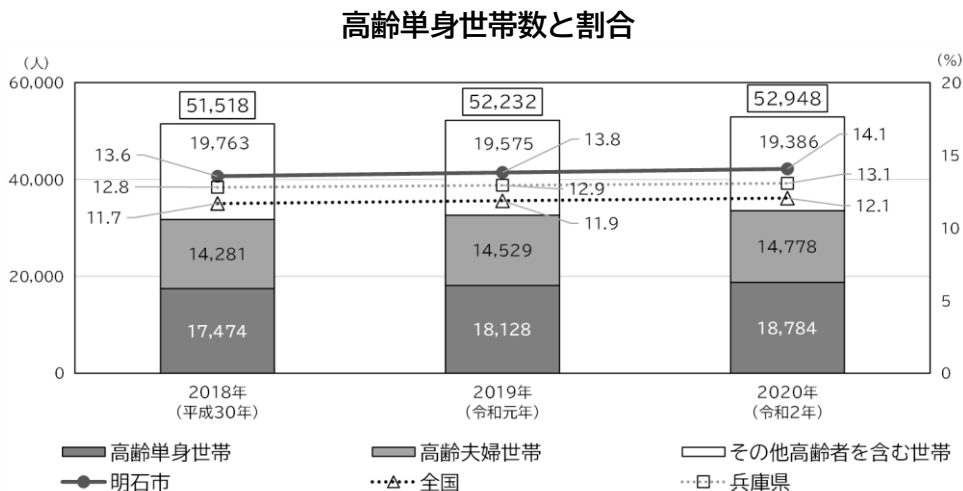


資料：市は住民基本台帳（各年10月1日現在）、2024年（令和6年）以降は、2023年（令和5年）10月1日住民基本台帳人口に基づきコーホート要因法で推計  
 全国、兵庫県は総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

## (2) 世帯の動向

### ① 高齢者のいる世帯の推移

高齢者のいる世帯は2018年（平成30年）から2020年（令和2年）までで1,430世帯の増加となっていますが、このうち高齢単身世帯が1,310世帯を占めています。高齢単身世帯は2020年（令和2年）が18,784世帯、一般世帯に占める割合は14.1%で、全国、県よりも高くなっています。



資料：総務省「国勢調査」

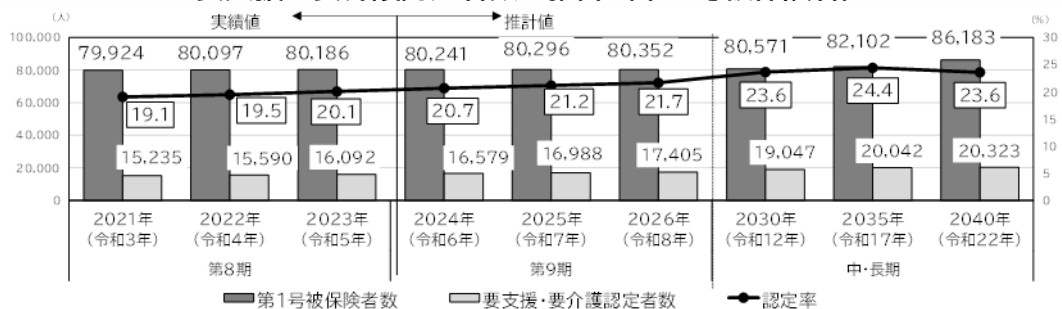
※ 「一般世帯」は国勢調査で用いられる世帯区分であり、「施設等の世帯」以外の世帯をいう。「施設等の世帯」は、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者などから成る世帯

### (3) 第1号被保険者の要介護認定者数等の動向

#### ① 要支援・要介護認定者数の推計（第1号被保険者）

要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、2023年（令和5年）は16,092人と、2021年（令和3年）の15,235人から857人増加しており、今後も増加傾向が続き、2040年（令和22年）には20,323人になると見込まれます。認定率については、2023年（令和5年）は20.1%で、その後2035年（令和17年）までは、上昇傾向が続くと見込まれます。

要支援・要介護認定者数の推計（第1号被保険者）



#### ② 要支援・要介護認定者の内訳の推計（第1号被保険者）

要支援・要介護認定者の内訳比率は横ばいで推移しており、要支援が40%程度、要介護1、2が30%程度、要介護3以上が30%程度となっています。

要支援・要介護認定者数の内訳の推計



|             | 第8期          |              |              | 第9期          |              |              | 中・長期          |               |               |
|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|
|             | 2021年 (令和3年) | 2022年 (令和4年) | 2023年 (令和5年) | 2024年 (令和6年) | 2025年 (令和7年) | 2026年 (令和8年) | 2030年 (令和12年) | 2035年 (令和17年) | 2040年 (令和22年) |
| 要支援・要介護認定者数 | 15,235       | 15,590       | 16,092       | 16,579       | 16,988       | 17,405       | 19,047        | 20,042        | 20,323        |
| 要支援1        | 2,800        | 2,905        | 2,978        | 3,072        | 3,137        | 3,202        | 3,464         | 3,516         | 3,454         |
| 要支援2        | 3,252        | 3,262        | 3,538        | 3,521        | 3,599        | 3,680        | 3,997         | 4,142         | 4,132         |
| 要介護1        | 2,304        | 2,341        | 2,382        | 2,476        | 2,540        | 2,604        | 2,864         | 3,000         | 3,007         |
| 要介護2        | 2,123        | 2,213        | 2,230        | 2,304        | 2,366        | 2,424        | 2,667         | 2,852         | 2,926         |
| 要介護3        | 1,785        | 1,750        | 1,831        | 1,922        | 1,972        | 2,026        | 2,233         | 2,396         | 2,478         |
| 要介護4        | 1,853        | 1,927        | 1,965        | 2,001        | 2,058        | 2,118        | 2,344         | 2,545         | 2,662         |
| 要介護5        | 1,118        | 1,192        | 1,168        | 1,283        | 1,316        | 1,351        | 1,478         | 1,591         | 1,664         |

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」9月末日現在

2024年（令和6年）以降は2023年（令和5年）10月1日現在の住民基本台帳人口に基づいたコーホート要因法による推計に性別・5歳階級別の認定率（令和3年～5年平均）を乗じて算定

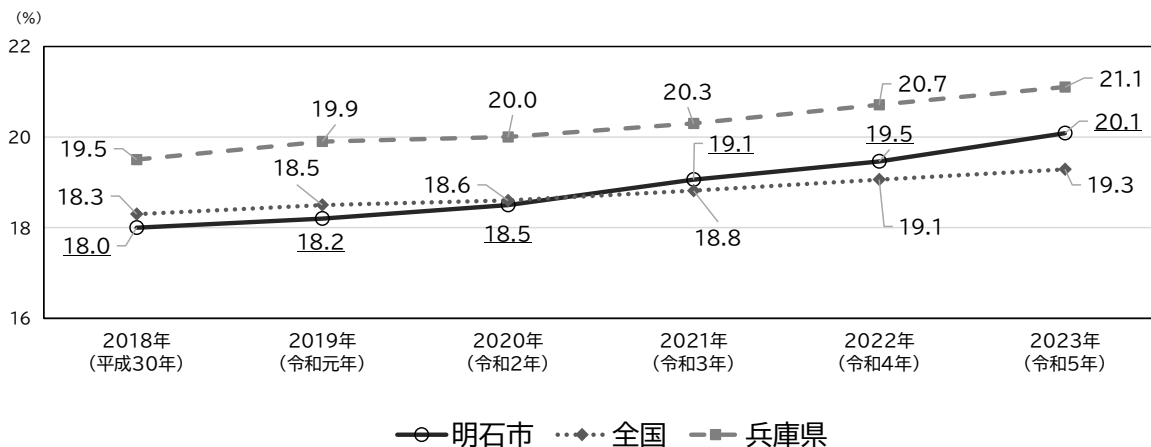
※ 「認定率」は、要支援・要介護認定者数を第1号被保険者数で除した数

### ③ 認定率の比較

本市の認定率は2023年（令和5年）9月末時点が20.1%で、県よりも低く、全国よりも高い水準で推移しています。

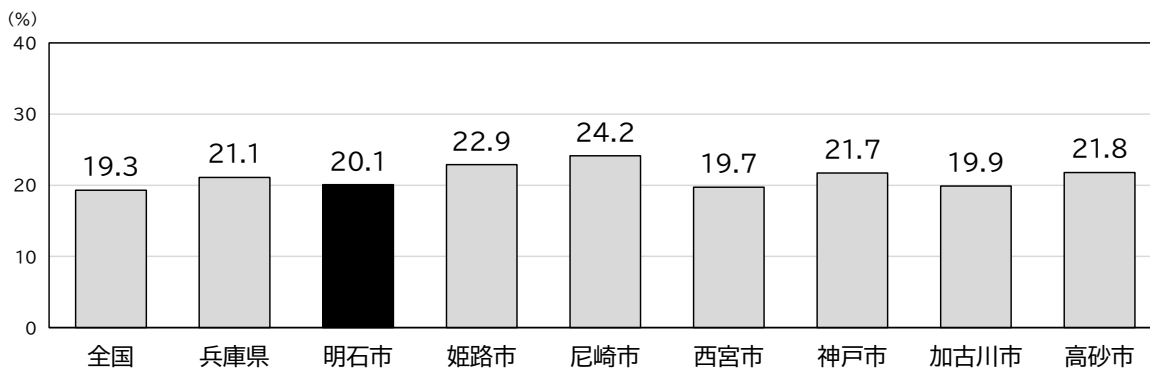
県内の中核市、近隣他市と比べると、西宮市、加古川市以外の市より低い水準となっています。

全国、県との認定率の比較



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」各年9月末日現在

全国、県、近隣市との比較



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」各年9月末日現在

## (4) 認知症高齢者数・障害高齢者数の動向

### ① 認知症高齢者数の推計

要介護認定者における認知症高齢者数の推移をみると、年々増加傾向にあり、2023年(令和5年)は、認知症自立度Ⅱ以上の認定者数が8,962人となっており、高齢者人口の増加に伴い、増加することが見込まれます。

#### 認知症高齢者数の推計

(単位:人)

|             | 第8期             | 第9期             |                 |                 |                  | 中・長期             |                  |  |
|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|--|
|             | 2023年<br>(令和5年) | 2024年<br>(令和6年) | 2025年<br>(令和7年) | 2026年<br>(令和8年) | 2030年<br>(令和12年) | 2035年<br>(令和17年) | 2040年<br>(令和22年) |  |
| 認知症<br>高齢者数 | 8,962           | 9,120           | 9,345           | 9,574           | 10,477           | 11,025           | 11,179           |  |

資料：各年9月末日現在の厚生労働省「介護保険総合データベース」を参考に算出

※本指標の「認知症自立度」は、要介護認定調査における認知症高齢者の日常生活自立度を指す。

### ② 障害高齢者数の推計

要介護認定者における障害自立度A以上の高齢者数の推移をみると、年々増加傾向にあり、2023年(令和5年)では11,280人となっており、認知症高齢者数と同様に、高齢者人口の増加に伴い、増加することが見込まれます。

#### 障害高齢者数の推計

(単位:人)

|            | 第8期             | 第9期             |                 |                 |                  | 中・長期             |                  |  |
|------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|--|
|            | 2023年<br>(令和5年) | 2024年<br>(令和6年) | 2025年<br>(令和7年) | 2026年<br>(令和8年) | 2030年<br>(令和12年) | 2035年<br>(令和17年) | 2040年<br>(令和22年) |  |
| 障害<br>高齢者数 | 11,280          | 11,479          | 11,762          | 12,051          | 13,187           | 13,876           | 14,071           |  |

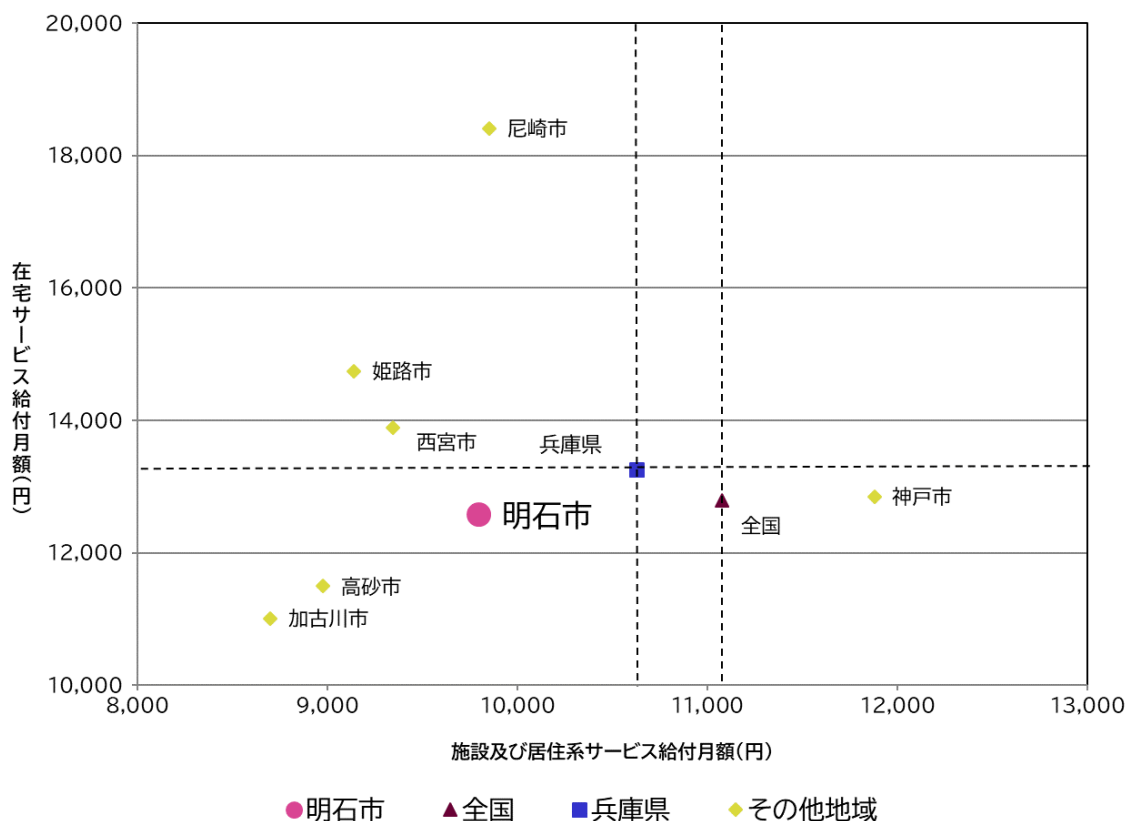
資料：各年9月末日現在の厚生労働省「介護保険総合データベース」を参考に算出

※本指標の「障害自立度」は、要介護認定調査における障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)を指す。

## (5) 一人当たり給付月額の水準

2023年(令和5年)9月の本市の第1号被保険者一人当たり給付月額の状態をみると、施設及び居住系サービスの給付月額は9,798円、在宅サービスは12,567円となっており、在宅サービス、施設及び居住系サービスともに全国、県より低くなっています。

一人当たり給付月額（在宅サービス・施設及び居住系サービス）



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」2023年（令和5年）9月末

- ※ 本指標の「在宅サービス給付月額」は、在宅サービス給付費の総額を第1号被保険者数で除した数。
- ※ 本指標の「施設及び居住系サービス給付月額」は、第1号被保険者に対する施設及び居住系サービス給付費の総額を第1号被保険者数で除した数。
- ※ 在宅サービスは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）、福祉用具貸与、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護を指す。
- ※ 施設及び居住系サービスは、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護を指す。

## 2. 第8期計画の主な取組内容と課題

### (1) 地域ネットワークの充実

#### 【主な取組内容】

#### ① 地域包括支援センターの機能強化

- 加齢や障害による心身の機能低下をはじめとしたさまざまな生活のしづらさを抱える人が、地域において自立した生活が送れるよう、「福祉まるごと相談窓口」として、地域包括支援センターの機能を強化した「地域総合支援センター」を市内6か所に設置し、世代・分野を問わない相談支援を行うとともに、複雑化・複合化した課題を抱える事例等に対し、多機関との協働により包括的な支援を行っています。
- 配置が義務付けられている3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）に加え、その他の専門職や事務職を含めた体制の確保に努めています。

#### ② 介護予防と自立支援の推進（保健事業との一体的な推進）

- 要支援者・事業対象者に対し、指定事業所及び委託による訪問型・通所型の各種サービスを提供し、生活支援等を行っています。
- 訪問と通所を組み合わせた短期集中予防サービス「再見！生活プログラム」を委託により実施しています。
- 介護予防の普及啓発や住民主体の介護予防活動の支援を通じて、多様な通いの場を市域全体に増やす取組を行っています。
- 「高齢者の質問票」を用いて介護予防の取組を必要とする高齢者を把握し、相談窓口や介護予防に関する情報提供を行っています。また、集積した回答データを活用するとともに、保健事業担当部局と連携しながら高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組を推進しています。

#### ③ 地域ケア会議の推進

- 個別事例から地域課題を抽出し、それを関係機関で検討を重ねることにより、地域の課題を関係者で共有し、必要に応じて課題ごとの中核的なメンバーが集まる専門部会等により、テーマ別に検討しています。
- 行政や保健医療福祉関係者、地域住民組織の代表者等が連携し、地域課題を解決する協働のプラットフォームとして設置した「まちなかゾーン会議」では、生活習慣病予防や栄養・歯・口腔、こころの健康づくりなどの健康課題や認知症、フレイル予防、生活支援などのテーマで取組を進めています。

#### ④ 在宅医療・介護連携の推進

- 地域総合支援センターに在宅医療・介護の連携を支援する人材を配置し、地域の介護・医療関係者等からの在宅医療・介護連携に関する相談窓口を設けています。必要に応じて、退院の際の地域の介護関係者と医療関係者の連絡調整や、患者やその家族の要望を踏まえた地域の介護サービス事業所や医療機関等の紹介を行っています。

- 地域の介護支援専門員等の介護職と医師、看護師等の医療職との連携強化を図る多職種連携学習会や研修会を開催し、顔の見える関係づくりの促進と連携意識の醸成を図っています。

## ⑤ 在宅生活の支援

- 高齢者の在宅での生活を支援し、本人とその家族の負担の軽減を図るため、介護用品の支給を通じた見守りの実施、通院支援タクシー利用券の交付、居場所検索用端末機の貸与など、介護サービス以外に市独自の福祉サービスを実施しています。
- 家族等の介護負担の軽減を図るため、出前講座等で介護サービスの適切な利用について啓発を行っています。

## ⑥ 高齢者の住まいの安定確保

- 施設整備計画に基づき認知症対応型共同生活介護及び特定施設入居者生活介護を行うサービス付き高齢者向け住宅等について整備を行いました。
- 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に関する情報や、住宅施策担当部局との連携のもと住宅セーフティネット制度に登録された民間賃貸住宅の情報を市ホームページ等に掲載し、高齢者の住まいの確保への支援に取り組んでいます。また、サービス付き高齢者向け住宅については、住宅施策担当部局と連携し、法令に基づく登録を推進しています。

## 【課題】

- 地域総合支援センターが配置すべき3職種について、総数では国の基準をやや上回る配置ができていますが、職種間の偏りがあり、一部職種が不足しています。
- 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について、計画に基づき取組を進めていますが、自主グループの数が微増にとどまるなど実績値は目標値に達していません。介護予防の取組を必要とする高齢者を介護予防事業への参加につなげる取組や、多様な住民運営の通いの場を増やす取組をさらに進めていく必要があります。
- 「再見！生活プログラム」のサービス終了後の受け皿の確保を図りつつ、ケアマネジメント力の強化、サービスの内容や効果の周知に努め、利用の促進を図る必要があります。
- 複雑化・複合化した支援ニーズに対し、より迅速で適切な対応が可能となるよう、各相談支援機関等とのネットワーク構築を推進する必要があります。
- 介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む）や特定施設入居者生活介護については、中長期的な視点での介護ニーズの把握等により必要量を適切に見込むとともに、関係機関との意見交換等を通して、施設整備の検討が必要です。

## (2) 認知症の人や家族への支援の充実

### 【主な取組内容】

#### ① 認知症の理解啓発・地域支援体制の充実

- まちのみんなで認知症の人を支えるまちづくりをさらに推進するため、2022年（令和4年）4月に、本市の認知症施策の指針となる「明石市認知症あんしんまちづくり条例」を制定しました。
- 2021年（令和3年）10月から、認知症サポーターの愛称を「オレンジサポーター」とするとともに、認知症にやさしいまちづくりを目指す条例の理念を具体化したものとして、地域理解や地域活動の促進を図るための「あかしオレンジサポーター制度」を創設し、積極的にサポーターを養成しました。  
なお、同制度について、全国キャラバン・メイト連絡協議会主催の「令和4年度認知症サポーターキャラバン優良啓発事例」において、優秀賞を受賞しました。
  - ア) 認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を見守る「オレンジサポーター」
  - イ) オレンジサポーターが、認知症の人への関わり方、関連する制度、地域資源等について学び、様々な場で地域支援を行う「シルバーサポーター」
  - ウ) 経験を積んだシルバーサポーターが在宅支援を行う「ゴールドサポーター」
  - エ) オレンジサポーター養成講座を受講した企業・団体等を認知症の人やその家族にやさしい事業所として認定する「あかしオレンジサポーター協力事業所」
  - オ) 認知症の人の社会参加につながる取組として、認知症の人が自らの経験に基づき市の事業等に関わる「オレンジピアサポーター」
- 認知症サポーター等がチームを作り、認知症の人やその家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みである「チームオレンジ」の構築に向けて、シルバーサポーターを各地区で養成し、活動支援を開始しました。
- 「オレンジピアサポーター」として2名の登録があり、自らの体験や希望、必要としていることを語り合う「本人ミーティング」を開催しました。

#### ② 早期の気づき・早期支援の推進

- 2021年（令和3年）4月に、明石市医師会との間で「認知症施策に関する包括連携協定」を結び、医師会との協力・連携体制を一層強化しました。
- 市が作成する認知症チェックシートを活用し、認知機能低下のおそれのある人には、認知症診断の受診を促し、早期対応につながるよう、診断費用を全額助成し、早期の支援につなげました。
- 認知症チェックシートについては、市窓口や地域総合支援センターへの設置に加え、引き続き、市内の医療機関に設置するとともに、歯科医院、薬局など設置場所を広げ、事業の利用促進を図りました。
- 2021年（令和3年）7月から、加齢による難聴により生活に支障が生じている高齢者の補聴器購入に係る費用を助成する事業を開始し、聴力が低下しても、生活の質を維持し社会交流が図れるよう、早期支援につなげました。



- 地域総合支援センターに医療職と福祉・介護職からなる認知症初期集中支援チームを設置し、認知症が疑われる人や認知症の人、その家族に早期に関わるとともに、認知症支援を強化するため、支援対象者の把握方法の試行的な見直しを行いました。
- 公文教育研究会の専用教材を使った認知症予防プログラムである「みんなで脳力アップ教室」を開講し、受講者の脳の健康づくりに取り組みました。また、受講者に対して楽習支援を行う教室サポーターの多くがシルバーサポーターとして教室終了後も受講者とともに活動を継続し、地域づくり、社会参加の場づくりに取り組んでいます。

### ③ 権利擁護・在宅生活の支援

- 在宅で生活している認知症の人やその家族に対する認知症サポート給付金の支給などの認知症あんしんプロジェクトの継続により、在宅生活の支援を図るとともに、介護者の負担軽減を図りました。
- 認知症により判断能力が低下し、日常生活を営むことに支障がある高齢者等が安全、安心な日常生活を営むことができるよう、成年後見制度の活用についての啓発や手続き支援を行うとともに、申立てを行う親族等がない場合には、市長による申立て支援を実施しました。
- 認知症の人を介護する家族も地域で安心して暮らせるように、家族同士が励ましあい助けあって、息抜きや時には愚痴を言い合える場所としての認知症家族会「あった会」の活動支援を引き続き行うとともに、周知の強化を行い、参加者の増加につなげました。
- 認知症カフェに対する運営費等の助成を拡充しました。

### ④ 若年性認知症支援の推進

- 若年性認知症の疑いをもった人が相談できる窓口や医療機関、若年性認知症の人が利用できる制度やサービス等を掲載した若年性認知症ケアパス「若年性認知症のキホン」を作成し、市内 24 か所の医療機関に設置するとともに、若年性認知症の人に対する個別支援に活用しました。
- 若年性認知症家族会「ひまわり」との連携を強化し、若年性認知症の相談を受けた際に意見交換するなどして、その人の状況に応じた支援に取り組みました。

### ⑤ 介護保険サービスの充実

- 認知症対応型共同生活介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の地域密着型サービス事業所の整備を行いました。

### 【課題】

- あかしオレンジサポーター制度の推進に取り組んでいますが、総人口に占めるサポーター数の割合はまだ低い状況です。引き続き量的な拡大を図るとともに、各サポーターが地域で活躍できる場の整備やその活動支援の強化が必要です。
- 認知症の人やその家族が安心して自分らしく暮らし続けられる地域共生社会の実現に

向けて、認知症の人やその家族のニーズとサポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（「チームオレンジ」）を整備することが必要です。

- 認知症の人やその家族が自らの思いを発信する機会の拡充と、それを受け止めてまちのみんなで認知症を支える取組の推進が必要です。
- 認知症に係る支援を必要としている人をより適切な支援につなげるためには、認知症サポート給付金の支給や「あかしオレンジ手帳（認知症手帳）」の配付等を通じて包括的・継続的支援につなげる認知症あんしんプロジェクトの周知を強化するとともに、それぞれの認知症施策間の連携をこれまで以上に強化することが必要です。
- 新しい認知症の治療法の開発に合わせて、認知症及び軽度認知障害（MCI）の早期診断と早期対応のさらなる推進が必要です。
- 若年性認知症の人を早期診断・早期支援につなげるさらなる体制整備が必要です。
- 身近な地域において広く認知症の人や家族が利用できる居場所を展開していくため、引き続き、認知症カフェをはじめとした様々な地域の居場所に対する支援に取り組む必要があります。

### （３）権利擁護の取組の充実

#### 【主な取組内容】

#### ① 成年後見人制度の普及促進

- 地域総合支援センターにおいて高齢者の権利擁護に関する相談対応を行っています。
- 後見支援センターにおいて、後見・権利擁護及び終活に関する専門相談・専門支援や、後見制度の広報・啓発、法人後見の受任、市民後見人等の養成や活動支援、関係機関との連携強化などを行っています。

#### ② 高齢者の虐待防止及び早期発見・早期対応

- 高齢者虐待が疑われる場合の虐待通報窓口や、介護に関する悩みを相談できる窓口を市役所のほか地域総合支援センターに設置するとともに、夜間・休日の緊急相談専用電話を開設し、早期発見・早期対応につながる環境整備を行っています。医師会、司法書士会、警察等関係団体、地域の介護サービス事業者、民生児童委員などと連携し、見守り体制の充実、虐待防止を図っています。
- 高齢者虐待が疑われる際に、早期に相談・通報してもらえるよう、パンフレットを作成し、相談窓口等の周知や高齢者虐待に対する啓発を行っています。
- 介護老人福祉施設などの高齢者福祉施設における虐待を早期に発見するため、定期及び随時監査による適切な指導を行い、施設虐待の防止に努めるとともに、虐待の起こらない組織づくりや職員育成など、対人支援の観点から施設管理者等を対象に研修会を実施しています。

## 【課題】

- 高齢者が安全、安心に自分らしく生活するため、意思決定支援を含めた成年後見制度の利用は重要な手段であり、意思決定支援の重要性の理解促進や成年後見制度のさらなる周知が必要です。また、制度利用者の増に伴って担い手である後見人の不足が課題となっています。
- 高齢者虐待の通報件数は年々増加しており、早期発見・早期対応できるよう相談窓口等の周知や高齢者虐待に関する理解や啓発、通報時の関係機関内での情報連携のネットワーク強化が課題です。
- 介護従事者による高齢者虐待の発生要因は、虐待に関する知識の理解不足や介護技術の問題、職員のストレス、組織風土や管理体制等によっても考えられるため、高齢者施設等に対し、虐待に関する研修の実施や体制整備について啓発や助言を行い、適正な事業運営の確保を引き続き求めていく必要があります。

## (4) 災害・感染症に対する体制整備の推進

### 【主な取組内容】

#### ① 災害に対する体制整備の推進

- ひとり暮らし高齢者や要介護4・5の認定者、障害を有する高齢者などのうち、避難行動要支援者台帳に未登録の人に対しアンケートを送付するなどして登録を促進しています。
- 上記の台帳登録情報を基に避難行動要支援者名簿を作成し、提供希望があれば、平常時から自治会や町内会、自主防災組織へ提供して、要支援者支援体制の整備を図っています。
- 自治会・町内会、民生児童委員、明石市社会福祉協議会、自主防災組織及び福祉専門職等の関係者と市が連携し、災害時要配慮者一人ひとりに応じた避難場所や避難方法、支援する人などを決めておく「個別避難計画」の作成を促進しています。

#### ② 感染症に対する体制整備の推進

- 新型コロナウイルス感染症が感染拡大した場合も、高齢者施設等入所者や在宅での要介護者が継続して介護サービスを利用できるよう、高齢者施設等へ、国、県、明石市保健福祉施設協会等関係機関やあかし保健所とともに支援を行いました。
  - ・ 高齢者施設入所者及び従事者に対するワクチンの優先接種
  - ・ 介護事業所等に対して、あかし保健所長からの感染症の流行に備えた説明会等を実施
  - ・ 介護事業所等に対して、マスクや検査キット等の配付や感染症対策に要した経費への財政的支援、介護職員の確保への支援
- あかし保健所を中心に関係機関と連携し、高齢者施設等に対し、感染症の未然防止や拡大防止対策に係る環境整備の徹底を指導・助言しました。

## 【課題】

- 避難行動要支援者台帳の登録率が約 85%であるため、今後も積極的に登録を進めていく必要があります。
- 自治会等の地域の防災組織へ避難行動要支援者名簿を提供していますが、提供率は約 45%であり、今後も地域と連携しながら名簿の提供に努めていく必要があります。
- 地域における安否確認等が促進できるよう、高年クラブやボランティアグループの見守り活動を活性化させるなど、地域への更なる啓発を行う必要があります。
- 災害時に高齢者施設等の入所者や利用者が安全にかつ迅速に避難できるよう、法令で非常災害対策計画の策定や訓練の実施等が義務付けられていることから、計画の策定や訓練の実施等を把握し、必要に応じ助言・指導を行う必要があります。
- 高齢者施設等の入所者は、感染症に罹患すると重症化しやすいことから、平素から、あかし保健所を中心に関係機関との連携のもと、高齢者施設等に対し、感染症の未然防止、拡大防止対策に係る環境整備の徹底を引き続き指導・助言する必要があります。
- 災害時や感染症流行時においても、介護を必要とする高齢者等が介護サービスを継続して利用できるよう、介護サービス事業所等に、業務継続計画の策定、研修や訓練の実施等が義務づけられていることから、引き続き、介護サービス事業所等に対し運営指導等の機会を通じて、周知、助言を行う必要があります。

## (5) 介護保険サービスの充実

### 【主な取組内容】

#### ① 在宅サービスの促進

- 在宅サービスを提供する事業者の指定等を行い、適切な介護サービスの確保を行っています。また、本市の市民が優先して利用できる地域密着型サービスである認知症対応型共同生活介護については、計画通りに整備を行いました。
- 24 時間 365 日にわたって安心した在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、整備計画の 4 事業所には至らなかったものの 2 事業所を整備しました。

#### ② 施設サービスの充実

- 整備費補助の上乗せや魚住清掃工場跡地（市有地）の提供により介護老人福祉施設整備の促進を図りましたが、新規での施設整備が進まなかったこともあり、介護老人福祉施設併設ショートステイの転換による介護老人福祉施設の整備を進めました（2023 年度（令和 5 年度）に 4 か所 35 床整備済み）。

#### ③ 介護保険サービスの質の向上

- 介護老人福祉施設などの施設や事業所に対して、介護サービスの質を確保するため、運営指導を行っています。不適切な運営が確認された介護サービス事業者等に対しては、監査や指導を行い、是正を促しています。

- 地域総合支援センターでは、困難事例を抱えた介護支援専門員に対する相談支援や介護支援専門員間のネットワークの活用などにより、個々の高齢者の状況やその変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントの支援を行っています。

#### ④ 介護保険サービスの適正利用の促進

- 適切かつ公平な要介護認定を行うため、市調査員、居宅介護支援事業所及び個人委託の介護支援専門員（以下「認定調査員」という。）が実施した認定調査票の内容について、市職員が全件検収を実施しています。
- 認定調査員全体の技術力向上を目的として、県が実施する調査員研修への参加の呼び掛けや、市独自に認定調査員向けの従事者説明会を実施しました。
- ケアプラン点検については、利用者に寄り添った適切なサービス提供につながるプランとなるよう、有資格者の外部講師と相談のうえ対象者を抽出し、書面による点検、事業所・講師・市の三者での面談（初回・フォロー）により行っています。

#### ⑤ 介護人材の確保・育成

- 2022年度（令和4年度）から資格取得支援の受講費助成の対象を、大幅に拡充するとともに、虐待防止研修など各種研修を実施することで、介護人材の育成に努めています。
- 2022年度（令和4年度）から人材確保につながる取組として、市単独の「福祉のしごと就職フェア」を開催しているほか、県と共催の就職説明会等も引き続き実施しています。
- 市立明石商業高等学校に福祉科を創設し、2024年（令和6年）4月1日の開設に向け、関係機関との連携のもと実習棟の整備や教員確保等に取り組みました。

#### 【課題】

- 高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で、日常生活を継続できるよう介護老人福祉施設や在宅サービス等の充実に向け、既存施設や事業所の活用等も含め、整備を進める必要があります。
- 「通い」、「訪問」、「泊まり」の各サービスを総合的に受けられる小規模多機能型居宅介護や、医療ニーズの高い中重度の高齢者に対応できる看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、引き続き整備を進める必要があります。
- 高齢者人口が増加する一方で、生産年齢人口の減少が見込まれている中、介護人材の不足や離職は喫緊の課題であり、より一層の介護人材の確保・育成・定着が求められていることから適切な支援が必要となります。
- 介護保険制度が複雑化する中、介護支援専門員は利用者の自立支援・重度化防止に資するケアプランの作成が必要となることから、介護支援専門員への支援等が必要となります。

## (6) 高齢者の活躍できる場の充実と社会参画の推進

### 【主な取組内容】

- 生きがいづくりや社会参画推進のため、情報提供、敬老優待乗車券の交付、高年クラブ活動の支援、シルバー人材センターに対する支援、学習・教養活動や健康増進活動の機会の提供を行っています。
- コロナ禍における高齢者の外出支援や社会的交流を促進するため、敬老優待乗車券であるタクシー券の増額やコミュニティバスの無料化を引き続き実施するとともに、タクシー券の利用時の枚数制限の撤廃を実施しました。
- 老人福祉センターである「高齢者ふれあいの里」を「ふれあいの里」と名称変更し、多世代が利用できる地域の共生型施設と位置づけ、介護予防の機能の強化を図っています。

### 【課題】

- 今後、高齢者の増加や社会環境の変化が見込まれる中、地域における高齢者の多様な生き方に対応していくため、必要な事業を効率的・効果的に実施していく必要があります。
- 高年クラブの会員数の減少は全国的な傾向であり、単位高年クラブに対する補助金の拡充など、今後も活動の支援に努めていく必要があります。
- 身近な地域において、個々の状況に応じた多様な高齢者の就労や活躍の場をより一層広げていく必要があります。

## (7) 健康づくりの推進

### 【主な取組内容】

- あかし健康プラン 21 に基づき、フレイルをはじめとした高齢期の心身機能の特性を理解することや、自分の状態にあわせた健康づくり・フレイル予防の取組を推進しています。
- 地域の特性を踏まえ、地域団体が主催するイベントや各種媒体等を通じて、健康づくりに関する情報提供や健診の受診勧奨を行っています。
- 各地域で出前講座による生活習慣病予防や健診受診の必要性、フレイル予防等についての講義を開催しています。
- 高齢者特有の多様な健康課題に対し、栄養、歯・口腔、運動の啓発や個々の状態に応じたフレイル相談を行っています。
- 長期にわたり医療受診や介護サービスを利用していない健康状態が不明な高齢者に対して、「高齢者の質問票」の送付や訪問等にて健康状態・生活状況の把握を行い、必要なサービスにつなげています。

## 【課題】

- 「フレイル」という概念や予防対策に関する知識が、十分に高齢者全体に浸透しているとはいえない状況です。健康に関心がある層に対する啓発はできていますが、一方で健康に関心が薄い層への働きかけが不十分です。
- フレイルは無関心であることにより進行するリスクが高く、要介護状態へとつながる恐れがあるため、健診の受診や健康情報に触れる機会の提供等、啓発方法について検討する必要があります。
- 市内4か所にあるふれあいの里や各地域においてフレイルチェックやフレイルに関する教室や講座などを実施し、全市的に取り組む必要があります。

## (8) 地域づくりの支援

### 【主な取組内容】

#### ① 生活支援体制整備の推進

- 中学校区ごとに生活支援コーディネーターを配置し、地域の実情に応じた住民主体の支え合い活動やサービスの創出などを進めるとともに、ニーズと取組のマッチングなどを行うことにより、地域における生活支援等の提供体制の整備に取り組んでいます。また、役割のある形での高齢者の社会参加を促進するため、就労的活動支援コーディネーターを配置し、担い手の養成や担い手として活動する場の確保に取り組んでいます。
- 生活支援サービスの提供が可能な協力団体を登録し、市のホームページ等に掲載するとともに、地域総合支援センターと情報共有することにより、円滑なサービス利用につなげています。
- 地域のボランティア団体等に委託し、市内3か所に設置している「地域支え合いの家」では、介護や生活上の悩みや困り事等を受け止め、必要に応じて支援関係機関につなげるなど身近な相談窓口としての役割を担うとともに、住民の誰もが気軽に利用できる地域の居場所づくりに取り組んでいます。

#### ② 見守り体制の充実

- 事業活動を通じて高齢者と接する機会の多い民間事業者と高齢者見守り協定を結んでいるほか、民生児童委員や認知症サポーターによる見守りをはじめ、ボランティアによるサロン、明石市社会福祉協議会による要援護者見守りSOSネットワーク事業など、地域や民間組織による重層的な見守りネットワークの充実に取り組んでいます。
- 市の事業である安否確認事業を明石市社会福祉協議会へ委託して実施することにより、支援の必要な高齢者を早期に把握し、支援につなぐことができています。また、ひとり暮らし高齢者等へ福祉電話や緊急通報発信装置を貸与するとともに、孤食と閉じこもりを防止するふれあい会食やみんなの給食などを実施し、見守り体制の充実に取り組んでいます。

### 【課題】

- 生活支援コーディネーターが、それぞれの地域における高齢者等の支援ニーズや資源の把握を進めていますが、今後はそうした情報を活かしつつ地域の多様な主体と連携した生活支援サービス等の提供体制の構築をより一層進めていくことが課題となっています。
- 安否確認事業については、ひとり暮らし高齢者だけでなく、老老世帯や認知症の人など地域で不安を抱えて生活する人にも対象を広げていく必要があります。



## 第2章 第9期計画の基本方針

### 1. 基本方針

本市の高齢者福祉の基本理念である「いくつになっても自分らしく 地域で支え合い、安心して暮らせるまち あかし」の実現に向け、従来掲げてきた「支援の必要な人に必要な支援が行き届き、高齢者がいきいき活躍できるまち」を引き続き基本目標として施策を推進します。高齢者人口が増加する中、第8期計画の8つの施策展開の基本方向について、第9期計画では、健康長寿社会を目指し、生きがいづくり、社会参画による地域での支え合いや地域づくりをひとつの基本方向とするなど、政策目標の視点から5つの基本方針のもとで取組を進めるものとします。

#### 【基本方針1】 地域ネットワークの充実

加齢や障害による心身の機能低下をはじめとしたさまざまな生活上の困難を抱える人が、地域において自立した生活を送ることができるよう、介護や介護予防、生活支援、医療、住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの理念を普遍化し、切れ目のない支援の実現に向けた地域ネットワークの充実を図ります。

#### 【基本方針2】 適切な介護保険サービスの確保

2040年（令和22年）を見据えた中長期的な視点で、人口動態や介護ニーズの見込み等を適切にとらえ、高齢者が住み慣れた地域で、支援が必要になった場合も、安全・安心に暮らし続けられるよう、適切な介護サービスの確保、介護人材の確保・定着への支援、介護給付の適正化等に向けた取組を進めます。

#### 【基本方針3】 認知症の人や家族等への支援の充実

2023年（令和5年）6月に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の趣旨を踏まえ、「明石市認知症あんしんまちづくり条例」に基づき、「本人の尊厳確保」「本人及び家族への支援」「地域での支え合い」を基本理念として、認知症の人及び家族等の意見や視点を重視しながら、認知症になっても誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

#### <明石市認知症施策推進計画>

認知症基本法において、市町村は、実情に即した市町村認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならないとされています。

本市においては、認知症基本法の趣旨を踏まえ、第9期計画における認知症施策に関連する事項について、「明石市認知症施策推進計画」として位置づけます。

#### **【基本方針4】 権利擁護の取組の推進**

高齢期を迎えて介助・介護が必要となっても、自分が暮らしたいと思う地域で、尊厳が損なわれることなく安心して生活できるよう、その人の権利や財産を守り、権利侵害に対しては保護や支援を含めた総合的な取組みを積極的に推進します。

#### **【基本方針5】 支え合い、いきいき暮らせる地域づくり**

いつまでも健やかで自立した生活を送れるよう、高齢者の多様な生きがいがづくりの推進を図るとともに、高齢者が地域社会の一員としてつながりを持ち、経験や知識を活かして地域活動の担い手としていきいきと活躍できるよう、社会参画のための機会づくりを進めます。

災害発生時に支援が必要な人が安全・安心に避難できるよう、平常時より行政と関係機関が連携し、研修や訓練等が行えるよう支援体制の整備を行います。

## 2. 施策の展開

### 基本理念

「いくつになっても自分らしく  
地域で支え合い、安心して暮らせるまち あかし」

#### 基本目標

#### 基本方針

#### 取り組む施策

支援の必要な人に必要な支援が行き届き、  
高齢者がいきいき活躍できるまち

#### 1. 地域ネットワークの充実

- (1) 重層的支援の推進
- (2) 地域包括支援センターの機能強化
- (3) 介護予防と自立支援の推進  
(介護予防・日常生活支援総合事業)
- (4) 地域ケア会議の推進
- (5) 在宅医療・介護連携の推進
- (6) 在宅生活の支援
- (7) 高齢者の住まいの安定確保

#### 2. 適切な介護保険サービスの確保

- (1) 在宅サービスの促進
- (2) 施設サービスの充実
- (3) 介護保険サービスの質の向上
- (4) 介護保険サービスの適正利用の促進
- (5) 介護人材の確保・育成への支援
- (6) 感染症対策の促進

#### 3. 認知症の人や家族等への支援の充実

- (1) 認知症の理解促進
- (2) 早期の気づき・早期支援の推進
- (3) 本人の尊厳確保
- (4) 医療・介護体制の充実
- (5) 見守り・地域支援体制の充実
- (6) 若年性認知症の人への支援

#### 4. 権利擁護の取組の推進

- (1) 成年後見制度の普及促進
- (2) 高齢者の虐待防止及び早期発見・早期対応

#### 5. 支え合い、いきいき暮らせる地域づくり

- (1) 健康づくりの推進・意識の向上
- (2) 生きがいづくりと社会参画の促進
- (3) 生活支援体制整備の推進
- (4) 見守り体制の充実
- (5) 災害対策の充実

---

---

## 第3章 取り組む施策

---

---

### 1. 地域ネットワークの充実

#### (基本的な考え方)

加齢や障害による心身の機能低下をはじめとしたさまざまな生活のしづらさを抱える人が、一人ひとり地域において生きがいや役割を持ち、互いに助け合いながらいきいきと暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムの一層の推進を図るとともに、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに適切に対応するため、分野を問わない相談支援や多機関の協働による支援など、包括的な相談支援体制の充実を図ります。あわせて、介護予防と自立支援の取組を進めるため、フレイル予防、健康寿命の延伸、地域活動への参加率向上を目指して、医療保険、健康増進等の他部署との連携や専門職の関与により、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を進めるとともに、住民運営の通いの場の立ち上げや運営の支援などその拡充に努めます。

#### (1) 重層的支援の推進

##### ① 重層的支援体制整備事業の実施

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、生活困窮、障害、子ども分野等の関係部署・機関と連携しながら、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に推進します。

##### ② 多機関協働による包括的支援

複合的な課題を抱える相談者等を支援するため、相談者等が抱える課題の把握や整理を行い、相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関等による支援の実施状況の把握や支援内容等に関する指導・助言など、相談者等の自立のために必要な支援を行います。

##### ③ アウトリーチ等を通じた継続的支援

複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人に、時間をかけた丁寧な働きかけを行い、必要な支援につなぐ取組を行います。

##### ④ 参加支援

複合的な課題を抱え、既存の社会参加に向けた支援では対応が困難な要支援者の社会的孤立を解消するため、地域の様々な社会資源等の活用などにより、社会とのつながりづくりに向けた支援を行うとともに、支援メニューを充実させるため、既存の社会資源の活用方法の拡充等に努めます。

## (2) 地域包括支援センターの機能強化

### ① 必要な体制の検討、確保

地域総合支援センターの業務全体の効率化を図るとともに、住民支援等の業務をより適切に行えるよう、配置が義務付けられている3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）に加え、その他の専門職や事務職を含めた必要な体制を検討し、その確保に努めます。

### ② 総合相談

高齢者をはじめ多様な状況にある地域住民が、住み慣れた地域で安心してその人らしい暮らしを継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービスや関係機関、制度の利用につなげるなどの支援を行います。あわせて、ヤングケアラー等の家族介護者への支援を含め、複雑化した支援ニーズに対し、多機関と連携した適切な支援が行えるよう、各相談支援機関や地域の関係者等とのネットワークの構築を推進します。

### ③ 権利擁護

権利の侵害を受けやすい高齢者などが、地域で安心して尊厳のある生活を送ることができるよう、権利侵害の防止や対応を専門的に行います。

### ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、個々の高齢者の状態や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを介護支援専門員が実践するために、介護・医療サービスのネットワークなどの基盤を整えるとともに、個々の介護支援専門員への支援を行います。

### ⑤ 介護予防ケアマネジメント

自らの生き方や望む生活を追求できることを「自立」と捉え、高齢者が地域においていきいきと自分らしく、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な支援を行います。

### ⑥ 地域総合支援センター運営協議会

地域総合支援センター運営協議会において、地域総合支援センター運営業務の評価を行い、公正かつ中立な運営の確保を図ります。

### (3) 介護予防と自立支援の推進（介護予防・日常生活支援総合事業）

#### ① 訪問型サービス費の支給

要支援認定者・事業対象者（以下「要支援者等」という。）に対し「予防専門訪問型サービス」、「生活援助訪問型サービス（一定の研修の修了者等が提供するサービス）」を提供し、要支援者等の生活支援などを行います。また、生活援助訪問型サービスについては、本市の指定を受けた訪問介護事業所のほか、シルバー人材センターへの委託によるサービス提供を行い、その担い手確保のため、定期的に従事者養成研修を開催します。

|                                  | 第8期（実績値）          |                   |                   | 第9期（計画値）          |                   |                   |
|----------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                                  | 2021年度<br>（令和3年度） | 2022年度<br>（令和4年度） | 2023年度<br>（令和5年度） | 2024年度<br>（令和6年度） | 2025年度<br>（令和7年度） | 2026年度<br>（令和8年度） |
| 延利用件数（件）                         | 20,579            | 20,511            | 21,000            | 21,069            | 21,739            | 22,438            |
| 訪問型サービスにおける生活援助訪問型サービス利用件数の割合（%） | 4.8               | 5.1               | 5.1               | 6.0               | 7.0               | 8.0               |

※2023年度（令和5年度）は実績見込。 以下同じ

#### ② 通所型サービス費の支給

要支援者等に対し「予防専門通所型サービス」のほか、「再見！生活プログラム（短期集中予防サービス）」を提供し、要支援者等の生活支援などを行います。また、「再見！生活プログラム」については、自立を目指すサービスとしての実効力を高めるとともに、サービス終了後に受け皿となる通いの場につながるよう、自主グループ活動支援等の充実を並行して進めます。

|  | 第8期（実績値）          |                   |                   | 第9期（計画値）          |                   |                   |
|--|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|  | 2021年度<br>（令和3年度） | 2022年度<br>（令和4年度） | 2023年度<br>（令和5年度） | 2024年度<br>（令和6年度） | 2025年度<br>（令和7年度） | 2026年度<br>（令和8年度） |
| 延利用件数（件）                                     | 22,731            | 22,698            | 23,000            | 24,360            | 25,080            | 25,800            |
| 再見！生活プログラムの終了6か月後に訪問型・通所型サービスを利用していない人の割合（%） | 90.0              | 90.0              | 90.0              | 90.0              | 90.0              | 90.0              |

### ③ 介護予防の取組を必要とする高齢者の把握

「高齢者の質問票」を活用し、フレイル状態にあり介護予防の取組を必要とする高齢者を把握し、介護予防事業への参加につなげるとともに、集積したデータを活用し高齢者の保健事業と介護予防の一体的な推進が効果的に進むよう保健事業担当部局との連携に努めます。

|                         | 第8期（実績値）          |                   |                   | 第9期（計画値）          |                   |                   |
|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                         | 2021年度<br>（令和3年度） | 2022年度<br>（令和4年度） | 2023年度<br>（令和5年度） | 2024年度<br>（令和6年度） | 2025年度<br>（令和7年度） | 2026年度<br>（令和8年度） |
| 高齢者の質問票の送付に対する回答の返送率（%） | 57.8              | 57.0              | 51.5              | 53.0              | 54.0              | 55.0              |

### ④ 介護予防の普及啓発

地域の介護予防力強化のため、地域の高齢者を対象に、介護予防教室等の取組を通じて介護予防に関する知識の普及啓発を行います。また、地域の集会所等において「いきいき！元気アップ教室」や認知症予防でもある「みんなで脳力アップ教室」を開催し、自主グループ（住民が主体となって介護予防活動を行うグループ）の立ち上げや活動の定着の支援を行います。

### ⑤ 自主グループ活動の支援

体操を中心とした介護予防活動を行う自主グループの育成支援や継続支援を行うため、市の健康運動指導士等を派遣し、指導を行います。また、自主グループに対し、リハビリテーション専門職（理学療法士や作業療法士、言語聴覚士）を派遣することにより、住民運営の通いの場等を充実させ、地域における介護予防等の取組の強化を図ります。

|                   | 第8期（実績値）          |                   |                   | 第9期（計画値）          |                   |                   |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                   | 2021年度<br>（令和3年度） | 2022年度<br>（令和4年度） | 2023年度<br>（令和5年度） | 2024年度<br>（令和6年度） | 2025年度<br>（令和7年度） | 2026年度<br>（令和8年度） |
| 自主グループ数<br>（グループ） | 126               | 134               | 134               | 135               | 140               | 145               |
| 参加者数（人）           | 1,539             | 2,267             | 2,267             | 2,295             | 2,380             | 2,465             |

### ⑥ シニア活動の応援

高齢者等が自由に集まり交流でき、健康づくりや生きがいづくり、地域貢献活動等を行う居場所の整備等に対して補助金を交付することにより、高齢者の閉じこもりや地域からの孤立の防止と、地域における支え合い体制の構築を応援します。

また、明石市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動や就労的活動に意欲のある高齢者を活動へとつなげることで、高齢になっても生きがいや役割をもって生活できる地域の実現を図ります。

### ⑦ リハビリテーション専門職を活用した地域介護予防活動の支援

リハビリテーション専門職が専門性に基づく関与を行うことにより、地域における介護予防の取組を総合的に支援し、高齢者を年齢や心身の状況によって分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指します。

介護予防に資する住民主体の活動を効果的に育成・継続支援するため、地域のリハビリテーション専門職を活用し、介護予防の普及啓発や自主グループ活動の支援を行います。

### ⑧ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な推進

高齢者が、健康な状態から要介護状態に至るまでの中間的な段階である「フレイル（虚弱）」に陥ることを防ぐために、フレイル予防として生活習慣病等の重症化を予防するとともに、身体機能・認知機能等の低下を防ぎ、社会との関わりが保てるよう、保健事業と介護予防の一体的な推進を図ります。

通いの場の参加者等を対象とした「高齢者の質問票」による状態の確認や健診受診の勧奨、フレイル予防に関する健康教育、相談事業等について、保健事業・介護予防事業の担当部局及び関係団体と連携して効果的な取組を行います。

|                      | 第8期（実績値）          |                   |                   | 第9期（計画値）          |                   |                   |
|----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                      | 2021年度<br>（令和3年度） | 2022年度<br>（令和4年度） | 2023年度<br>（令和5年度） | 2024年度<br>（令和6年度） | 2025年度<br>（令和7年度） | 2026年度<br>（令和8年度） |
| 通いの場における健康教室の開催回数（回） | 37                | 31                | 35                | 36                | 38                | 40                |
| 通いの場における健康教室の参加人数（人） | 611               | 565               | 603               | 620               | 650               | 680               |

### ⑨ 一般介護予防事業の評価

地域づくりの観点から、一般介護予防事業の分析や評価を行います。あわせて、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な推進におけるデータ分析結果も活用し、より効果的な介護予防に資する事業展開につなげます。



## (4) 地域ケア会議の推進

### ① 地域ケア個別会議の実施

個別事例から地域課題を抽出し、その課題について関係機関で検討を重ねることにより、地域の課題を関係者で共有します。課題解決に向け、関係機関間の調整、ネットワーク化、社会資源を活用したケアプランの作成など、高齢者が望む在宅生活の実現・継続に努めます。

### ② 自立支援型ケアマネジメント会議

要支援者等軽度者のQOL（生活の質）の向上を目指し、個別事例の検討を通じて、多職種協働による専門的かつ多角的な視点によるケアマネジメント支援を行うことにより、軽度者の生活機能の維持・改善を図るとともに地域課題の抽出を行います。

より効率的・効果的な検討が行えるよう実施方法等を見直すとともに、研修等によりこれまでの事例検討で蓄積した知見を介護支援専門員等にフィードバックするなど、自立支援に資するケアマネジメントの支援に取り組みます。

|          | 第8期（実績値）          |                   |                   | 第9期（計画値）          |                   |                   |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|          | 2021年度<br>（令和3年度） | 2022年度<br>（令和4年度） | 2023年度<br>（令和5年度） | 2024年度<br>（令和6年度） | 2025年度<br>（令和7年度） | 2026年度<br>（令和8年度） |
| 開催回数（回）  | 20                | 20                | 20                | 10                | 10                | 10                |
| 検討事例数（件） | 40                | 36                | 30                | 20                | 20                | 20                |

### ③ 専門部会（地域ケア推進会議）の実施

個別事例の検討や地域福祉活動等から抽出した地域課題のうち、運営会議において協議すべきと判断された課題について、課題ごとの中核的なメンバーが集まり、テーマ別に検討します。

### ④ まちなかゾーン会議の設置

行政や保健医療福祉関係者、地域住民組織の代表者等が連携し、地域課題を解決する協働のプラットフォームとして設置している「まちなかゾーン会議」において、生活習慣病予防や栄養・歯・口腔、こころの健康づくりなどの健康課題や認知症、フレイル予防、生活支援などのテーマについて検討を進め、地域課題の解決を図ります。

## **(5) 在宅医療・介護連携の推進**

### **① 在宅医療・介護連携の推進**

地域総合支援センターに設置している在宅医療・介護連携支援窓口で、地域の介護・医療関係者等からの在宅医療・介護連携に関する事項の相談を受け付けるほか、必要に応じて、退院の際の地域の介護関係者と医療関係者の連絡調整等の支援を行います。

### **② 多職種による連携の強化**

地域の介護支援専門員等の介護職と看護師等の医療職との連携強化を図る多職種連携学習会や研修会を開催し、実効性の高い連携を促進します。これらの取組の中で把握した課題を整理し、専門部会（地域ケア推進会議）において協議すべきと判断された事項について、関係機関の多職種により解決に向けた検討を行います。

## **(6) 在宅生活の支援**

### **① 在宅生活の支援**

要介護高齢者の在宅生活を支援するため、公共交通機関が利用できない在宅高齢者の経済的な負担の軽減を図る通院支援タクシー利用券の交付や介護用品の支給、火災予防の必要なひとり暮らしの高齢者に対し日常生活用具（電磁調理器、火災報知器、自動消火器）の給付、認知症の人を介護している家族に対する居場所検索用端末機の貸出、認知症手帳及び各種生活支援を目的とした無料券の交付などを行います。

## **(7) 高齢者の住まいの安定確保**

### **① 高齢者に配慮した住まいの確保**

地域密着型介護老人福祉施設や認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の施設整備（介護保険施設等の整備計画は P35）を進めます。

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅については、ホームページで情報提供を行うとともに、入居者が安心して暮らすことができるよう、適切な指導監督に努めます。

また、サービス付き高齢者向け住宅については、住宅施策担当部局と連携し、法令に基づく登録を推進するとともに、住宅セーフティネット制度に登録された民間賃貸住宅の情報提供など、高齢者が状況に応じて入居できるよう、住宅確保に対する支援を行います。

住宅型有料老人ホーム等の状況（各年度4月1日現在）

| 施設の種類         | 2020年度<br>(令和2年度) |      | 2021年度<br>(令和3年度) |      | 2022年度<br>(令和4年度) |      | 2023年度<br>(令和5年度) |      |
|---------------|-------------------|------|-------------------|------|-------------------|------|-------------------|------|
|               | 施設数               | 定員数  | 施設数               | 定員数  | 施設数               | 定員数  | 施設数               | 定員数  |
| 住宅型有料老人ホーム    | 1施設               | 17人  | 1施設               | 17人  | 2施設               | 55人  | 3施設               | 87人  |
| サービス付き高齢者向け住宅 | 18施設              | 602人 | 18施設              | 602人 | 18施設              | 602人 | 18施設              | 602人 |

※ 特定施設入居者生活介護の指定施設は除く。

**② 養護老人ホーム・軽費老人ホームの確保**

生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等、多様な生活課題を抱える高齢者に対応できるよう、養護老人ホームや軽費老人ホームについては、各施設の入所者数、動向や社会背景を見据えながら適正な定員管理を行うとともに、相談対応や情報提供を行います。

養護老人ホームの定員（2施設）

|       | 2023年度<br>(令和5年度) | 2024年度<br>(令和6年度) | 2025年度<br>(令和7年度) | 2026年度<br>(令和8年度) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 定員（人） | 180               | 160               | 160               | 160               |

軽費老人ホーム（ケアハウス）の定員（3施設）

|       | 2023年度<br>(令和5年度) | 2024年度<br>(令和6年度) | 2025年度<br>(令和7年度) | 2026年度<br>(令和8年度) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 定員（人） | 218               | 218               | 218               | 218               |

**③ 住まいへの支援**

要介護認定等を受けた高齢者が、その居住する住宅でいつまでも安心して自立した生活を送ることができるよう、住宅改造に係る費用の助成を継続します。

## 2. 適切な介護保険サービスの確保

### (基本的な考え方)

高齢者が要介護状態等になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、2040年（令和22年）を見据えた中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に把握し、介護サービスの確保に向け、施設整備、人材の確保、介護給付の適正化等総合的な取組を推進します。

施設整備については、待機者の状況や介護現場の実情、高齢者施設等の整備状況等を勘案のうえ、整備を行います。

また、2024年（令和6年）4月に開設する市立明石商業高等学校福祉科において、介護人材の育成を図り、高齢者施設等の介護人材確保につなげます。

### (1) 在宅サービスの促進

#### ① 在宅サービス・地域密着型サービスの整備促進

2023年度（令和5年度）在宅介護実態調査では、高齢者の単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯をはじめ、多くの高齢者が、在宅での生活の継続を希望していることから、在宅で安心して暮らせる体制づくりを進めます。

特に、高齢化とともに、医療ニーズの高い中重度の要介護者の増加が見込まれることから、医療ニーズに対応した介護サービスの整備を進めます。

重度の要介護者や認知症の人、単身高齢者等の在宅生活を支えるとともに、働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や介護負担の軽減を図るため、「通い」、「訪問」、「泊まり」の各サービスを総合的に受けることができる小規模多機能型居宅介護、医療ニーズの高い中重度の高齢者に対応できる看護小規模多機能型居宅介護、24時間365日にわたって柔軟なサービス提供により安心した在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を引き続き進めます。

#### ② 地域密着型サービス運営委員会の運営

地域密着型サービスの公正かつ透明性の高い制度運営を確保するため、「明石市地域密着型サービス運営委員会」を開催し、地域密着型サービスの指定や指定基準及び介護報酬の設定など、適正な運営を確保するための取組を引き続き進めます。

## (2) 施設サービスの充実

### ① 2040年（令和22年）を見据えた中長期的な必要量の推計を踏まえた介護保険施設の整備

入所待機者の状況や自立支援・重度化防止（介護予防）による要介護認定者数の推移、介護保険施設等実態調査結果など介護現場の実情等を勘案して、2040年度（令和22年度）における施設サービスの必要量を見込み、地域密着型介護老人福祉施設や特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護等の施設について、ニーズに適切に対応する整備を図ります。

介護保険施設等の整備状況や、国や県の介護保険施設等の整備方針を踏まえて、本市における介護保険施設等の整備計画を以下のとおり示します。

#### 【国の整備方針】

介護サービス基盤の計画的な整備

- 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
- 在宅サービスの充実

#### 【兵庫県の整備方針】

介護サービスの充実強化

- 「介護離職ゼロ」を目指した介護サービス基盤の整備
- 介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設）の整備
- 有料老人ホーム等への特定施設入居者生活介護の指定
- 特定施設入居者生活介護の指定を受けていないサービス付き高齢者向け住宅の定員総数の把握及び介護サービス基盤整備への反映 等

### 介護保険施設及び居住系サービス等における整備計画（各年度末）

（単位：床）

|                  | 第8期（実績値）          |                   |                   | 第9期（計画値）          |                   |                   | 中・長期               |                    |
|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
|                  | 2021年度<br>（令和3年度） | 2022年度<br>（令和4年度） | 2023年度<br>（令和5年度） | 2024年度<br>（令和6年度） | 2025年度<br>（令和7年度） | 2026年度<br>（令和8年度） | 2030年度<br>（令和12年度） | 2035年度<br>（令和17年度） |
| 介護老人福祉施設         | 1,120             | 1,120             | 1,155             | 1,155             | 1,155             | 1,155             | 1,155              | 1,155              |
| 地域密着型介護老人福祉施設    | 87                | 87                | 87                | 87                | 116               | 145               | 145                | 145                |
| 介護老人保健施設         | 596               | 596               | 596               | 596               | 596               | 596               | 596                | 596                |
| 介護医療院（※）         | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 50                | 50                | 100                | 100                |
| 認知症対応型共同生活介護     | 375               | 393               | 411               | 411               | 429               | 447               | 483                | 501                |
| 特定施設入居者生活介護（混合型） | 574               | 644               | 704               | 704               | 804               | 974               | 1,174              | 1,374              |

※ 介護医療院は、新設又は医療療養病床からの転換を見込む。

## ア 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護保険施設等実態調査の結果では、2022年度（令和4年度）に、介護老人福祉施設（地域密着型を含む）の定員数1,207人のうち、およそ3割にあたる419人が退所（死亡含む）していることから、新たに同数程度の入所が可能となったことが窺えます。

一方で、2023年（令和5年）4月1日現在の要介護3以上の在宅待機者数は175人となっていますが、在宅継続や本人拒否、その他施設への入所がなければ、1年間で待機者のうちの多くが市内の介護老人福祉施設に入所できたものと推察されます。

第9期計画では、広域型の介護老人福祉施設の整備は行わず、市内の被保険者が住み慣れた地域で生活し続けることができるよう、地域密着型介護老人福祉施設を整備し、在宅生活が困難であるにも関わらず自宅で待機する高齢者の解消を図ります。また、施設整備については、建築費の高騰や介護人材の不足という課題があるため、市が建物整備に対する支援や介護人材の確保・定着に資する取組を行うことで、整備の促進を図ります。

## イ 介護老人保健施設

在宅復帰を目的とした生活リハビリを行う施設として、軽中程度の要介護認定者の入所割合が介護老人福祉施設より高い状況となっています。

しかしながら、在宅復帰を目指す施設であるため、在所期間が3か月から6か月程度であり、待機者の解消が早期に図られることから、整備の必要性は低いと考えています。

## ウ 介護医療院

介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設であり、医療の必要な要介護者の長期療養・生活施設として中核的な役割を期待されており、市民ニーズも高まっていることから、県が実施する医療療養病床から介護医療院への転換希望調査結果を参考に、市内の医療機関等への働きかけを行い、第9期計画期間において、新設又は医療療養病床からの転換を行います。

## エ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症対応型共同生活介護は、認知症と診断された高齢者等を対象とした介護サービスであり、地域における認知症ケアの拠点としての役割を期待されています。

在宅介護実態調査において、介護者が不安に感じる介護は「認知症状への対応」であるという回答が31.7%を占めていることから、引き続き整備を進めます。

## オ 特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護の指定を受けた有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等では、それぞれの施設において介護サービスを受けられることから、生活基盤の確保という点で介護老人福祉施設等の代替サービスとしての役割が期待されており、引き続き整備を進めます。

### (3) 介護保険サービスの質の向上

#### ① 事業者への適切な指導・監査の実施

介護サービスの質を確保するため、効率的かつ効果的な指導や監査を行います。

指導や監査にあたっては、介護サービスの取扱いや介護報酬の請求等に関する事項について周知するとともに、指定基準等に照らし、改善が必要であれば適切な指導や助言を行います。

また、事業所における運営指導に加え、対象事業者等を集めた講習方式の集団指導を実施し、事業運営の適正化を図ります。

#### ② 制度の周知・啓発と苦情への対応

介護等が必要となった際に円滑なサービス利用につながるよう、また、介護保険制度への理解を深めてもらえるよう、広報紙やホームページへの掲載、パンフレットの配布、出前講座の開催など多様な媒体や機会を通じて、市民への制度の周知・啓発に努めます。

県や関係機関との連携を図りながら、介護サービス事業者に関するサービス内容や財務状況等情報の公表を促進するとともに、市民へ介護サービス情報公表制度の周知を図り、利用者の適切な介護サービス事業所等の選択や事業所の透明性の確保等を推進します。

また、国民健康保険団体連合会（国保連合会）、介護保険審査会、居宅介護支援事業者や介護サービス事業者と連携を図りながら、苦情等の解決に取り組みます。

#### ③ 介護支援専門員の支援

介護支援専門員実務者研修の受講費用の助成を行うことで介護支援専門員の確保を図るとともに、研修会や居宅介護支援事業所との懇談会、地域ケア会議等の機会を通じて介護支援専門員への支援を行い、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

また、地域総合支援センターを通じ、いわゆる困難事例を抱えた介護支援専門員に対する相談支援や介護支援専門員間の連携促進を図り、地域の介護支援専門員が継続的・包括的なケアマネジメントができるよう支援します。

#### ④ 障害のある高齢者へのケアマネジメントの充実

障害サービスを利用している障害者は、65歳になり要介護認定を受けた場合、原則として介護保険サービスが優先されることとなりますが、本人の状況等に応じて引き続き障害サービスを利用することもできるため、介護保険サービスの利用を始める際に、切れ目のない支援となるよう、介護支援専門員と相談支援専門員との連携や制度の相互理解の促進に取り組みます。

また、障害者が従来から利用していた障害サービス事業所を引き続き利用できる共生型サービスの普及に努めます。障害のある高齢者が必要なサービスを適切に利用できるよう、障害福祉課との連携のもと、介護支援専門員等への支援、制度の理解促進や普及啓発に引き続き取り組みます。

## (4) 介護保険サービスの適正利用の促進

### ① 適正な要支援・要介護認定の実施

全国一律の基準に基づいた要介護認定を行うため、国で定められた手順に従い介護認定審査会を開催し、公正かつ的確な要支援・要介護認定を実施します。

認定調査に関しては、適正な調査を実施するため、同一人物の調査について、連続して委託をせずに市職員による調査を実施します。また、認定調査員の連絡会、説明会を定期的実施し、市職員、委託認定調査員の水準を一定に保ちます。

なお、引き続き調査票の検収を全件実施することにより、随時、認定調査員への指導を行い、客観的かつ正確な資料に基づく適正な認定に向けて取り組みます。

|                  | 第8期（実績値）          |                   |                   | 第9期（計画値）          |                   |                   |
|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                  | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) | 2024年度<br>(令和6年度) | 2025年度<br>(令和7年度) | 2026年度<br>(令和8年度) |
| 調査票チェック状況<br>(%) | 100               | 100               | 100               | 100               | 100               | 100               |

### ② ケアプランの点検

利用者に寄り添った適切なサービスの提供につながるプランとなるよう、居宅介護支援事業所を対象に、介護支援専門員との面談によりケアプランの点検を協働で行い、介護サービスやケアマネジメント等の質の向上を図ります。

また、介護予防ケアマネジメントの質の向上を図るため、介護予防支援事業所も実施対象とし、介護予防・自立支援に向けたケアプランの作成を促進します。

|            | 第8期（実績値）          |                   |                   | 第9期（計画値）          |                   |                   |
|------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|            | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) | 2024年度<br>(令和6年度) | 2025年度<br>(令和7年度) | 2026年度<br>(令和8年度) |
| 面談による点検（件） | 60                | 60                | 60                | 60                | 60                | 60                |

### ③ 縦覧点検・医療情報との突合

国保連合会から送付される縦覧点検による各種帳票や医療給付情報突合リストの点検を行い、請求内容の誤りを発見するなど給付の適正化を図ります。

#### ● 縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性や算定回数、算定日数等の点検を行い、請求内容を確認します。

#### ● 医療給付情報突合

国保連合会から提供される給付実績を活用し、入院情報と介護情報を突合し、重複請求の有無を確認します。



|                 | 第8期（実績値）          |                   |                   | 第9期（計画値）          |                   |                   |
|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                 | 2021年度<br>（令和3年度） | 2022年度<br>（令和4年度） | 2023年度<br>（令和5年度） | 2024年度<br>（令和6年度） | 2025年度<br>（令和7年度） | 2026年度<br>（令和8年度） |
| 縦覧点検（件）         | 133               | 141               | 130               | 130               | 130               | 130               |
| 医療給付情報突合<br>（件） | 11                | 16                | 15                | 15                | 15                | 15                |

#### ④ 住宅改修の点検

改修が必要となる理由書や内容、図面、改修前写真及び見積書等の書類による事前審査と、改修後の完成写真や図面等の書類による事後審査を全件実施し、給付の適正化を推進します。また、改修規模が大きいなどの理由で、提出書類や写真では状況の確認が困難なケースについては、職員が現地調査を行います。

|                      | 第8期（実績値）          |                   |                   | 第9期（計画値）          |                   |                   |
|----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                      | 2021年度<br>（令和3年度） | 2022年度<br>（令和4年度） | 2023年度<br>（令和5年度） | 2024年度<br>（令和6年度） | 2025年度<br>（令和7年度） | 2026年度<br>（令和8年度） |
| 書類審査（％）              | 100               | 100               | 100               | 100               | 100               | 100               |
| 疑義が生じた改修<br>の現地調査（％） | 100               | 100               | 100               | 100               | 100               | 100               |

### （5）介護人材の確保・育成への支援

#### ① 人材の確保・育成・定着に向けた取組の促進

介護職経験者や若年層、退職後の元気な高齢者等へ介護の仕事のPRを行い、介護人材の確保につなげます。また、介護職員初任者研修や介護福祉士実務者研修など介護分野の資格取得支援や、各種研修等の実施などにより人材の育成・定着を図ります。

市立明石商業高等学校に福祉科を開設し、福祉分野の知識・技術の習得を通じて、資質や能力を身に付けた生徒が、国家資格である介護福祉士を取得し福祉分野へ就職することにより、高齢者施設等の介護人材の確保につなげます。

#### ② 県など関係機関と連携した取組

県や明石市保健福祉施設協会、ハローワーク等とも連携し、就職フェアの開催など人材確保に向けた取組を引き続き実施することで、質の高い介護サービス等を安定して提供できる体制を整えます。県の「介護人材確保に向けた市町・団体支援事業」を活用するほか、兵庫県福祉人材センター等の関係機関と連携し、介護人材の確保に取り組みます。

### ③ 指導や監査の実施

介護サービス事業者に対して、労働環境の改善や介護報酬の処遇改善加算の活用等について指導や助言を行い、介護従事者の定着促進を図ります。

### ④ 介護現場における生産性向上の取組

介護人材の不足により増加する介護職員等の業務負担を軽減し、介護サービスの質を担保するため、介護ロボットやICT機器等の導入への助成等について周知を図ります。

また、介護現場の効率化を支援するために、介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請・届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行えるように標準化された指定申請等の各種様式を使用するとともに、厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出を行えるよう取組を進めます。

さらに、国において、介護老人福祉施設や認知症対応型共同生活介護等入所・入居を伴う施設等を対象に、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置（3年間の経過措置）が義務付けられたことから、必要に応じ施設等に対し委員会設置に向けた助言等を行います。

### ⑤ ボランティア活動の促進

高齢者が活躍できる場を増やし、役割をもって生活できる地域づくりを進めます。

介護施設などでの職員不足の解消や介護職員の負担軽減にもつながる取組など高齢者の活動の場としてのボランティア活動への動機づけや、地域へのボランティア活動の周知を図ります。

## （6）感染症対策の促進

### ① 感染症流行時に備えた対策の推進

介護サービス事業所等が、感染症流行時に介護サービスが継続して提供できるよう、平素より人員体制の整備や必要な感染対策物資の備蓄に取り組むよう促すとともに、関係部署と連携し、事業継続計画の策定、研修や訓練の実施等に向け、必要に応じ指導や助言を行うなど総合的な支援を行います。

また、あかし保健所を中心に関係機関との連携のもと、高齢者施設等に対し、感染症の未然防止、拡大防止対策に係る環境整備の徹底を引き続き指導・助言します。

### ② 感染症流行時への支援

感染拡大を防止するために、介護事業所等への巡回や啓発等を通じて感染防止対策の徹底を指導し、クラスター発生を最小限に抑えられるよう努めます。感染者が発生した介護事業所等においては、県や関係機関と連携し、あかし保健所とともに感染拡大防止対策の指導や支援を徹底します。

在宅の高齢者においては、感染防止のため介護サービスの利用控えや外出の自粛などを行った結果、身体や認知機能の低下など招き、日常生活に影響することが危惧されるため、民生児童委員等の地域の関係団体とも連携し、感染防止対策を徹底したうえで必要な生活上の支援を継続します。

### 3. 認知症の人や家族等への支援の充実

#### (基本的な考え方)

2023年(令和5年)6月16日に公布された認知症基本法の趣旨を踏まえ、認知症になっても誰もが安心して暮らすことができ、社会の一員として活躍できるまちづくりの実現に向けて、引き続き「明石市認知症あんしんまちづくり条例」に基づく認知症施策の充実を図るとともに、総合的に施策を推進します。そのために、認知症の人や家族等が自らの思いを発信する機会の拡大を図り、その意向を尊重し、関係機関等とも連携しながら、まちのみんなで認知症を理解し、支え合う取組を推進します。

#### (1) 認知症の理解促進

##### ① 認知症サポーター(オレンジサポーター)の養成

認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるよう、地域や職域で認知症の人や家族等を温かく見守る応援者である認知症サポーターの養成を引き続き推進します。

特に、小・中・高等学校におけるオレンジキッズサポーター養成講座を拡大し、子どもへの認知症の理解促進を図ります。

|                      | 第8期(実績値)          |                   |                   | 第9期(計画値)          |                   |                   |
|----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                      | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) | 2024年度<br>(令和6年度) | 2025年度<br>(令和7年度) | 2026年度<br>(令和8年度) |
| 認知症サポーター養成講座の受講者数(人) | 4,690             | 2,915             | 2,000             | 3,000             | 3,000             | 3,000             |

※ 2021年度(令和3年度)は兵庫県下で最多の養成者数

##### ② キャラバン・メイトの養成

認知症サポーター養成講座の講師役であり、地域で見守り、支え合える地域づくりの推進役でもあるキャラバン・メイトの養成研修を実施するとともに、キャラバン・メイトの活動支援を行い、認知症サポーターの養成を促進します。

##### ③ 「認知症の日」及び「認知症月間」における取組

認知症基本法において、9月21日は「認知症の日」、9月は「認知症月間」と定められたことから、その機会を捉え、広く認知症についての関心と理解を深めるための普及・啓発イベント等を集中的に実施し、「明石市高齢者福祉月間」(9月)と合わせて、まち全体で認知症に関する機運を高め、認知症の人や家族が住み慣れた地域で生活できるまちづくりを促進します。

## (2) 早期の気づき・早期支援の推進

### ① 相談体制の充実

市窓口に加え、「福祉まるごと相談窓口」である地域総合支援センターをはじめ、若年性認知症を含む認知症全般の相談を受け付けている「認知症総合相談窓口」や認知症相談の専用相談電話である「認知症相談ダイヤル」等において、認知症に関する不安や悩み、介護等身近な相談に対応します。

また、本人や家族だけでなく、近隣や地域の関係者が気軽に相談できるよう、相談窓口の周知啓発を強化します。

### ② 認知症ケアパスの活用

認知症の人や家族の将来の不安を少しでも解消し、認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けていくため、また、認知症の予防のために、認知症の進行に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのかなどをまとめたガイドブック「認知症のキホン」を積極的に活用し、認知症に関する基礎的な情報の普及を図るとともに、具体的な相談窓口や医療機関等の周知を図ります。

### ③ 認知症早期支援事業（認知症診断費用等助成事業）の実施

軽度認知障害（MCI）や早期の認知症の中には、正確に診断・治療することで回復できる可能性があるため、早期に気づき、早期に受診することが非常に重要です。

そのため、市が作成するチェックシートを活用し、認知機能低下のおそれのある人には、認知症診断の受診を促し、早期対応につながるよう、診断費用を全額助成します。さらに、認知症と診断された人に対し、タクシー券又は居場所検索用端末機（GPS）の基本使用料を助成します。

### ④ 認知症あんしんプロジェクトの実施

医療機関で認知症と診断された在宅で生活している人に認知症サポート給付金を支給し、生活支援を行います。さらに、相談機関や利用できる支援サービスなどの各種情報を掲載し、本人の情報や希望・思い、医療受診・介護サービスの利用状況を経年的に記載できる「あかしオレンジ手帳（認知症手帳）」を配付するとともに、3つのサービス（宅配弁当、寄り添い支援サービス、1泊2日のショートステイ）を無料で利用できる「あんしんチケット」も交付します。これらの取組を通じて、家族の負担軽減を図るとともに、在宅介護生活の支援を図ります。

また、あかしオレンジ手帳の配付を通じて、在宅生活における支援の必要性を把握し、必要に応じ、地域総合支援センター等と連携し、包括的・継続的支援体制の強化を図ります。

## ⑤ 認知症初期集中支援事業の推進

認知症の人や認知症の疑いのある人とその家族に、早い段階で複数の専門職（医師、保健師、看護師、社会福祉士等）が家庭を訪問し、アセスメントを行ったうえで、初期の支援を集中的に（概ね6か月）行う認知症初期集中支援チームにより、適切な医療や介護サービスにつなげ、自立生活をサポートしていきます。

また、認知症早期支援事業や認知症あんしんプロジェクトと一体的に実施することで、必要な支援が必要な人に速やかに行き届くようにするとともに、早期支援による重度化防止など、さらなる認知症支援の強化を図ります。

## ⑥ 認知症相談（精神保健相談）の実施

認知症の人や認知症の疑いのある人に、専門医師、保健師（地域総合支援センター等）、市のケースワーカー等が訪問し、相談や保健福祉サービスの紹介を行い、必要に応じ、認知症初期集中支援チームにつなげます。

## ⑦ 軽度認知障害（MC I）支援体制の構築

軽度認知障害（MC I）と診断された後、認知機能を回復できる可能性があるため、MC Iの段階で早期に気づき、適切に対応することが必要です。

そのため、認知症早期支援事業のさらなる利用促進を図るとともに、市民への普及啓発やMC Iの半年後経過観察のための受診支援、診断後支援のあり方など、支援体制構築に向けた検討を行います。

## ⑧ 認知症予防に資する可能性のある取組の推進

国の「認知症施策推進大綱」において、「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」とされています。また、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が認知症の発症を遅らせることができる可能性があるとしており、認知症の危険因子のひとつに挙げられている難聴に対応した高齢者補聴器購入費助成事業を継続するとともに、交流や運動等、認知症予防に資する可能性のある地域における取組を支援するなど、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を推進します。

## （3）本人の尊厳確保

### ① 成年後見制度利用支援事業の実施

認知症等により判断能力が低下し、日常生活を営むことに支障がある高齢者等が、より安全な日常生活を営むことができるよう、成年後見人等選任の申立てを行う親族等がない場合に、市長による申立て手続きを実施します。

また、被後見人等が低所得である場合などに、被後見人等に対し申立て費用や報酬費用の助成を行います。

## ② 認知症の人の社会参加・本人発信の支援

認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人の社会参加につながる取組として、認知症の人が自らの経験に基づき市の事業等に関わる「オレンジピアサポーター」制度を実施するとともに、自らの望む活動を続けられるよう、認知症の人の居場所づくりや社会参加活動、本人が発信できる場である「本人ミーティング」の開催等を支援します。また、多くの認知症の人が社会参加につながるきっかけとなるよう、制度の周知を強化します。

## ③ 認知症カフェや居場所の推進

認知症の人やその家族、医療や介護の専門職、地域の人など、誰もが気軽に参加でき、認知症の人やその家族同士が交流したり、情報交換できる認知症カフェをはじめ、認知症の人やその家族が利用できる地域の様々な居場所の開設及び運営費の助成等の支援を行います。

|                   | 第8期（実績値）          |                   |                   | 第9期（計画値）          |                   |                   |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                   | 2021年度<br>（令和3年度） | 2022年度<br>（令和4年度） | 2023年度<br>（令和5年度） | 2024年度<br>（令和6年度） | 2025年度<br>（令和7年度） | 2026年度<br>（令和8年度） |
| 認知症カフェ<br>設置数（か所） | 7                 | 9                 | 10                | 11                | 12                | 13                |

## （4）医療・介護体制の充実

### ① 医療・介護体制の充実

あかしオレンジ手帳（認知症手帳）や認知症ケアパスの活用、認知症診断費用等助成事業などを通して、医療機関と介護サービスの連携を強化し、認知症の人や家族への包括的支援を推進します。また、認知症初期集中支援チームや精神保健相談事業などの利用により、必要な医療や介護サービスにつながりにくい事案に対し、各種専門職が有機的に連携し取り組むことで適切な支援につなげます。

### ② 認知症あんしんネットワーク会議の開催

市だけでなく、医療機関や介護サービス事業者等の関係機関に加え、認知症家族会や地域の活動団体、事業者等が意識共有や意見交換し、共にそれぞれの役割のもと連携して認知症施策に取り組むために、官民連携の「認知症あんしんネットワーク会議」を開催します。

### ③ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の整備

認知症の人が、可能な限り住み慣れた地域で生活を続けていくことができるよう、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護をはじめとした地域密着型サービスの拡充を図ります。

## (5) 見守り・地域支援体制の充実

### ① 認知症地域支援推進員の配置

地域における認知症の人を支援するため、関係者との連携を強化し、相談支援や支援体制の構築を目的として、地域総合支援センターに認知症地域支援推進員を配置しています。その認知症地域支援推進員が中心となって、認知症施策のコーディネート役を担うとともに、あかしオレンジサポーター制度の推進や認知症初期集中支援チーム会議の運営、認知症カフェの運営支援など認知症施策の充実に取り組みます。

### ② シルバーサポーターの養成

意欲のある認知症サポーター（オレンジサポーター）が、より具体的な認知症の人への関わり方や本市の認知症施策、認知症の人を支える地域資源等についての理解をさらに深め、認知症の人や家族等を支える地域活動を行うためのシルバーサポーター養成講座（ステップアップ講座）を開催します。また、講座を修了したシルバーサポーターへの活動の場の提供や自主活動の支援等を行います。

### ③ ゴールドサポーターの養成

地域支援の経験を積んだシルバーサポーターが、認知症の人を訪問し、傾聴活動等の在宅支援を行うためのゴールドサポーター養成講座を創設します。また、ゴールドサポーターが地域の新たな見守り資源となるようコーディネートします。

### ④ チームオレンジの構築

認知症の人や家族等のニーズとシルバーサポーターやゴールドサポーター等を中心とした身近な支援者をつなぐ仕組みである「チームオレンジ」を構築します。

### ⑤ 認知症家族会への支援

認知症の人や家族等が孤立することのないよう、認知症の人を介護している家族や介護経験者、介護の専門職等が集い、介護体験の交流を行うなど、互いに支え合うとともに、必要な情報の提供や助言を行う認知症家族会「あった会」の運営や周知、普及啓発等の支援を行います。

### ⑥ 見守りSOSネットワーク事業との連携

明石市社会福祉協議会が行っている見守りSOSネットワーク事業との連携を図り、高齢者が行方不明になった際には、早期発見、保護につなげられるよう協力するほか、模擬訓練に参加し、対応力や連携の強化に努めます。



## **(6) 若年性認知症の人への支援**

### **① 若年性認知症の周知・啓発**

若年性認知症の疑いのある人又は若年性認知症の人が相談できる窓口や医療機関、利用できる制度やサービス、手続き等を整理した若年性認知症ケアパス「若年性認知症のキホン」等を活用し、若年性認知症の早期診断・早期治療につなげるとともに、発症後の生活準備や段階に応じた支援が適切に行われるよう、周知や啓発に努めます。

### **② 若年性認知症の支援体制の整備**

若年性認知症家族会「ひまわり」との連携を強化するなど、若年性認知症に関する専門相談や各種支援が、若年性認知症の特性に配慮してきめ細やかに実施されるよう体制整備を図り、若年性認知症の人とその家族等が心と身体を健康に保ち、安定した生活を送ることができるよう支援します。また、必要に応じてひょうご若年性認知症支援センターとも連携します。

## 4. 権利擁護の取組の推進

### (基本的な考え方)

加齢や障害、認知症により判断能力が低下した場合であっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳を保ちながらその人らしい生活ができるよう、高齢者の財産や権利を守るなど積極的に支援するとともに、介護者等からの高齢者虐待など人権侵害に対しては、早期に発見し、適切に対応するなど、医療や介護関係者、地域組織等との連携を強化し、高齢者の権利擁護の総合的な取組を推進します。

### (1) 成年後見制度の普及促進

#### ① 成年後見制度の普及促進

加齢や障害、認知症等で権利侵害を受けている、又は受ける恐れのある人に対し、成年後見制度の普及啓発や相談窓口の周知を行うことで、積極的に制度の活用を促すとともに、後見支援センターを中心に、後見人の確保についての検討、市民後見人の育成等を行い、安定した成年後見制度の運営を目指します。

また、神戸家庭裁判所と連携して明石市社会福祉協議会が行う法人後見や市民後見活動を円滑に進め、明石市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業などを活用しながら、一体的に日常生活における高齢者の自立を支援します。

#### ② 身寄りのない高齢者等への支援

身寄りがなく、判断能力が十分でないため財産管理や日常生活上必要な契約行為ができない高齢者に対し、市長による成年後見人等選任の申立てを行うほか、被後見人が低所得である場合などに、被後見人等に対し申立て費用や報酬費用の助成を行います。

また、支援者間の顔の見える関係づくりを推進するとともに、後見支援センターにおける終活相談の実施や、広報等を通じたもしもの時の備えについての啓発を行います。

### (2) 高齢者の虐待防止及び早期発見・早期対応

#### ① 高齢者虐待の防止及び早期発見・早期対応

地域総合支援センターをはじめ、医師会、司法書士会、警察等関係団体や地域の介護サービス事業者と連携することにより、高齢者虐待の防止及び早期発見を図り、円滑な養護者の支援につなげます。

また、通報を受けた際には、市と地域総合支援センターが中心となって実態把握を行い、高齢者の保護等の対応をするとともに、養護者の支援を行います。

## ② 高齢者虐待に対する啓発と対応力の向上

高齢者虐待が疑われる際に、早期に相談・通報してもらえるよう、市民の関心を高めるため、高齢者虐待防止の啓発や相談窓口等の周知を図るとともに、介護サービス事業者や居宅介護支援事業者など関係機関に対する啓発を行います。

在宅における高齢者虐待事案については、世帯全体として複合的に多くの問題を抱えている困難事例が多く、複合多問題を解決する必要があることから、障害者担当、子ども担当、保健所等の支援機関と連携を図り、複合多問題を抱える世帯や養護者の支援の充実につなげます。

## ③ 施設虐待に対する対応

介護老人福祉施設等の高齢者福祉施設における虐待については、通報があった場合、速やかに関係部署が連携し対応を行う体制を整備しており、引き続き迅速な対応に努めます。また、早期の発見・対応につながるよう、通報や相談等を受ける窓口を周知するとともに、介護老人福祉施設等に対する定期及び随時監査による適切な指導、施設職員を対象とした身体拘束を含む高齢者虐待防止に関する研修の実施の促進を行い、施設虐待の防止に努めます。

全施設等に対して、運営における注意・改善点等を通知するなど情報共有をすることで適正な施設運営につなげます。

## 5. 支え合い、いきいき暮らせる地域づくり

### (基本的な考え方)

高齢者がいつまでも地域で元気で暮らせるよう、高齢者のフレイル予防や健康づくりを支援します。

また、地域住民が主体的に行う地域づくりを支援するとともに、高齢者が役割をもって地域社会の中で活躍し、充実した生活を送るための仲間づくり、就労等生きがいづくりと社会参加につながる活動を推進します。

さらに、加齢や障害による心身の機能低下などにより孤独死などの深刻な問題が発生していることから、高齢者等を地域で見守るネットワークの構築を推進します。

災害時に備えて、災害時配慮が必要な高齢者等を地域でお互いに助け合う体制の整備や、介護事業所等の利用者が迅速に避難できる体制づくりへの支援の取組を進めます。

### (1) 健康づくりの推進・意識の向上

#### ① 健康づくりの支援

地域全体の健康意識を高め、市民に身近なところで健康づくりが実践できるよう、校区まちづくり協議会や自治会・町内会、あかし健康ソムリエ会、明石いずみ会、まちなかゾーン会議等の各種関係団体と連携しながら、地域住民との協働により、健康づくり活動を展開します。

楽しく健康的な食生活を送るため、歯と口の健康づくりやバランスのとれた食に関する情報提供を行うとともに、自分に合った運動を楽しく続けるため、仲間づくりの機会の充実を図り、地域活動への参加、買い物や散歩など積極的な外出を促進します。

また、医療レセプトデータ等を活用してフレイルハイリスク者を把握し、個人の状態に応じたフレイル対策を進めます。

#### ② 各種健診の受診勧奨・フレイルチェックの呼びかけ

市民の健康づくりの取組を推進するため、あかし健康ソムリエとの協働による健診・がん検診の受診啓発活動や生活習慣病予防に関する出前講座を実施します。また、かかりつけ医を持ち、必要な治療を受けることで生活習慣病の悪化や重症化を防ぐことや、フレイルチェックの機会をつくり、積極的にフレイル予防に取り組むことを、より多くの市民に呼びかけます。

### (2) 生きがいづくりと社会参画の促進

#### ① 生きがいづくりや社会参画推進のための情報提供

就労や生涯学習、健康づくりなどに関心をもっている高齢者のニーズを、関連する施

策や事業につなげていくため、高齢者の就労・学習ニーズの把握と、高齢者関連機関が実施している事業などの情報収集及び情報提供に努めます。

## ② 生きがいづくりの促進

高齢者の交流や健康保持、外出促進、社会参加の支援を図ることを目的とし、はり・灸・マッサージ施術費助成、敬老優待乗車券やシニアいきいきパスポートの交付などの事業を実施し、高齢者の生きがいづくりを促進します。

## ③ 高年クラブ活動の支援

健康や生きがいづくり、社会奉仕活動やレクリエーションなどを通じて、地域における明るい長寿社会づくりを目指す高年クラブ活動への助成を継続するとともに、高齢者スポーツ大会の開催や広報活動の支援、表彰制度の導入などによる高年クラブ活動の活性化及び会員増強への取組を促進します。

## ④ 明石市高齢者福祉月間における取組

9月を「明石市高齢者福祉月間」と定め、オープニングイベントの開催をはじめ、敬老事業とともに認知症の理解啓発のためのイベント等を集中的に開催し、高齢者が元気でいきいきと暮らせる地域づくりを促進します。

## ⑤ 就労支援

地域において、就労を通じ高齢者の活躍できる機会を増やすことにより高齢者の社会参画の促進を図るため、シルバー人材センターに対する運営支援を継続するとともに、市が実施する認知症施策や介護予防・生活支援サービス等のシルバー人材センターへの委託を継続することにより、身近な地域で就労や社会参画の機会の拡充を図ります。

また、就労意欲のある高齢者のライフスタイルや能力等に応じた多様な就労ニーズに対応するため、関係機関や関係部署と連携し、NPO法人等を活用した高齢者の多様な就労の場の提供や相談支援等の仕組みづくりについて検討します。

## ⑥ 学習、教養活動、健康増進活動の機会の提供

高齢者の学習の場であるあかねカレッジやコミュニティ・センターにおいて、教養の向上や地域社会活動への参画を目的とし、多様なニーズに合わせたカリキュラムを整え、地域の特性を踏まえた社会貢献を支援する学習プログラムの充実を図ることにより、良質な学習機会及び環境の整備を進めます。また、市内4か所にあるふれあいの里において、フレイル予防事業を展開し、健康体操や健康相談等を実施するなど、高齢者の健康増進やレクリエーションの場を提供するほか、地域の共生型施設として多世代交流の場の取組を進めます。

## ⑦ 地域における居場所や活躍の場の充実

高齢者をはじめ地域住民が交流することができる場や住民が中心となって取り組む地域活動等に対し、運営や活動に係る費用の一部を補助するなど支援することにより、高齢者の地域における居場所や活躍の場の充実を図ります。

## (3) 生活支援体制整備の推進

### ① 生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーターが中心となって、地域の多様な主体に働きかけるなどしながら、地域の実情に応じた住民主体の支え合い活動やサービスの創出等を進めるとともに、高齢者等の支援ニーズと取組のマッチングなどを行うことにより、地域における生活支援等の提供体制の整備を推進します。

また、就労的活動支援コーディネーターが、役割がある形での高齢者の社会参加を促進するため、高齢者等の地域活動の担い手の養成とともに、社会福祉法人等の協力を得るなどし、高齢者等が担い手として活動する場の確保を行います。

### ② 高齢者生活支援サービスネットワーク事業

日常生活において支援を必要とする高齢者に対し、生活支援サービス（家事援助や配食サービス等）の提供が可能な協力団体を登録し、協力団体の情報を市のホームページに掲載するとともに、地域総合支援センター等へ情報提供することにより、円滑なサービス利用につなげ、地域で支援を必要とする高齢者の課題解決を図ります。

### ③ 地域支え合いの家

地域ボランティア等によって運営されている「地域支え合いの家」において、地域住民の身近な相談窓口として支援関係機関等と連携しながら様々な悩みや困り事を抱える人の相談を受けるとともに、高齢者をはじめ誰もが利用できる居場所づくり等を行います。また、このような活動を通して地域の課題を把握し、地域総合支援センター等と共有することにより、課題の解決に向けた住民主体のサービスや支援の創出につなげていきます。

### ④ 移動手段の確保

高齢者や障害があっても、住み慣れた地域で、できる限りこれまで通りの暮らしを続けられるよう、外出に困難を感じる人に対する通院や買物等の移動や外出について、交通施策担当部局等と連携し、地域ごとの課題の把握や分析、事業者が実施している買い物支援や有償ボランティアによる移動支援など地域の資源の把握・活用、先行事例の調査研究など、多様な主体による移動支援等について検討します。

## (4) 見守り体制の充実

### ① 地域組織や民間組織による見守りネットワークの充実

民生児童委員、高年クラブ、ボランティアをはじめ、明石市社会福祉協議会、医療機関など、高齢者を取り巻く地域組織等と密接な連携のもと、サロンをはじめとする地域における互助を活かした見守り体制の確立を目指します。

また、事業活動を通じて高齢者と接する機会の多い配食業者やコンビニ、金融機関などの民間事業者の協力のもと、「明石市高齢者見守りネットワーク事業に関する協定」を結び、高齢者の異変を早期に発見し、住み慣れた地域で安全に安心して生活することができるよう、地域での見守り体制の充実を図っていきます。

### ② ひとり暮らし高齢者台帳への登録

平常時や緊急時の安否確認を行うとともに、閉じこもりを予防するために、民生児童委員が在宅ひとり暮らし高齢者の実態調査を行い、台帳を作成し、これらの台帳を活用しながら友愛訪問を行います。

### ③ 安否確認事業、緊急通報発信装置の貸与による見守り

ひとり暮らし高齢者、又は常時介護が必要な高齢者を抱える高齢者二人世帯に対して緊急通報発信装置を貸与し、急病や緊急時にボタンを押すことで緊急通報受信センターから事前登録している協力員への連絡や救急車の要請をすることで速やかな援助を図ります。

また、ひとり暮らし高齢者を対象に、月1回飲料を配付しながらその安否を確認し、不慮の事故を未然に防止するとともに、配達員との対話を通じ高齢者の孤独感を和らげる安否確認事業を、引き続き明石市社会福祉協議会への委託により実施します。

さらに、同事業の対象者を老老世帯や認知症の人などに拡充し、家庭訪問を行いながら見守るとともに、支援の必要な高齢者等を早期に把握し、適時に相談や支援を行います。

### ④ 家族介護用品支給事業による見守り

在宅の要介護3・4・5の人を介護する家族に、家庭を訪問し、介護用品（紙おむつ等）を現物支給するとともに、対象者への声掛けや情報提供を行いながら見守りを実施します。

## (5) 災害対策の充実

### ① 災害時の支援体制の整備

ひとり暮らし高齢者や要介護4・5の人、障害を有する高齢者など、災害時に支援の必要な高齢者の情報を把握するため、避難行動要支援者台帳への登録を促進します。台帳に登録された情報を基に、安否確認や避難誘導、避難所等における避難生活支援等を行うため、基礎となる避難行動要支援者名簿を作成し、平常時から自治会・町内会や自主防災組織に提供することで、地域における支援体制の整備を促進します。また、災害時における名簿情報の円滑な提供を図るため、市内の小学校区コミュニティ・センター、市民センターに避難行動要支援者名簿を配備します。

さらに、避難行動要支援者名簿を配付した自治会や町内会、自主防災組織が福祉専門職の協力を得て、地域の事情に精通した民生児童委員、地域総合支援センター等の関係者と連携し、要配慮者一人ひとりに応じた個別支援計画を作成する取組を進めます。

### ② 介護事業所等における災害時の体制の整備

災害が発生した場合、介護事業所等の利用者が安全かつ迅速に避難するため、また、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するために、介護事業所等に対して、厚生労働省令で、災害時の業務継続に向けた計画等の策定、非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施が義務付けられています。さらに、浸水や土砂災害が想定される地域にある介護事業所等に対しては、洪水等災害発生時に円滑かつ迅速に避難できるよう、水防法等に基づき避難確保計画の作成や避難訓練等の実施が義務付けられています。

このことから、市は運営指導等において、各種計画の策定や訓練の実施を確認するとともに、必要に応じて助言・支援を行います。



## 第4章 介護保険事業の見込み

### 1. 利用者数等の推計

第1号被保険者数の将来推計及び要支援・要介護認定者数の将来推計を基礎とし、介護保険施設等の整備計画及び各サービスの利用状況等を考慮のうえ、利用者数等を推計しました。

#### (1) 施設サービス・居住系サービスの利用者数の推計

施設・居住系サービスの利用者数を推計すると、以下のとおりとなります。

#### 施設サービス・居住系サービスの利用者数の推計

(単位：人/月)

|                         | 第8期(実績値)          |                   |                   | 第9期(計画値)          |                   |                   | 中・長期               |                    |                    |
|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
|                         | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) | 2024年度<br>(令和6年度) | 2025年度<br>(令和7年度) | 2026年度<br>(令和8年度) | 2030年度<br>(令和12年度) | 2035年度<br>(令和17年度) | 2040年度<br>(令和22年度) |
| 介護保険施設サービス              | 1,911             | 1,930             | 1,930             | 1,990             | 2,049             | 2,074             | 2,076              | 2,081              | 2,137              |
| 介護老人福祉施設                | 1,183             | 1,184             | 1,184             | 1,238             | 1,242             | 1,255             | 1,255              | 1,257              | 1,261              |
| 介護老人保健施設                | 668               | 691               | 691               | 697               | 704               | 714               | 715                | 717                | 720                |
| 介護医療院<br>(介護療養型医療施設を含む) | 60                | 55                | 55                | 55                | 103               | 105               | 106                | 107                | 156                |
| 居宅(介護予防)サービス            | 556               | 576               | 604               | 705               | 810               | 982               | 1,174              | 1,374              | 1,574              |
| 介護予防特定施設入居者生活介護         | 136               | 135               | 125               | 180               | 210               | 255               | 314                | 374                | 440                |
| 特定施設入居者生活介護             | 420               | 441               | 479               | 525               | 600               | 727               | 860                | 1,000              | 1,134              |
| 地域密着型(介護予防)サービス         | 416               | 434               | 444               | 498               | 545               | 598               | 628                | 646                | 646                |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護        | 5                 | 2                 | 2                 | 2                 | 2                 | 2                 | 2                  | 2                  | 2                  |
| 認知症対応型共同生活介護            | 329               | 349               | 355               | 409               | 427               | 451               | 481                | 499                | 499                |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護    | 82                | 83                | 87                | 87                | 116               | 145               | 145                | 145                | 145                |

※ 介護療養型医療施設については、設置期限が2023年度(令和5年度)までとなっているため、第8期実績は介護医療院に含めています。2024年度(令和6年度)以降は介護医療院のみ推計

※ 2023年度(令和5年度)は実績見込。以下同じ

## (2) 居宅サービス・地域密着型サービス等の利用者数等の推計

介護給付の対象となる居宅サービス・地域密着型サービス等の利用者数とサービス量を推計すると、以下のとおりとなります。

### 居宅サービス・地域密着型サービス等の利用者数等の推計（年間）

|               |                  | 第8期（実績値）          |                   |                   | 第9期（計画値）          |                   |                   | 中・長期               |                    |                    |         |
|---------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------|
|               |                  | 2021年度<br>（令和3年度） | 2022年度<br>（令和4年度） | 2023年度<br>（令和5年度） | 2024年度<br>（令和6年度） | 2025年度<br>（令和7年度） | 2026年度<br>（令和8年度） | 2030年度<br>（令和12年度） | 2035年度<br>（令和17年度） | 2040年度<br>（令和22年度） |         |
| 居宅サービス        | 訪問介護             | （人/年）             | 25,702            | 26,282            | 25,632            | 26,520            | 26,904            | 27,984             | 31,128             | 33,120             | 33,696  |
|               |                  | （回/年）             | 657,112           | 690,342           | 686,320           | 701,258           | 709,772           | 745,842            | 838,394            | 894,467            | 918,935 |
|               | 訪問入浴介護           | （人/年）             | 1,583             | 1,596             | 1,704             | 1,824             | 1,860             | 1,896              | 2,136              | 2,352              | 2,424   |
|               |                  | （回/年）             | 7,733             | 7,710             | 8,518             | 9,029             | 9,176             | 9,360              | 10,523             | 11,594             | 11,954  |
|               | 訪問看護             | （人/年）             | 19,313            | 20,045            | 21,096            | 22,116            | 22,296            | 22,788             | 25,692             | 27,768             | 28,368  |
|               |                  | （回/年）             | 174,805           | 177,966           | 185,126           | 195,498           | 196,799           | 201,126            | 227,622            | 246,961            | 252,977 |
|               | 訪問リハビリテーション      | （人/年）             | 2,668             | 2,908             | 3,408             | 3,720             | 3,816             | 3,924              | 4,464              | 4,800              | 4,908   |
|               |                  | （回/年）             | 36,799            | 38,512            | 43,932            | 47,056            | 48,170            | 49,525             | 56,252             | 60,463             | 61,780  |
|               | 居宅療養管理指導         | （人/年）             | 21,761            | 23,599            | 25,500            | 26,688            | 26,712            | 27,432             | 31,056             | 33,696             | 34,524  |
|               | 通所介護             | （人/年）             | 24,929            | 26,049            | 27,156            | 28,416            | 28,956            | 29,532             | 32,988             | 35,328             | 35,820  |
|               |                  | （回/年）             | 260,899           | 265,597           | 284,014           | 303,362           | 309,142           | 315,199            | 352,375            | 377,777            | 383,262 |
|               | 通所リハビリテーション      | （人/年）             | 9,936             | 10,172            | 10,056            | 10,476            | 10,788            | 10,992             | 12,300             | 13,188             | 13,404  |
|               |                  | （回/年）             | 82,918            | 83,191            | 81,649            | 85,583            | 88,142            | 89,806             | 100,506            | 107,786            | 109,565 |
|               | 短期入所生活介護         | （人/年）             | 7,315             | 7,486             | 7,800             | 7,992             | 8,196             | 8,328              | 9,624              | 10,464             | 10,752  |
|               |                  | （日/年）             | 101,298           | 103,722           | 107,633           | 110,448           | 113,647           | 115,318            | 134,312            | 146,621            | 151,058 |
|               | 短期入所療養介護         | （人/年）             | 1,020             | 955               | 1,284             | 1,296             | 1,380             | 1,416              | 1,584              | 1,728              | 1,776   |
| （日/年）         |                  | 8,801             | 8,928             | 13,033            | 16,428            | 17,904            | 18,444            | 20,669             | 22,492             | 23,082             |         |
| 福祉用具貸与        | （人/年）            | 44,190            | 45,496            | 45,996            | 48,480            | 49,056            | 50,244            | 56,532             | 61,176             | 62,568             |         |
| 特定福祉用具販売      | （人/年）            | 690               | 713               | 732               | 744               | 756               | 768               | 816                | 864                | 876                |         |
| 住宅改修          | （人/年）            | 757               | 673               | 756               | 912               | 948               | 972               | 1,068              | 1,140              | 1,164              |         |
| 居宅介護支援        | （人/年）            | 62,847            | 65,079            | 65,196            | 69,852            | 70,404            | 72,144            | 79,584             | 85,512             | 86,940             |         |
| 地域密着型サービス     | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | （人/年）             | 967               | 982               | 1,260             | 1,332             | 1,344             | 1,392              | 1,560              | 1,680              | 1,740   |
|               | 夜間対応型訪問介護        | （人/年）             | 0                 | 0                 | 0                 | 144               | 144               | 144                | 168                | 180                | 240     |
|               | 地域密着型通所介護        | （人/年）             | 7,286             | 7,429             | 7,728             | 8,016             | 8,112             | 8,376              | 9,288              | 9,852              | 9,924   |
|               |                  | （回/年）             | 65,137            | 63,939            | 66,875            | 68,348            | 69,180            | 71,447             | 79,286             | 84,205             | 84,886  |
|               | 認知症対応型通所介護       | （人/年）             | 1,246             | 1,155             | 1,008             | 1,092             | 1,188             | 1,236              | 1,392              | 1,464              | 1,500   |
|               |                  | （回/年）             | 13,214            | 12,524            | 11,248            | 11,832            | 12,818            | 13,622             | 15,197             | 16,028             | 16,445  |
| 小規模多機能型居宅介護   | （人/年）            | 2,252             | 2,279             | 2,352             | 2,376             | 2,544             | 2,568             | 2,736              | 2,952              | 2,976              |         |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | （人/年）            | 1,056             | 1,170             | 1,152             | 1,236             | 1,416             | 1,440             | 1,452              | 1,596              | 1,620              |         |

### (3) 介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス等の利用者数等の推計

予防給付の対象となる介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス等の利用者数とサービス量を推計すると、以下のとおりとなります。

#### 介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス等の利用者数等の推計（年間）

|   |                 | 第8期（実績値）          |                   |                   | 第9期（計画値）          |                   |                   | 中・長期               |                    |                    |        |
|---|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------|
|   |                 | 2021年度<br>（令和3年度） | 2022年度<br>（令和4年度） | 2023年度<br>（令和5年度） | 2024年度<br>（令和6年度） | 2025年度<br>（令和7年度） | 2026年度<br>（令和8年度） | 2030年度<br>（令和12年度） | 2035年度<br>（令和17年度） | 2040年度<br>（令和22年度） |        |
| 介護<br>予<br>防<br>サ<br>ー<br>ビ<br>ス                          | 介護予防訪問入浴介護      | （人/年）             | 15                | 10                | 0                 | 12                | 12                | 12                 | 12                 | 12                 | 12     |
|   |                 | （回/年）             | 53                | 34                | 0                 | 43                | 43                | 43                 | 43                 | 43                 | 43     |
|   | 介護予防訪問看護        | （人/年）             | 6,971             | 7,560             | 8,412             | 8,484             | 8,616             | 8,772              | 9,456              | 9,648              | 9,684  |
|   |                 | （回/年）             | 55,336            | 56,179            | 61,777            | 63,204            | 64,200            | 65,335             | 70,454             | 72,000             | 72,209 |
|   | 介護予防訪問リハビリテーション | （人/年）             | 1,643             | 1,856             | 2,292             | 2,328             | 2,376             | 2,424              | 2,616              | 2,676              | 2,688  |
|   |                 | （回/年）             | 19,948            | 22,250            | 27,698            | 28,489            | 29,076            | 29,663             | 32,018             | 32,754             | 32,894 |
|   | 介護予防居宅療養管理指導    | （人/年）             | 3,507             | 3,859             | 3,936             | 4,044             | 4,116             | 4,200              | 4,524              | 4,632              | 4,668  |
|   | 介護予防通所リハビリテーション | （人/年）             | 7,127             | 7,447             | 8,436             | 8,424             | 8,568             | 8,700              | 9,156              | 9,336              | 9,276  |
|   | 介護予防短期入所生活介護    | （人/年）             | 374               | 314               | 420               | 480               | 480               | 504                | 504                | 516                | 516    |
|   |                 | （日/年）             | 2,117             | 1,648             | 1,937             | 2,028             | 2,028             | 2,136              | 2,136              | 2,190              | 2,190  |
|   | 介護予防短期入所療養介護    | （人/年）             | 26                | 13                | 12                | 36                | 48                | 48                 | 48                 | 48                 | 48     |
|   |                 | （日/年）             | 133               | 52                | 40                | 90                | 120               | 120                | 120                | 120                | 120    |
| 介護予防福祉用具貸与  | （人/年）           | 26,434            | 27,189            | 28,380            | 28,728            | 28,848            | 29,304            | 31,368             | 32,052             | 32,064             |        |
| 特定介護予防福祉用具販売  | （人/年）           | 466               | 458               | 420               | 444               | 456               | 456               | 480                | 492                | 504                |        |
| 介護予防住宅改修  | （人/年）           | 703               | 659               | 792               | 1,008             | 1,020             | 1,056             | 1,068              | 1,080              | 1,116              |        |
| 介護予防支援  | （人/年）           | 34,338            | 35,599            | 37,692            | 38,292            | 38,952            | 39,720            | 41,760             | 42,624             | 41,856             |        |
| 地域<br>密<br>着<br>型<br>介<br>護<br>予<br>防<br>サ<br>ー<br>ビ<br>ス | 介護予防認知症対応型通所介護  | （人/年）             | 17                | 21                | 24                | 36                | 36                | 36                 | 36                 | 36                 | 36     |
|   |                 | （回/年）             | 90                | 88                | 112               | 178               | 178               | 178                | 178                | 178                | 178    |
|   | 介護予防小規模多機能型居宅介護 | （人/年）             | 362               | 458               | 456               | 552               | 576               | 588                | 612                | 624                | 624    |

## 2. 給付費等の推計

### (1) 介護給付費（居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス等）

利用者数とサービス量の推計に基づいて介護給付費を算出すると、以下のとおりとなります。

#### 介護給付費（居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス等）

（単位：千円）

|           | 第8期（実績値）             |                   |                   | 第9期（計画値）          |                   |                   | 中・長期               |                    |                    |           |
|-----------|----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-----------|
|           | 2021年度<br>（令和3年度）    | 2022年度<br>（令和4年度） | 2023年度<br>（令和5年度） | 2024年度<br>（令和6年度） | 2025年度<br>（令和7年度） | 2026年度<br>（令和8年度） | 2030年度<br>（令和12年度） | 2035年度<br>（令和17年度） | 2040年度<br>（令和22年度） |           |
| 居宅サービス    | 訪問介護                 | 1,790,455         | 1,882,305         | 1,897,251         | 1,940,002         | 1,964,681         | 2,067,198          | 2,323,802          | 2,476,094          | 2,544,413 |
|           | 訪問入浴介護               | 100,503           | 100,410           | 111,477           | 119,330           | 121,347           | 123,770            | 139,090            | 153,255            | 157,984   |
|           | 訪問看護                 | 764,824           | 785,381           | 818,562           | 876,821           | 882,585           | 902,237            | 1,021,636          | 1,109,078          | 1,136,843 |
|           | 訪問リハビリテーション          | 109,114           | 112,015           | 127,071           | 138,511           | 141,949           | 145,945            | 165,765            | 178,212            | 182,082   |
|           | 居宅療養管理指導             | 279,442           | 309,660           | 345,634           | 355,290           | 355,988           | 365,589            | 414,076            | 449,443            | 460,574   |
|           | 通所介護                 | 2,131,936         | 2,174,521         | 2,326,792         | 2,513,988         | 2,567,293         | 2,613,990          | 2,933,177          | 3,158,637          | 3,214,924 |
|           | 通所リハビリテーション          | 697,636           | 686,166           | 670,977           | 709,386           | 731,979           | 744,293            | 836,839            | 901,313            | 919,405   |
|           | 短期入所生活介護             | 894,917           | 918,733           | 952,296           | 983,067           | 1,013,567         | 1,027,972          | 1,202,890          | 1,316,325          | 1,358,810 |
|           | 短期入所療養介護             | 106,811           | 107,066           | 157,001           | 198,747           | 216,988           | 223,553            | 250,205            | 272,915            | 280,359   |
|           | 福祉用具貸与               | 626,377           | 658,336           | 660,437           | 702,634           | 709,281           | 726,230            | 821,963            | 896,710            | 922,944   |
|           | 特定福祉用具販売             | 21,900            | 24,845            | 26,781            | 32,022            | 32,503            | 32,984             | 35,148             | 37,144             | 37,533    |
|           | 住宅改修                 | 63,525            | 60,132            | 64,455            | 81,051            | 84,347            | 86,492             | 95,027             | 101,342            | 103,434   |
|           | 特定施設入居者生活介護          | 1,005,720         | 1,061,574         | 1,169,685         | 1,286,987         | 1,466,473         | 1,782,071          | 2,103,183          | 2,446,448          | 2,777,797 |
|           | 居宅介護支援               | 959,011           | 997,200           | 996,437           | 1,084,602         | 1,093,191         | 1,120,364          | 1,238,837          | 1,334,486          | 1,358,886 |
| 地域密着型サービス | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護     | 172,063           | 178,921           | 233,377           | 268,140           | 269,600           | 275,749            | 314,756            | 342,806            | 357,837   |
|           | 夜間対応型訪問介護            | 0                 | 0                 | 0                 | 5,696             | 5,703             | 6,086              | 7,255              | 7,696              | 9,486     |
|           | 地域密着型通所介護            | 506,713           | 489,437           | 504,535           | 520,830           | 527,733           | 546,277            | 606,887            | 646,822            | 653,975   |
|           | 認知症対応型通所介護           | 143,319           | 139,068           | 127,199           | 135,225           | 146,640           | 157,161            | 174,756            | 184,804            | 189,889   |
|           | 小規模多機能型居宅介護          | 446,956           | 468,811           | 503,187           | 513,508           | 545,600           | 553,333            | 591,803            | 641,827            | 649,158   |
|           | 認知症対応型共同生活介護         | 1,003,807         | 1,072,669         | 1,123,288         | 1,279,597         | 1,337,212         | 1,414,352          | 1,508,379          | 1,564,994          | 1,564,994 |
|           | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 264,817           | 273,750           | 283,919           | 294,065           | 392,542           | 489,545            | 489,545            | 489,545            | 489,545   |
|           | 看護小規模多機能型居宅介護        | 335,886           | 355,512           | 345,458           | 371,029           | 419,651           | 428,375            | 437,502            | 482,498            | 490,638   |
| 施設サービス    | 介護老人福祉施設             | 3,820,768         | 3,824,834         | 3,771,808         | 4,056,390         | 4,075,662         | 4,115,087          | 4,120,098          | 4,128,845          | 4,145,871 |
|           | 介護老人保健施設             | 2,400,899         | 2,526,038         | 2,523,685         | 2,585,247         | 2,614,077         | 2,651,375          | 2,656,697          | 2,663,440          | 2,673,553 |
|           | 介護医療院                | 280,786           | 258,074           | 269,236           | 273,113           | 487,755           | 498,089            | 498,089            | 498,089            | 671,974   |
| 合計        | 18,928,184           | 19,465,457        | 20,010,550        | 21,325,278        | 22,204,347        | 23,098,117        | 24,987,405         | 26,482,768         | 27,352,908         |           |

※ 介護療養型医療施設については、設置期限が2023年度（令和5年度）までとなっているため、第8期実績は介護医療院に含めています。2024年度（令和6年度）以降は介護医療院のみ推計

※ 端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。

## (2) 予防給付費（介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス等）

利用者数とサービス量の推計に基づいて予防給付費を算出すると、以下のとおりとなります。

### 予防給付費（介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス等）

(単位：千円)

|               | 第8期（実績値）          |                   |                   | 第9期（計画値）          |                   |                   | 中・長期               |                    |                    |
|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
|               | 2021年度<br>(令和3年度) | 2022年度<br>(令和4年度) | 2023年度<br>(令和5年度) | 2024年度<br>(令和6年度) | 2025年度<br>(令和7年度) | 2026年度<br>(令和8年度) | 2030年度<br>(令和12年度) | 2035年度<br>(令和17年度) | 2040年度<br>(令和22年度) |
| 介護予防サービス      | 介護予防訪問入浴介護        | 467               | 295               | 0                 | 373               | 374               | 374                | 374                | 374                |
|               | 介護予防訪問看護          | 205,268           | 215,464           | 237,783           | 245,776           | 249,975           | 254,373            | 274,324            | 280,434            |
|               | 介護予防訪問リハビリテーション   | 57,517            | 63,354            | 79,382            | 82,276            | 84,077            | 85,774             | 92,585             | 94,712             |
|               | 介護予防居宅療養管理指導      | 40,477            | 43,879            | 44,608            | 46,473            | 47,361            | 48,335             | 52,066             | 53,346             |
|               | 介護予防通所リハビリテーション   | 246,300           | 257,096           | 290,031           | 291,475           | 296,863           | 301,366            | 317,923            | 325,194            |
|               | 介護予防短期入所生活介護      | 15,103            | 11,551            | 13,607            | 14,212            | 14,230            | 15,005             | 15,005             | 15,392             |
|               | 介護予防短期入所療養介護      | 1,117             | 447               | 383               | 968               | 1,292             | 1,292              | 1,292              | 1,292              |
|               | 介護予防福祉用具貸与        | 155,903           | 161,876           | 169,833           | 170,642           | 171,536           | 174,223            | 186,777            | 191,096            |
|               | 特定介護予防福祉用具販売      | 12,361            | 12,886            | 12,286            | 15,709            | 16,211            | 16,211             | 17,085             | 17,457             |
|               | 介護予防住宅改修          | 62,816            | 57,770            | 69,056            | 89,186            | 90,277            | 93,548             | 94,705             | 95,728             |
|               | 介護予防特定施設入居者生活介護   | 134,662           | 132,745           | 128,137           | 177,470           | 208,871           | 255,637            | 312,580            | 370,251            |
| 介護予防支援        | 161,545           | 168,682           | 179,125           | 183,999           | 187,407           | 191,102           | 200,920            | 205,079            |                    |
| 地域密着型介護予防サービス | 介護予防認知症対応型通所介護    | 753               | 768               | 1,004             | 1,578             | 1,580             | 1,580              | 1,580              | 1,580              |
|               | 介護予防小規模多機能型居宅介護   | 27,528            | 34,617            | 34,152            | 41,884            | 43,546            | 44,575             | 46,632             | 47,661             |
|               | 介護予防認知症対応型共同生活介護  | 13,263            | 7,271             | 6,090             | 6,102             | 6,110             | 6,110              | 6,110              | 6,110              |
| 合計            | 1,135,080         | 1,168,699         | 1,265,474         | 1,368,123         | 1,419,710         | 1,489,505         | 1,619,958          | 1,705,706          | 1,766,546          |

※ 端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。

### (3) 標準給付費見込額

第9期計画期間の標準給付費見込額（保険給付費見込額と算定対象審査支払手数料の合計額）は約750億円となります。

#### 標準給付費見込額

(単位：千円)

|                   | 第9期               |                   |                   | 合計         |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------|
|                   | 2024年度<br>(令和6年度) | 2025年度<br>(令和7年度) | 2026年度<br>(令和8年度) |            |
| 標準給付費             | 24,030,251        | 24,985,791        | 25,984,375        | 75,000,417 |
| 総給付費              | 22,693,401        | 23,624,057        | 24,587,622        | 70,905,080 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額  | 566,312           | 583,302           | 600,801           | 1,750,415  |
| 高額介護サービス費等給付額     | 646,790           | 652,023           | 667,143           | 1,965,956  |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額 | 98,368            | 100,759           | 103,132           | 302,259    |
| 算定対象審査支払手数料       | 25,380            | 25,650            | 25,677            | 76,707     |

※ 端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。

#### (4) 地域支援事業費見込額

地域支援事業は、要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業です。

第9期計画期間の地域支援事業費見込額（介護予防・日常生活支援総合事業費と包括的支援事業費・任意事業費の合計額）は約54億円となります。

#### 地域支援事業費見込額

(単位：千円)

|                               | 第9期               |                   |                   | 合計        |
|-------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------|
|                               | 2024年度<br>(令和6年度) | 2025年度<br>(令和7年度) | 2026年度<br>(令和8年度) |           |
| 地域支援事業費                       | 1,761,924         | 1,794,759         | 1,834,905         | 5,391,588 |
| 介護予防・日常生活支援総合事業費              | 1,134,622         | 1,167,406         | 1,207,500         | 3,509,528 |
| 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費 | 511,823           | 511,874           | 511,926           | 1,535,623 |
| 包括的支援事業（社会保障充実分）              | 115,479           | 115,479           | 115,479           | 346,437   |

※ 端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。

#### ① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援認定者等が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」を行い、利用者の介護予防と日常生活の自立を支援します。

- 訪問型サービス、通所型サービス、再見！生活プログラム
- 自主グループ活動支援事業、シニア活動応援事業 等

#### ② 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

高齢者が自宅や住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、保健、医療、福祉に関する相談、支援を包括的、継続的に行うものです。

- 総合相談事業
- 権利擁護事業 等

#### ③ 任意事業

- 介護給付費等適正化事業
- 成年後見制度利用支援事業 等

#### ④ 包括的支援事業（社会保障充実分）

- 在宅医療・介護連携推進事業
- 地域連携推進事業 等

## (5) 保健福祉事業費見込額

保健福祉事業は、被保険者全体を対象に、要介護状態等になることの予防や要介護被保険者の介護者への支援等を実施するもので、事業に要する費用は、全て第1号被保険者の保険料で賄うこととされています。

また、市町村の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組の推進を目的としていることを踏まえ、保険者機能強化推進交付金を活用することができます。

本市では、認知症の人の意思が尊重され、認知症の人や家族等が、安心して自分らしく暮らし続けられる共生社会「認知症にやさしいまち明石」を目指し、認知症施策を推進しています。

第9期計画期間の保健福祉事業費見込額（認知症あんしんプロジェクト等の合計額）は約1.6億円となります。

### 保健福祉事業費見込額

(単位：千円)

|               | 第9期               |                   |                   | 合計      |
|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|---------|
|               | 2024年度<br>(令和6年度) | 2025年度<br>(令和7年度) | 2026年度<br>(令和8年度) |         |
| 保健福祉事業費       | 53,305            | 53,305            | 53,305            | 159,915 |
| 認知症あんしんプロジェクト | 26,652            | 26,652            | 26,652            | 79,956  |
| 認知症早期支援事業     | 8,610             | 8,610             | 8,610             | 25,830  |
| 家族介護用品の支給     | 14,883            | 14,883            | 14,883            | 44,649  |
| ショートステイの活用    | 3,160             | 3,160             | 3,160             | 9,480   |

※ 端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。

#### ① 認知症あんしんプロジェクト

- 認知症サポート給付金等の支給や補聴器の購入に係る費用の助成
- 認知症手帳（あかしオレンジ手帳）を発行・活用

#### ② 認知症早期支援事業

- 認知症チェックシートを活用した認知症診断費用等助成

#### ③ 家族介護用品の支給

- 在宅で生活する認知症や寝たきり等の高齢者の家族への紙おむつ等の介護用品等の支給による在宅生活を支援
- 介護用品の配達時の見守り支援や介護等に関する情報を提供

#### ④ ショートステイの活用

- 特別養護老人ホームを利用できるセーフティネットを確保



## (6) 総事業費見込額

第9期計画期間の総事業費見込額（標準給付費見込額、地域支援事業費見込額、保健福祉事業費見込額の合計額）は約805億円となります。

### 総事業費見込額

(単位：千円)

|         | 第9期               |                   |                   | 合計         |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|------------|
|         | 2024年度<br>(令和6年度) | 2025年度<br>(令和7年度) | 2026年度<br>(令和8年度) |            |
| 総事業費    | 25,845,480        | 26,833,855        | 27,872,585        | 80,551,920 |
| 標準給付費   | 24,030,251        | 24,985,791        | 25,984,375        | 75,000,417 |
| 地域支援事業費 | 1,761,924         | 1,794,759         | 1,834,905         | 5,391,588  |
| 保健福祉事業費 | 53,305            | 53,305            | 53,305            | 159,915    |

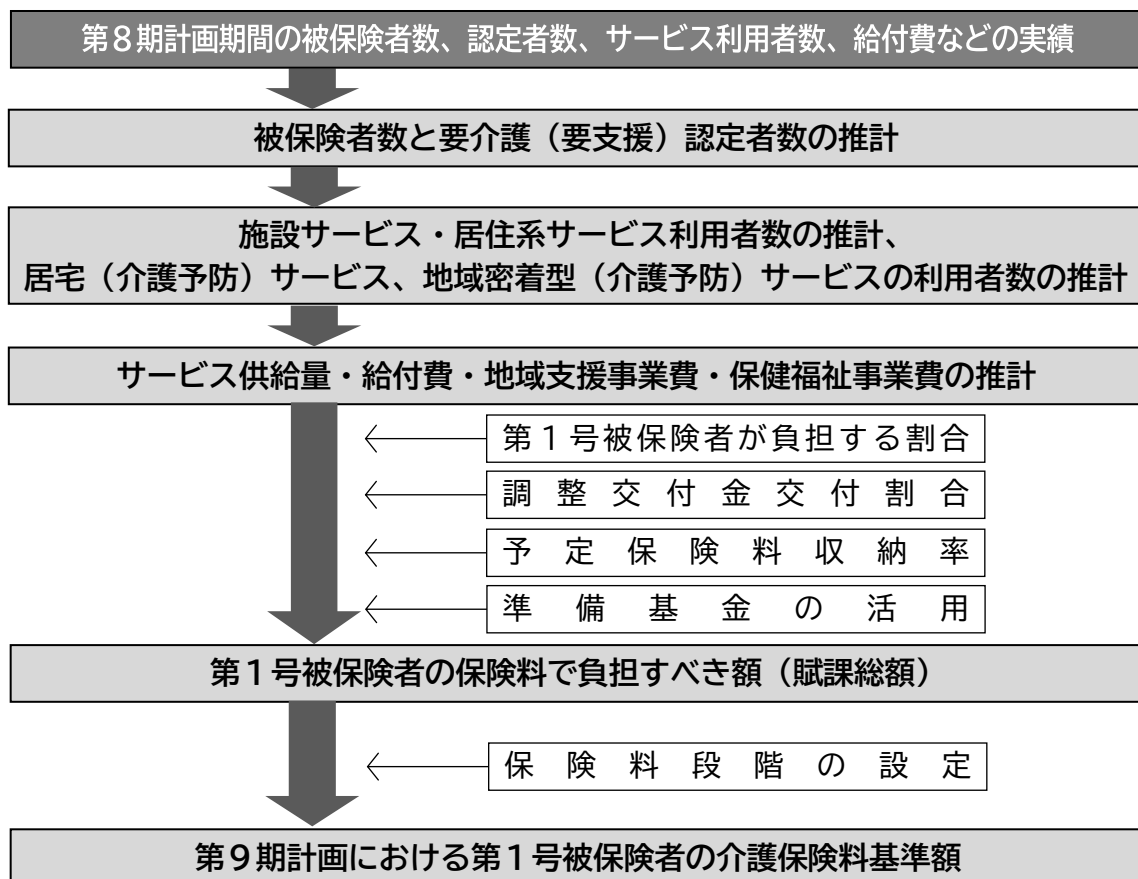
※ 端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。

### 3. 介護保険料基準額の推計手順

第9期計画期間（2024年度（令和6年度）～2026年度（令和8年度））及び2030年度（令和12年度）、2035年度（令和17年度）、2040年度（令和22年度）における介護保険事業の第1号被保険者の保険料基準額については、国が示す推計方法を踏まえて、地域包括ケア「見える化」システムを利用し、以下の手順に沿って算出します。

第8期計画期間（2021年度（令和3年度）～2023年度（令和5年度））における被保険者数、認定者数、サービス利用者数、給付費などの実績をもとに第9期計画期間及び2030年度（令和12年度）等の被保険者数等の推計を行い、次に保険料の算定にあたっての諸係数などを勘案しながら第1号被保険者の保険料基準額を設定する流れとなっています。

#### 介護保険料基準額の推計手順



## 4. 介護保険料算定に必要な諸係数

### (1) 第1号被保険者が負担する割合

保険給付及び地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の財源は、50%が公費負担、残りの50%が保険料により負担されます。第1号被保険者と第2号被保険者の保険料の負担割合は、全国ベースでの被保険者数の人数比率に基づき、3年ごとに定められます。

第9期計画期間において、第1号被保険者の負担割合は第8期計画期間と同様の23.0%となる見込みです。

また、保健福祉事業に係る費用は、全て第1号被保険者の保険料で賄うこととされています。

#### 介護保険事業の財源構成

(単位：%)

|     |         | 保険給付 |      | 地域支援事業          |              | 保健福祉事業 |
|-----|---------|------|------|-----------------|--------------|--------|
|     |         | 居宅等  | 施設等  | 介護予防・日常生活支援総合事業 | 包括的支援事業・任意事業 |        |
| 公費  | 国       | 20.0 | 15.0 | 20.0            | 38.50        | —      |
|     | 財政調整交付金 | 5.0* | 5.0* | 5.0*            | —            | —      |
|     | 県       | 12.5 | 17.5 | 12.5            | 19.25        | —      |
|     | 市       | 12.5 | 12.5 | 12.5            | 19.25        | —      |
| 保険料 | 第1号被保険者 | 23.0 |      | 23.0            | 23.00        | 100.0  |
|     | 第2号被保険者 | 27.0 |      | 27.0            | —            | —      |

※ 上記の表は一般的な負担割合を用いています。

※ 財政調整交付金交付割合は各市町村により異なり、5%に満たない分は第1号被保険者の保険料収納必要額に上乘せされます。

### (2) 財政調整交付金

国は、国の負担分のうち、全市町村の標準給付費の5%にあたる額を財政調整交付金として交付します。これは、市町村間の介護保険財政の格差を調整するために交付されるものであり、5%未満又は5%を超えて交付される市町村があります。

本市は、75歳以上の高齢者の占める割合が、全国平均に比べて比較的低いなどの理由により、第9期計画期間における財政調整交付金の交付割合は、計画期間を通して、約4.8%となると見込まれます。5%との差額、約0.2%分については、財政調整交付金不足額として第1号被保険者負担分相当額に含めたうえで、保険料を算定します。

### (3) 介護保険給付費準備基金の活用

介護保険給付費準備基金は、本市の介護保険事業に要する費用の財源に充てるため、明石市介護保険給付費準備基金条例（平成12年条例第8号）に基づき設置されたものです。給付費等が見込額を下回る場合は剰余金を基金に積み立て、給付費等が見込額を上回る場合は、前年度以前に積み立てられた基金から必要額を取り崩します。計画期間の最終年度において残高がある場合には、次期保険料を見込むにあたって基金の活用を検討します。

給付費等の実績を基にした推計によると、2023年度（令和5年度）末時点の基金残高は約33億円になると見込んでおり、第9期計画期間においては、保険料の上昇による第1号被保険者の負担を抑えるため、県内他市町との均衡を逸しないように、基金を活用し保険料を設定します。

### (4) 第9期計画期間に向けた制度改正（主な方向性）

第9期計画期間では、低所得者対策、制度の持続性及び公平性の観点などから、以下について制度改正が行われます。

#### ① 多床室の室料の負担の見直し（2025年（令和7年）8月施行）

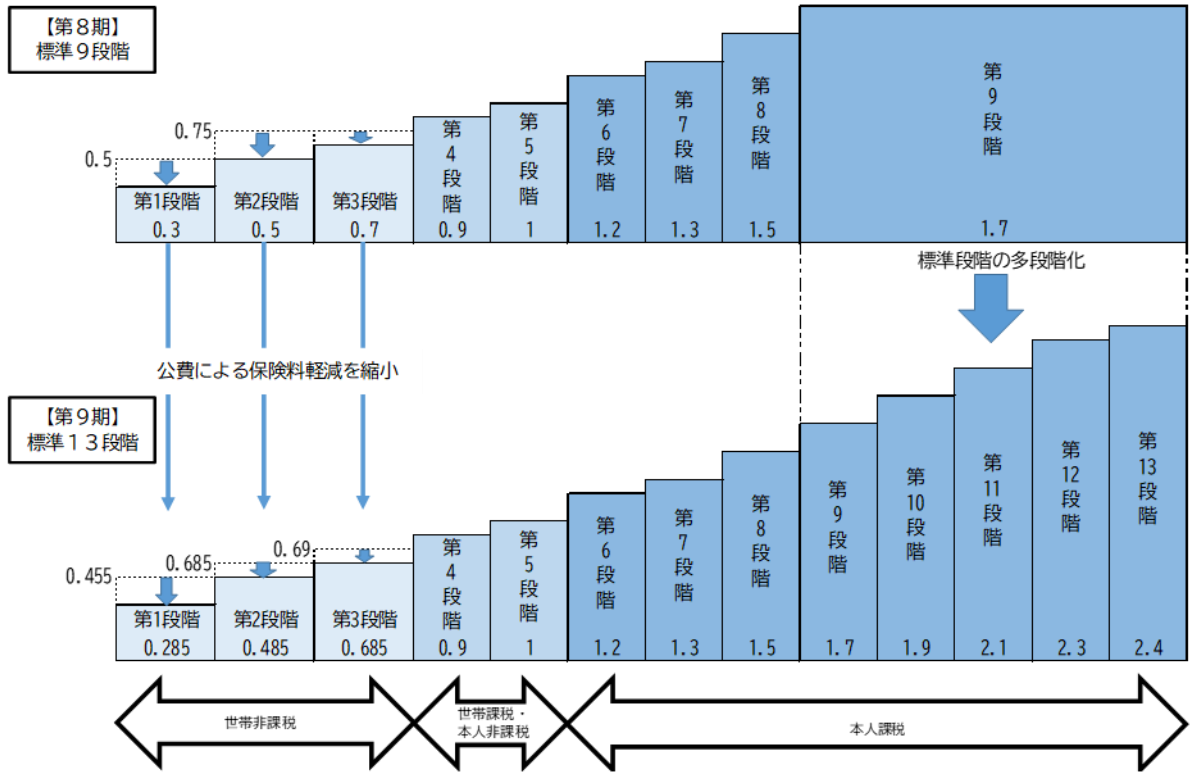
介護老人保健施設及び介護医療院の多床室に関して、室料負担が徴収されておらず、既に多床室の室料を徴収している介護老人福祉施設に比べて、利用者負担が低くなっている実態があることから、在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえ、介護老人保健施設（その他型及び療養型）及び介護医療院（Ⅱ型）の多床室（8㎡/人以上）に関して新たに室料負担を導入することとしています。

なお、多床室の利用者等に対し、十分な周知期間を確保する観点から、2025年（令和7年）8月施行となります。

#### ② 第1号被保険者保険料標準段階等の見直し

第9期計画期間の第1号保険料については、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化（標準段階の9段階から13段階への多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等）することで、低所得者の保険料上昇の抑制を図ることとしています。

## 国が示す保険料段階の変更のイメージ



### (5) 予定介護保険料収納率

第9期計画期間においては、現在の保険料収納率を参考とし、99.0%と設定します。

## 5. 第1号被保険者の介護保険料

### (1) 第1号被保険者の介護保険料収納必要額

第9期計画期間における総事業費見込額に、介護保険事業の財源構成、調整交付金交付割合などを勘案して算出すると、3年間の保険料収納必要額は約186億円と見込まれます。

#### 第1号被保険者の介護保険料収納必要額

(単位：千円)

|                  | 第9期               |                   |                   | 合計         |
|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------|
|                  | 2024年度<br>(令和6年度) | 2025年度<br>(令和7年度) | 2026年度<br>(令和8年度) |            |
| ア. 総事業費          | 25,845,480        | 26,833,855        | 27,872,585        | 80,551,920 |
| 標準給付費            | 24,030,251        | 24,985,791        | 25,984,375        | 75,000,417 |
| 地域支援事業費          | 1,761,924         | 1,794,759         | 1,834,905         | 5,391,588  |
| 保健福祉事業費          | 53,305            | 53,305            | 53,305            | 159,915    |
| イ. 第1号被保険者負担分相当額 | 5,985,505         | 6,212,832         | 6,451,739         | 18,650,076 |
| ウ. 調整交付金不足額      | 50,330            | 31,384            | 21,754            | 103,467    |
| 小計(イ+ウ)          |                   |                   |                   | 18,753,543 |
| 保険者機能強化推進交付金等 ※  | 60,000            | 60,000            | 60,000            | 180,000    |
| 保険料収納必要額         |                   |                   |                   | 18,573,543 |

※ 端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。

※ 保険者機能強化推進交付金等（地域支援事業や認知症施策に充当）については小計から控除します。

### (2) 第9期介護保険料の金額と賦課割合

#### ① 保険料段階の設定

本市では、第6期計画期間から、所得に応じた保険料となるよう国の標準段階よりも保険料段階を多段階化しています。第9期計画期間においても、この考えを踏襲し、国の制度改正に合わせ、これまで14段階であったものを16段階に細分化し、保険料を設定します。

第2段階の保険料については、公費負担による低所得者の負担軽減が2020年度（令和2年度）に完全実施されたことから、軽減前の賦課割合を国の標準賦課割合と合わせています。

なお、保険料の算定にあたっては、別枠公費投入による軽減額前の賦課割合を用いることとされています。

## ② 補正第1号被保険者数

年度ごとの各保険料段階における被保険者数を推計すると、以下のとおりとなります。

なお、保険料の基準額を算定するために、実際の被保険者の人数ではなく、保険料段階ごとにばらつきのある賦課割合と人数を基準段階（第5段階）の被保険者数に置き換えた補正第1号被保険者数を用います。これは、下記表の各段階の人数にそれぞれの賦課割合を乗じ、足し合わせることによって算出するものです。これにより、第9期計画期間の3年間における補正第1号被保険者の合計は、231,980人と見込まれます。

### 各保険料段階における第1号被保険者数

| 保険料段階 | 第9期               |                   |                   | 合計      | 賦課割合   |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|---------|--------|
|       | 2024年度<br>(令和6年度) | 2025年度<br>(令和7年度) | 2026年度<br>(令和8年度) |         |        |
| 第1段階  | 15,594            | 15,605            | 15,615            | 46,814  | 0.455※ |
| 第2段階  | 7,886             | 7,891             | 7,897             | 23,674  | 0.685※ |
| 第3段階  | 7,529             | 7,535             | 7,540             | 22,604  | 0.69※  |
| 第4段階  | 8,896             | 8,902             | 8,908             | 26,706  | 0.85   |
| 第5段階  | 9,255             | 9,259             | 9,267             | 27,781  | 1.00   |
| 第6段階  | 1,501             | 1,503             | 1,504             | 4,508   | 1.05   |
| 第7段階  | 7,058             | 7,063             | 7,067             | 21,188  | 1.18   |
| 第8段階  | 5,662             | 5,666             | 5,670             | 16,998  | 1.22   |
| 第9段階  | 7,340             | 7,345             | 7,350             | 22,035  | 1.28   |
| 第10段階 | 5,037             | 5,041             | 5,044             | 15,122  | 1.50   |
| 第11段階 | 1,871             | 1,872             | 1,874             | 5,617   | 1.70   |
| 第12段階 | 813               | 814               | 814               | 2,441   | 1.90   |
| 第13段階 | 376               | 376               | 376               | 1,128   | 2.10   |
| 第14段階 | 260               | 261               | 261               | 782     | 2.30   |
| 第15段階 | 192               | 192               | 193               | 577     | 2.40   |
| 第16段階 | 971               | 971               | 972               | 2,914   | 2.50   |
| 合計    | 80,241            | 80,296            | 80,352            | 240,889 |        |

※ 第1段階から第3段階については、別枠公費投入前の賦課割合を示しています。

### 補正第1号被保険者数

| 補正第1号被保険者 | 2024年度<br>(令和6年度) | 2025年度<br>(令和7年度) | 2026年度<br>(令和8年度) | 合計     |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|--------|
|           |                   | 77,273            | 77,326            | 77,381 |

### ③ 第1号被保険者の保険料基準額

#### ア 保険料基準額の試算

保険料は次の計算式によって、算出します。

#### 保険料の算出方法

$$\begin{aligned} & \text{第1号被保険者の介護保険料基準額（月額）} \\ & = \text{保険料収納必要額} \div \text{予定保険料収納率} \div \text{補正第1号被保険者数} \div 12 \end{aligned}$$

この式をもとに保険料を算出すると、第9期計画期間の保険料基準額は月額6,740円、年額80,880円となります。なお、保険料段階等を第9期計画期間と同様とし、このままの割合で利用率等が伸びると仮定した場合、保険料基準額は、2030年度（令和12年度）には月額7,566円、2035年度（令和17年度）には月額約8,224円、2040年度（令和22年度）には、月額約8,625円まで上昇すると試算されます。

#### イ 保険料の主な増額要因等について

介護認定者数は、2030年（令和12年）に向けて、75歳以上の後期高齢者人口が増加傾向にあり、その割合とともに増加すると見込んでいます。

あわせて、要介護認定者におけるサービス利用者数及び利用頻度の上昇に伴って介護給付費が増加することで、保険料の増額につながる見込みです。

今後、介護サービスの適正化事業を推進するなど、介護保険制度の適正な運用に努めてまいります。

#### ウ 介護保険給付費準備基金の活用

介護保険給付費準備基金残高は、給付費等の実績を基にした推計によると、2023年度（令和5年度）末時点で約33億円となる見込みです。

保険料の上昇による第1号被保険者の負担の抑制、第10期以後の将来的な保険料の上昇も見据えた今後の介護保険制度の円滑な運営、県内他市町との保険料の均衡等を考慮し、第9期計画期間では、同基金を約14.9億円取り崩すこととします。その結果、介護保険料基準額は月額6,740円から540円減額となり、月額6,200円（第8期計画期間から330円増額）、年額74,400円となります。



### 第9期介護保険料の保険料段階

| 保険料段階 | 対象者   |                                     | 賦課割合                                      | 保険料<br>(年額)                | 軽減適用後<br>保険料<br>(年間) |         |
|-------|---|-------------------------------------|---|----------------------------|----------------------|---------|
| 第1段階  | ①生活保護受給者<br>②世帯員全員が市民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者もしくは前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の者 |                                     | 基準額<br>×0.455<br>(×0.285)*                | 33,852円                    | 21,204円              |         |
| 第2段階  | 本人が市民税非課税   | 世帯員全員が<br>市民税非課税                    | 本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円超120万円以下の者 | 基準額<br>×0.685<br>(×0.485)* | 50,964円              | 36,084円 |
| 第3段階  |   | 本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が120万円超の者 | 基準額<br>×0.69<br>(×0.685)*                 | 51,336円                    | 50,964円              |         |
| 第4段階  |   | 世帯員に市民税<br>課税者がいる                   | 本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の者       | 基準額<br>×0.85               | 63,240円              |         |
| 第5段階  | 本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円超の者  |                                     | 基準額<br>6,200円                             | 74,400円                    |                      |         |
| 第6段階  | 本人が市民税課税  |                                     | 前年分の合計所得金額が60万円以下の者                       | 基準額<br>×1.05               | 78,120円              |         |
| 第7段階  |   |                                     | 前年分の合計所得金額が60万円超120万円未満の者                 | 基準額<br>×1.18               | 87,792円              |         |
| 第8段階  |   |                                     | 前年分の合計所得金額が120万円以上150万円未満の者               | 基準額<br>×1.22               | 90,768円              |         |
| 第9段階  |   |                                     | 前年分の合計所得金額が150万円以上210万円未満の者               | 基準額<br>×1.28               | 95,232円              |         |
| 第10段階 |   |                                     | 前年分の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者               | 基準額<br>×1.50               | 111,600円             |         |
| 第11段階 |   |                                     | 前年分の合計所得金額が320万円以上420万円未満の者               | 基準額<br>×1.70               | 126,480円             |         |
| 第12段階 |   |                                     | 前年分の合計所得金額が420万円以上520万円未満の者               | 基準額<br>×1.90               | 141,360円             |         |
| 第13段階 |   |                                     | 前年分の合計所得金額が520万円以上620万円未満の者               | 基準額<br>×2.10               | 156,240円             |         |
| 第14段階 |   |                                     | 前年分の合計所得金額が620万円以上720万円未満の者               | 基準額<br>×2.30               | 171,120円             |         |
| 第15段階 |   |                                     | 前年分の合計所得金額が720万円以上820万円未満の者               | 基準額<br>×2.40               | 178,560円             |         |
| 第16段階 |   | 前年分の合計所得金額が820万円以上の者                | 基準額<br>×2.50                              | 186,000円                   |                      |         |

※ 第1から第3段階の( )内の賦課割合は、別枠公費投入による軽減後の賦課割合を示しています。

---

## 第5章 計画の推進

---

### (1) 推進の体制

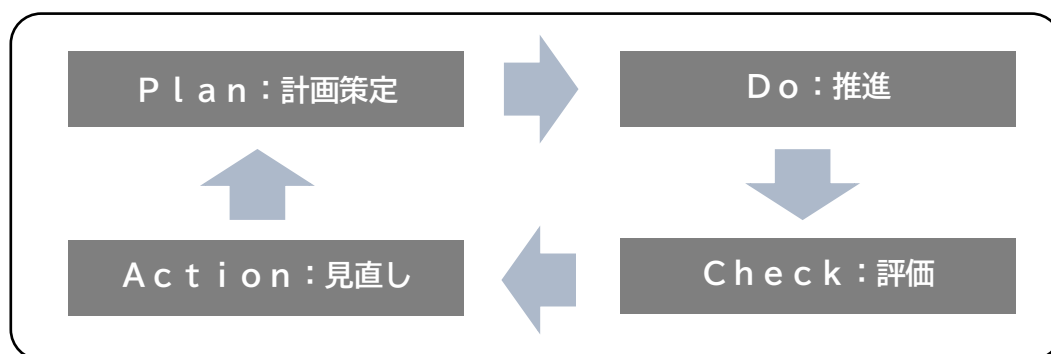
計画の推進にあたっては、関連施策との連動が不可欠です。そのため、庁内の推進体制については、障害者や子ども、まちづくり、健康・医療、住宅施策等の関係各課と定期的に協議を行うとともに、市域を超えた調整や広域的な課題については、今後も国や県と協働しながら、連携して対応していきます。介護人材の確保や地域資源の有効活用方法、公的サービスを提供するうえで負担となっている文書負担の軽減など、業務の効率化についても、県、近隣他市町と連携し、検討を進めていきます。

また、関係機関との推進体制については、地域総合支援センターが中心となって構築しているネットワークを活用し、課題の共有や解決策の検討などを行う中で、連携強化を図ります。

### (2) 進捗管理の方法

明石市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会に進捗状況の報告を行い、意見を聞きながら進めるものとし、庁内関係課や関係機関との協議等によって検証・評価を行い、問題点や課題を把握して見直しを加えるなど「PDCAサイクル」を通じて、各施策を適切かつ着実に推進します。また、各施策の評価結果について、適宜公表していくこととします。

#### PDCAサイクル



# 参考資料

## 1. 策定の経過

明石市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会を審議体として、以下の策定経過によって、計画を策定しました。

| 日・期間 |                          | 策定経過  |
|------|--------------------------|---|
| 令和4年 | 10月3日～<br>令和5年<br>3月10日  | 在宅介護実態調査<br>(明石市内において在宅で生活している要支援・要介護認定者のうち、要支援・要介護認定の更新申請・変更申請をし、実態調査期間中に認定調査を受けた人を対象に実施) 実施件数 812 件   |
| 令和5年 | 2月24日～<br>3月23日          | 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査<br>(明石市内に居住する、65歳以上で要介護認定を受けていない人から9,009人を無作為抽出し、日常生活に関するアンケート調査を実施)<br>有効回答件数 6,026 件 有効回答率 66.9%   |
|      | 8月9日                     | 第1回 明石市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会<br>・ 明石市高齢者いきいき福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定について<br>・ 明石市の高齢者の状況等について<br>・ 明石市高齢者いきいき福祉計画及び第8期介護保険事業計画の進捗について<br>・ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果について<br>・ 在宅介護実態調査の結果について |
|      | 10月6日                    | 第2回 明石市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会<br>・ 高齢者福祉の基本理念について<br>・ 人口、認定者数の将来推計について<br>・ 介護保険施設等実態調査結果及び居宅介護支援事業所アンケート調査結果の概要について<br>・ 介護保険施設等の整備(案)について<br>・ 介護保険料の設定(案)について                    |
|      | 11月27日                   | 第3回 明石市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会<br>・ 計画素案の概要及び施策の推進について<br>・ 介護保険事業の今後の見込みについて   |
|      | 12月15日～<br>令和6年<br>1月15日 | 明石市高齢者いきいき福祉計画及び第9期介護保険事業計画(素案)に関する市民意見募集   |
| 令和6年 | 2月9日                     | 第4回 明石市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会<br>・ 第9期事業計画(素案)に関するパブリックコメント等の報告について<br>・ 第9期事業計画(案)について  |
|      | 3月                       | 計画の策定   |

○ 明石市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会

委員名簿

| No. | 所属団体等                        | 委員     | 備考          |
|-----|------------------------------|--------|-------------|
| 1   | 神戸学院大学総合リハビリテーション学部教授        | 阪田 憲二郎 | 会長          |
| 2   | 明石市社会福祉協議会参事                 | 吉川 義明  | 会長職務<br>代理者 |
| 3   | 明石市保健福祉施設協会副会長               | 横山 光昭  |             |
| 4   | 西明石サポーターリングファミリー代表           | 松本 茂子  |             |
| 5   | 明石市高年クラブ連合会会長                | 河村 春喜  |             |
| 6   | 明石市連合まちづくり協議会総務              | 大野 美代子 |             |
| 7   | 明石市医師会会長                     | 橋本 彰則  | 臨時委員        |
| 8   | 兵庫県立大学看護学部教授                 | 高見 美保  | 臨時委員        |
| 9   | 明石市介護サービス事業者連絡会<br>居宅介護支援部会長 | 小栗 久子  | 臨時委員        |
| 10  | 明石市民生児童委員協議会<br>高年福祉専門部会部会長  | 三枝 孝子  | 臨時委員        |
| 11  | 明石市障害当事者等団体連絡協議会監事           | 南部 和幸  | 臨時委員        |

※ 委員の交代

2023年（令和5年）10月27日付、N06 明石市連合まちづくり協議会会長 吉川正博氏から交代

## ○ 明石市社会福祉審議会規則

### (目的)

第1条 この規則は、明石市社会福祉審議会条例（平成29年条例第25号）第8条の規定に基づき、明石市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において使用する用語は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

### (専門分科会)

第3条 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。第7条において同じ。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会ごとに専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を総理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長がその専門分科会に属する委員の中から指名した者がその職務を代理する。

### (専門分科会の会議)

第4条 専門分科会の会議は、専門分科会長が招集し、その議長となる。ただし、専門分科会長が選出されていないときは、委員長が招集する。

2 専門分科会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の4分の1以上の者が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、専門分科会の会議を招集しなければならない。

3 専門分科会は、その専門分科会に属する委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 専門分科会の議事は、その専門分科会に属する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち、出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (審査部会)

第5条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定により身体障害者福祉専門分科会に設置する審査部会（以下単に「審査部会」という。）に審査部会長を置き、審査部会に属する委員の互選によってこれを定める。

2 審査部会長は、審査部会の会務を総理する。

3 審査部会長に事故があるとき、又は審査部会長が欠けたときは、あらかじめ審査部会長が審査部会に属する委員の中から指名した者がその職務を代理する。

4 第4条（第2項を除く。）の規定は、審査部会の会議について準用する。この場合において、同条中「専門分科会」とあるのは「審査部会」と、同条第1項中「専門分科会長」とあるのは「審査部会長」と読み替えるものとする。

### (その他の部会)

第6条 前条に定めるもののほか、審議会は、専門分科会にその他の部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、専門分科会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 第4条（第2項を除く。）並びに前条第2項及び第3項の規定は、部会について準用する。この場合において、第4条（第2項を除く。）中「専門分科会」とあるのは「部会」と、同条第1項中「専門分科会長」とあるのは「部会長」と、前条第2項及び第3項中「審査部会長」とあるのは「部会長」と、「審査部会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

（審議会の決議）

第7条 審議会は、専門分科会及び部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（決議の特例）

第8条 審査部会及び部会においては、審査部会長又は当該部会の部会長が急施を要するため、会議を招集するいとまがないと認めるときは、会議を開かずとも、委員及び臨時委員が書面その他の方法により意思表示をすることにより決議することができる。

- 2 前項の場合において、審査部会及び部会の議事は、第5条第4項及び第6条第4項において読み替えて準用する第4条第4項の規定にかかわらず、その審査部会又は部会に属する委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査部会長又は部会長の決するところによる。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、福祉局において処理する。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

## 2. 高齢者の暮らしや介護に関わる調査

### (1) 日常生活に関するアンケート調査の概要

第9期計画を策定するにあたり、今後の高齢者福祉サービスや健康づくりの方策を検討するために、日頃の生活や介護の状況、サービスの利用意向などの実態を把握することを目的として実施しました。

#### 日常生活に関するアンケート調査の実施概要

|      |   |
|------|---|
| 調査種類 | 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査                        |
| 対象者  | 明石市に住む65歳以上で、要介護認定を受けていない人9,009人（無作為抽出） |
| 実施期間 | 2023年（令和5年）2月24日～3月23日                  |
| 実施方法 | 郵送配布、郵送回収                               |
| 調査結果 | 配布数：9,009件 有効回収数：6,026件 有効回答率：66.9%     |

### (2) 在宅介護実態調査の概要

第9期計画において、「地域包括ケアシステムの構築」という観点に「介護離職をなくしていくために必要なサービス」という観点を加え、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等の介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として実施しました。

#### 在宅介護実態調査の実施概要

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 調査種類 | 在宅介護実態調査                          |
| 対象者  | 更新申請、区分変更申請をした者（施設入所者は除く）         |
| 実施期間 | 2022年（令和4年）10月3日～2023年（令和5年）3月10日 |
| 実施方法 | 認定調査員の聞き取り調査                      |
| 実施件数 | 812件                              |

### (3) 介護保険施設等実態調査の概要

第9期計画の策定において、高齢者施設等の現況や居宅介護支援事業所における介護支援専門員の実態等を調査し、施設整備計画の作成や人材の確保に関する取組、利用者のニーズに応じた介護サービスの充実等高齢者施策の推進の参考とすることを目的に実施しました。

#### 介護保険施設等実態調査の実施概要

|      |                       |                        |
|------|-----------------------|------------------------|
| 調査種類 | 介護保険施設等・居宅介護支援事業所実態調査 |                        |
| 実施期間 | 2023年（令和5年）6月～7月      |                        |
| 対象者  | 介護老人福祉施設等高齢者施設        | 居宅介護支援事業所              |
| 実施方法 | アンケート調査               | アンケート調査                |
| 回答数  | 対象施設数：80施設 回答率：72.5%  | 対象事業所数：85事業所 回答率：63.5% |

### 3. 用語説明

| 区分 | 用語                        | 解説  |
|----|---------------------------|---|
| あ行 | あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画) | 地方自治体が策定する行政計画の基本となる計画のこと。まちづくりの長期的な展望や、総合的かつ計画的な行政運営の指針が示されている。  |
|    | 明石市第4次地域福祉計画              | 社会福祉法に基づき策定する計画で、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について目標を設定し、計画的に整備することを内容とするもの。地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられている。       |
|    | 明石市認知症施策推進計画              | 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき策定する認知症施策に関する事項を定める計画のこと。認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国の認知症施策推進基本計画及び県の認知症施策推進計画を基本とするとともに、市の実情に即した計画を策定するよう努めなければならないとされている。また、策定にあたっては、認知症の人及び家族等の意見を聴くよう努めなければならないとされている。 |
|    | 一般介護予防事業                  | 第1号被保険者のすべての人等を対象に、介護予防に関する活動の普及・啓発や地域住民の主体的な活動の育成・支援を行うなどの取組のこと。   |
| か行 | 介護医療院                     | 日常的な医学管理や看取り、ターミナルケア等の医療機能と生活施設としての機能を併せ持つ介護保険施設のこと。<br>介護保険法の改正により2018年(平成30年)4月創設。  |
|    | 介護支援専門員(ケアマネジャー)          | 利用者が適切なサービスを受けることができるよう、利用者からの相談や利用者の状態像を考慮して、居宅サービス計画等(ケアプラン)を作成し、介護サービス事業者との連絡・調整などを行う者のこと。   |
|    | 介護認定審査会                   | 保健・医療・福祉の学識経験者で構成され、認定調査と主治医意見書により、要支援・要介護認定に係る審査判定を行う市町村などの附属機関のこと。  |
|    | 介護報酬                      | 介護保険制度において、介護サービス事業者が、利用者に介護サービスを提供した場合に、対価として支払われる報酬のこと。   |
|    | 介護保険施設                    | 介護保険法による施設サービスを提供する施設の総称。介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院があり、施設サービス計画に基づき必要な介護を行う。<br>※介護療養型医療施設は、2023年度(令和5年度)末で廃止  |



| 区分     | 用語   | 解説  |
|--------|--|---|
| か行     | 介護保険審査会  | 被保険者代表、市町村、公益を代表する委員で構成され、保険給付などに関すること（要支援・要介護認定に関することを含む。）に不服がある者の審査請求に対して審査判定を行う都道府県の附属機関のこと。   |
|        | 介護保険料基準額   | 介護保険料を算定する基礎となる金額のことで、第9期計画期間においては、保険料段階が第5段階の介護保険料にあたる。この金額に各保険料段階の賦課割合を乗じることで、それぞれの介護保険料を決定している。  |
|        | 介護予防   | 介護が必要とならないように、また、介護が必要になっても、それ以上悪化しないようにすること。   |
|        | 介護予防サービス   | 介護予防通所リハビリテーションなど、要支援認定者を対象とした在宅生活を支えるサービスの総称。  |
|        | 介護予防支援   | 地域総合支援センターの職員などが、介護予防ケアプランを作成するなど、利用者が安心して介護予防サービスを利用できるよう支援するサービスのこと。  |
|        | 介護予防・生活支援サービス事業                                      | 要支援認定者等に対して、要介護状態の予防、悪化の防止と地域における自立した日常生活の支援を行うことで、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援する取組のこと。訪問型サービス、通所型サービス、その他支援サービス及び介護予防ケアマネジメントから構成されている。 |
|        | 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）                                | 地域の実情に応じて、住民等の多様な主体からなる多様なサービスを充実することにより、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもので、要支援者等に対して必要な支援を行う介護予防・生活支援サービス事業と住民主体の介護予防活動の育成及び支援等を行う一般介護予防事業がある。                   |
|        | 介護療養型医療施設  | 急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間に渡り療養が必要な人が利用する、介護体制の整った医療施設で、療養上の管理、看護、機能訓練などを提供する施設のこと。<br>※2023年度（令和5年度）末で廃止  |
|        | 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）                                  | 常に介護が必要で、自宅では介護ができない人が対象の施設。食事、入浴、排泄など日常生活上の介護や健康管理を提供する施設のこと。  |
|        | 介護老人保健施設   | 病状が安定し、リハビリテーションに重点をおいた支援が必要な人が対象の施設。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリテーションを提供する施設のこと。   |
| 課税年金収入 | 老齢・退職年金など市・県民税課税対象の年金収入のこと。障害年金や遺族年金は課税対象外のため、含まれない。 |   |

| 区分                       | 用語   | 解説  |
|--------------------------|--|---|
| か行                       | 通いの場   | 年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防に資する住民が主体的に運営する通いの場等をいう。   |
|                          | 看護小規模多機能型居宅介護  | 地域密着型サービスのひとつで、「通い」、「訪問（介護と看護）」、「泊まり」を組み合わせるサービスを提供することで、在宅での生活が継続できるよう支援すること。小規模の施設で一体的に各種サービスの提供を行うため、連続性のある介護を受けることができる利点がある。                            |
|                          | 協議体  | 市町村が主体となり、各地域における生活支援コーディネーターなどが参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワークのこと。   |
|                          | 共生型サービス  | デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障害児者が共に利用できるサービスのこと。共生型サービスは介護保険と障害福祉のそれぞれの制度に位置づけられており、限られた福祉人材を有効活用できることや、障害者が65歳以上となっても使い慣れた事業所でサービスの利用を継続しやすい等の利点がある。 |
|                          | 居宅介護支援   | 介護支援専門員（ケアマネジャー）がケアプランを作成するなど、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援するサービスのこと。  |
|                          | 居宅サービス   | 通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護など、在宅生活を支える介護サービスの総称。  |
|                          | （介護予防）居宅療養管理指導   | 医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが家庭に訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をすること。  |
|                          | ケアプラン  | 利用者の心身の状況、その置かれている環境、本人やその家族の希望などを勘案し、利用する介護サービスの種類や内容、担当者などを定めた計画のこと。  |
|                          | （介護予防）ケアマネジメント   | 利用者の心身の状況、その置かれている環境、本人やその家族の希望などに応じて、インフォーマルなサービスも含め適切なサービスが提供されるよう支援すること。   |
|                          | 軽費老人ホーム（ケアハウス）   | 60歳以上の高齢者を無料又は低額な料金で入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設。   |
| 健康増進計画（あかし健康プラン 21（第3次）） | 健康増進法及び食育基本法に基づく計画で、市民がいつまでも安心して健やかに過ごせるよう、市民と行政が一体となって健康づくりを総合的に推進するための計画のこと。 |   |

| 区分 | 用語                 | 解説  |
|----|--------------------|---|
| か行 | 高額医療合算介護サービス費      | 同じ医療保険に加入している世帯を対象に、医療と介護の両方を合わせた自己負担額の合計額が、決められた限度額を 500 円以上超えた場合、申請をするとその超えた分が高額医療合算介護サービス費として支給される。  |
|    | 高額介護サービス費          | 1 か月の利用者負担額が上限額を超えた場合に、その超えた分が高額介護サービス費として支給される。所得の低い人には、その上限額が低く設定されている。   |
|    | 合計所得金額             | 収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なる）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のこと。なお、合計所得金額は分離課税の長（短）期譲渡所得の特別控除前、総合所得及び株式に係る譲渡所得等の繰越控除前の金額が対象となる。                                  |
|    | 高齢者の質問票            | フレイル等高齢者の特性を踏まえて、健康状態を総合的に把握するためのもの。健康状態、食習慣、口腔機能、体重変化、運動・転倒、認知機能、社会参加等、厚生労働省が作成した基本の 15 項目に、フレイル予防の取り組み状況等、市独自項目を追加した全 17 項目の質問票。基本の 15 項目については、後期高齢者健診における問診票としても使用されている。 |
|    | 国民健康保険団体連合会（国保連合会） | 国民健康保険法に基づき国民保険事業の目的を達成するために設立された公法人のこと。国民健康保険の診療報酬明細書の審査と診療報酬の支払いが主な業務。介護報酬の支払いや審査機能のほか、サービスに関する苦情処理やサービスの質の向上に関する調査、指定サービス事業者や施設に対する指導・助言などを行う。                           |
|    | コーホート要因法           | 同年に出生した集団（コーホート）の「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転出入）という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それぞれに基づいて将来人口を推計する方法。   |
| さ行 | サービス付き高齢者向け住宅      | 高齢者向けの賃貸住宅で、状況把握サービス、生活相談サービス、その他高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する。都道府県等に登録が必要。  |
|    | 事業対象者              | 日常生活関連動作、運動器機能、栄養、口腔機能、閉じこもり、認知機能、虚弱、うつといった項目について、基本チェックリストの基準に該当する人。   |
|    | 社会福祉協議会            | 地域福祉の推進を図ることを目的として、市民や各種団体の協力を得ながら、住民、障害者、高齢者などの立場に立って、地域の福祉、在宅福祉サービスの向上を目指す社会福祉法人格を持った民間団体のこと。社会福祉法に基づき全国、都道府県、市町村などに設置されている。  |

| 区分   | 用語  | 解説   |
|------|---|--|
| さ行   | 就労的活動支援コーディネーター   | 役割がある形での高齢者の社会参加を促進するため、民間企業や有償・無償のボランティア活動等と高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする機能を担う者のこと。   |
|      | (介護予防)住宅改修  | 利用者の状況に応じた手すりの設置や段差解消などの工事に対して、その費用を給付すること。  |
|      | 主治医意見書  | かかりつけの医師が身体上又は精神上の障害の原因である疾病、負傷の状況などについて意見を述べたもののこと。   |
|      | 住宅型有料老人ホーム  | 生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設。介護が必要となった場合には、入居者自身の選択で地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら生活を継続することができる。   |
|      | 障害高齢者の日常生活自立度   | 高齢者の日常生活の自立度を示す指標（寝たきり度ともいわれ、自立、J1、J2、A1、A2、B1、B2、C1、C2）   |
|      | あかし障害福祉推進計画(明石市第6次障害者計画、明石市障害福祉計画(第7期)・明石市障害児福祉計画(第3期)) | 障害者計画は、障害者基本法に基づき策定する計画で、明石市における障害者施策を総合的に推進するための基本指針となるもの。障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害者総合支援法や児童福祉法に基づき策定する計画で、障害福祉サービスや障害児支援の供給量を数値目標で定めるもの。<br>計画期間は2024年度から2029年度までの6年間 |
|      | 小規模多機能型居宅介護   | 地域密着型サービスのひとつで、「通い」、「訪問」、「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、在宅での生活が継続できるよう支援すること。小規模の施設で一体的に各種サービスの提供を行うため、連続性のある介護を受けることができる利点がある。  |
|      | シルバー人材センター  | 高齢者に臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務を一般家庭、事業所、官公庁などから受注し、その仕事を会員の能力や希望に応じて組織的に提供する団体のこと。  |
|      | 生活支援コーディネーター  | 高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を担う者のこと。   |
|      | 生活習慣病   | 食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などによる生活習慣によって引き起こされる病気のこと。糖尿病、脳卒中、心臓病、高血圧、脂質異常症、悪性新生物(がん)などが代表的である。   |
|      | 成年後見制度  | 認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の法律行為(財産管理や契約の締結など)を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人の代理として契約を行い、本人に不利益な契約を取り消すなどができる制度のこと。   |
| 総合事業 | 介護予防・日常生活支援総合事業の略称。                                     |  |

| 区分               | 用語   | 解説   |
|------------------|--|--|
| さ行               | 相談支援専門員  | 障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う者のこと。                       |
| た行               | 第1号被保険者  | 65歳以上の介護保険制度の被保険者のこと。介護保険料は市町村ごとに設定され、個別に市町村に納める。  |
|                  | 第2号被保険者  | 40歳以上65歳未満の医療保険加入者のこと。介護保険料は加入している医療保険の算定方法に基づいて設定され、医療保険料として納める。  |
|                  | 団塊ジュニア世代   | 昭和46年(1971年)から昭和49年(1974年)までのベビーブームに生まれた人の総称。  |
|                  | 団塊の世代  | 昭和22年(1947年)から昭和24年(1949年)までに生まれた人の総称。   |
|                  | (介護予防)短期入所生活介護   | 介護、生活機能の維持向上のために、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所すること。  |
|                  | (介護予防)短期入所療養介護   | 医療や介護、生活機能の維持向上のために、介護老人保健施設などに短期間入所すること。  |
|                  | 地域共生社会   | 「支える側」と「支えられる側」という固定された関係ではなく、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等を含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会。                            |
|                  | 地域支援事業   | 要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業のこと。介護予防日常生活支援総合事業(総合事業)、包括的支援事業、任意事業からなる。 |
|                  | 地域総合支援センター   | 地域包括支援センター・在宅介護支援センターの機能をあわせもつ、高齢者・障害者・子ども等を含む地域の相談支援体制の拠点。  |
|                  | 地域包括ケアシステム   | 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、地域において医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの各種サービスが包括的に切れ目なく提供される体制のこと。                              |
| 地域包括ケア「見える化」システム | 都道府県・市町村における介護保険事業(支援)計画等の策定・実行を総合的に支援するために厚生労働省が運営する情報システム。平成27年(2015年)7月の本格稼働以降、一部の機能を除いて誰でも利用できるようになり、住民も含めた地域の関係者間で、地域の課題や解決に向けた取組を共有することができる。 |  |

| 区分 | 用語                 | 解説   |
|----|--------------------|--|
| た行 | 地域包括支援センター         | 介護保険法で定められた、地域住民の心身の健康の保持や生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上、福祉の増進を包括的に支援する機関のこと。  |
|    | 地域密着型介護老人福祉施設      | 入所定員が 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）のこと。市町村が指定する地域密着型サービスに位置づけられる。   |
|    | 地域密着型（介護予防）サービス    | 住み慣れた地域で継続して利用することを目的としたサービスの総称。市町村が事業者の指定を行い、市町村の被保険者が優先的に利用できる。  |
|    | 地域密着型通所介護          | 小規模な通所介護事業所（利用定員 18 人以下）が提供する通所介護のこと。  |
|    | 地域密着型特定施設入居者生活介護   | 入所定員が 29 人以下の特定施設入居者生活介護のこと。市町村が指定する地域密着型サービスに位置づけられる施設。   |
|    | 地区社会福祉協議会          | 地域住民による福祉活動を行う自主組織。法的な位置づけはないが、住民が抱える様々な福祉課題に対する支援を行うため、地区社協と自治会、高年クラブ、子ども会など地域の各種団体が連携して地域福祉活動の推進を図っている。                                    |
|    | 超高齢社会              | 総人口に占める高齢者（65 歳以上）の割合が 21%を超える社会のこと。7%を超える社会は「高齢化社会」、14%を超える社会は「高齢社会」という。  |
|    | 通所介護               | デイサービスセンターなどで、食事、入浴、生活機能の維持向上のための体操、筋力トレーニングなどを日帰りで受けること。  |
|    | 通所型サービス            | 要支援 1・2、事業対象者に対し、生活機能の維持向上のための体操、筋力トレーニングなどを日帰りで受ける総合事業のサービス。明石市では、旧介護予防通所介護に相当する「予防専門通所型サービス」のほか、訪問と通所を組み合わせた短期集中予防サービス「再見！生活プログラム」を実施している。 |
|    | （介護予防）通所リハビリテーション  | 介護老人保健施設などで、生活機能の維持向上を目的とし、機能訓練などを日帰りで受けること。   |
|    | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護   | 重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うこと。  |
|    | 特定施設入居者生活介護（介護専用型） | 有料老人ホームなどに入居し、食事、入浴などの介護や機能訓練を受けること。要支援・要介護認定者のみが利用できる。  |
|    | 特定施設入居者生活介護（混合型）   | 有料老人ホームなどに入居し、食事、入浴などの介護や機能訓練を受けること。要支援・要介護認定者以外でも利用できる。   |

| 区分 | 用語                    | 解説  |
|----|-----------------------|---|
| た行 | 特定入所者介護（予防）サービス費      | 介護保険施設等における居住費（滞在費）と食費について、所得の低い人を対象に、申請をすると、基準費用額から負担限度額を差し引いた額が特定入所者介護（予防）サービス費として支給される。所得の低い人には、負担限度額が低く設定されている。   |
|    | 特定（介護予防）福祉用具販売        | 腰掛便座（ポータブルトイレ）、入浴補助用具などの福祉用具の購入に対して、その費用を給付すること。  |
| な行 | 日常生活圏域                | 市域を地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件などを勘案して身近な生活圏で分けしたもの。明石市では、介護サービスにおける日常生活圏域を中学校区として設定している。  |
|    | 任意事業                  | 地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする事業で、本市では、介護給付費等適正化事業や成年後見制度利用支援事業等を実施している。 |
|    | 認知症                   | 脳の疾患を原因として、記憶・判断能力などが徐々に低下し、日常生活に支障をきたすようになった状態をいう。単なるもの忘れとは区別される。  |
|    | 認知症ケアパス               | 認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れを示したもののこと。  |
|    | 認知症の人の日常生活自立度         | 認知機能・状態を日常生活の自立の程度で評価した指標（自立・Ⅰ・Ⅱa・Ⅱb・Ⅲa・Ⅲb・Ⅳ・M）のこと。例えば、家庭外で日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる状態はⅡaとされている。   |
|    | 認知症サポーター              | 認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かい目で見守る「応援者」のこと。「認知症サポーター養成講座」を受講するとサポーターの証であるオレンジリングが交付される。明石市では、「オレンジサポーター」と名称変更している。  |
|    | 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） | 認知症の高齢者が共同で生活できる場で食事、入浴などの介護、機能訓練を受けること。  |
|    | （介護予防）認知症対応型通所介護      | 認知症の高齢者が日帰りで食事、入浴などの介護、機能訓練を受けること。  |
|    | 認定調査                  | 身体機能や認知機能などに関する能力、介助の方法、障害や現象（行動）の有無などの決められた調査項目に基づき、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて客観的な観察・聞き取りを行うこと。   |

| 区分         | 用語   | 解説  |
|------------|--|---|
| は行         | P D C Aサイクル  | P l a n（目標を決め、それを達成するために必要な計画を立案）、D o（立案した計画の実行）、C h e c k（目標に対する進捗を確認し評価・見直し）、A c t i o n（評価・見直しした内容に基づき、適切な処置を行う）というサイクルを回しながら改善を行っていくこと。   |
|            | 兵庫県地域医療構想  | 住民が、住み慣れた地域で生活しながら、状態に応じた適切に必要な医療を受けられる地域医療の提供体制、すなわち「地域完結型医療」を整備することを目的に、兵庫県保健医療計画の一部として兵庫県が策定するもの。  |
|            | 兵庫県保健医療計画  | がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の5疾病と、地域医療の確保において重要な課題となる救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急を含む。）の5事業及び在宅医療について、それぞれに求められる医療機能を明確にしたうえで、地域の医療関係者等の協力の下に、医療連携体制を構築するとともに、それをわかりやすく示すことにより、患者や住民が地域の医療機関ごとの機能分担の現状を理解し、病期に適した質の高い医療を受けられる体制を整備するために策定するもの。 |
|            | （介護予防）福祉用具貸与   | 日常生活の自立を実現するために、車いす、ベッド、歩行器などの福祉用具の貸与を受けること。  |
|            | フレイル   | 加齢に伴い、心身の機能が低下した「虚弱」な状態のこと。早期に気づき、フレイル対策の3本柱である栄養（食事・口腔機能）、運動、社会参加に取り組むことで、元の状態に戻ることができる。   |
|            | 包括的支援事業  | 高齢者が、自宅や住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、保健、医療、福祉に関する相談、支援を包括的、継続的に行う事業のこと。   |
|            | 訪問介護   | ホームヘルパー（訪問介護員）が家庭を訪問し、家事など利用者の日常生活上の支援を行うこと。  |
|            | 訪問型サービス  | 要支援1・2、事業対象者に対し、ホームヘルパーや市等が実施する研修修了者が家庭を訪問し、家事など利用者の日常生活上の支援を行う総合事業のサービス。明石市では、旧介護予防訪問介護に相当する「予防専門訪問型サービス」のほか、一定の研修終了者等が生活援助を行う「生活援助訪問型サービス」を実施している。  |
| （介護予防）訪問看護 | 専門の看護師等が家庭を訪問し、病状や療養生活を看護の専門家の目で見守り、適切な判断に基づいたケアとアドバイスで、在宅での療養生活が送れるように支援すること。 |   |



| 区分 | 用語                | 解説  |
|----|-------------------|---|
| は行 | (介護予防)訪問入浴介護      | 浴槽を積んだ移動入浴車などで家庭を訪問し、入浴支援を行うこと。   |
|    | (介護予防)訪問リハビリテーション | リハビリテーションの専門家が家庭を訪問し、体操やリハビリテーションなどの指導をすること。  |
|    | 保険料収納必要額          | 介護サービスに必要な費用のうち、第1号被保険者の保険料として収納する必要がある額のこと。  |
|    | 補正第1号被保険者         | 保険料段階ごとにばらつきのある賦課割合を基準段階(第5段階)の被保険者数に置き換えた人数のこと。各保険料段階の被保険者数にそれぞれの賦課割合をかけて、足し合わせて算出される。   |
|    | ボランティア            | 一般に自発的な意志に基づいて、人や社会に貢献すること。自発性(自由な意志で行うこと)、無償性(利益を求めないこと)、社会性(公正に相手を尊重できること)といった原則がある。  |
| や行 | 夜間対応型訪問介護         | ホームヘルパー(訪問介護員)による夜間の定期巡回や緊急時も含めた対応ができるよう随時訪問を行うこと。  |
|    | 要介護状態             | 入浴、排泄、食事などの日常生活における基本的な動作について、常時介護が必要と見込まれる状態のこと。   |
|    | 要介護度              | 介護が必要な度合に応じて定めた要支援・要介護状態の区分のこと。要支援1・2、要介護1～5の計7段階がある。   |
|    | 養護老人ホーム           | 65歳以上で環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を市町村等の措置により入所させ、養護するとともに、自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う施設。                   |
|    | 要支援・要介護認定         | 介護認定審査会により審査・判定された要介護度を市町村が認定すること。  |
| ら行 | リハビリテーション         | 障害者や事故・疾病で後遺症が残った人などを対象に、身体的・心理的・職業的・社会的に、最大限にその能力を回復させるために行う訓練・療法や援助のこと。   |
|    | 老齢福祉年金            | 国民年金制度が発足した当時すでに高齢になっていたため、老齢年金の受給資格期間を満たすことができなかった人に支給される年金のこと。対象者は明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた人、又は大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた人で一定の要件を満たしている人。 |

## 4. SDGsの17の目標

|   |   |
|---|---|
|    | <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>  |
|    | <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>                             |
|    | <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>                                  |
|   | <p>すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p>                           |
|  | <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。</p>                                    |
|  | <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>                                    |
|  | <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>                         |
|  | <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>       | <p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>                              |
| <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>         | <p>各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>  |
| <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>        | <p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>  |
| <p>12 つくる責任 つかう責任</p>          | <p>持続可能な生産消費形態を確保する。</p>   |
| <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>       | <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>   |
| <p>14 海の豊かさを守ろう</p>          | <p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>   |
| <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>          | <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>       |
| <p>16 平和と公正をすべての人に</p>       | <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p> |
| <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>  | <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>                                       |

---

明石市高齢者いきいき福祉計画及び第9期介護保険事業計画  
2024年（令和6年）3月

編集・発行／明石市 福祉局 高齢者総合支援室  
高年福祉担当 電話 (078)918-5166  
介護保険担当 電話 (078)918-5091  
〒673-8686 兵庫県明石市中崎1丁目5番1号

---